

福島市中心市街地活性化基本計画



福島県 福島市 平成27年4月

平成27年	3月27日	認定
平成29年	3月24日	変更
平成30年	3月23日	変更
平成31年	3月26日	変更
令和2年	3月30日	変更

福島市中心市街地活性化基本計画 目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
(1) 福島市の概況	2
(2) 中心市街地の成り立ちと変遷	3
(3) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況	4
(4) 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握	6
(5) 地域住民のニーズ等の把握・分析	3 7
(6) これまでの中心市街地の活性化に向けた取り組み	5 1
(7) 新たな中心市街地活性化基本計画の必要性	6 5
(8) 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	6 9
(9) 中心市街地活性化の主な事業	7 3
2. 中心市街地の位置及び区域	7 8
(1) 位置	7 8
(2) 区域	7 9
(3) 中心市街地要件に適合していることの説明	8 0
3. 中心市街地の活性化の目標	8 3
(1) 目標年次の考え方	8 4
(2) 目標（数値指標）の設定とその考え方	8 4
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	1 0 2
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	1 1 1
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	1 2 0
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	1 2 4
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	1 4 0
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	1 4 7
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	1 6 1
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	1 6 7
12. 認定基準に適合していることの説明	1 7 1

様式第4 [基本計画標準様式]

- 基本計画の名称：福島市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：福島県福島市

- 計画期間：平成27年4月から令和3年3月まで（6年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(1) 福島市の概況

本市は、福島県中通り地方の北部に位置し、西に磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中に開け、市域を南北に流れる阿武隈川を主流として荒川、松川、摺上川などの河川が注いでいる。市域の中央には信夫山が位置しており、四方に広がる市街地のシンボリックな存在となっている。

交通網については、東北新幹線が縦貫し、更に山形新幹線の起点となっており、また、東北縦貫自動車道を始め、国道4号などの主要道路が東西南北に延びており、首都圏と東北圏を結ぶ交通の結節点として重要な位置にある。

江戸時代には、年貢米を江戸へ運ぶために阿武隈川を利用した舟運が行われ、その両岸には人や荷物を上げ下ろしする所（河岸「かし」）が設けられ、福島河岸は福島城の南に隣接し、福島藩・幕府・米沢藩の米蔵があった。福島河岸があった所は、現在、御倉邸（旧日本銀行福島支店長役宅）と一体的に整備され、船着場の姿を再現し、市民の文化活動や観光施設として利用されている。また、養蚕や生糸作りが盛んな地域として全国的にもその名が知られ、その製品の集散地として発展し商業のまちとして繁栄し、東北初の日本銀行出張所が設置されるなど、政治・経済・文化・教育の中心地として現在に至っている。

明治40年に県内で2番目の市として人口3万余人で市制施行されてから、周辺の町・村との合併を繰り返して市域が形成され、平成20年7月に市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、飯野町と合併し現在の市域、767.7km²を有している。

平成2年度には「福島市24時間都市構想」を策定し、都心づくりの指針の明確化、構想実現のための施策展開の方向付けがなされ、平成5年には「福島地方拠点都市地域基本計画」を策定し、県北地区17市町村（現在は8市町村）で構成される地域の中核ゾーンとして、高次都市機能を集積する地区として位置付けられている。

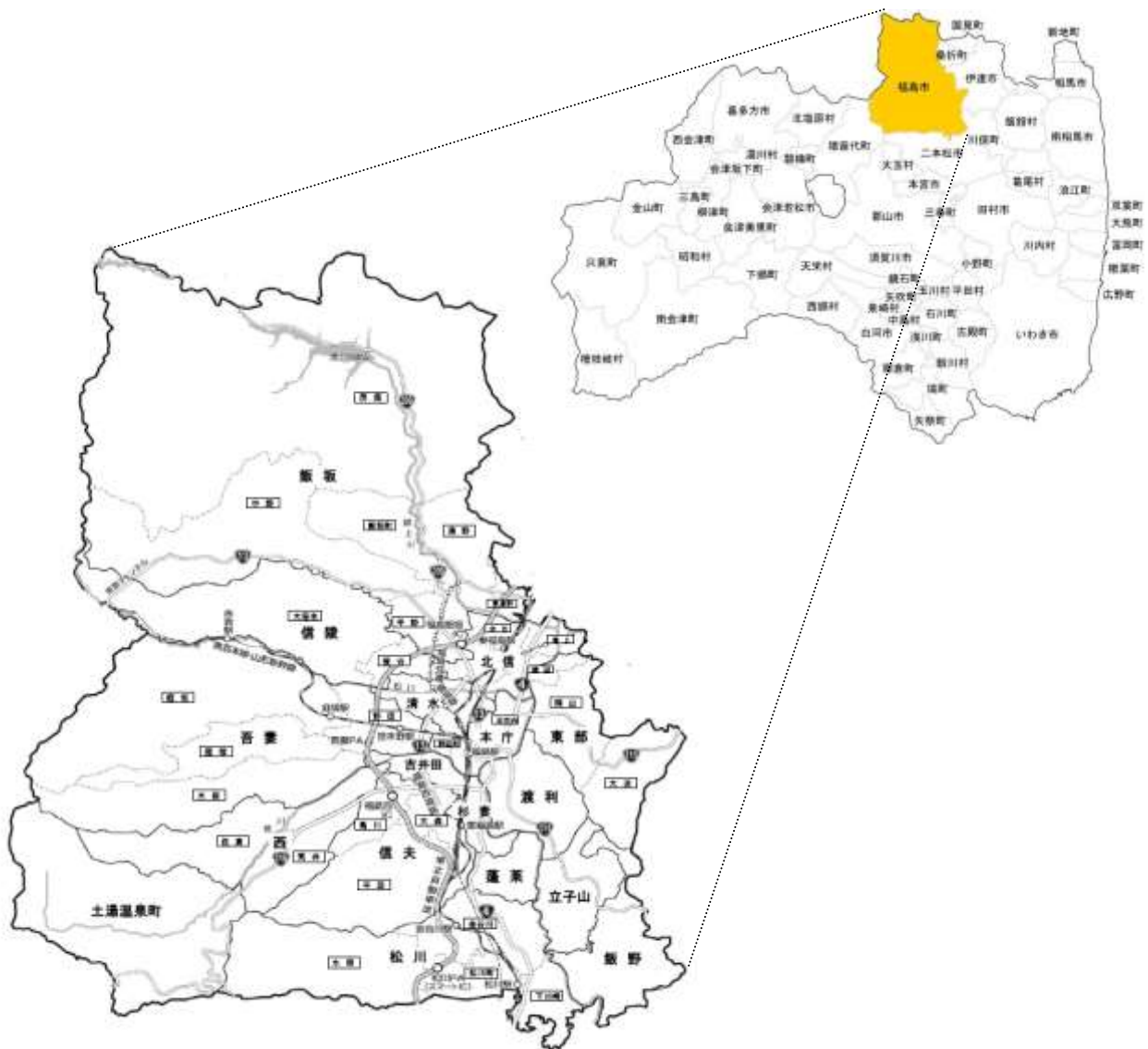
平成19年4月に市制施行100周年を迎え、市民協働により新しい福島のまちづくりのための元年と位置付ける事業を行い、先人たちが培った福島らしい貴重な地域資源などを活用し、新たな魅力を再発見することを推進した。

また、平成20年10月に「やさしさと自然の温もり ふくしま観光圏整備計画」が認定され、相馬市・二本松市・伊達市の4市が連携して観光圏を構成し、2泊3日以上滞在を促進するため、各地の素材を生かして「体験型観光の推進」を基本的な方針として整備計画に位置付けている。

しかしその後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、本市においても各所に大きな被害を受けた。また、東日本大震災に起因して発生した福島第一原子力発電所の事故により、農産物の出荷制限などの直接的な影響に加え、風評被害が発生し、本市の基幹産業である農業・観光のみならず、産業全体に重い課題を抱えることとなった。

なお、東日本大震災に対応するため、わが国の歴史的に類を見ない人口減少社会の到来や少子高齢化の進行を始め、経済のグローバル化、地球温暖化など、直面する様々な課題に的確に対応し、市民生活の向上と魅力ある地域づくりを一層推進し持続的な発展を図ることを目的とし「福島市総合計画前期基本計画」を平成 23 年 2 月に、また「福島市復興計画」を平成 24 年 2 月に策定し、東日本大震災からの速やかで力強い復興を、総合的かつ計画的に推進している。

中心市街地は、福島駅周辺を核にして概ね 4 キロメートル四方の範囲で形成されている。周辺地域は北部の飯坂地区、北東部の瀬上、鎌田地区及び南部の松川地区等に早くから小規模の市街地が形成され、また中心市街地の南方約 5 キロメートルの丘陵地には、蓬萊・南向台・南福島ニュータウンなどの大規模団地が造成されるなど、周辺部における市街化が進行してきたうえ、少子高齢社会の進展、更には東日本大震災に起因して発生した原子力事故により街なか居住が少しずつ減ってきている。



(2) 中心市街地の成り立ちと変遷

福島市には縄文中期以降の遺跡・遺物はきわめて多く、数千年前から縄文時代の人々が住んでいたと考えられている。平安後期には平泉政権下で信夫庄は佐藤庄司一族が治めていたが、源頼朝の奥州征伐で中村氏（伊達氏）が中世の信夫・伊達を治めた。その後、蒲生氏郷の客将木村吉清（文禄年間 1593）が福島城を居城とし、やがて上杉景勝（慶長 3 年 1598）の領地を経て、寛文 4 年（1664）に信達地方は全て幕府の領地となり、本多忠国の福島 15 万石時代（1679～82）、堀田正仲・正虎の福島 10 万石時代（1686～1700）を経て、板倉氏の福島 3 万石（1702～幕末）と続いた。こうした中で養蚕業が栄え、安永元年（1773）には、幕府から「奥州蚕種本場」銘を与えられ、城下町福島は養蚕・生糸・織物が中心の商業のまちとして栄えた。

城下町は、戦国時代以後の築造された町並みがあるままに拡大し明治時代を迎えた。明治 4 年（1871）廃藩置県により福島県が誕生、福島は県庁所在地となり、明治 9 年（1876）の福島県、磐前県、若松県の合併の際に三県統一の県庁が置かれ、県政・文教の中心としての基礎がかたち造られた。明治 32 年には東北初の日本銀行出張所（福島支店）や師範学校が設置され、政治、経済、教育、文化の中心として来訪者によって賑わい、商店街が形成されていき、明治 40 年（1907）4 月には、全国で 59 番目の市制を施行、人口 3 万人余の福島市が誕生した。その後、中心市街地には、行政・司法・交通・教育・文化などの中核管理機能が集中・集積し、人、物、情報、文化などの出会いを生み出し、県都として、また広域的拠点としての役割を担っている。

昭和 48 年（1973）からは、福島駅前第 1 地区市街地再開発事業（昭和 48 年）、栄町地区第一種市街地再開発事業（昭和 54 年）、福島駅前 B-II 南地区第一種市街地再開発事業（昭和 62 年）、福島駅前 B-II 北地区第一種市街地再開発事業（平成 6 年）、福島駅西口広場（平成 2 年）、福島駅東口広場（平成 3 年）などの市街地の整備や基盤整備を進め、多様な機能が集積する市民生活に欠くことのできない場所となっている。

近年、レクリエーション・市民ニーズの多様化やモータリゼーションの進展と生活圏の拡大に伴う中心市街地の商店街離れ、また、福島商業高校（昭和 45 年）、福島大学（昭和 54 年）、福島医大・付属病院（昭和 62、63 年）などの郊外移転や、エンドーチェーン（平成 3 年）、長崎屋（平成 11 年）、さくら野百貨店（平成 17 年）の閉店等による人通りの減少と商店数の減少が次第に進行し、中心市街地の魅力の低下につながってきたと考えられる。

しかし現在でも、多様な都市機能が集積し、多くの市民が生活している上に、夏の風物詩「わらじまつり」や歴史のある「稲荷神社例大祭」が開催されるなど伝統文化が息づいている。また、市民が中心となり開催される「パセオ 470 光のしずくプロジェクト」など、新たな文化の息吹も見られ、中心市街地は本市のアイデンティティを形成している場所であり、市民生活の拠り所であることには変わりがない。

今後も伝統文化の継承、新たな文化の創造、都市機能の維持や活力の再生が必要となっている。



信夫山から望む市中心部

(3) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況

①歴史的・文化的資源

a. 主な歴史的資源

福島城を北西に囲むように奥州街道が整備され、戦国時代以降江戸時代末期まで城下町として拡大しながら、また明治以降には県都として街を形成してきた。

中心市街地には、旧福島城の二の丸庭園跡の紅葉山公園、その一隅にある藩祖板倉重昌と二代目藩主重矩が祀られた板倉神社がある。また、旧奥州街道には明治初期に建てられた店舗が当時の雰囲気を残しており、昔の米の中継基地あと（御倉町）にある昭和2年に建てられた旧日本銀行支店長役宅、福島鎮守様として1000年の歴史がある福島稲荷神社など歴史的資源が点在している。



旧奥州街道の歴史的街並み

b. 主な文化的資源

福島市のシンボル信夫山に鎮座する羽黒神社の例祭で、厳寒の中、災疫防除、五穀豊穡を願う日本一の大わらじが奉納され、終夜老若男女の参拝客で賑わう「信夫三山暁まいり」がある。

また、阿武隈川隈畔で福島の暑い夏の夜に行われる灯籠流しと花火大会を始め、「パセオ470」と「文化通り」で行われる個性的な七夕飾りに彩られた七夕まつり、大勢の市民によるわらじ踊りが繰り広げられる「わらじまつり」、ヒップホップのリズムに乗せて様々なグループが色とりどりのコスチュームで熱く華麗な踊りを披露する「ダンシングそ〜だナイト」が開催されており、収穫を祝う秋祭りとして町内会の鮮やかな提灯山車が繰り出す「連山車」など四季折々に多彩な文化的資源がある。



信夫山三山暁まいりの大わらじ奉納と福島の夏の風物詩である「わらじ祭り」

鮮やかな提灯山車が繰り出す連山車



パセオ470の七夕祭り
とイルミネーション



②景観資源

本市は西に磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中心に開けており、南北に阿武隈川が流れ、中央に位置する信夫山を取り巻く様に市街地が広がった自然豊かな街である。市街地の周辺には果物などの一大生産地を形成し農業が盛んで、田園風景にも恵まれている。

中心市街地の背後にそびえる信夫山は、風致地区に指定され、信夫三山の信仰拠点の一つである。また中心市街地を囲むように流れている阿武隈川や東北屈指の水質を誇る荒川には、白鳥やカモ、白鷺、鮭の遡上が見られ、市街地間近で市民が自然に接することができる。

また春先に現れる吾妻連峰の吾妻小富士の種まきうさぎは「雪うさぎ」として親しまれ、シーズンに25万人を超える観光客が訪れる花見山とともに、市街地景観形成の重要な資源となっている。

中心市街地においては、景観に配慮した建築誘導や電線地中化等により街並み景観の整備を進めている。



花見山から望む福島市街地、
信夫山、吾妻連峰



「雪うさぎ」として市民に親しまれて
いる吾妻小富士の種まきウサギ



毎年4月の1ヶ月間に25万人を超える
観光客が訪れる花見山公園

③社会資本・産業資源

中心市街地は、道路、上水道、公共下水道などのインフラが充実し、福島市中心市街地活性化基本計画（以下、「前計画」という。）において新たに整備した福島市役所東庁舎を始め、国や県の行政施設や司法施設、教育施設、郵便局、病院などの公共公益施設、商業の集積が見られる。

また、中心市街地にある福島駅は、東北新幹線・山形新幹線、JR東北本線・奥羽本線、阿武隈急行、福島交通飯坂線の乗降・乗継となる結節駅であり、他には前計画で整備された福島駅東口バスプールから発着する路線バスや市内循環バスがあり、公共交通が集積している。



平成23年に完成した福島市役所東庁舎

(4) 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握

①人口・世帯

a. 人口

住民基本台帳による平成 26 年 8 月末現在の人口は、市全体で 284,917 人、中心市街地が 16,750 人となっており、昭和 30 年以降、市全体の人口は平成 20 年をピークに減少傾向にある。

中心市街地では人口減少の一途を辿っていたが、平成 14 年の 16,994 人で底を打ち、以後微増に転じ平成 20 年では 17,557 人になっていたものの、平成 21 年以降は再び減少に転じている。

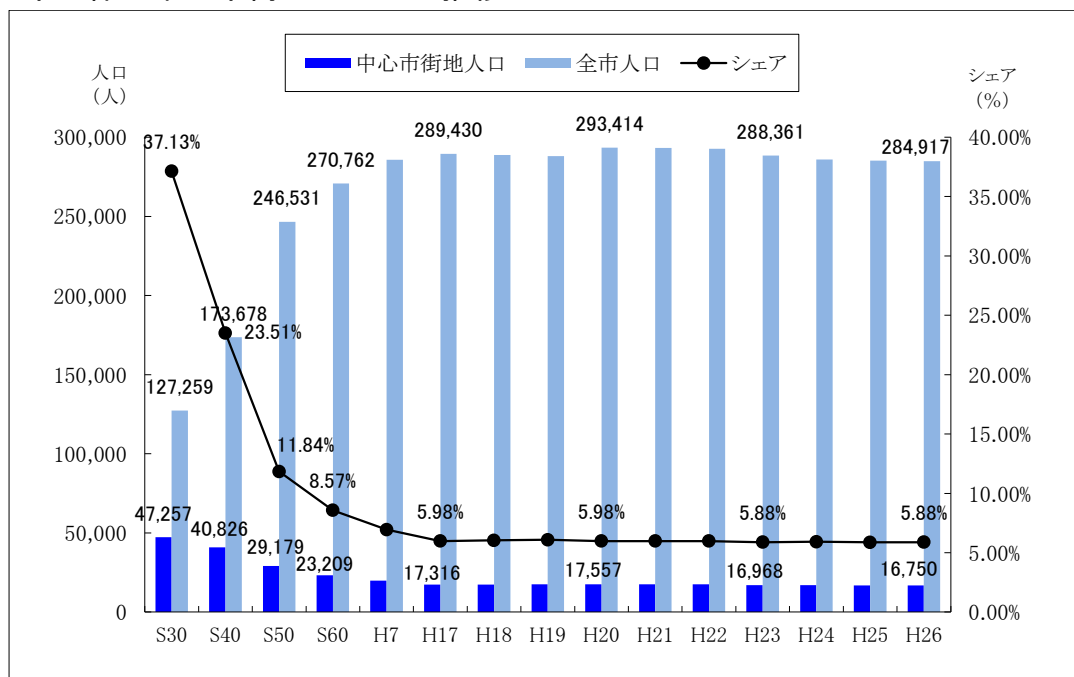
人口の伸び率は、対平成 20 年比で全市人口が 0.971、中心市街地人口が 0.954 となっている。

また、全市人口に占める中心市街地人口の割合は、平成 14 年の 5.85%から平成 20 年には 5.98%と微増したものの、現在は横ばいとなっている。

中心市街地は、人口集中地区（人口密度が 1k m²あたり約 4,000 人の地区が集合し、合計人口が 5,000 人以上の地域）に概ね含まれており、平成 21 年までの中心市街地の人口の増加傾向は、中心市街地における借上市営住宅の整備や新規の分譲・賃貸マンション等の建築増に伴う人口の都心回帰が寄与しているものと考えられる。

しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に起因する居住人口の流出や少子高齢化の更なる進行を考慮すると、このままでは減少傾向になる恐れがある。

<市全体と中心市街地の人口の推移>

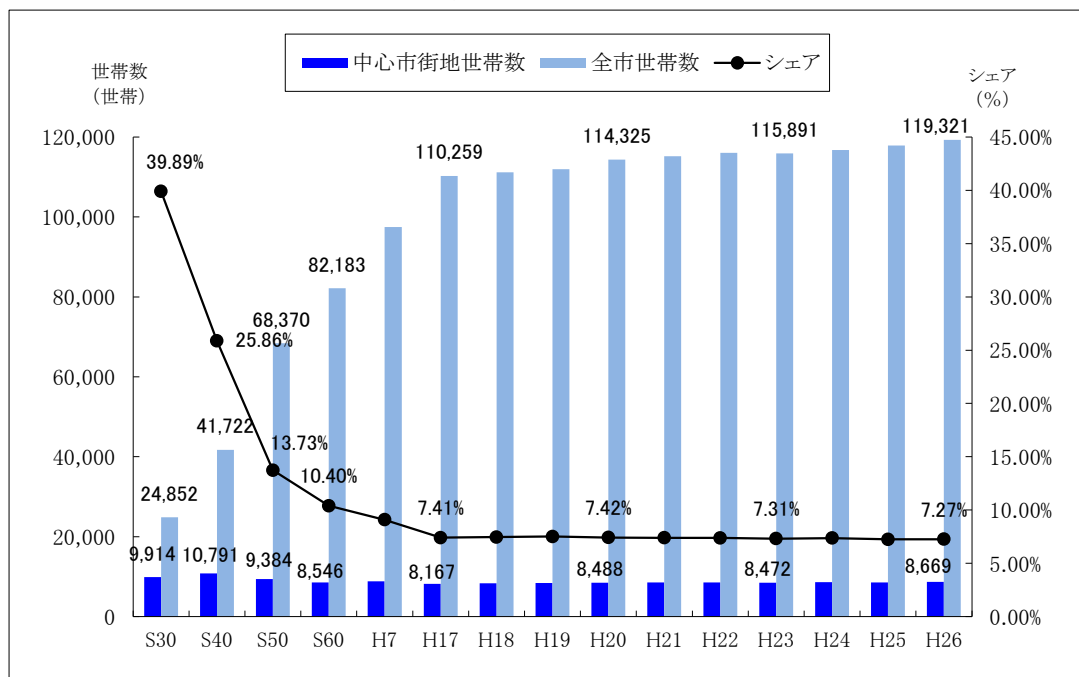


資料) 昭和 30 年～平成 7 年まで国勢調査、以降は住民基本台帳データ
(各年 10 月 1 日ただし平成 26 年は 8 月末)

b. 世帯数

住民基本台帳による平成 26 年 8 月末現在の世帯数は、市全体で 119,321 世帯、中心市街地が 8,669 世帯となっている。世帯数の推移をみると、市全体では増加傾向であるが中心市街地では昭和 45 年以降減少し、平成 13 年に 7,866 世帯で底を打ち、その後微増傾向にある。また、市全体の世帯数に占める中心市街地の世帯数の割合は、徐々に減少している。

＜市全体と中心市街地の世帯数の推移＞

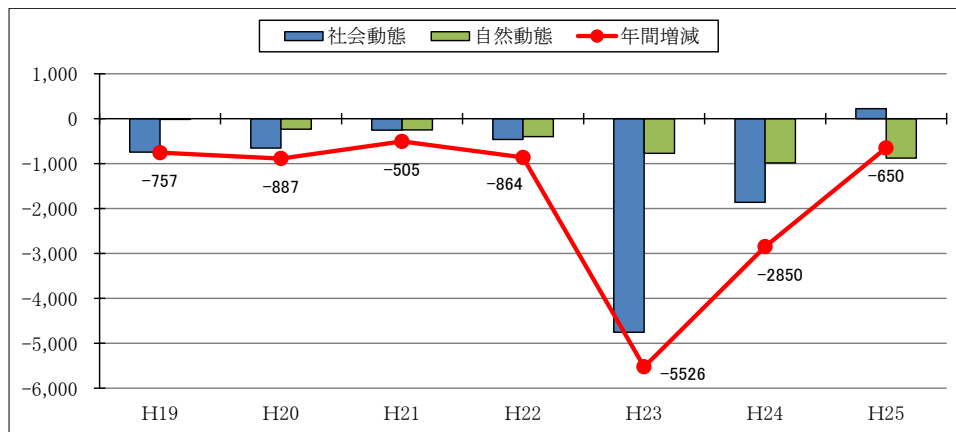


資料) 昭和 30 年～平成 7 年まで国勢調査、以降は住民基本台帳データ (各年 10 月 1 日)

c. 人口動態

住民基本台帳に見る平成 19 年以降の人口動態は、社会動態及び自然動態共に減少傾向が続いており、平成 23 年には東日本大震災の影響から一時的に大幅に減少したが、平成 25 年には社会動態が初めて増加に転じた。

＜市全体の人口動態の推移＞

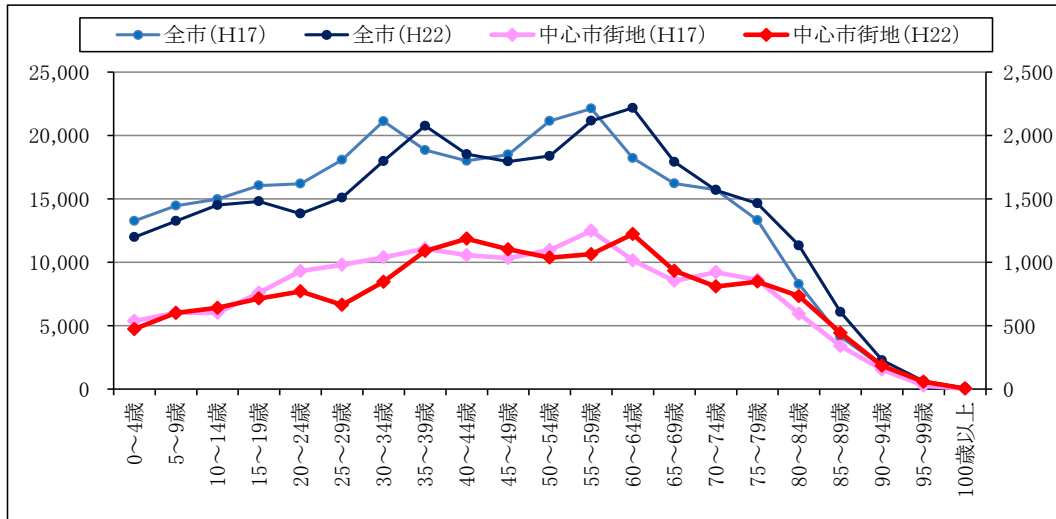


資料) 住民基本台帳

d. 年齢層別人口

国勢調査による平成 22 年における 5 歳区分年齢別人口のピークは市全体、中心市街地とも 60～64 歳となっている。また、平成 17 年から平成 22 年にかけての 5 歳区分の年齢別人口の推移をみると、市全体では 0～34 歳と 45～59 歳の年齢層、中心市街地では 15～39 歳、50～59 歳、70～74 歳の年齢層が減少している。

＜市全体と中心市街地の 5 歳区分年齢別人口の推移＞



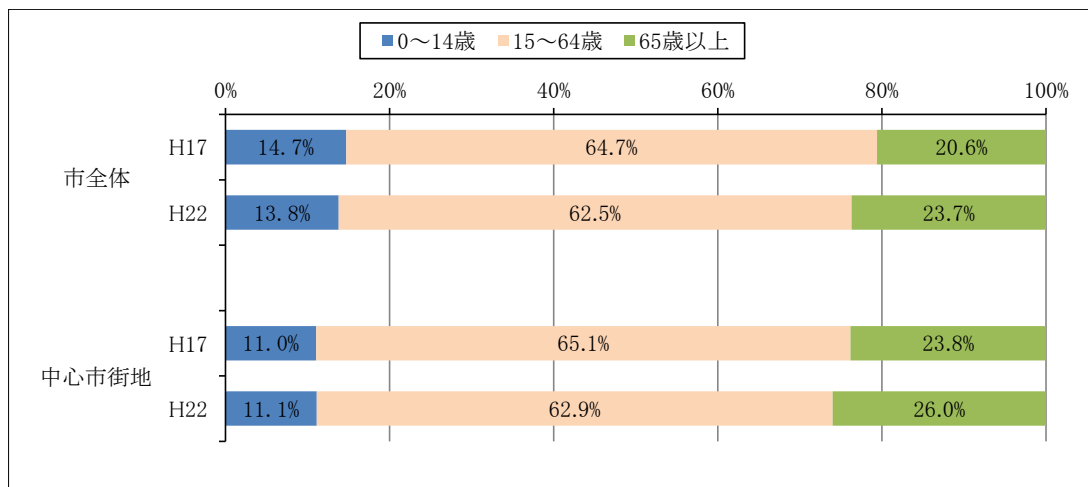
資料) 国勢調査

e. 高齢者人口

国勢調査による平成 17 年から平成 22 年にかけての年齢 3 区分人口の推移をみると、市全体、中心市街地とも少子化・高齢化の進展が顕著である。

中心市街地の高齢者数は、平成 22 年に 4,012 人、高齢化率は 26.0%に達し、平成 17 年に比べ 2.2 ポイント増加しており、高齢化率は市全体に比べ高い割合となっている。

＜市全体と中心市街地の年齢 3 区分人口割合＞



資料) 国勢調査

②商業

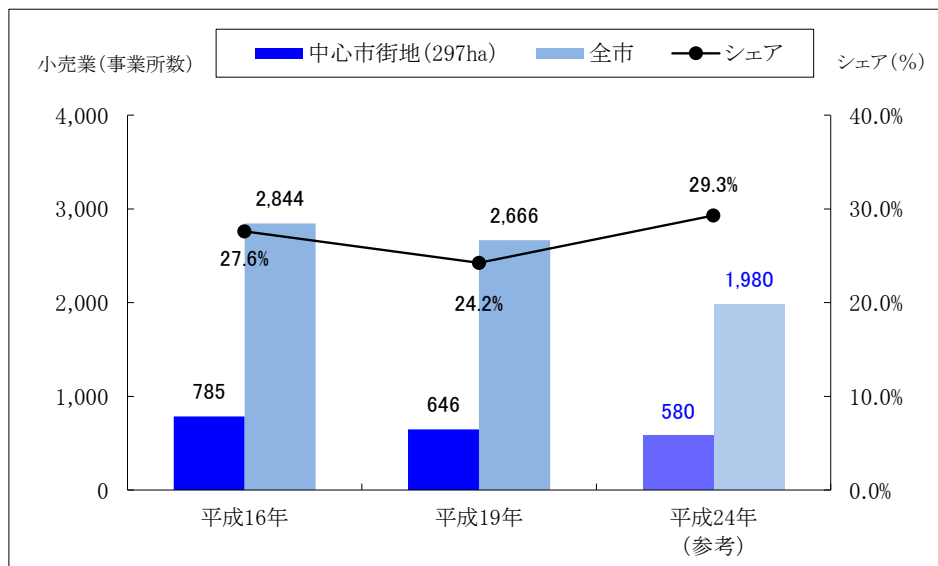
福島市全体の小売業は、昨今の停滞傾向の中で、平成19年から平成24年にかけて落ち込んでおり、東日本大震災に伴う居住人口の減少、消費購買活動の縮小が大きく影響しているものと考えられる。なお、平成16年、19年の商業統計調査と平成24年の経済センサス活動調査では、調査対象、集計対象が異なるため、事業所数の増減等は単純に比較することはできない。

a. 小売業事業所数

商業統計調査及び経済センサスによる平成16年から平成24年の中心市街地における小売業事業所数は、785事業所から580事業所に減少し26.1%減となっている。

市全体の小売業事業所数に占める中心市街地の小売業事業所数の割合は、平成16年が、27.6%であったが、平成19年には24.2%まで減少し、平成24年には29.3%に増加している。

＜市全体と中心市街地の小売業事業所数の推移＞



資料) 平成16年、19年は商業統計調査、平成24年は経済センサス活動調査のため参考値

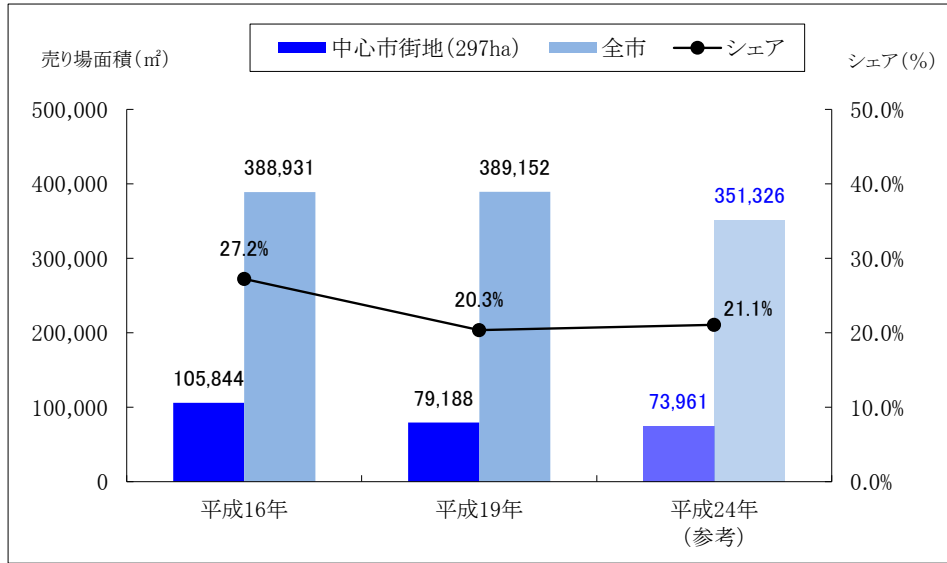
b. 売り場面積

平成16年から平成24年にかけての中心市街地の売り場面積は、105,844㎡であったものが73,961㎡と31,883㎡(30.1%)減少している。

福島市全体の売り場面積に占める中心市街地の売り場面積の割合は、平成16年に27.2%であったが平成19年には20.3%と大きく減少し、平成24年は21.1%と横ばいの状況になっている。

なお、平成19年の急激な売り場面積の減少は、平成17年におけるさくら野百貨店閉店(1~4階)の影響が大きいと考えられる。

<市全体と中心市街地の売り場面積の推移>



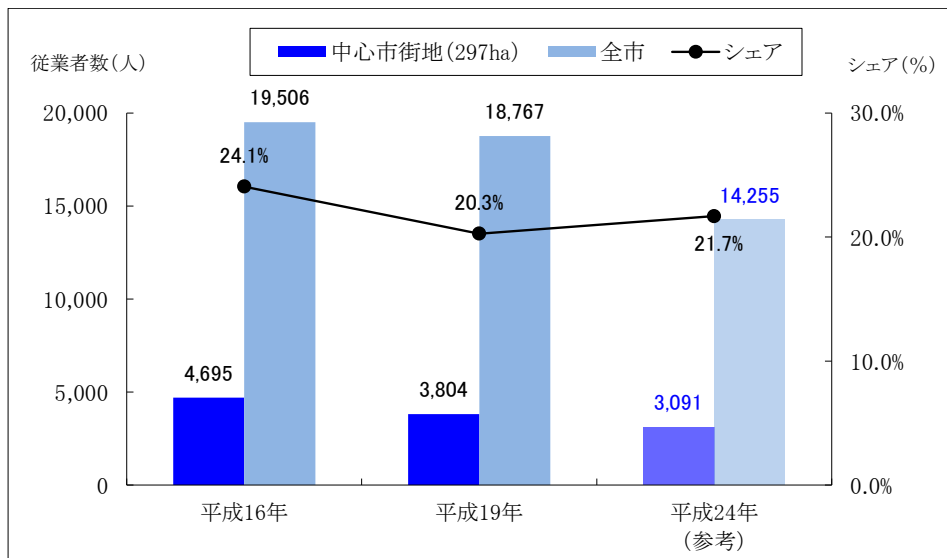
資料) 平成 16 年、19 年は商業統計調査、平成 24 年は経済センサス活動調査のため参考値

c. 従業者数

平成 16 年から平成 24 年にかけての中心市街地の商業従業者数は、4,695 人から 3,091 人と 34.2%の減少となっている。

福島市全体の商業従業者数に占める中心市街地の商業従業者数の割合は、平成 16 年の 24.1%から平成 19 年に 20.3%と減少したものの、平成 24 年には 21.7%と横ばいの状況になっている。

<市全体と中心市街地の小売業従業者数の推移>



資料) 平成 16 年、19 年は商業統計調査、平成 24 年は経済センサス活動調査のため参考値

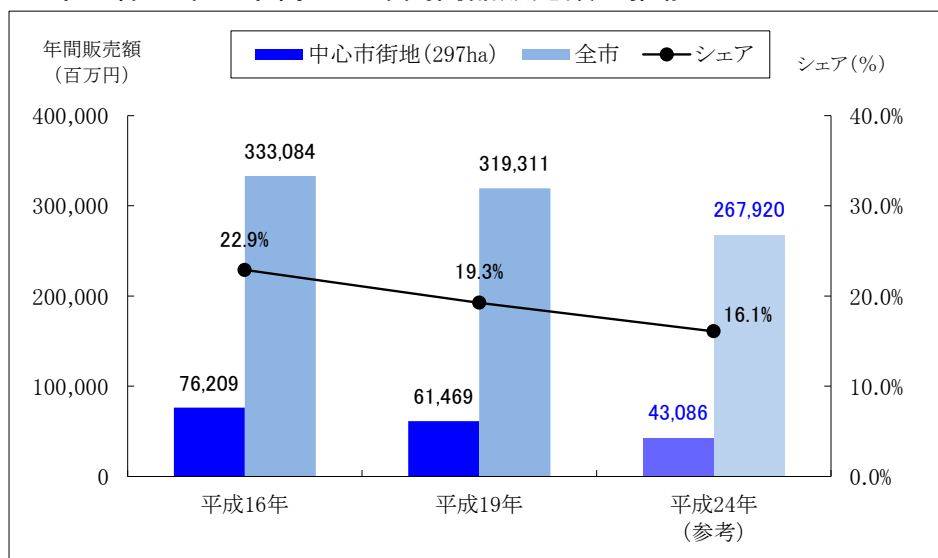
d. 年間販売額

中心市街地の年間商品販売額は、平成16年の76,209百万円から平成24年には43,086百万円と43.5%の減少となっている。

平成16年から平成19年の減少は、さくら野百貨店閉店（1～4階）の影響が大きいと考えられる。

中心市街地の従業者数、年間販売額の減少は、中心市街地における買い物客の吸引力低下や中心市街地の活力の低下につながっていると考えられる。

＜市全体と中心市街地の年間商品販売額の推移＞



資料) 平成16年、19年は商業統計調査、平成24年は経済センサス活動調査のため参考値

e. 空き店舗

中心市街地内の主だった地区（6地区）における空き店舗数の推移を見ると、全体としては平成18年度の総数が86店舗であったが平成22年度には94店舗とピークに達し、その後平成26年度には77店舗とピーク時と比べ18.1%減少している。

地区別に見ると平成18年に対し、大町、置賜町、新町の3地区は空き店舗数が減少しているが、本町、万世町、栄町の3地区は増加している。

特に、大町地区では平成18年度に比べほぼ半減しているが、商業施設以外（廃業による空き地化、駐車場化、マンション建設等）への土地利用転換が進んでいるためと考えられ、商業活動が停滞している状況に変わりはない。

＜中心市街地の空き店舗数の推移＞

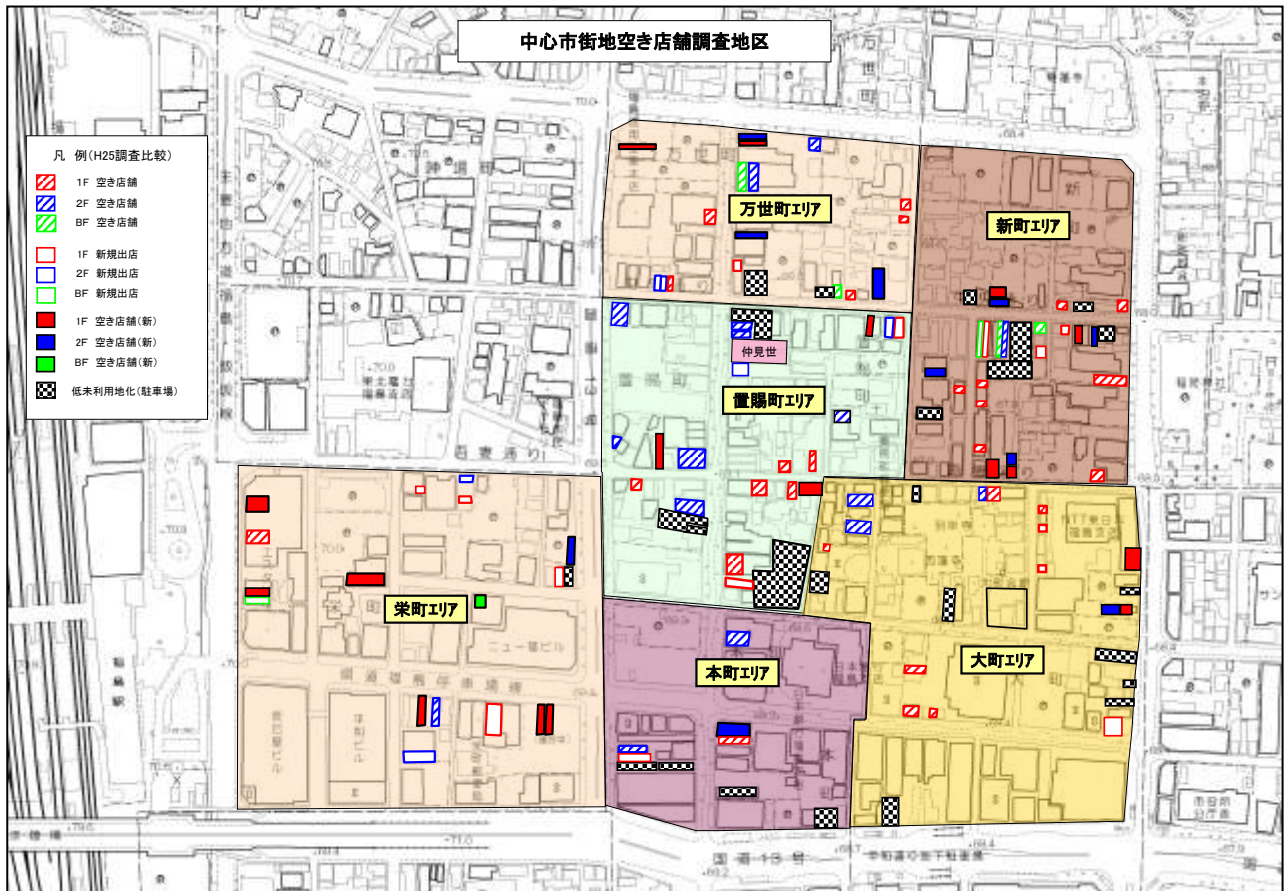
	平成18年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
本 町	3	11	12	5	6	6	5
	—	8	9	2	3	3	2
大 町	23	16	20	18	15	12	11
	—	▲7	▲3	▲5	▲8	▲11	▲12
置 賜 町	19	18	18	20	22	17	16
	—	▲1	▲1	1	3	▲2	▲3
新 町	26	21	18	20	12	15	21
	—	▲5	▲8	▲6	▲14	▲11	▲5
万 世 町	8	12	11	12	13	12	14
	—	4	3	4	5	4	6
栄 町	7	15	15	15	10	8	10
	—	8	8	8	3	1	3
合 計	86	93	94	90	78	70	77
	—	7	8	4	▲8	▲16	▲9

※上段：空き店舗数、下段：平成18年度比

資料) 福島市都市計画課調べ

※平成18年度は調査方法が異なる

＜中心市街地の空き店舗調査地区と空き店舗の状況（平成26年度）＞



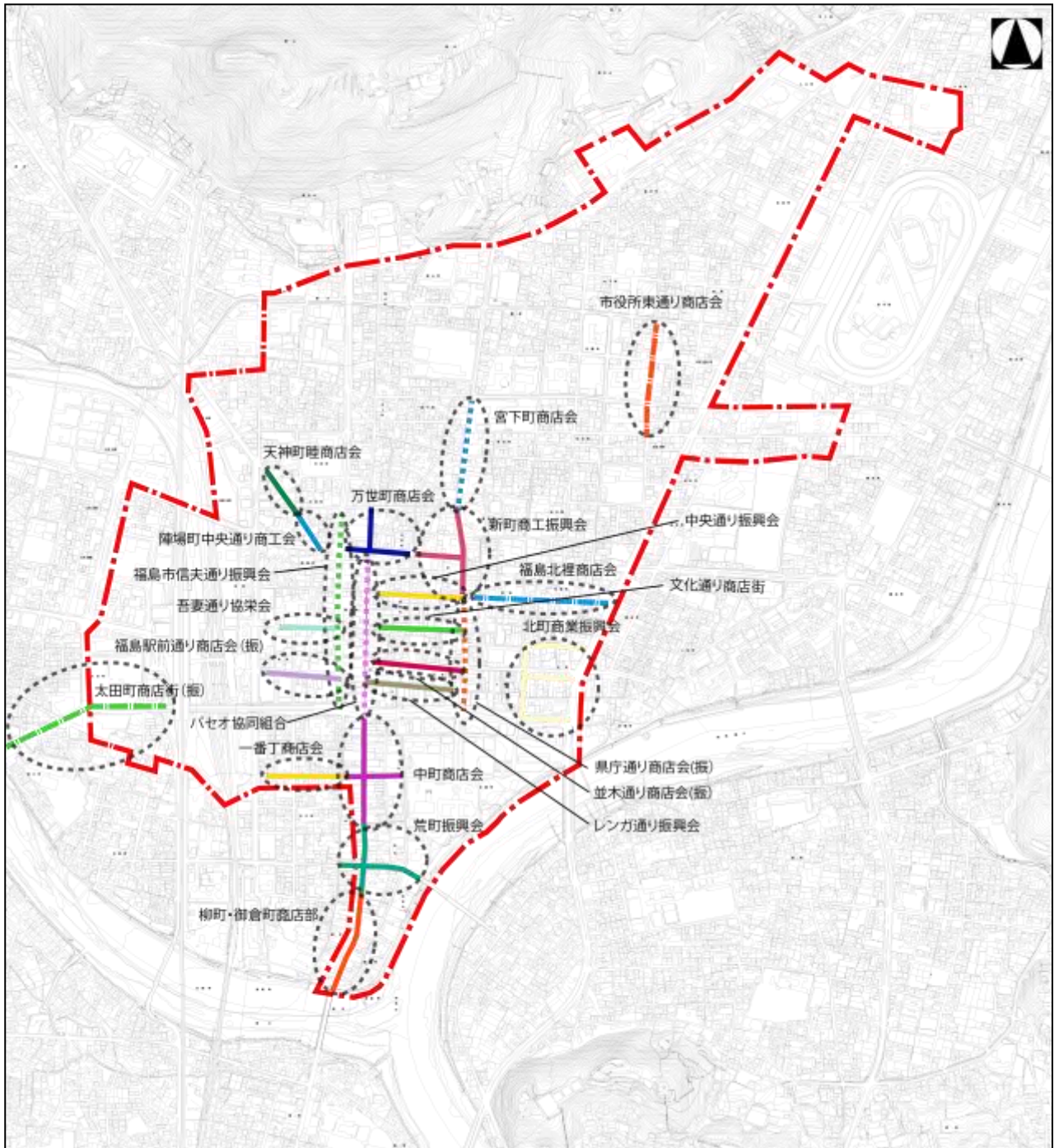
資料) 福島市都市計画課調べ

f. 商店街振興組合等

商店街振興組合等は中心市街地に 24 組織ある。

これらは、福島駅と旧街道（旧国道 4 号）を東西に連絡する複数の通りと、南北軸の旧街道沿いなど、昔から商業が盛んな沿道を基に組織されている。

<中心市街地の商店街振興組合等>



g. 大規模小売店舗

大規模小売店舗は市全体で 68 店舗あり、中心市街地内には 6 店舗 (8.8%) ある。店舗面積は、72,351 m²が中心市街地内にあり、市全体 266,126 m²の 27.2%を占めている。

中心市街地内においては、駅東口に約 8 割の店舗面積が集積し、その中で駅前のデパートが 36.5%を占めており、他は専門店やスーパーマーケット等である。これらの大規模小売店舗は、中心市街地内の定住者にとって、生鮮品などを購入できる身近な場所として、生活に欠かせない店舗となっている。

中心市街地内の変遷として、平成 17 年に福島駅北側に位置するさくら野百貨店が閉店し、その後、平成 22 年 11 月に民間事業者と行政の連携によって、空スペースとなっていた 1~4F を再生し、「MAX ふくしま」が開店した。

また平成 3 年以降、中心市街地郊外の幹線道路沿道にはスーパーマーケット、ホームセンターや量販店などの進出が進み、車利用による買い物客で賑わい、最寄品や買回品(食料品)の郊外店への依存度が高まり中心市街地内への依存は低下している。

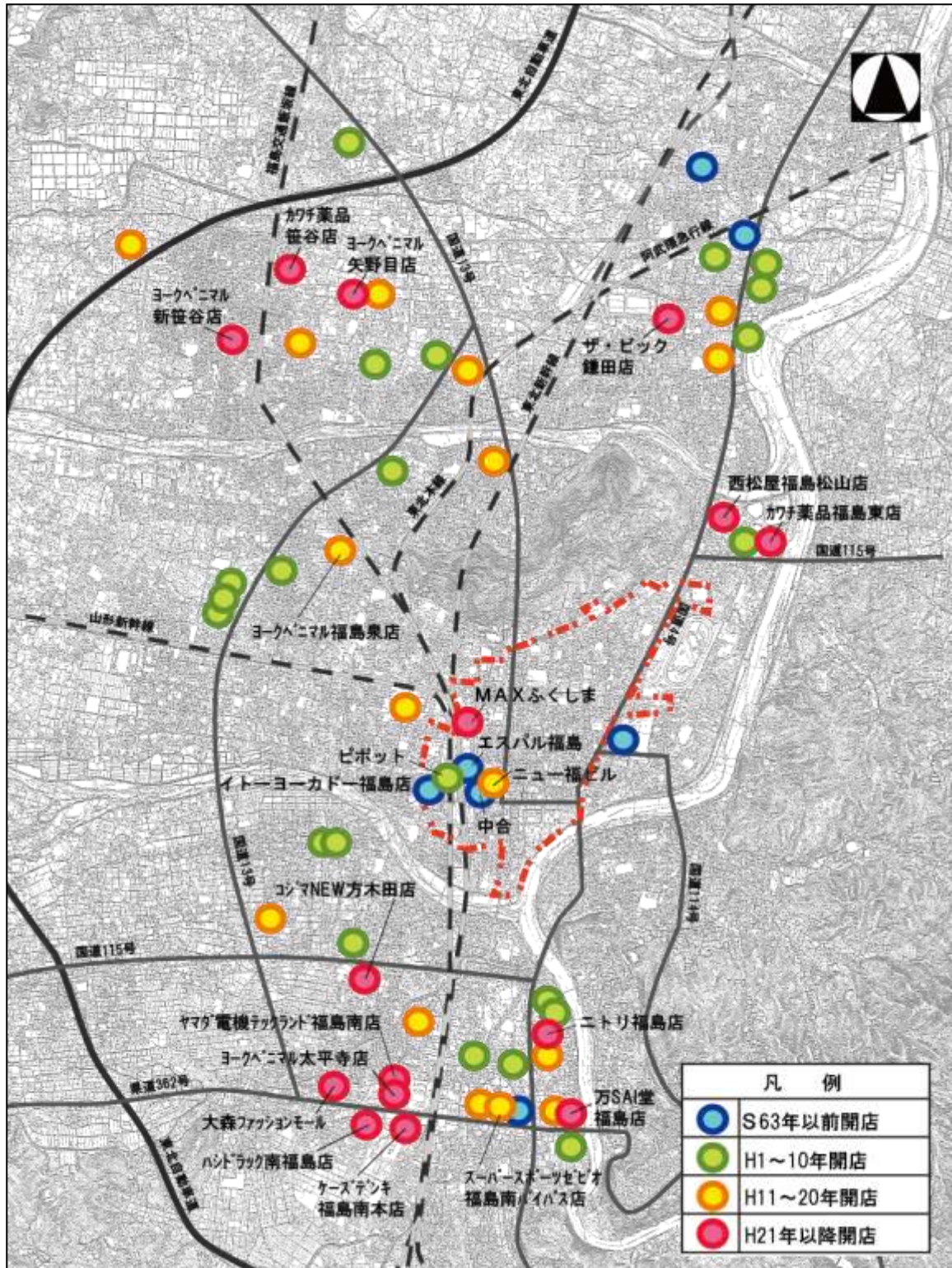
<市内の大規模小売店舗>

調査日：平成 26 年 5 月

	店舗名称	店舗数	店舗面積	店舗数比	面積比	備考
中心市街地内	駅東口周辺	4	56,264	66.7%	77.8%	
	辰巳屋平和ビル		26,383		36.5%	中合
	新福島駅ビル		9,246			エスパル福島
	A X C		9,402			ニュー福ビル
	曾根田ショッピングセンター		11,233			MAX ふくしま
	駅西口周辺	2	16,087	33.3%	22.2%	
	福島ショッピングセンター		8,752			イトーヨーカ堂
	福島駅西口ショッピングセンター		7,335			ピポット
	中心市街地内 小計	6	72,351	8.8%	27.2%	
中心市街地外	近年開店した主な店舗	17	43,799	27.4%	22.6%	
	ヨークベニマル福島泉店		2,202			
	スーパースポーツゼビオ福島南バイパス店		4,158			
	コジマNEW方木田店		3,290			
	ハシドラック南福島店		1,709			
	ヨークベニマル太平寺店		2,044			
	ケーズデンキ福島南本店		3,679			
	カワチ薬品福島東店		2,074			
	萬代書店福島店		2,496			万 SAI 堂福島店
	(仮称) 福島市松山町複合店舗		1,413			西松屋福島松山店
	大森ファッションモール		2,066			
	ヨークベニマル矢野目店		1,982			
	カワチ薬品笹谷店		1,797			
	(仮称) ザ・ビッグ鎌田店		1,972			ザ・ビッグ鎌田店
	ヨークベニマル新笹谷店		1,644			
	テックランド福島南店		4,076			ヤマダ電機テックランド福島南店
	(仮称) ハシドラック福島荒井店		1,200			ハシドラック福島荒井店
	(仮称) HDD 福島貸店舗		5,997			ニトリ福島店
	その他	45	149,976	72.6%	77.4%	
市全体 合計	68	266,126	100.0%	100.0%		

資料) 福島市商業労政課調べ

＜大規模小売店舗の立地状況＞ （平成26年5月現在営業中の店舗）



資料) 福島市商業労政課調べ

h. 商 圏

「第14回消費購買動向調査結果（平成21年度）」によると、福島市の商圏人口は10品目の平均で35万2千人になり、前回調査に比べて4%減少した。福島市の商圏人口は「家族連れの外食」、「背広・スーツ」、「家電製品」の順に多く、「食料品」、「日用品」、「医薬品・化粧品」の順に少なくなっている。また、品目別では全て減少傾向にあり、前回調査に比べ「靴・バッグ」（10.6%減）と「背広・スーツ」（5.1%減）の減少率が大きくなっている。

福島市の商圏は、「背広・スーツ」等の買回性や「家族連れの外食」が近隣の13市町村に及ぶ。

買い物頻度は、最寄性が高い品目（食料品）と買回性が高い品目（セーター・ブラウス）共に郊外へ出掛ける割合が高くなっている。具体的には、最寄性が高い品目で約2.4倍、買回性が高い品目で約1.2倍となっており、郊外利用が多い。

居住地別に最寄性の高い品目（食料品）の買い物場所を見ると、中心部の商業地居住者の8割が中心商業地であるのに対し、中心部の商業地以外では約4割、郊外居住者の約8割が郊外を利用している。

買い物に利用する交通手段は、最寄性の高い品目と買回性の高い品目共に中心商業地や郊外利用を問わず、自家用車利用が8割近くから9割以上である。

福島市から仙台市への消費流出を見ると、買回性の高い品目（セーター・ブラウス）で中心商業地、郊外共に「半年に数回」が6割程度となっている。

中心市街地へ買い物以外に出掛ける主な理由としては、「娯楽施設・映画館など」が51.3%、次いで「イベントなど」が19.9%となっている。

<福島市の商圏人口（10品目平均）> 単位：千人

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年
商圏人口	365.2	368.5	366.4	351.8
地元購買人口	284.2	282.8	280.0	272.7
吸引人口	80.8	85.9	86.4	79.1

10品目：

- ①背広・スーツ、②セーター・ブラウス、
③下着、④靴・バッグ、⑤本・CD、
⑥家電製品、⑦日用品、⑧医薬品・化粧品、
⑨食料品、⑩家族連れの外食

注）平成20年7月に合併した飯野町のデータは、平成18年までは福島市に含まれていない。

資料）第14回消費購買動向調査結果報告書 平成21年度（福島県商工労働部）

<買い物頻度（福島市）>

上段：実数、下段：%

		ほぼ毎日	週3~4回	週1~2回	月1回	半年に数回	年1回	計
最寄性 (食料品)	中心 商業地	411	274	147	5	4	1	842
		48.8%	32.5%	17.5%	0.6%	0.5%	0.1%	100.0%
	郊 外	810	812	394	2	2	2	2,022
		40.1%	40.2%	19.5%	0.1%	0.1%	0.1%	100.0%
買回性 (セーター・ ブラウス)	中心 商業地	0	4	14	288	845	338	1,489
		0.0%	0.3%	0.9%	19.3%	56.7%	22.7%	100.0%
	郊 外	0	1	16	319	1,064	427	1,827
		0.0%	0.1%	0.9%	17.5%	58.2%	23.4%	100.0%

資料）第14回消費購買動向調査結果報告書 平成21年度（福島県商工労働部）

<最寄性の高い品目の買い物場所（福島市）>

上段：実数、下段：%

居住地		買い物場所（食料品）		
		中心市街地	郊外	計
中心部	商業地	111	26	137
		81.0%	19.0%	100.0%
	その他	304	199	503
		60.4%	39.6%	100.0%
郊外		417	1,834	2,251
		18.5%	81.5%	100.0%

資料）第14回消費購買動向調査結果報告書 平成21年度（福島県商工労働部）

<買い物に利用する交通手段（福島市）>

上段：実数、下段：%

		徒歩	自家用車	バス	電車	自転車	オートバイ	計
最寄性 （食料品）	中心	61	666	2	0	112	1	842
	商業地	7.2%	79.1%	0.2%	0.0%	13.3%	0.1%	100.0%
	郊外	71	1,771	2	0	191	0	2,035
		3.5%	87.0%	0.1%	0.0%	9.4%	0.0%	100.0%
買回性 （セーター・ブラウス）	中心	19	1,419	13	16	42	0	1,509
	商業地	1.3%	94.0%	0.9%	1.1%	2.8%	0.0%	100.0%
	郊外	3	1,768	1	3	36	0	1,811
		0.2%	97.6%	0.1%	0.2%	2.0%	0.0%	100.0%

資料）第14回消費購買動向調査結果報告書 平成21年度（福島県商工労働部）

<福島市から仙台市への消費流出>

上段：実数、下段：%

		ほぼ毎日	週3~4回	週1~2回	月1回	半年に数回	年1回	計
買回性 （セーター・ブラウス）	中心	0	0	2	23	57	10	92
	商業地	0.0%	0.0%	2.2%	25.0%	62.0%	10.9%	100.0%
	郊外	0	0	1	16	30	1	48
		0.0%	0.0%	2.1%	33.3%	62.5%	2.1%	100.0%

資料）第14回消費購買動向調査結果報告書 平成21年度（福島県商工労働部）

<中心市街地へ買い物以外に出かける主な理由（福島市）>

上段：実数、中段：%、下段：前回調査比%

文化施設・図書館など	娯楽施設・映画館など	市民・ボランティア活動など	市役所など	銀行・郵便局など	病院など	イベントなど	計	未記入
212	1,570	21	151	216	281	610	3,061	180
6.9%	51.3%	0.7%	4.9%	7.1%	9.2%	19.9%	100.0%	
-4.1	-3.1	-0.6	-1.1	-4.9	-6.0	-		

資料）第14回消費購買動向調査結果報告書 平成21年度（福島県商工労働部）

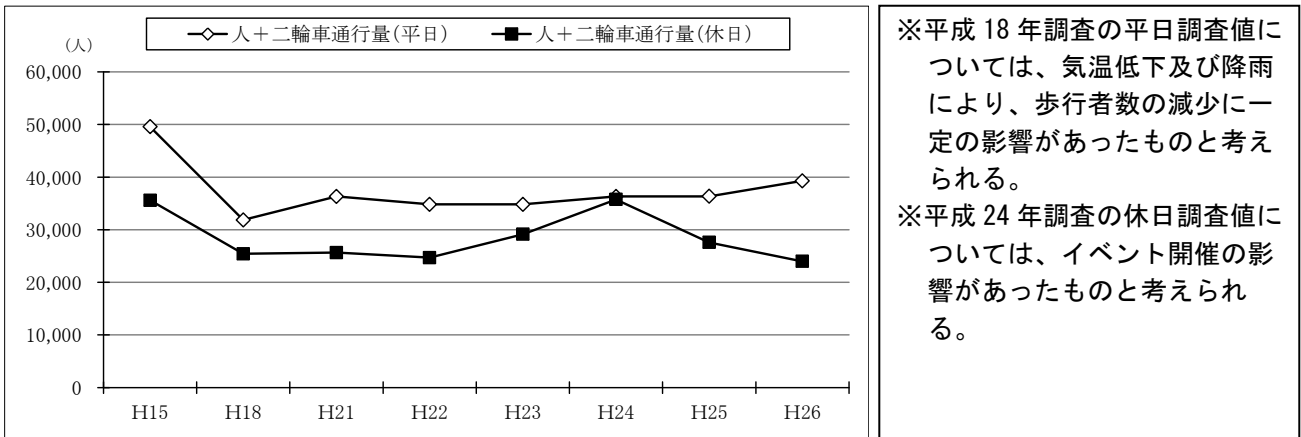
③交通

a. 歩行者・自転車通行量

「商店街変動調査」(福島市)における主要な9調査地点の歩行者・自転車通行量は、平成26年は平日が39,291人/日、休日が23,985人/日で、休日よりも平日の方が多い傾向にある。これは平日には通勤通学者や官公庁、公共公益施設などの利用者が多いことと、休日には市民や来訪者が楽しめる施設が少ないことなどが影響し、通行量に現れているものと考えられる。

歩行者・自転車通行量の推移を見ると、平成18年の天候による影響を考慮すると、平成15年以降平成21年まで、平日・休日のいずれもの調査地点において概ね減少傾向にあったが、平成22年11月の「MAXふくしま」及び平成23年2月の「パセナカ Misse」の开店等により、平成22年以降平日は増加傾向、休日は概ね横ばいである。

＜市街地歩行者・自転車通行量の推移（調査地点の通行量の合計）＞



上段：人、下段：%

	H15	H18	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H15~21 の増減	H22~26 の増減
人+二輪車 通行量 (平日)	49,580	31,865	36,329	34,828	34,832	36,333	36,338	39,291	-	-
増減数	-	-17,715	4,464	-1,501	4	1,501	5	2,953	-13,251	4,463
増減率	-	-35.7%	14.0%	-4.1%	0.0%	4.3%	0.0%	8.1%	-26.7%	12.8%
人+二輪車 通行量 (休日)	35,606	25,428	25,644	24,703	29,143	35,748	27,596	23,985	-	-
増減数	-	-10,178	216	-941	4,440	6,605	-8,152	-3,611	-9,962	-718
増減率	-	-28.6%	0.8%	-3.7%	18.0%	22.7%	-22.8%	-13.1%	-28.0%	-2.9%

資料) 商店街変動調査結果報告書 (福島市商業労政課)

b. 調査地点ごとの歩行者・自転車通行量（平日、休日）

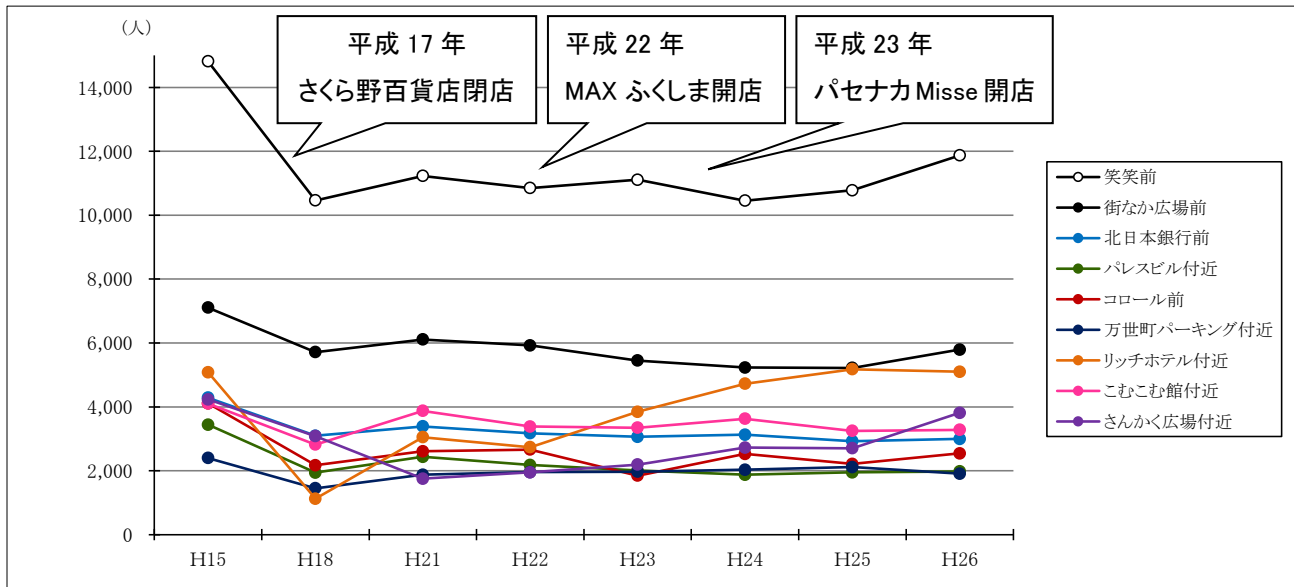
平日では平成15年から平成21年にかけてはいずれの調査地点も交通量は減少傾向にあったが、平成21年以降は概ね増加傾向にある。

特に「リッチホテル付近」は、平成17年のさくら野百貨店の閉店が影響し交通量が大幅に落ち込んでいたが、平成23年以降大幅に増加した。これらは、前計画で整備された平成22年のMAXふくしまの開店などが影響していると考えられる。

休日でも平日と同様に、平成15年から平成21年にかけてはいずれの調査地点も交通量は減少傾向にあったが、平成23年のパセナカ Misse 開店などの影響により平成24年までは概ね増加傾向にあったが近年は減少傾向にある。

<市街地歩行者・自転車通行量の推移（平日）>

調査日：各年7月中旬



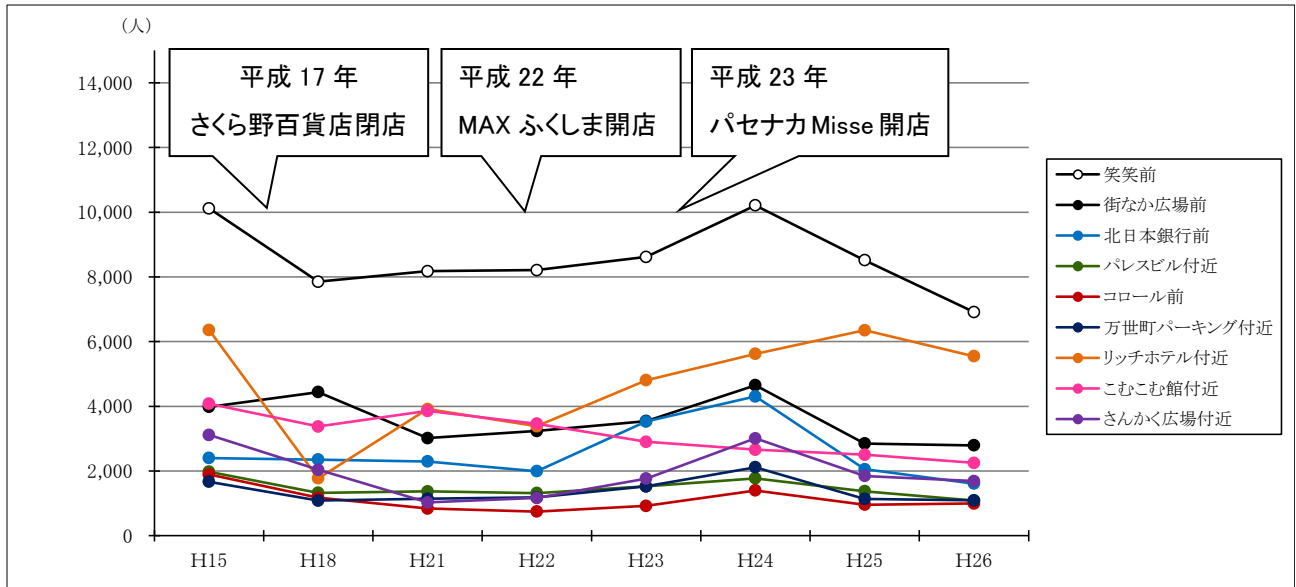
単位：人

調査番号・地点	H15	H18	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H15~21の増減	H22~26の増減
①笑笑前	14,815	10,461	11,229	10,850	11,110	10,453	10,781	11,871	-3,586	1,021
②街なか広場前	7,107	5,714	6,111	5,925	5,449	5,233	5,219	5,790	-996	-135
③北日本銀行前	4,286	3,096	3,389	3,174	3,062	3,129	2,928	2,999	-897	-175
④パレスビル付近	3,442	1,941	2,437	2,182	2,006	1,877	1,952	1,980	-1,005	-202
⑤コロール前	4,110	2,174	2,608	2,665	1,849	2,529	2,214	2,545	-1,502	-120
⑥万世町パーキング付近	2,399	1,453	1,877	1,960	1,970	2,034	2,114	1,909	-522	-51
⑦リッチホテル付近	5,083	1,124	3,049	2,736	3,846	4,726	5,176	5,101	-2,034	2,365
⑧こむこむ館付近	4,104	2,819	3,875	3,384	3,348	3,626	3,249	3,281	-229	-103
⑨さんかく広場付近	4,234	3,083	1,754	1,952	2,192	2,726	2,705	3,815	-2,480	1,863

資料) 商店街変動調査結果報告書 (福島市商業労政課)

<市街地歩行者・自転車通行量の推移（休日）>

調査日：各年7月中旬

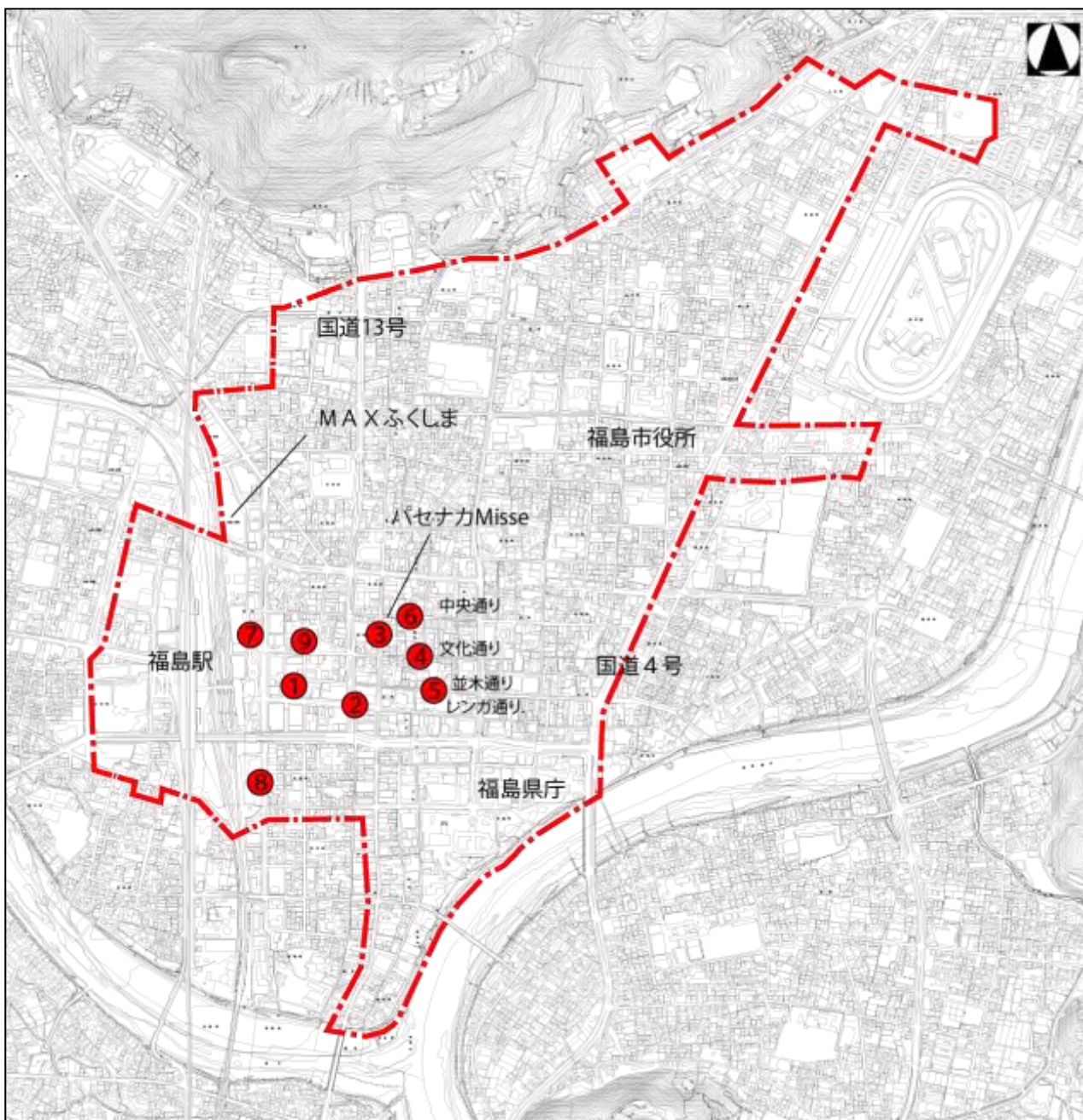


単位：人

調査番号 ・地点	H15	H18	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H15~21 の増減	H22~26 の増減
①笑笑前	10,120	7,854	8,177	8,209	8,618	10,211	8,518	6,915	-1,943	-1,294
②街なか 広場前	3,982	4,440	3,017	3,236	3,542	4,651	2,849	2,792	-965	-444
③北日本銀行 前	2,404	2,355	2,295	1,996	3,532	4,305	2,054	1,612	-109	-384
④パレスビル 付近	1,980	1,327	1,369	1,318	1,527	1,775	1,373	1,087	-611	-231
⑤コロール前	1,891	1,175	842	747	922	1,400	959	995	-1,049	248
⑥万世町 パーキング 付近	1,669	1,086	1,143	1,182	1,524	2,115	1,138	1,095	-526	-87
⑦リッチ ホテル付近	6,361	1,773	3,915	3,386	4,806	5,622	6,352	5,548	-2,446	2,162
⑧こむこむ館 付近	4,082	3,377	3,857	3,461	2,905	2,660	2,506	2,252	-225	-1,209
⑨さんかく 広場付近	3,117	2,041	1,029	1,168	1,767	3,009	1,847	1,689	-2,088	521

資料) 商店街変動調査結果報告書 (福島市商業労政課)

<調査地点>

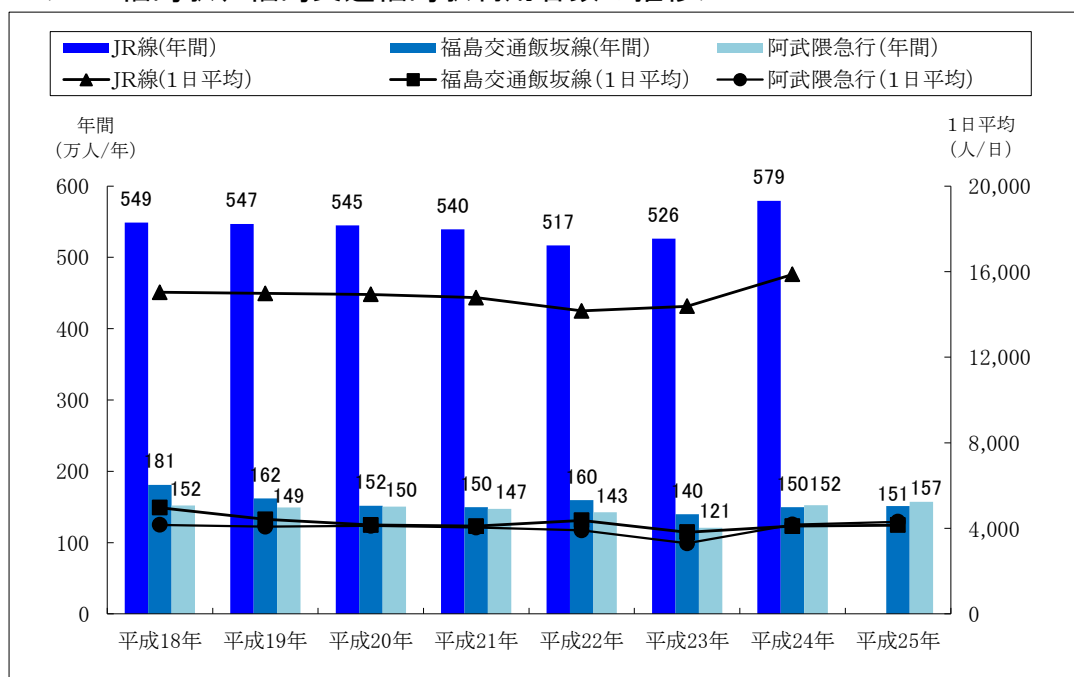


c. 鉄道

中心市街地内にあるJR線、福島交通飯坂線、阿武隈急行における福島駅の乗車人員の推移をみると、平成18年以降JR線は平成22年まで減少傾向にあったがここ数年は増加傾向にあり、福島交通飯坂線及び阿武隈急行は平成23年を底として徐々に増加しつつある。なお、平成24年以降は、阿武隈急行の年間乗降客数が福島交通飯坂線を上回っている。

これは前計画において実施した「福島駅西口駅前広場再整備事業」を始めとする駅利用者の利便性向上のための事業実施の効果が表れてきているためと考えられる。

＜JR福島駅、福島交通福島駅利用者数の推移＞



資料) 福島市交通政策課調べ

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
年間乗降客数(万人)	JR線	548.7	548.3	545.0	539.5	516.9	526.3	579.2	
	福島交通飯坂線	181.2	161.8	151.7	149.7	159.6	139.8	149.6	151.4
	阿武隈急行	152.0	149.2	150.3	147.4	142.6	120.8	152.3	157.2
1日平均乗降客数(人)	JR線	15,033	14,983	14,932	14,781	14,161	14,380	15,869	
	福島交通飯坂線	4,964	4,422	4,157	4,101	4,373	3,821	4,099	4,148
	阿武隈急行	4,164	4,075	4,118	4,039	3,906	3,301	4,172	4,309

資料) 福島市交通政策課調べ

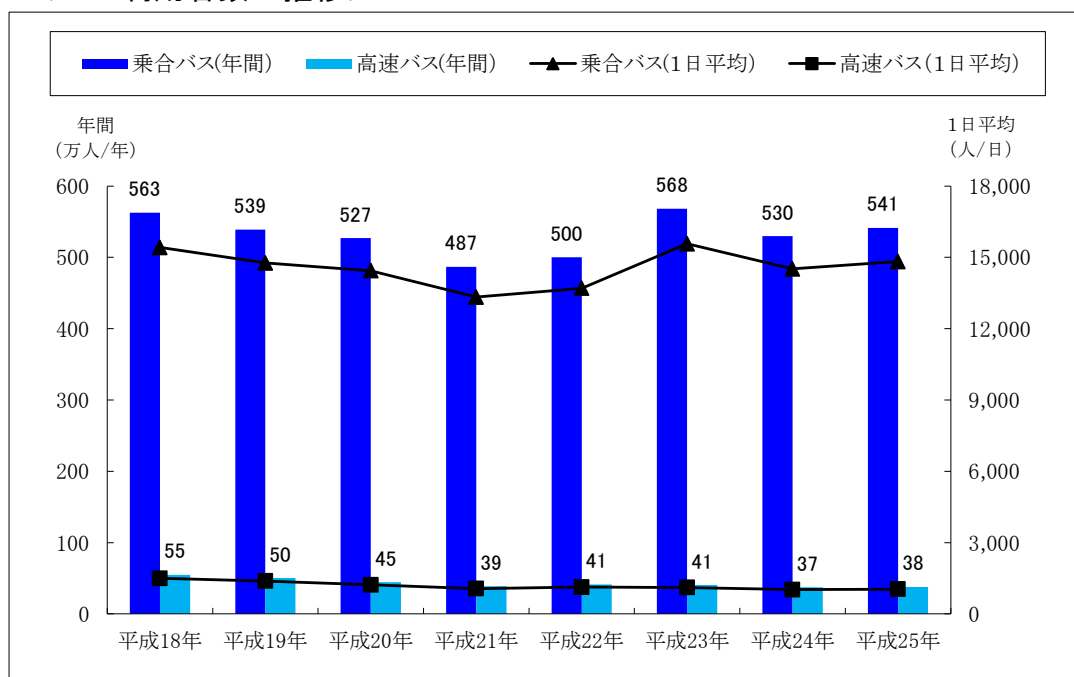
d. バス

中心市街地と郊外を結ぶ路線バスの利用者数は、平成 21 年に 500 万人を割り込んだがその後は増加傾向にある。

特に平成 23 年以降の増加は、被災した鉄道の復旧に時間が掛かったこと、また、原発事故による放射線量増加の影響により、徒歩や自転車利用者がバスを利用することが増えたためと想定される。

逆に福島と他都市（郡山、会津若松、仙台、東京、大阪）を連絡する高速バスの利用者数は減少傾向にある。

<バス利用者数の推移>

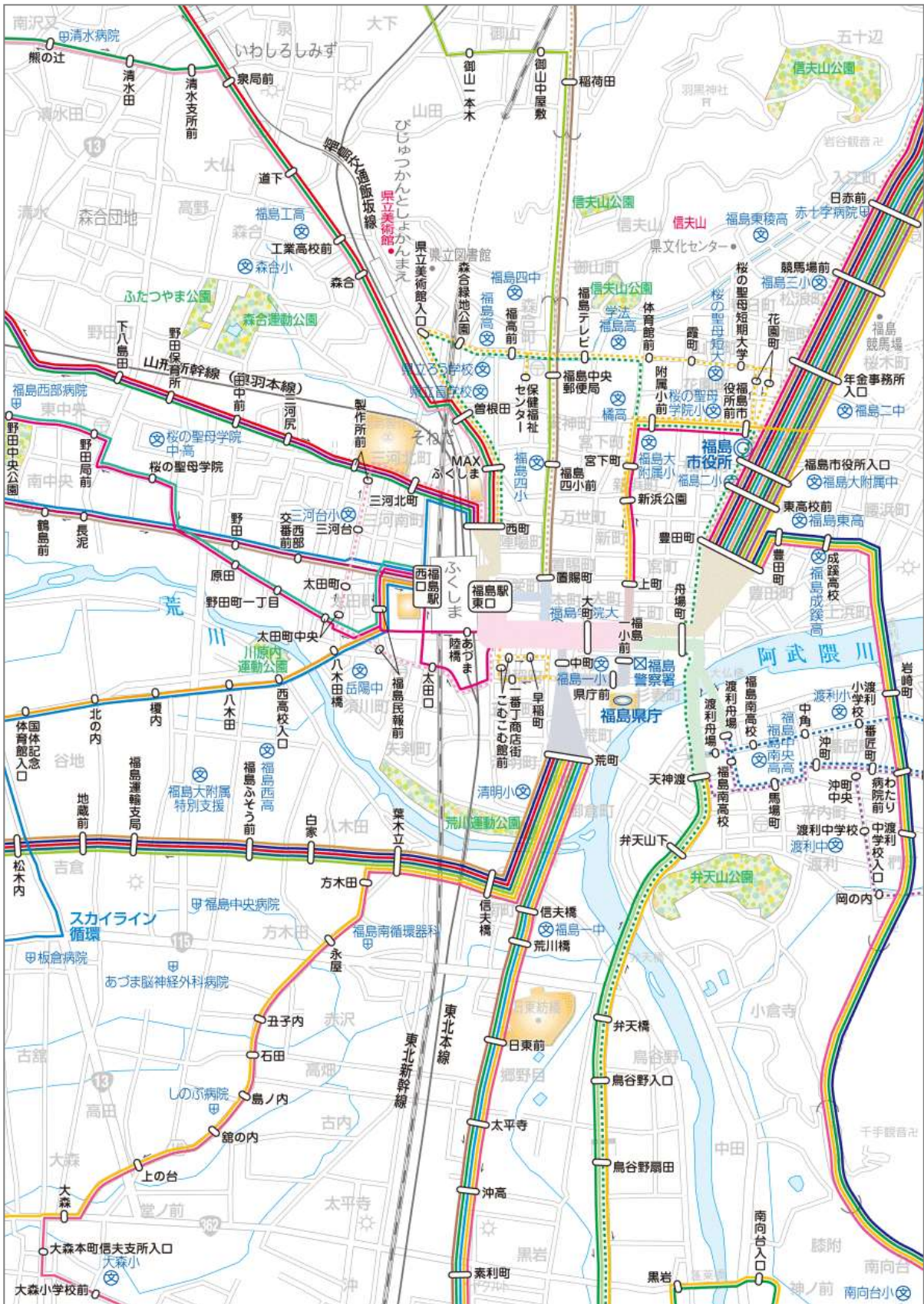


資料) 福島市交通政策課調べ

年間		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
年間乗降客数(万人)	福島交通乗合バス	563	539	527	487	500	568	530	541
	福島交通高速バス	55	50	45	39	41	41	37	38
1日平均乗降客数(人)	福島交通乗合バス	15,416	14,765	14,439	13,330	13,700	15,572	14,517	14,827
	福島交通高速バス	1,498	1,383	1,223	1,066	1,131	1,112	1,023	1,038

資料) 福島市交通政策課調べ

＜市内路線バス路線図＞

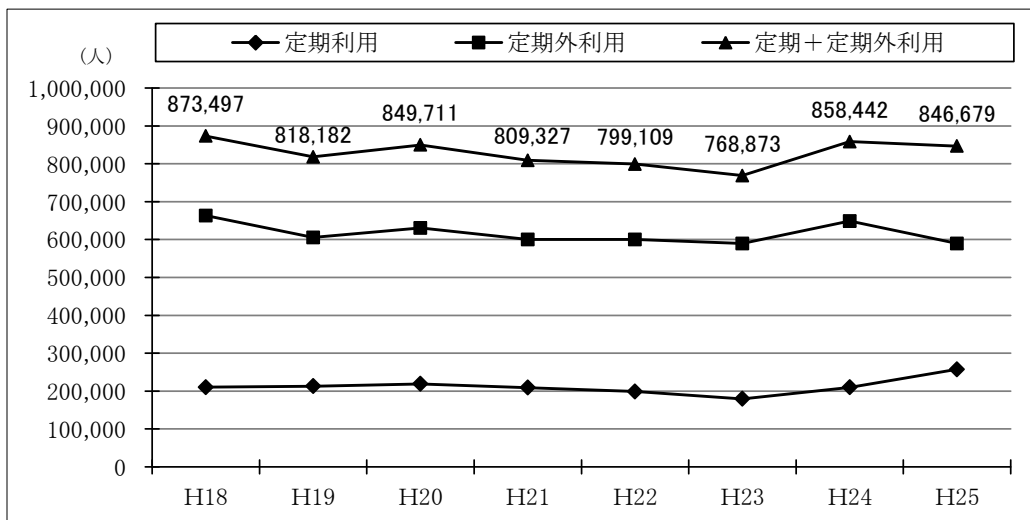


出典) バス路線案内 BUS MAP (県北版 2014年4月版)
 社団法人福島県バス協会 福島交通ホームページ

e. 市内循環バス

3コースの市内循環バスの運行を実施し、中心市街地を主とする市民の足の確保を図っている。この市内循環バスは100円バス「ももりんバス」として市民に親しまれ利用されている。利用者数は平成23年に年間総利用者数が約77万人程度まで減少したが、平成22年10月よりスタートしたICカードサービス（NORUCA）による利便性向上（各種割引や乗換サービス等）が市民に普及・定着したことにより、利用者が増加したと考えられる。

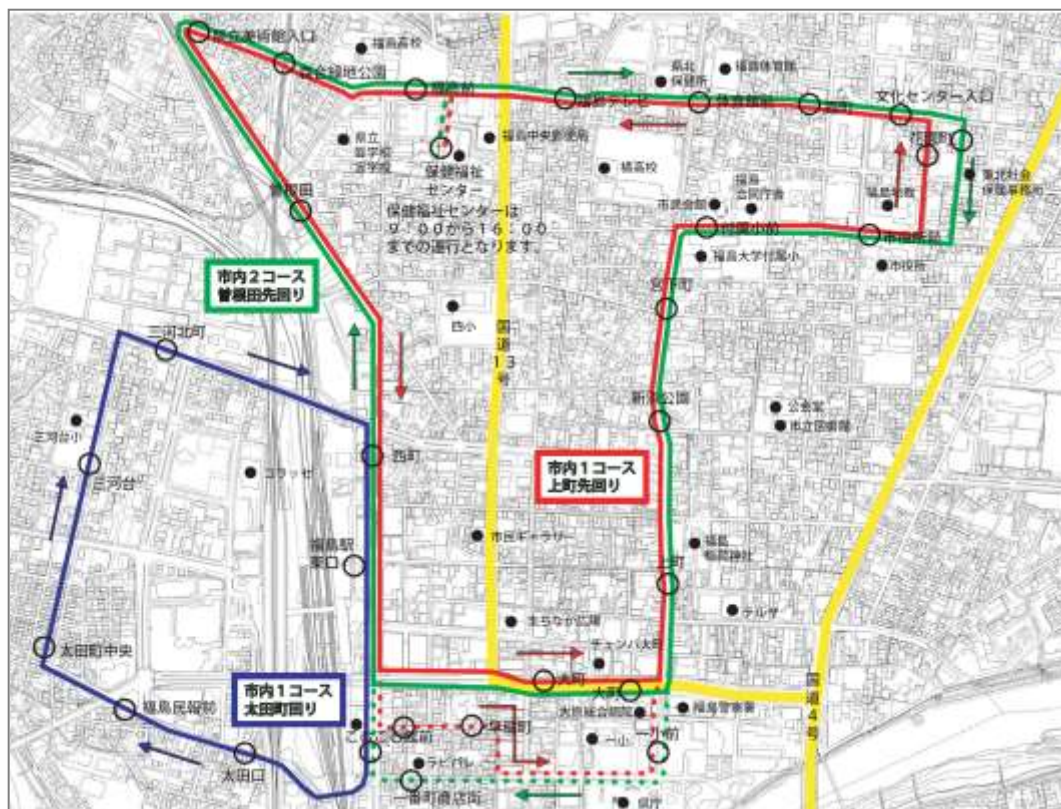
＜市内循環バス利用者数の推移＞



※各年とも10月～9月で集計

資料) 福島市交通政策課

＜市内循環バス「ももりんバス」路線図＞



資料) 福島市交通政策課

f. 駐車場及び低未利用地

平成 26 年 9 月現在、中心市街地内に多数の駐車場及び低未利用地がある。

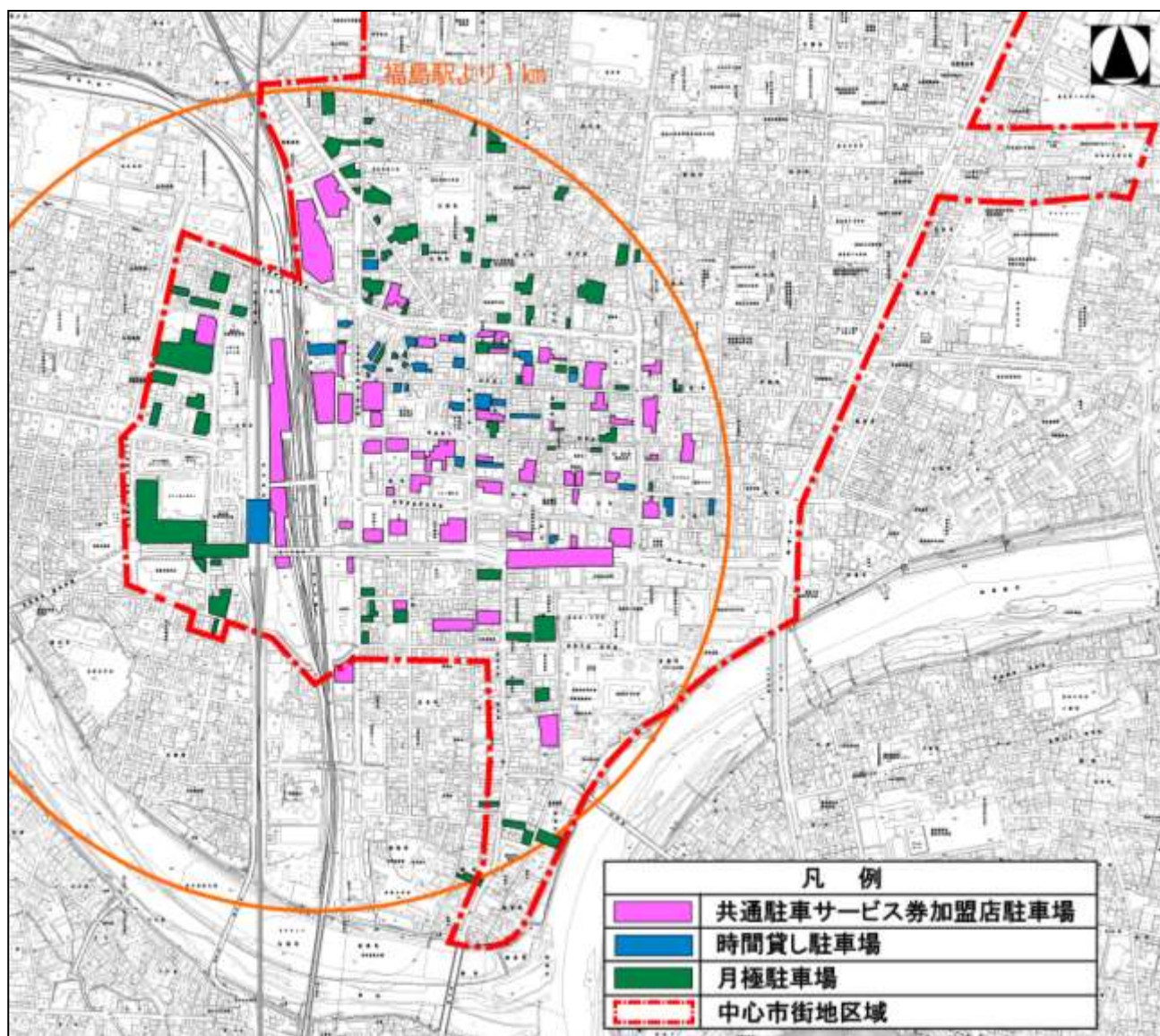
これらの内、大半を占める駐車場は時間貸し、月極となっており、前計画において導入した「共通駐車サービス券システム」の加盟数は平成 26 年 9 月現在で 266 店・53 箇所となっており、来街者の利便性が向上されている。

＜中心市街地内中心部 6 地区における低未利用地の推移（左：箇所数／右：増減）＞

	本町		大町		置賜町		新町		万世町		栄町		合計	
平成 21 年度	4	-	12	-	14	-	16	-	13	-	10	-	69	-
平成 22 年度	4	0	12	0	14	0	19	+3	14	+1	10	0	77	+8
平成 23 年度	7	+3	16	+4	14	0	22	+3	14	0	10	0	93	+16
平成 24 年度	7	0	17	+1	17	+3	22	0	15	+1	13	+3	99	+6
平成 25 年度	7	0	21	+4	19	+2	24	+2	15	0	11	-2	103	+4

資料) 福島市都市計画課調べ

＜中心市街地内駐車場の位置（福島駅より 1 km 圏内）＞



g. 駐輪場

平成 26 年 3 月現在、中心市街地内の福島駅より 1km 圏内には 10 ヶ所の駐輪場が設けられており、その収容台数は 5,063 台である。なお、24 時間営業の駐輪場が、全体の約 6 割であり、時間を問わず多くの来街者が利用できる状況となっている。

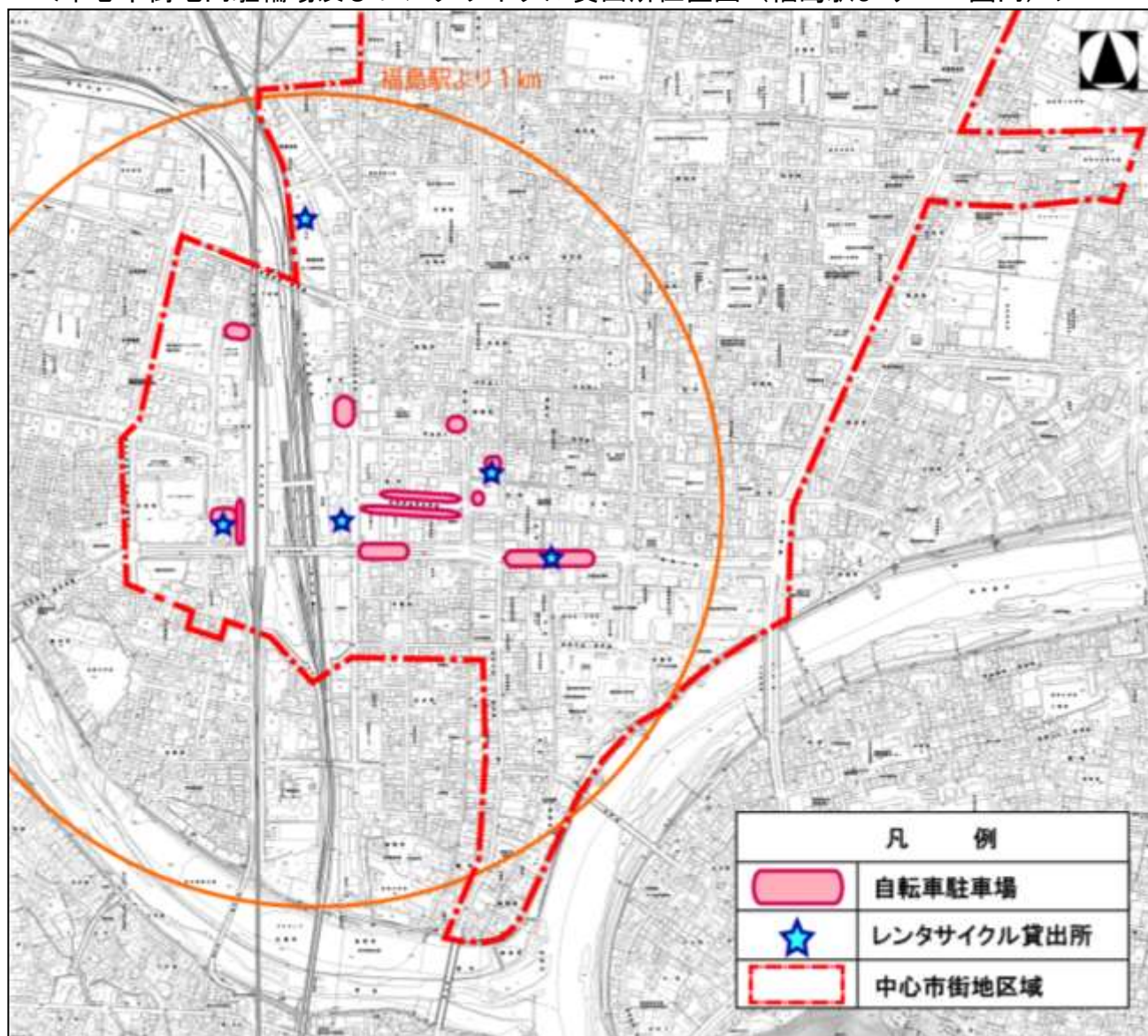
また、中心市街地は平坦で地形的に自転車利用に適した都市構造であるため、平成 14 年からレンタサイクル事業を実施しており、現在貸出所が 5 箇所設置されている。

<中心市街地内駐輪場（福島駅より 1km 圏内）>

	施設数		規 模	
	箇所数	割合	駐輪台数	割合
営業時間限定	4 箇所	40.0%	590 台	11.7%
24 時間営業	6 箇所	60.0%	4,473 台	88.3%
駐輪場総数	10 箇所	100.0%	5,063 台	100.0%

資料) 福島市都市計画課調べ

<中心市街地内駐輪場及びレンタサイクル貸出所位置図（福島駅より 1km 圏内）>



④観光

「福島県観光客入込状況」（平成 24 年分）によると、県北圏域への観光客入込数は 9,406 千人（全県の 21.2%）で、前年比 19.8%の増加となっている。

他圏域への観光客入込数は、県中が 6,354 千人（14.3%）、県南が 2,698 千人（6.1%）、磐梯・猪苗代が 5,585 千人（12.6%）、会津西北部が 2,710 千人（6.1%）、会津中央が 6,090 千人（13.7%）、南会津が 3,021 千人（6.8%）、相双が 1,395 千人（3.1%）、いわきが 7,199 千人（16.2%）と、磐梯・猪苗代や各会津圏域の合計が全県の 32.4%を占め、県内観光の中心になっている。

県北圏域の観光客入込数の内、福島市が 6,272 千人（66.7%）、二本松市が 2,105 千人（22.4%）を占め、県北圏域の中では福島市の観光吸引力が高い。

中心市街地における観光の吸引資源としては、福島県観光物産館、イルミネーション、わらじまつりが中心になっている。

中心市街地外には、集客力が高いあづま総合運動公園を始め、四季の里、磐梯吾妻スカイライン、あぶくま親水公園周辺、花見山、飯坂・土湯・高湯温泉などの観光資源がある。しかし、公共交通を利用し来福する多くの観光客が駅前で乗降はしているが、その足が商店街等へ向くことは少なく、現状では、観光客の増加が直接、中心市街地の賑わいと繋がってはいないため、まちなかの魅力を向上させ、中心市街地への回遊性を促す必要がある。

一方で、中心市街地における様々なイベントや催し物は、4月の開花来馬宣言、ふくしま花のまちフェスティバルを皮切りに、12月～2月にかけてのイルミネーション等、年間を通じて開催され、中心市街地への来街者の誘致と賑わいを創出している。

<観光施設・主なイベント入込客数>

単位：人

		H20	H21	H22	H23	H24	備考
中心市街地							
施設	福島県観光物産館	287,631	291,475	283,771	244,826	101,363	
イベント	福島わらじまつり	270,000	260,000	280,000	230,000	250,000	8月
	ふくしま花火大会	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	7月
	イルミネーション	590,000	532,000	523,000	538,000	538,000	12～2月
	山車フェスタ	20,000	30,000	40,000	—	250,000	8月
	稲荷神社例大祭（連山車）	130,000	130,000	110,000	140,000	150,000	10月
	小計	1,190,000	1,132,000	1,133,000	1,088,000	1,143,000	
合計		1,477,631	1,423,475	1,416,771	1,332,826	1,244,363	
中心市街地外							
施設	あづま総合運動公園	1,597,077	1,397,398	1,415,913	1,139,247	1,807,716	
	四季の里	473,915	457,788	439,541	248,662	316,318	
	アンナガーデン	342,803	335,755	335,764	298,622	300,427	
	磐梯吾妻スカイライン	548,516	573,718	590,013	735,638	920,798	
	花見山	260,000	287,000	338,000	101,000	101,000	
	小計	3,222,311	3,051,659	3,119,231	2,523,169	3,446,259	
温泉	飯坂温泉	887,304	819,448	811,848	948,276	856,231	
	土湯温泉	477,201	461,324	416,283	296,918	227,728	
	高湯温泉	201,691	212,855	208,013	151,091	180,424	
	小計	1,566,196	1,493,627	1,436,144	1,396,285	1,264,383	
合計		4,788,507	4,545,286	4,555,375	3,919,454	4,710,642	

※平成 23 年の山車フェスタは震災のため中止

資料）福島県観光客入込状況（福島県商工労働部）、福島市都市計画課調べ

⑤都市計画

中心市街地は市街化区域内に位置し、殆どが商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域に指定されている。商業・業務施設等が密集する福島駅東口周辺は高度利用地区に指定され容積率、建ぺい率、建築面積が緩和されている。また福島駅東口周辺から国道4号にかけての一部の地区 37.6ha が防火地域に指定され、他の中心市街地全域は、ほぼ準防火地域に指定されている。

福島駅西口の一部の区域 5.7ha は土地区画整理事業により基盤整備が行われ、平成8年に完了している。

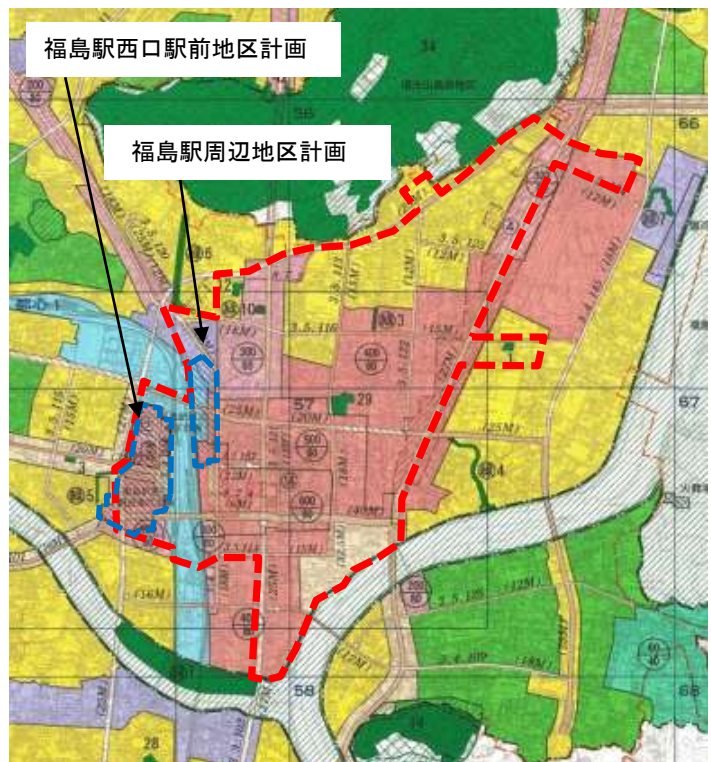
中心市街地内の都市計画道路は、栄町置賜町線、矢剣町渡利線、腰浜町町庭坂線は前計画にて整備が完了し、曾根田町桜木町線は整備中となっており、未整備の早稲町太平寺線及び太平寺岡部線外を除き概ね整備されている。

国道13号やレンガ通り、並木通り、文化通り、栄町置賜町線などで電線類地中化による歩道整備（バリアフリー化）が行われ、福島都心地区コミュニティーゾーン形成事業などが推進されている。

都市公園は、新浜公園（1.0ha）、森合公園（0.20ha）の2公園が整備され、緑地は霞町緑地（0.06ha）、森合緑地（1.00ha）、森合町緑地（0.25ha）が整備されている。本市の下水道計画の下水道計画処理区域面積は4,335haあり、その内平成24年度末現在の供用区域面積は3,758ha（整備率86.7%）で、多くの地区で整備が進み、全域が下水道計画区域に含まれる中心市街地は、平成3年以前に施工が完了している。

福島駅周辺には福島駅西口駅前地区計画（10.5ha）及び福島駅周辺地区計画（10.0ha）が決定され、前計画により、福島市の新しい玄関口として、個性豊かで魅力ある商業業務街の形成とゆとりある都市空間の形成、並びに交通基盤等の都市機能の充実を図り、商業文化の活性化と都市アメニティの創出によって快適な都心が創造された。

<都市計画図>



⑥住宅

平成 22 年の国勢調査をもとに本市の住宅形態をみると、持ち家が 64.2%と県の割合（69.8%）を下回っているものの持ち家の指向は高い。

中心市街地の住宅形態をみると、持ち家が 63.4%と市全体の割合を下回っており、民営借家が市全体の割合を上回っている。

近年における地価の下落とともに、マンション等の新築による供給戸数は、平成 15～25 年の 10 年間で 1,333 戸増加した（うち借上市営住宅等供給戸数は、平成 16～17 年にかけて 123 戸である）。

ただし、マンション等の供給戸数は、平成 18 年をピークに平成 19 年に 79 戸、平成 20 年及び平成 21 年には 0 戸と減少していたが、平成 22 年には 92 戸となり、以後徐々に増加しつつある。人口動態からみても、今後人口減、少子高齢化が進むことが考えられるため、高齢社会に対応した居住環境等の整備により人口の増加を図る必要がある。

<住宅形態>

単位：世帯

	福島県		福島市		中心市街地	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
住宅に住む一般世帯	711,348	100.0%	111,467	100.0%	119,568	100.0%
主世帯	705,440	99.2%	110,434	99.1%	118,423	99.0%
持ち家	492,458	69.8%	70,880	64.2%	75,102	63.4%
公営借家	37,540	5.3%	5,332	4.8%	5,719	4.8%
民営借家	157,149	22.3%	30,314	27.4%	33,313	28.1%
給与住宅	18,293	2.6%	3,908	3.5%	4,289	3.6%
間借り	5,908	0.8%	1,033	0.9%	1,145	1.0%
住宅以外に住む一般世帯	8,093	-	1,387	-	1,466	-

資料) 平成 22 年国勢調査

<マンション等の新築状況>

		マンション等建設状況（棟）		供給戸数（戸）
		6 階以上	うち 10 階以上	
竣工	平成 15 年	3	1	120
	平成 16 年	4	2	150
	平成 17 年	7	3	214
	平成 18 年	5	5	299
	平成 19 年	2	2	79
	平成 20 年	0	0	0
	平成 21 年	0	0	0
	平成 22 年	2	1	92
	平成 23 年	0	0	0
	平成 24 年	1	0	33
	平成 25 年	2	1	50
	小計	32	19	1,333
施工中	2	2	145	
合計	34	21	1,478	

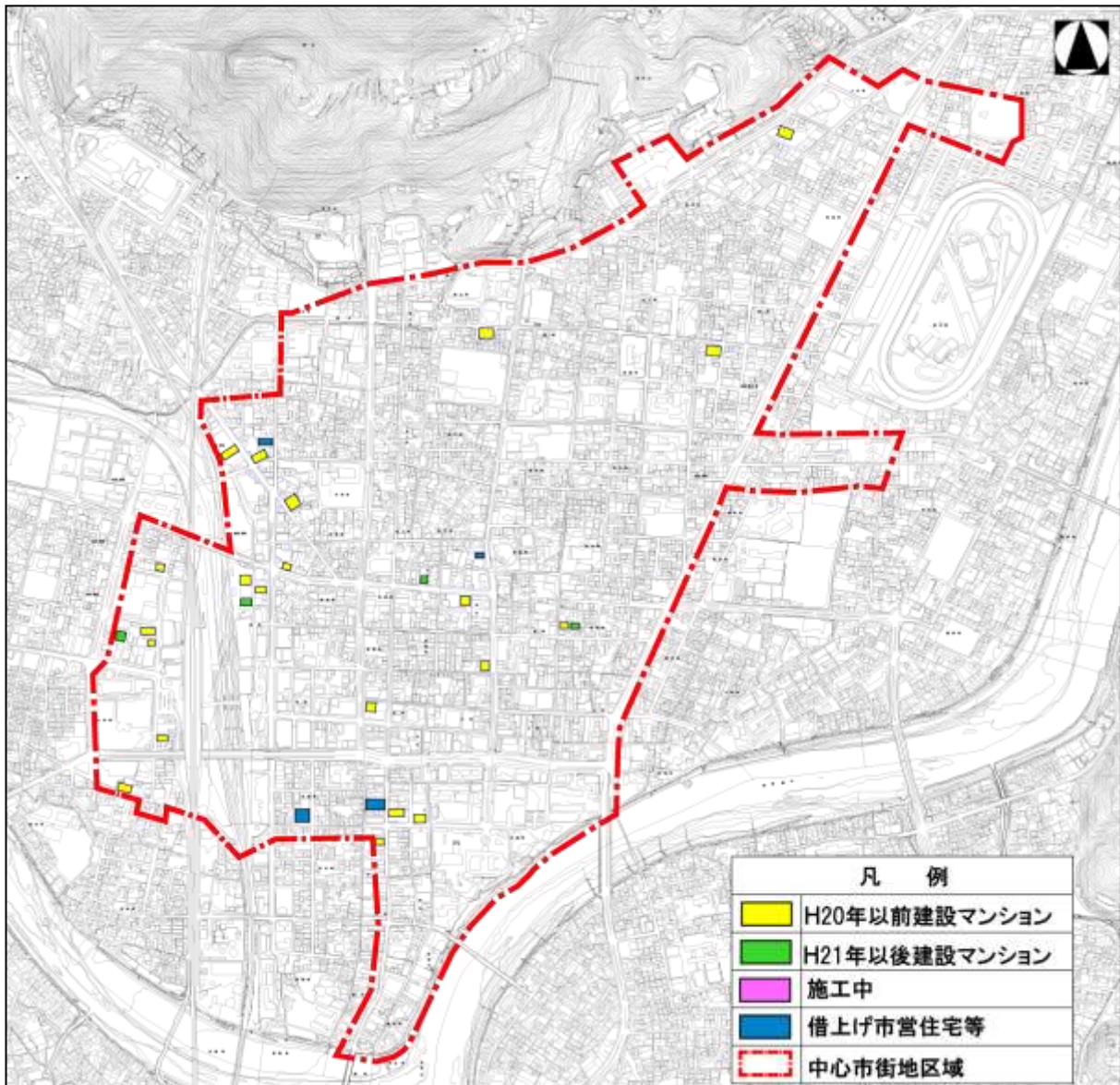
資料) 福島市都市計画課調べ

<借上市営住宅>

	団地名	戸数	入居開始	用途	構造階数	補助事業名
①	曾根田団地	25	H16. 4. 1	住宅専用	R C造 7 階	借上市営住宅
②	早稲町団地 (ラヴィパレ 一番丁)	40	H16. 8. 1	住宅・事務所 (3 階：一部事務所、3~10 階：住宅)	鉄骨造 10 階	借上市営住宅
			H16. 9. 1	1,2 階のコンベンションを除く床を TMO が取得 TMO 取得分：1,2 階 (食料品、飲食店、クリニック) オーナー取得分：コンベンション		一番丁商店街活性化 拠点整備事業 (リノベーション 補助)
③	中町団地	40	H17. 4. 1	1~3 階：薬局、クリニック、駐車場 4~10 階：住宅	鉄骨造 10 階	優良建築物等整備 事業
④	新町団地	18	H17. 8. 1	1~3 階：事務所等、4~9 階：住宅	R C造 9 階	借上市営住宅
	計	123				

資料) 福島市都市計画課調べ

<マンション、借上市営住宅位置図>



※図示したマンションは平成 15 年以降に建設されたもののうち、福島市で建築確認済証交付を行ったもののみ。指定確認検査機関による建築確認済証交付物件は含まない。

< 中心市街地と中心市街地外、全市との人口、世帯の伸び率 > 単位：人、世帯

			平成 14 年度	平成 21 年度	平成 25 年度
人口	中心市街地	実数	14,819	15,417	14,883
		伸び率	1.000	1.040	1.004
	中心市街地外	実数	275,658	278,848	270,247
		伸び率	1.000	1.012	0.980
	全市	実数	290,477	294,265	285,130
		伸び率	1.000	1.013	0.982
世帯数	中心市街地	実数	7,038	7,658	7,769
		伸び率	1.000	1.088	1.104
	中心市街地外	実数	100,470	107,529	110,107
		伸び率	1.000	1.070	1.096
	全市	実数	107,508	115,187	117,876
		伸び率	1.000	1.071	1.096

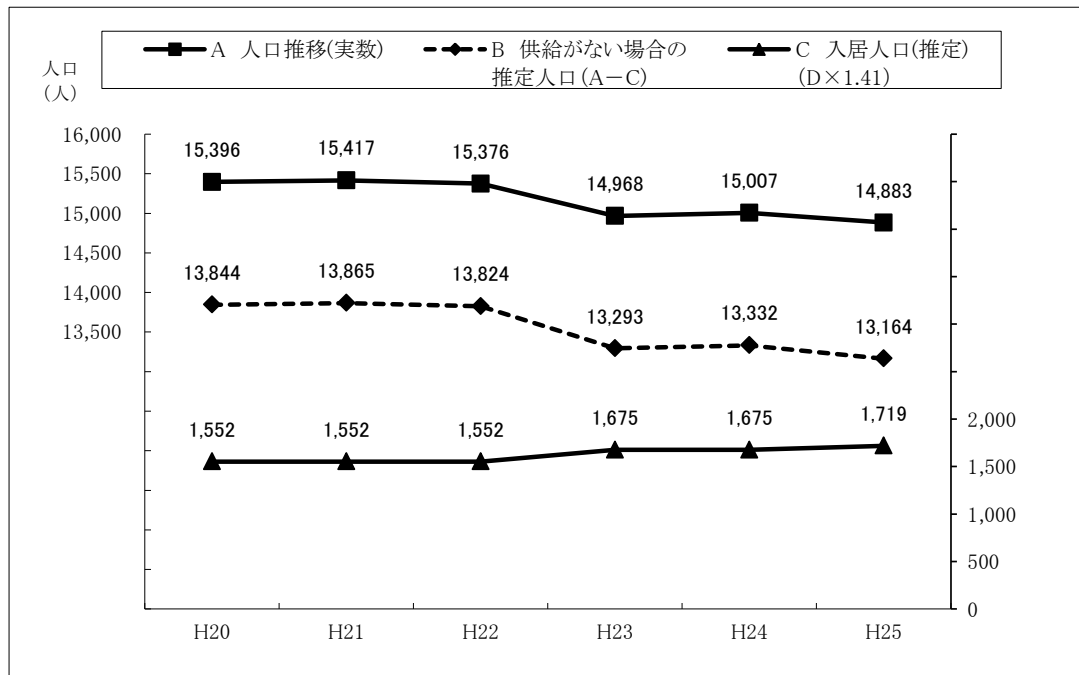
資料) 住民基本台帳データ (各年 10 月 1 日)

< 中心市街地人口の推移における共同住宅供給の寄与 > 単位：人

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
A 人口推移(実数)	15,396	15,417	15,376	14,968	15,007	14,883
B 供給がない場合の推定人口 (A-C)	13,844	13,865	13,824	13,293	13,332	13,164
C 入居人口(推定) (D×1.41)	1,552	1,552	1,552	1,675	1,675	1,719
D 供給戸数(累計) (前年E+当年E)	1,158	1,158	1,250	1,250	1,283	1,333
E 供給開始戸数	0	0	92	0	33	50

資料) 福島市都市計画課調べ

< 中心市街地における人口と共同住宅入居人口の推移 >



⑦地価

平成20年から平成26年における地価の状況は平成24年までは下落傾向にあったが、平成25年以降は横ばいとなってきている。

平成20年比としては、中心市街地内は15～26%（平均23.7%）の下落、中心市街地周辺では9～14%の下落となっている。

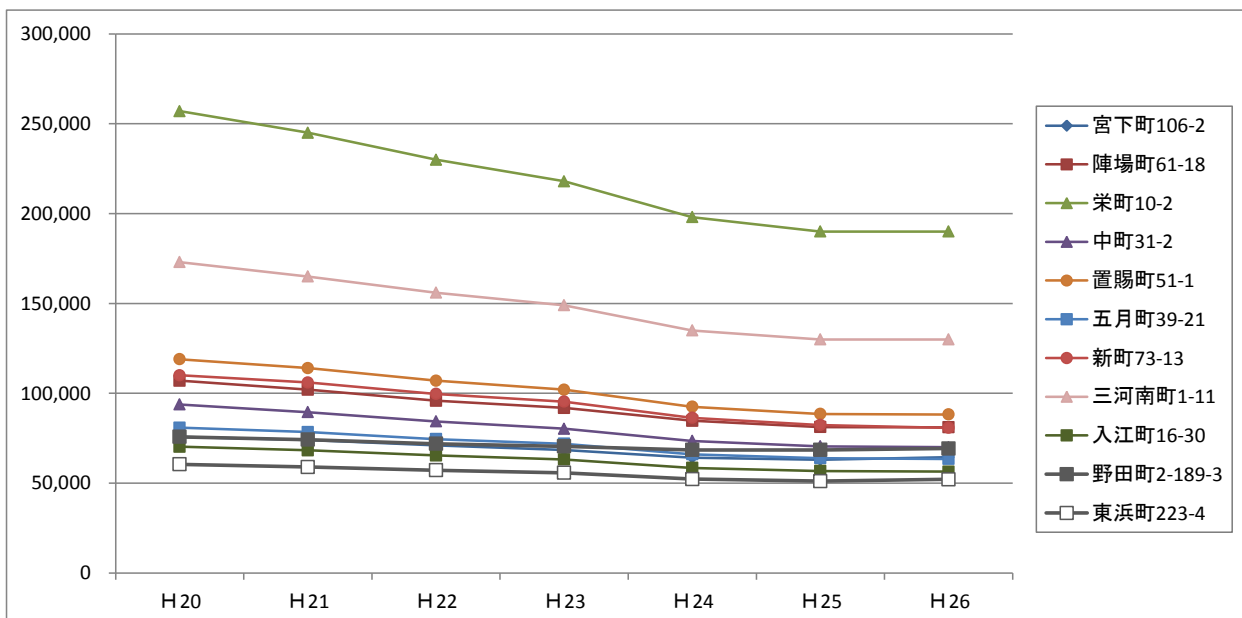
＜主要地点の地価＞

単位：円

区分	調査地点	種別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
中心市街地内	1 宮下町 106-2	住宅	75,700	74,100	71,100	68,500	64,200	63,000	64,400
	5-1 陣場町 61-18	店舗	107,000	102,000	95,900	91,900	84,700	81,200	81,100
	5-2 栄町 10-2	店舗	257,000	245,000	230,000	218,000	198,000	190,000	190,000
	5-3 中町 31-2	事務所	93,800	89,500	84,400	80,300	73,500	70,500	70,000
	5-6 置賜町 51-1	店舗	119,000	114,000	107,000	102,000	92,500	88,500	88,200
	5-7 五月町 39-21	店舗	80,900	78,400	74,500	71,900	66,100	63,900	63,500
	5-8 新町 73-13	店舗	110,000	106,000	99,700	95,400	86,400	82,400	80,800
	5-14 三河南町 1-11	店舗	173,000	165,000	156,000	149,000	135,000	130,000	130,000
中心市街地周辺	5-16 入江町 16-30	店舗	70,300	68,300	65,400	63,200	58,500	56,800	56,400
	2 野田町 2-189-3	住宅	75,800	74,200	71,900	70,500	68,500	68,500	69,300
	14 東浜町 223-4	住宅	60,500	59,000	57,200	55,800	52,300	51,100	52,100

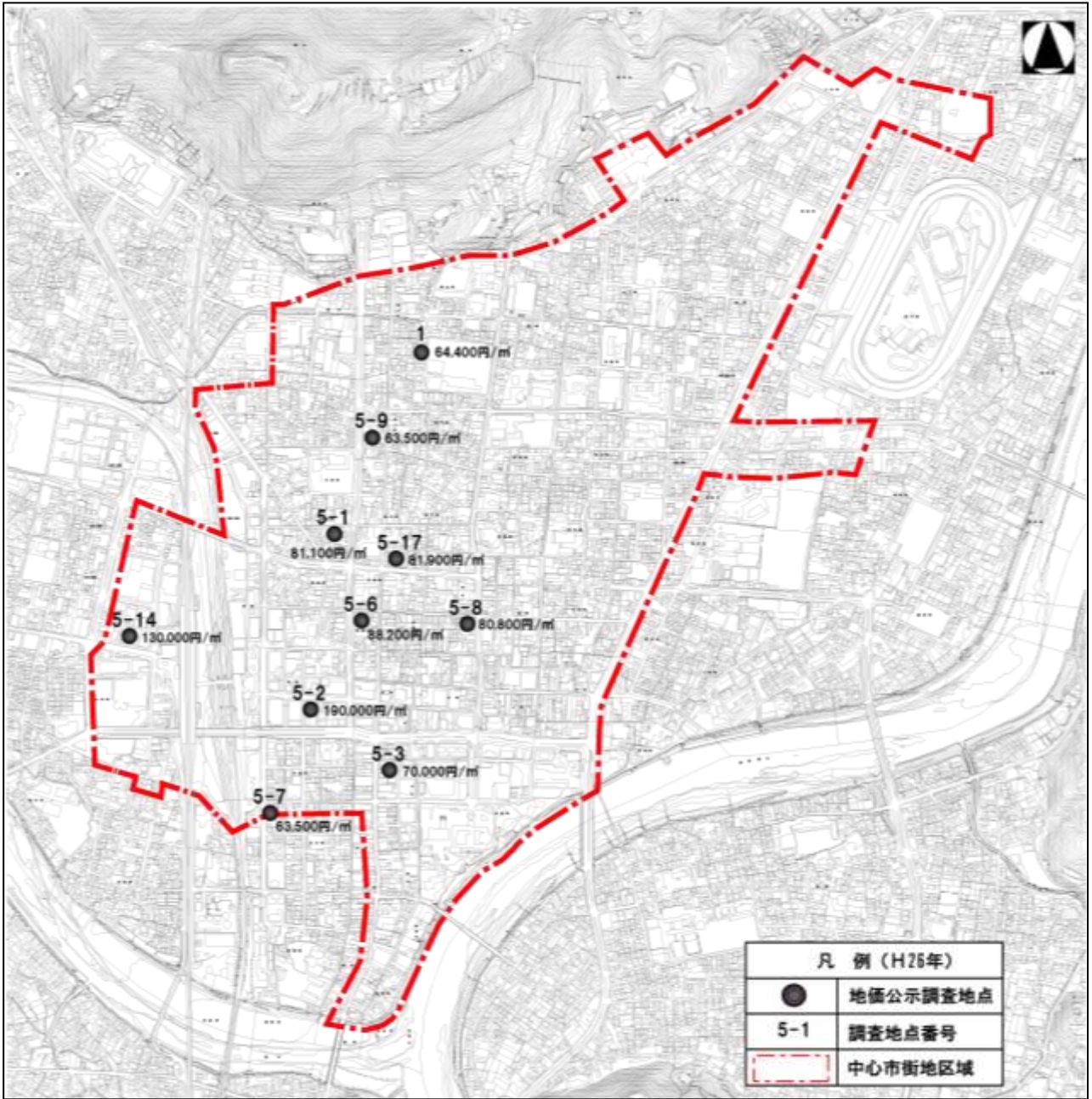
資料) 国土交通省地価公示

＜主要地点の地価動向＞



資料) 国土交通省地価公示

<地価公示調査地点図>



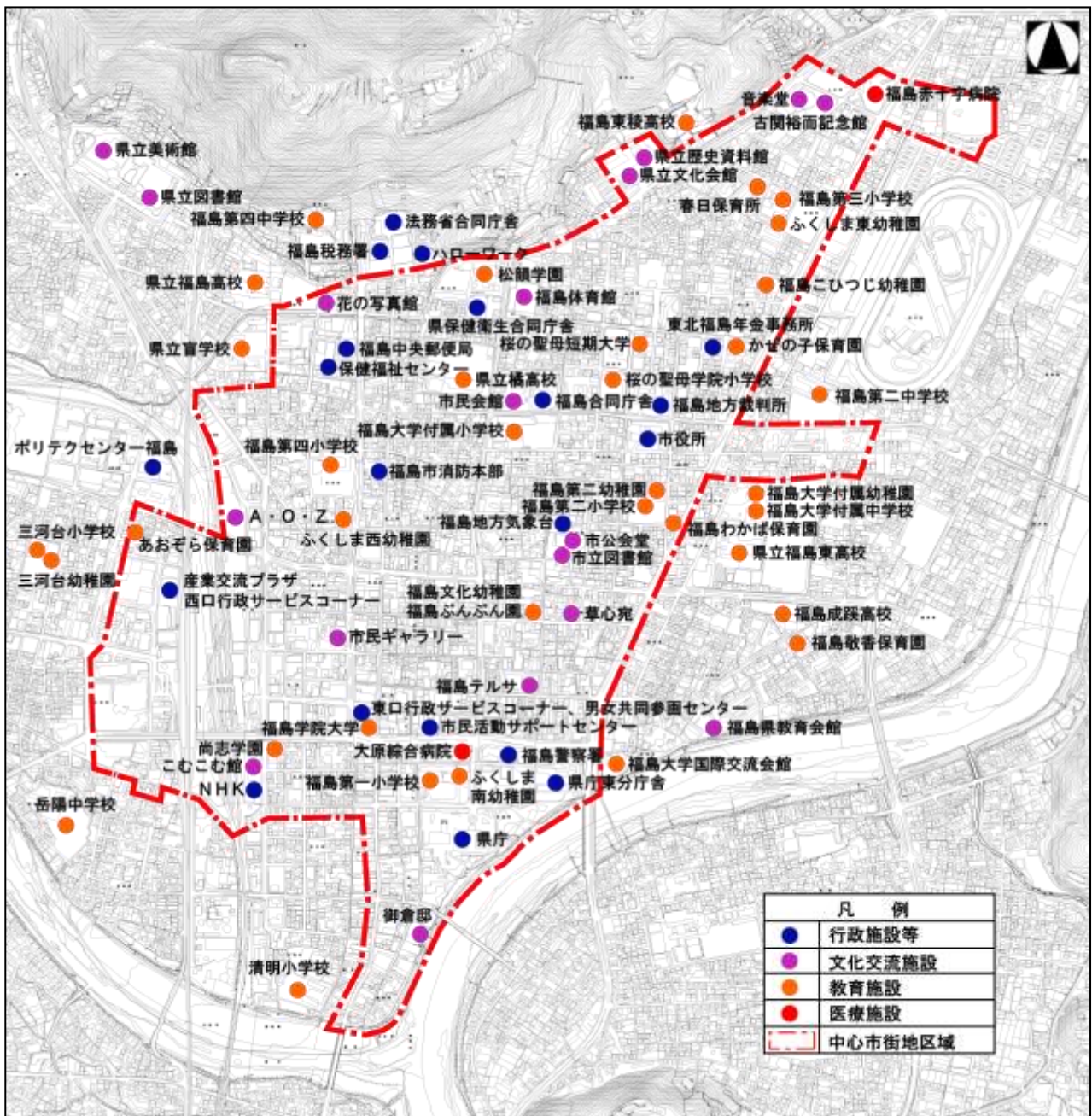
資料) 国土交通省地価公示

⑧公共公益施設

中心市街地内には、県庁、市役所、福島地方裁判所、福島合同庁舎などの行政・司法施設の他、中央郵便局、教育・文化、医療福祉など多くの公共公益施設が立地している。

平成 15 年には福島駅西口に隣接して商業・業務、行政サービス窓口などの複合施設「コラッセふくしま」が、また平成 17 年には福島駅東口に隣接し、子どもの夢を育む施設「こむこむ館」及び NHK 福島放送局が開設した。また、前計画で整備された「アクティブシニアセンターA・O・Z」が平成 22 年、「福島市役所東庁舎」は平成 23 年に完成した。

<公共公益施設位置図>



⑨市民活動

まちづくりや福祉、防災など様々な分野で活動している自治組織、NPO法人や民間団体（ボランティア団体等）があり、中心市街地などで以下のような活動を行っている。

<主な市民活動団体の名称とその活動内容>

団体名	活動内容
信夫山研究会	・信夫山についての学習・実践活動を通して魅力ある福島市を目指す。
(NPO法人) 御倉町かいわいまちづくり協議会	・文化的施設（御倉邸）の敷地内茶屋を交流の場として、新たな地域交流の輪を広げる。
福島市デシャバリの会	・福島のを街を元気にするために、まちづくり活動に興味のある人や頑張っている人、街に関して何か言いたい人や今まで情報発信したいけどできなかった人たちをつなぎ、楽しく交流することが目的。街のため、福島という地域のために「デシャバル」人たちの集まり。
並木通り商店街振興組合	・中心市街地活性、賑わいの創造、社会資本の整備。
福島の城下まちづくり協議会	・御倉町、柳町、中町、本町、栄町、早稲町、大町の歴史研究、地区内の伝統継承。
まちの駅ネットワークふくしま	・福島市内の「まちの駅」が連携と交流を深めながら“郷土愛とおもてなしの心”をもって、心豊かに暮らせるまちづくりを目指し活動する。
ふくしま 手づくり マルシェ	・手づくりアーティスト達と市民・被災住民らが集い、街を明るく元気にする活動。福島交通飯坂線曾根田駅を利用してのカフェの開催。
(NPO法人) ドリームサポート福島	・地域・まちづくりへの支援事業、雇用創出や人材育成を目的とした教育事業、国際交流を行う団体への支援事業、農商工連携・6次化産業などに関わる事業、東日本大震災での現状課題と対応策及び今後も起こりうる自然災害について検討する活動への支援事業、普及啓発事業等を通じて、人・モノ・自然の関係を再構築し、循環型の新たな環境づくりを行うことにより、日本における地域活性化に寄与することを目的とする。
(NPO法人) ストリートふくしま	・福島市内で活動し、中心市街地及び福島市内の活性化を目的として、ソフト、ハードの両面から、地域の活力を生むための基盤整備とまちづくりの推進活動に取り組み、福島市の産学官との連携、協働関係を築きながら市民社会の発展に寄与する。
福島駅前元気プロジェクト委員会	・福島駅前及び駅前通り商店街を始め関連する企業・団体等が連携し、賑わいを創出する事業等を実施することで、福島駅前通り全体の活性化を図ることを目的とする。

(5) 地域住民のニーズ等の把握・分析

① 消費購買動向調査結果（第12回 平成24年3月）（福島市）

平成23年12月に福島市商工観光部商業労政課が実施した「福島市消費購買動向調査」から、中心市街地に対する市民の意向などを抜粋し整理した。

配布数：3,000票（調査範囲は福島市全域、調査票によるアンケート調査）
回収数：993票（回収率33.1%）

a. 都心居住について

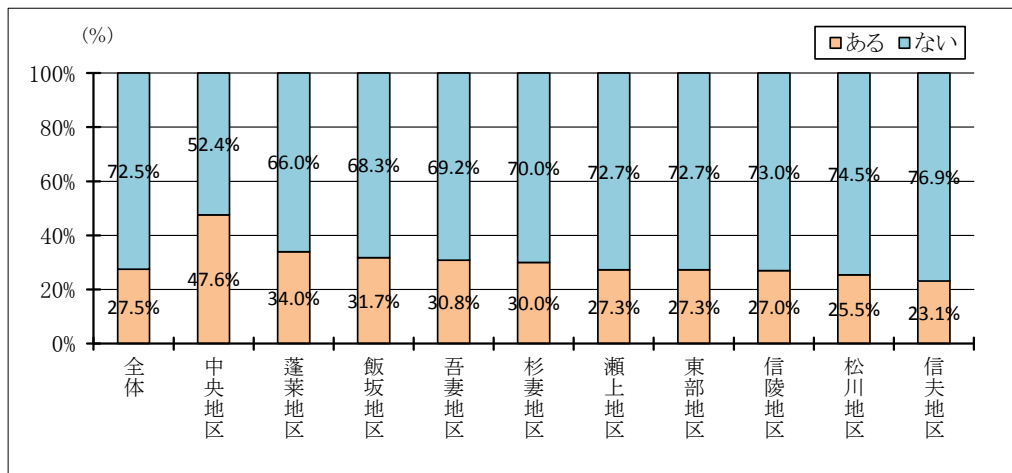
○都心居住への関心等

都心居住の興味や関心が「ある」は27.5%で全体のほぼ4分の1となっており、前回調査の33.6%より約6ポイント下回った。

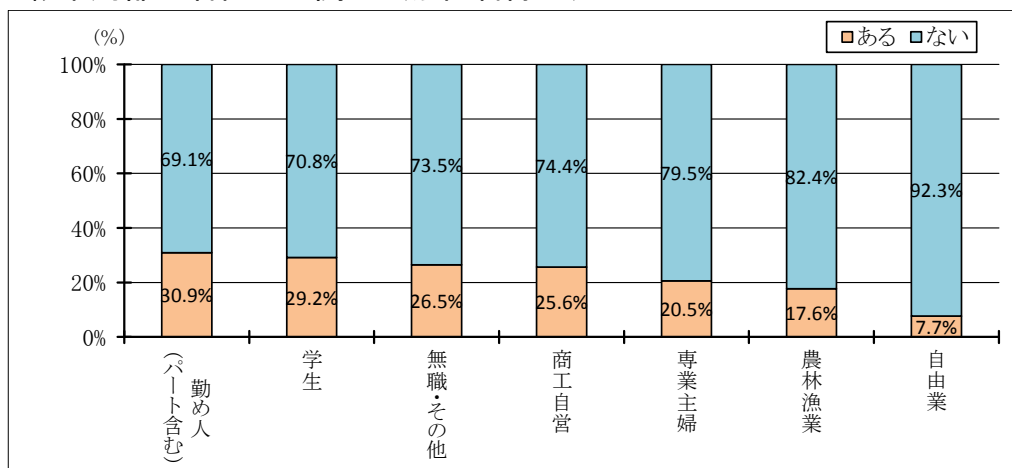
地区別では、中央地区で興味や関心が高いのに対し、渡利・立子山、鎌田、余目・矢野目、吉井田、西・土湯、飯野地区などは低い。

職業別では、関心が「ある」は「勤め人」で30.9%、「学生」が29.2%と興味や関心が高いのに対し、農林漁業は17.6%となっており関心が低い。

<地区別都心居住への関心（上位10地区：無回答除く）>



<職業別都心居住への関心（無回答除く）>

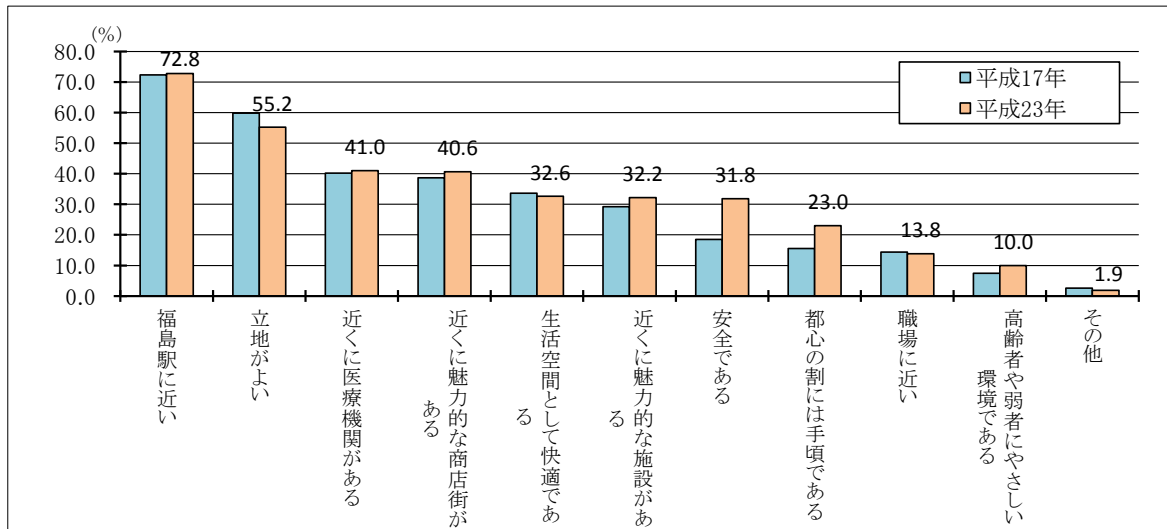


○都心居住の魅力点

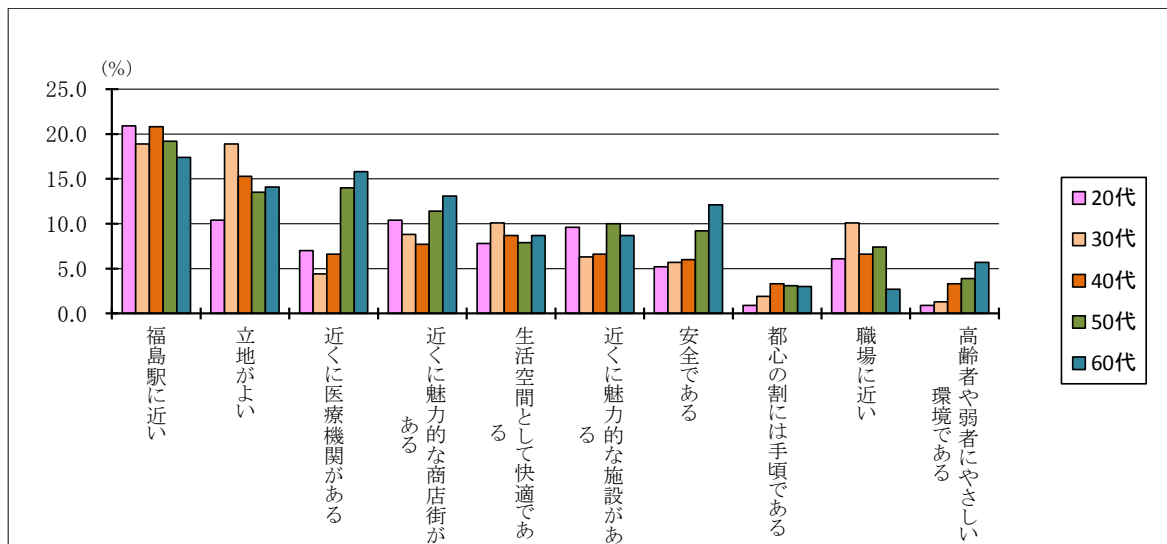
都心居住に興味や関心がある人が、都心居住の魅力とする点は「福島駅に近い」が最も多く72.8%になる。次いで「立地が良い」が55.2%、「近くに医療機関がある」が41.0%、「近くに魅力的な商店街がある」が40.6%、「生活空間として快適である」が32.6%と続く。平成17年の調査と大きな変化はみられないが、「安全である」、「都心の割には手頃である」の支持割合が大きく増加している。

年齢別にみると、「福島駅に近い」は特に20代と40代、「立地が良い」は特に30代、「近くに医療機関がある」は50代、60代で支持割合が高い。

<都心居住の魅力>



<都心居住の魅力（年代別）>



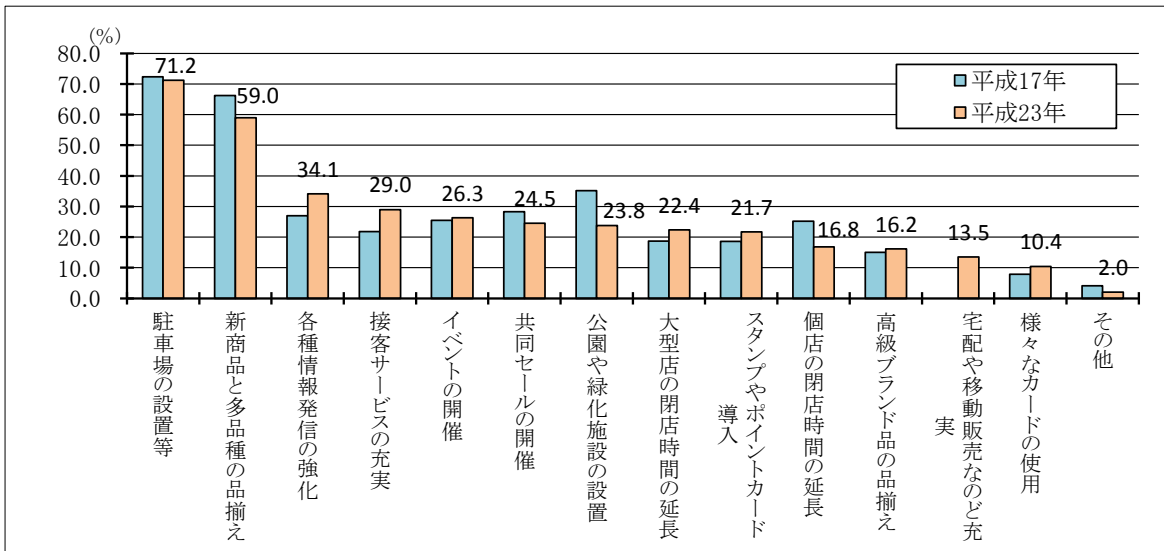
b. 中心市街地の商店街に対する要望

中心市街地の商店街に対する要望は「駐車場の設置等」が71.2%と圧倒的に多く、次いで「新商品と多品種の品揃え」が59.0%となっており、この2項目が特に高い要望となっている。続いて「各種情報発信の強化（お店や商品、イベント・催しに関する情報提供の強化・充実）」が34.1%となっている。

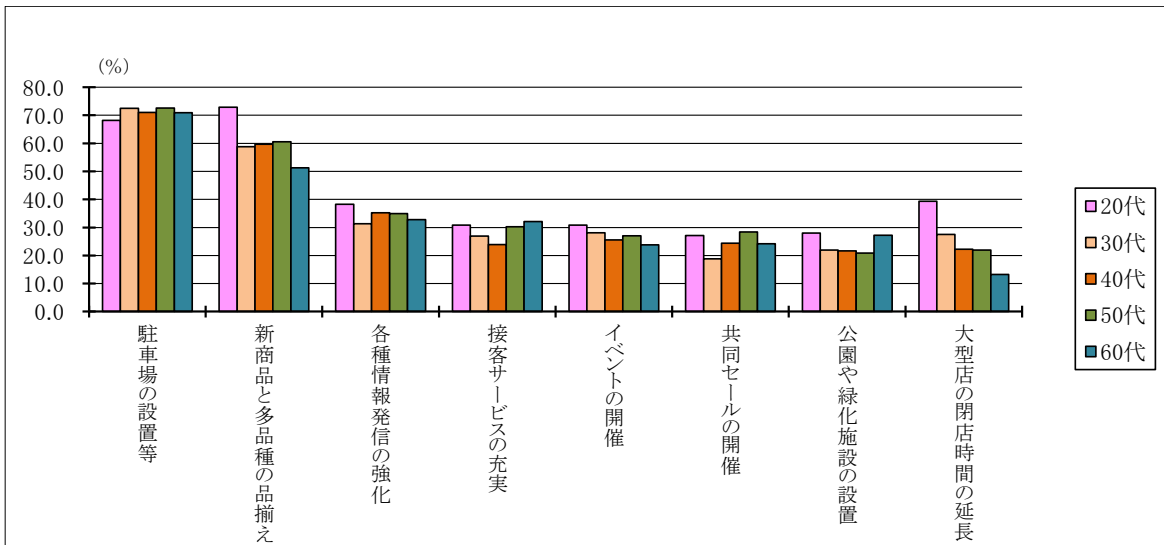
平成17年調査と比べると「各種情報発信の強化」、「接客サービスの充実」、「大型店の閉店時間の延長」、「スタンプやポイントカード導入」などの要望が高くなっている。

年齢別でみると、「駐車場の設置等」はどの年代も7割前後と高く、「新商品と多品種の品揃え」は20代が72.9%と最も高い。「各種情報発信の強化」はどの年代も3割台と一定の関心を示しており、「大型店の閉店時間の延長」は20代が39.3%と特化している。

<中心市街地の商店街に対する要望>



<中心市街地の商店街に対する要望（年代別上位8項目）>



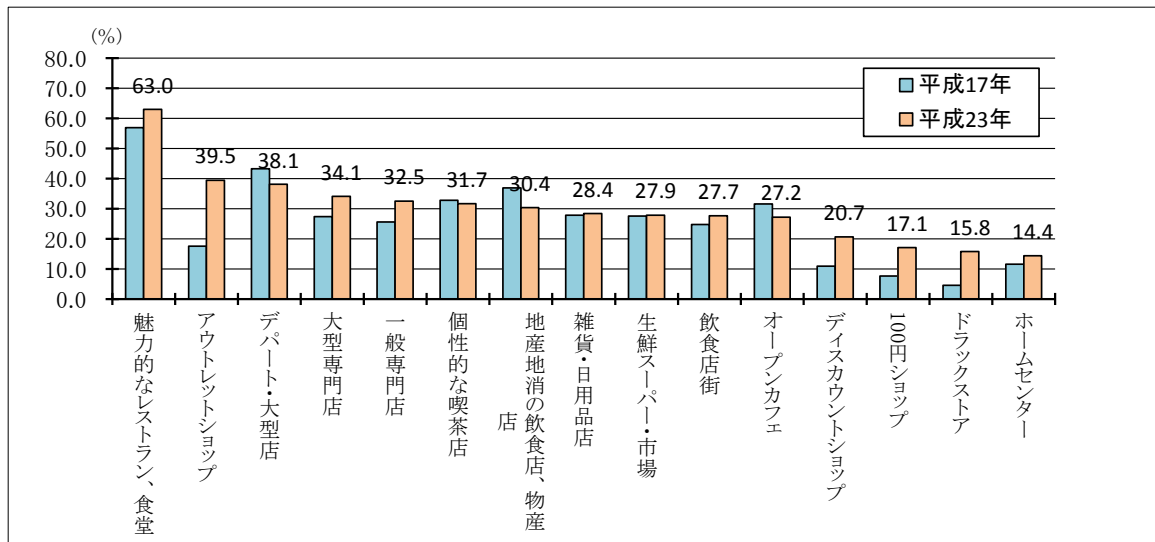
c. 中心市街地商店街への希望店舗

中心市街地商店街に希望する店舗は、「魅力的なレストラン・食堂」が63.0%で圧倒的に多くなっており、以下、「アウトレットショップ」、「デパート・大型店」「大型専門店（家電・情報関連・衣料・書籍等）」、「一般専門店（若者、女性向け、ブランド、音楽等）」、「個性的な喫茶店」、「地産地消をテーマとした飲食店、物産店」が3割台となっている。

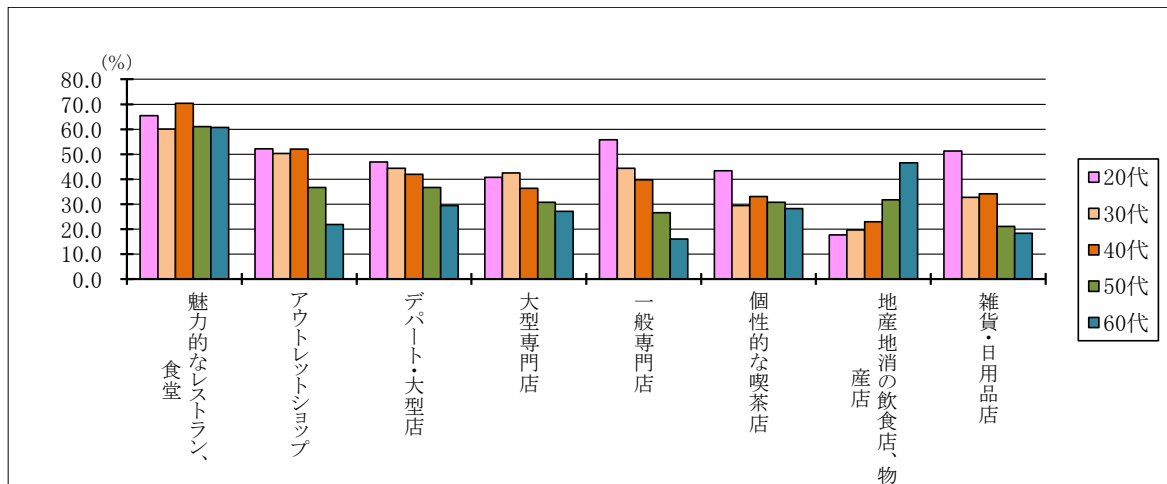
平成17年調査と比べると、「アウトレットショップ」、「大型専門店」、「一般専門店」、「ディスカウントショップ」、「100円ショップ」、「ドラッグストア」などが大幅に増加している。

年代別で見ると、「魅力的なレストラン・食堂」はどの年代も6割以上と高く、「アウトレットショップ」や「大型専門店」、「一般専門店」は20代、30代で多く要望されている。

<中心市街地商店街への希望店舗上位15項目>



<中心市街地商店街への希望店舗上位15項目（年代別）>

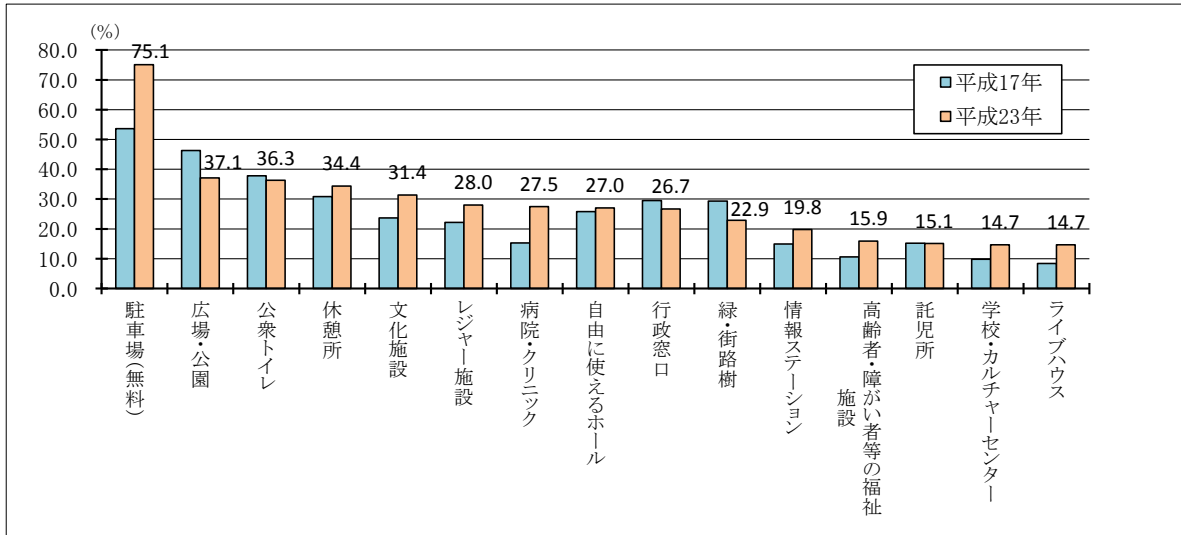


d. 中心市街地商店街への希望施設

中心市街地商店街への希望施設で、最も多いのが「駐車場（無料）」で75.1%、次いで「広場・公園」が37.1%、「公衆トイレ」が36.3%、「休憩所」が34.4%、「文化施設（図書館・美術館等）」が31.4%と3割台で続いている。

平成17年調査と比べると、「駐車場（無料）」が大幅に増加しており、「文化施設」、「レジャー施設」、「休憩所」、「病院・クリニック」なども増えている。

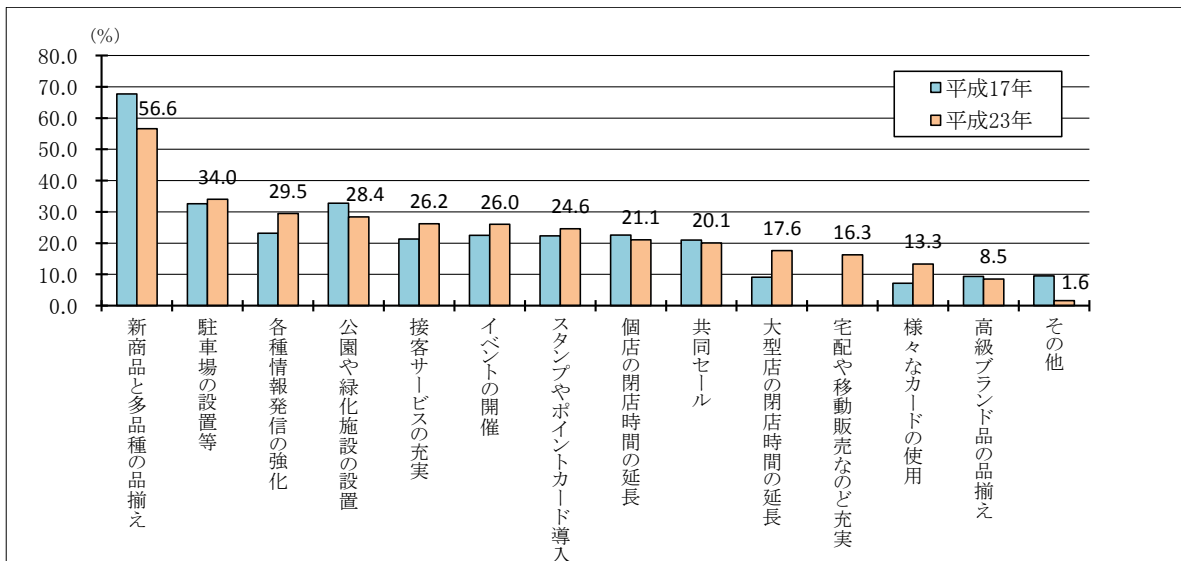
<中心市街地商店街への希望施設>



e. 居住地区の商店街等に対する要望

居住地区の商店街等に対する要望では、「新商品と多品種の品揃え」が56.6%で圧倒的に多く、次いで「駐車場の設置等」が34.0%、「各種情報発信の強化」が29.5%と続いている。

<居住地区の商店街等に対する要望>



② 「商店街変動調査結果（平成 25 年 3 月）」（福島市）

平成 24 年 10 月下旬～11 月中旬にかけて福島市商工観光部商業労政課が実施した「商店街変動調査結果」から、中心市街地の商店経営者を対象とした経営実態調査を抜粋し整理した。

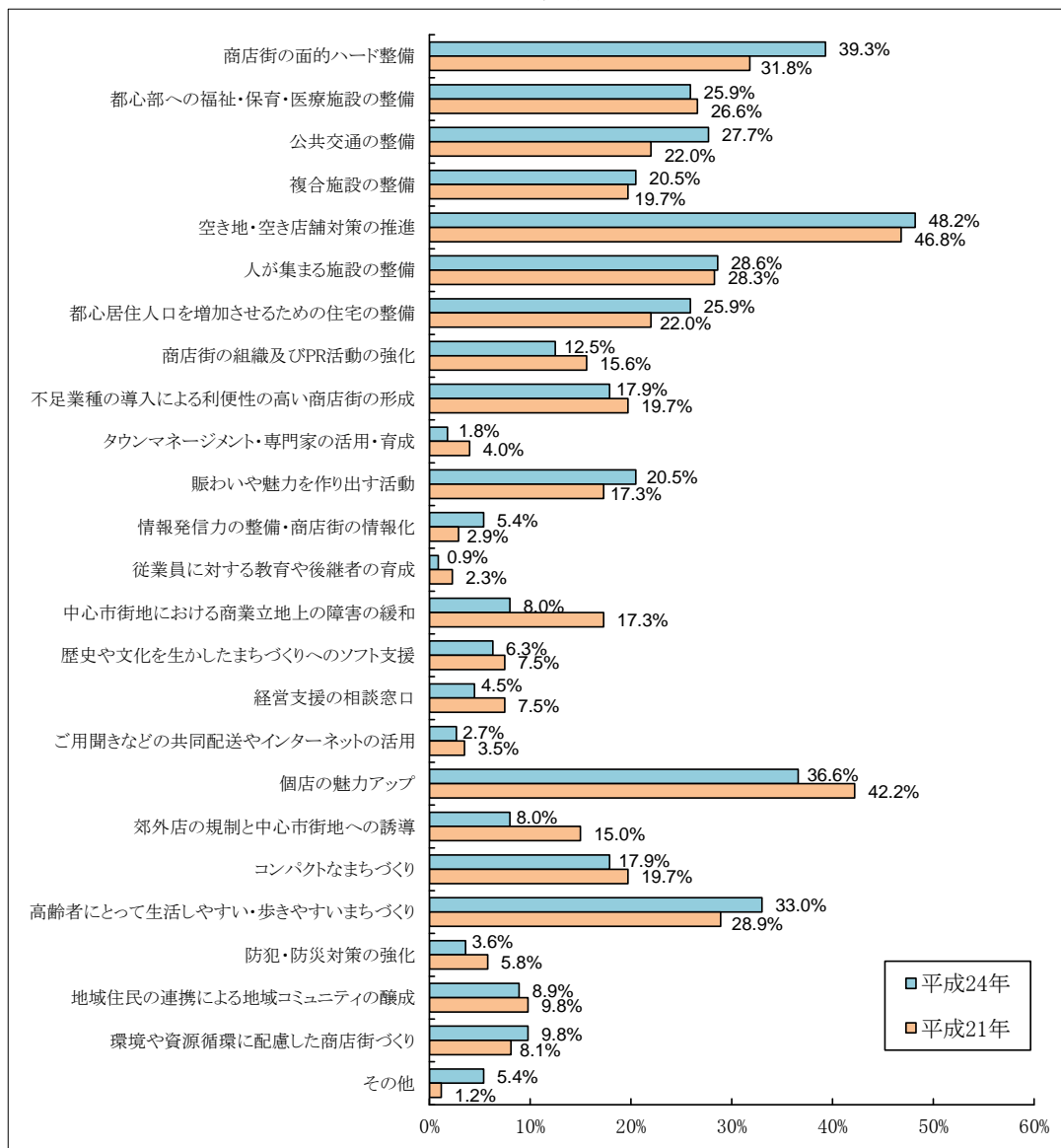
配布数：444 票（18 組織、商店街振興組合、商工振興会、商店会）

回収数：128 票（回収率 28.8%）

a. 商店街の空洞化に対する活性化策について

商店街の空洞化に対する活性化策で最も多いのは、前回調査（平成 21 年）と同様に「空き地・空き店舗対策の推進」が 48.2%である。次いで「商店街の面的ハード整備」が 39.3%、「個店の魅力アップ」が 36.6%、「高齢者にとって生活しやすい・歩きやすいまちづくり」が 33.0%の順となっている。

< 商店街の空洞化に対する活性化策（複数回答） >



＜空洞化対策として取り組まなければならない活性化策＞

	空洞化対策として取り組まなければならない活性化策（地区別）		
	第一位	第二位	第三位
都心（駅前）地区	商店街の面的ハード整備 公共交通の整備	空き地・空き店舗対策 高齢者に生活しやすい まちづくり	個店の魅力アップ
都心（パセオ）地区	空き地・空き店舗対策	個店の魅力アップ	複合施設の整備 人が集まる施設の整備
都心（中央）地区	空き地・空き店舗対策	商店街の面的ハード整備	公共交通の整備
都心（北）地区	商店街の面的ハード整備 個店の魅力アップ 高齢者に生活しやすいまち づくり	空き地・空き店舗対策 環境や資源循環への配慮 地域コミュニティの醸成	
都心（東）地区	空き地・空き店舗対策	都心住宅の整備	商店街の面的ハード整備 高齢者に生活しやすいまち づくり
駅南地区	賑わいや魅力づくり	空き地・空き店舗対策 商店街の面的ハード整備 高齢者に生活しやすいまち づくり 個店の魅力アップ 人が集まる施設の整備	都心住宅の整備 コンパクトなまちづくり
駅西地区	個店の魅力アップ 拠点施設の整備	高齢者に生活しやすい まちづくり	賑わいや魅力づくり

b. 商店街や支援組織に対する要望

所属する商店街や商店街を支援する組織（市商店街連合会、商工会議所、まちづくりセンターなど）に対する要望は、「商店街や支援組織の組織や意識改革」や「活性化策」、「イベントのあり方」、「都市基盤施設等の整備」など多様である。

＜商店街や支援組織に対する要望＞

- ・ 個店の魅力アップや付加価値商品の取り揃えに向けた定期的訪問による各店への経営の教育や情報提供
- ・ 土、日、祝日に中心市街地へ集客できる環境づくり
- ・ 電灯を灯し夜の商店街を明るく、街の雰囲気醸し出す取り組み
- ・ 個々の商店間の交流を活発にする取り組み
- ・ まちづくりセンター等における具体的な活動内容やその効果を透明化
- ・ 会員などの発言、提案を真剣に検討し、良いものは実施するなどの実行力
- ・ 組織内で働く人の意識改革
- ・ 会費の用途を透明にする
- ・ 駅前商店街の土地、建物のテナント料を安価にして一流専門店誘致による活性化への取り組み
- ・ 割り増し商品券の発行により購買意欲を高める取り組み
- ・ 個々の商店街が連携し一丸となったイベントの実施
- ・ 単発的なものではなく継続的なイベントの実施
- ・ 若い人、子どもたちを街なかに引き込める複合施設や公園の設置
- ・ 街なか居住を後押しする取り組み
- ・ 街なかで必需品全てが取り揃えられる商店街づくり 等々

③「新・福島市総合計画策定のための市民アンケート調査」(福島市)

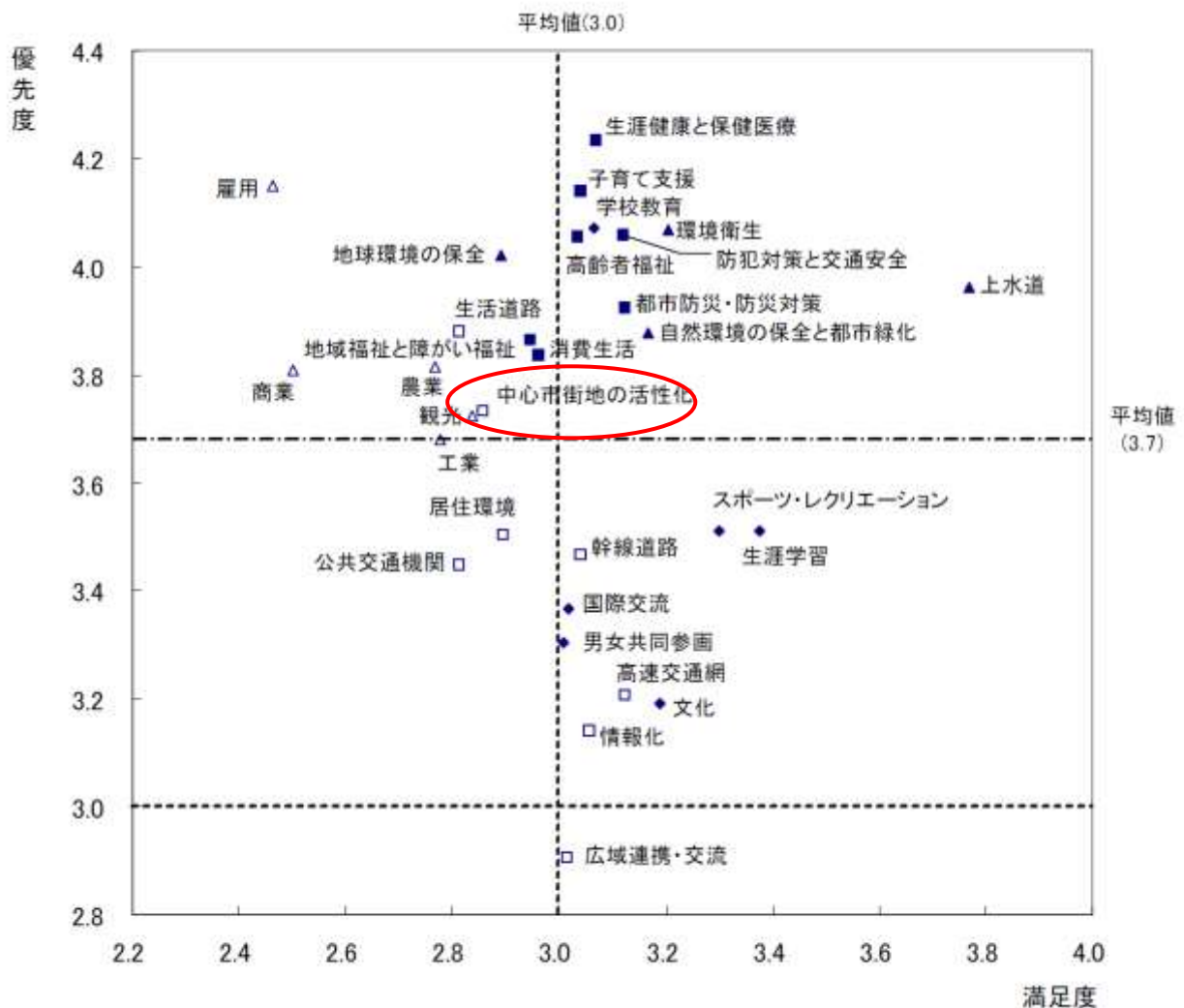
平成 20 年 11 月に「新・福島市総合計画」の策定に向け、本市の施策に対する市民の評価とニーズの把握を目的に実施した「市民アンケート調査」から、中心市街地活性化に関連する事項について整理した。

配布数：3,000 票（福島市在住の満 15 歳以上の男女）

回収数：1,374 票（回収率 45.8%）

中心市街地の活性化についての満足度と優先度

「中心市街地の活性化」について、満足度と優先度を尋ねたところ、満足度では 23 位（30 位中）と下位にある反面、優先度では 17 位（30 位中）と比較的高くなっており、「市政への意見」でも「中心市街地の活性化（駅周辺の駐車場の充実などを含む）」を求める声が多く寄せられていることから、優先的な施策推進が求められていると考えられる。



④「福島市中心市街地と駅前通りに関するアンケート調査結果」

(平成19年7月) (福島商工会議所中小企業振興部)

平成19年7月1～31日の期間に福島商工会議所中小企業振興部が実施した「福島市中心市街地と駅前通りに関するアンケート調査結果」から、中心市街地に対する市民の意向などを抜粋し整理する。

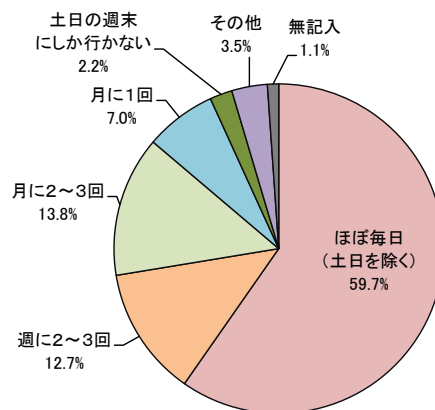
配布数：1,000票 (中心市街地の来街者、中心部店舗来店者)

回収数：370票 (回収率37.0%)

ア. 中心市街地に関して

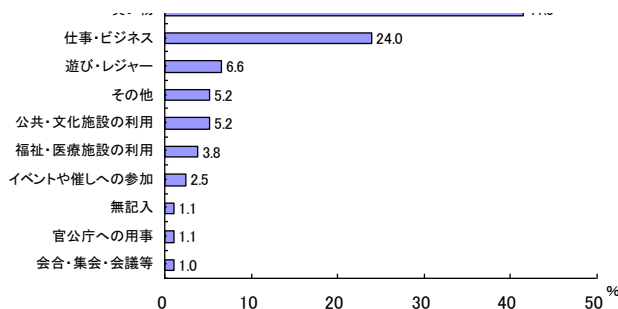
<中心市街地への来街頻度>

中心市街地への来街頻度は、土日を除くほぼ毎日が59.7%で最も多く、月に2～3回が13.8%、週に2～3回が12.7%である。



<中心市街地への来街目的 (複数回答)>

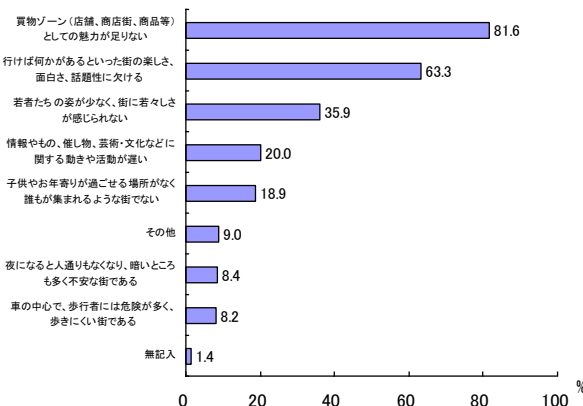
来街目的で最も多いのが通勤・通学で47.0%、次いで買物が41.5%、仕事・ビジネスが24.0%である。年齢別では、10歳代から50歳代でともに通勤・通学が1位であるが、60歳代から70歳代の高齢者は買物が多い。



<中心市街地に対する感想 (複数回答)>

「買物ゾーン(店舗、商店街、商品等)としての魅力が足りない」(81.6%)が最も多く、次いで「行けば何かがあるといった街の楽しさ、面白さ、話題性に欠ける」(63.3%)、「若者たちの姿が少なく、町に若々しさが感じられない」(35.9%)が上位にある。

いずれの年代でも「買物ゾーン(店舗、商店街、商品等)としての魅力が足りない」がトップになっている。



<お気に入りの場所やお店の有無>

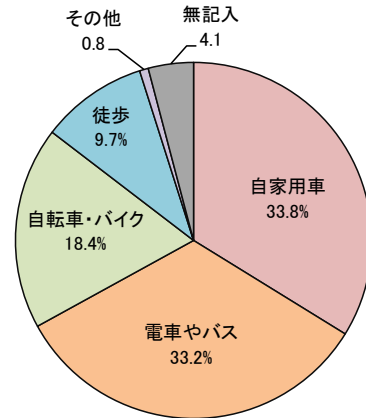
「ある」が37.0%、「ない」が57.8%である。

年齢別では、「ある」の割合が多い年代は70歳代以上と10歳代であるが、逆に「ない」とする割合が多い年代は30～40歳代である。

<中心市街地への交通手段>

自家用車（33.8%）と電車・バス（33.2%）がほぼ同率であり、次いで自転車・バイク（18.4%）である。

自家用車は30歳代から50歳代が利用し、電車・バスは10歳代から30歳代の若年層と60歳代から70歳代以上の高齢者層が利用している。



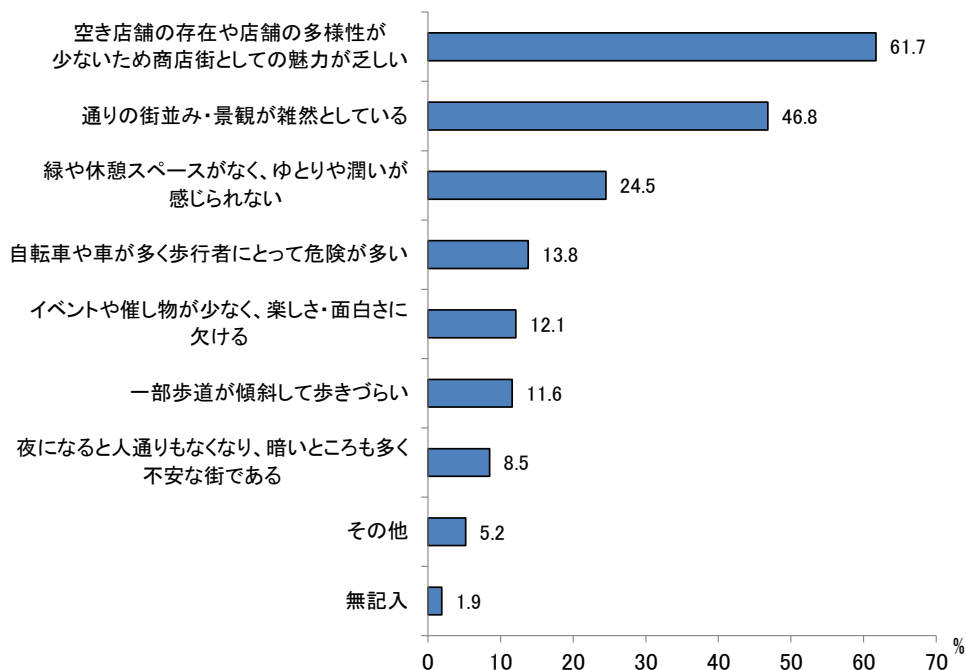
イ. 福島駅東口駅前通りに関して

<駅前通りに対する印象（複数回答）>

「空き店舗の存在や店舗の多様性が少ないため商店街としての魅力に乏しい」が61.7%で最も多く、次いで「通りの街並み・景観が雑然としている」（46.8%）、「緑や休憩スペースがなくゆとりや潤いを感じられない」（24.5%）となっている。

年齢別に見ると、30歳代から50歳代では「空き店舗の存在や店舗の多様性が少ないため商店街としての魅力に乏しい」が多く、10~20歳代の若い年代では「通りの街並み・景観が雑然としている」が多い。

「緑や休憩スペースがなくゆとりや潤いを感じられない」は60歳代、70歳代以上の高齢者層で多い。

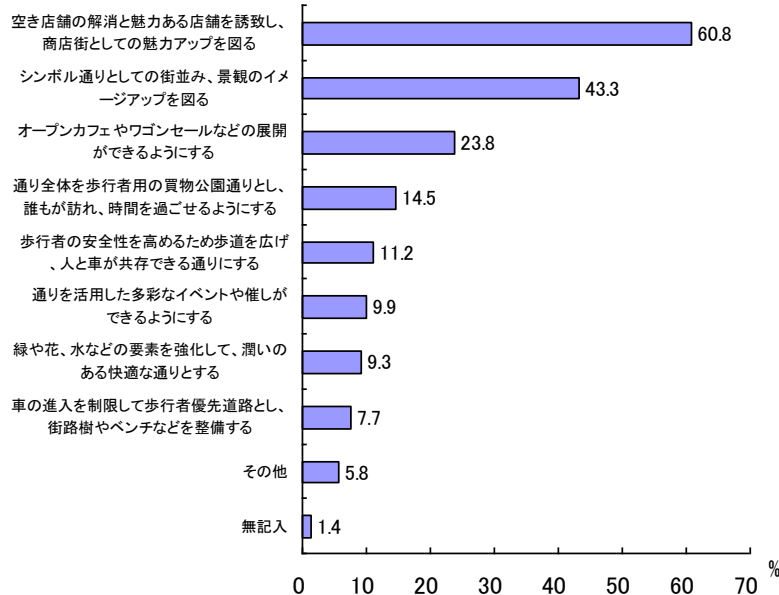


<福島の顔にふさわしい通りにするためには（複数回答）>

「空き店舗の解消と魅力ある店舗を誘致し、商店街としての魅力アップを図る」（60.8%）が最も多く、「シンボル通りとして街並み・景観のイメージアップを図る」（43.3%）が続く。

年齢別に見ると、「空き店舗の解消と魅力ある店舗を誘致し、商店街としての魅力アップを図る」はどの年代でも多くを占め、特に30歳代から50歳代にかけて高い率になっている。

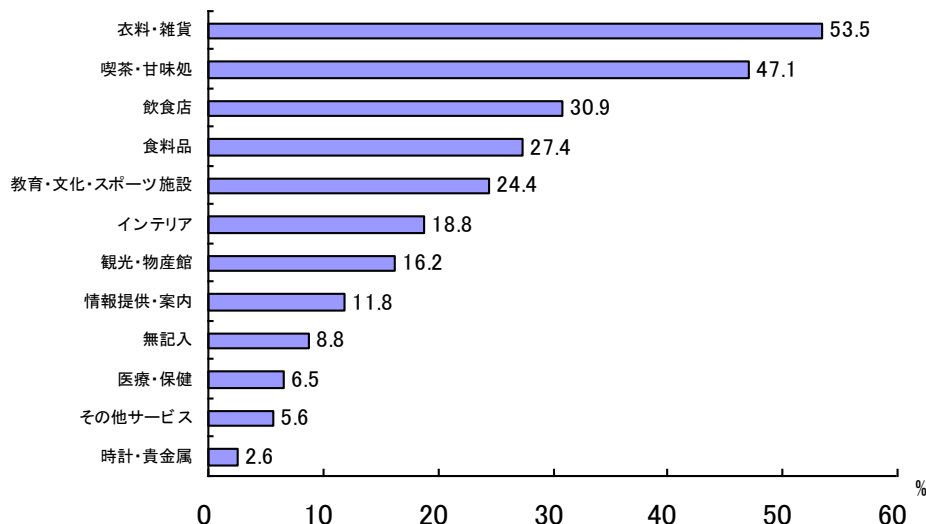
「シンボル通りとして街並み・景観のイメージアップを図る」は70歳代以上で特に高い。



<駅前通りに欲しい業種（複数回答）>

最も多いのが衣類・雑貨（53.5%）で、以下、喫茶・甘味処（47.1%）、飲食店（30.9%）、食料品（27.4%）、教育・文化スポーツ施設（24.4%）と続く。

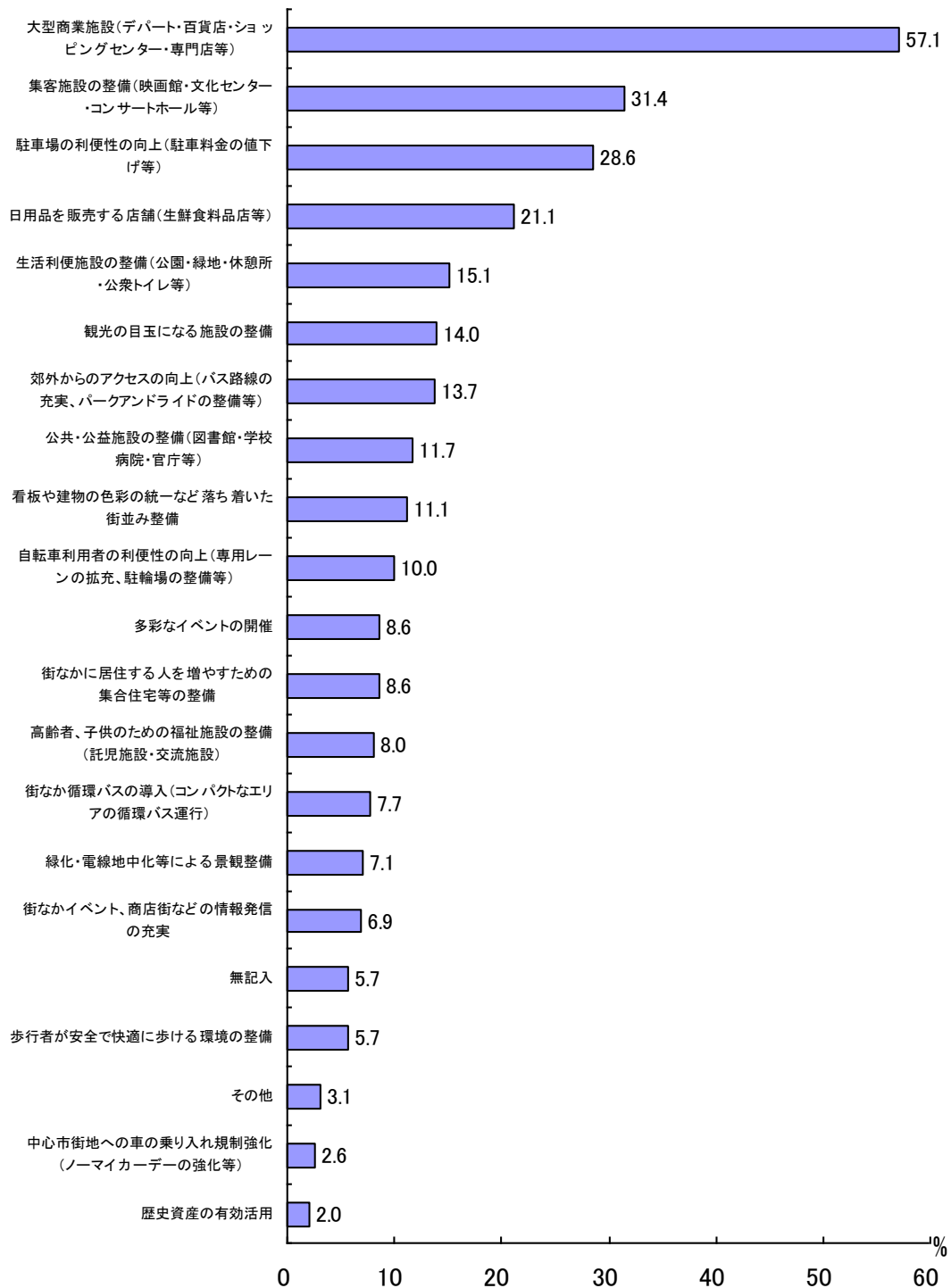
衣類・雑貨は若い年代で特に割合が高く、喫茶・甘味処は中高年代に多い。



<中心市街地活性化に必要な施策（複数回答）>

「大型商業施設（デパート、百貨店、ショッピングセンター、専門店等）」が最も多く57.1%、以下「集客施設の整備（映画館、文化センター、コンサートホール等）」（31.4%）、「駐車場の利便性の向上（駐車料金の値下げ等）」（28.6%）が上位にある。

「大型商業施設(デパート、百貨店、ショッピングセンター、専門店等)」はいずれの年代においても最も高い。



- ⑤「歩いて暮らせるまちづくり福島地区社会実験 ～交通量調査・分析・効果検証～報告書」(平成20年1月) (歩いて暮らせるまちづくり福島地区社会実験実行委員会)
「歩いて暮らせるまちづくり福島地区社会実験」(平成19年10月21日～11月18日)の中で実施したアンケート調査結果を抜粋し整理する。

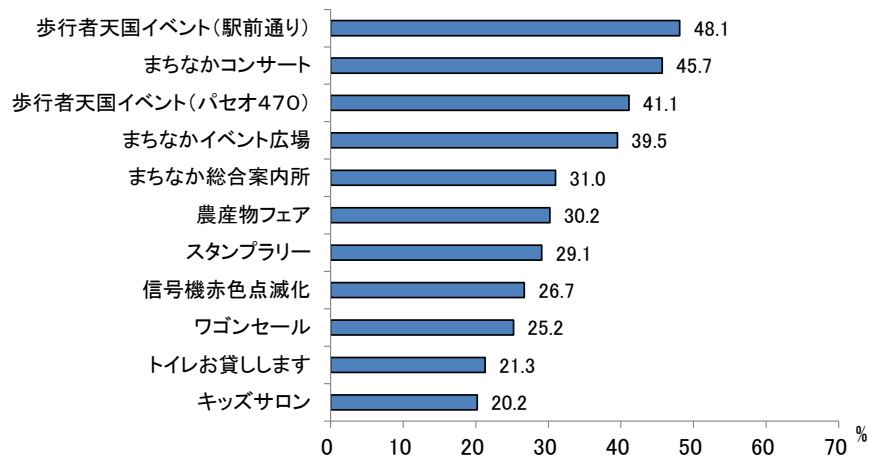
賑わい実験に関するアンケート結果

賑わい創出の社会実験全般

アンケート対象の社会実験：スタンプラリー、ワゴンセール、農産物フェア、まちなかコンサート、信号機赤点減化(交差点の一時停止化)
サンプル数：258票、11月3日の賑わい創出社会実験アンケートの合計(重複回答)

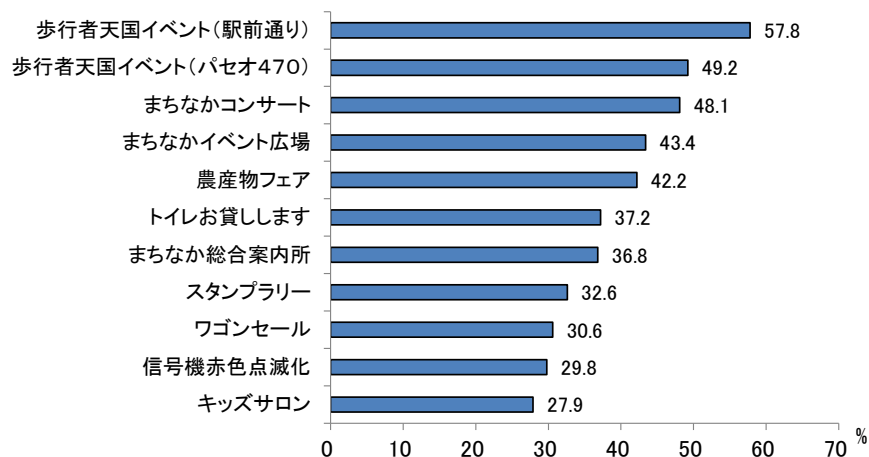
<参加、利用したイベント>

4割を越える参加、利用したイベントは、駅前通りやパセオ470の歩行者天国イベント(48.1%、41.1%)、まちなかコンサート(45.7%)であった。

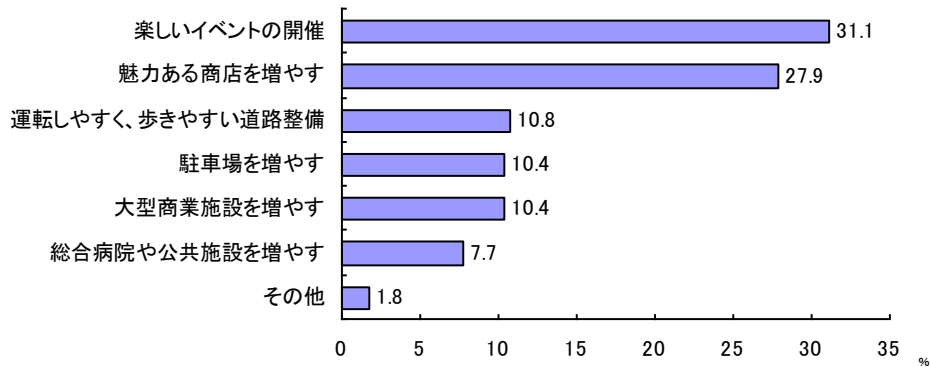


<継続を望むイベント>

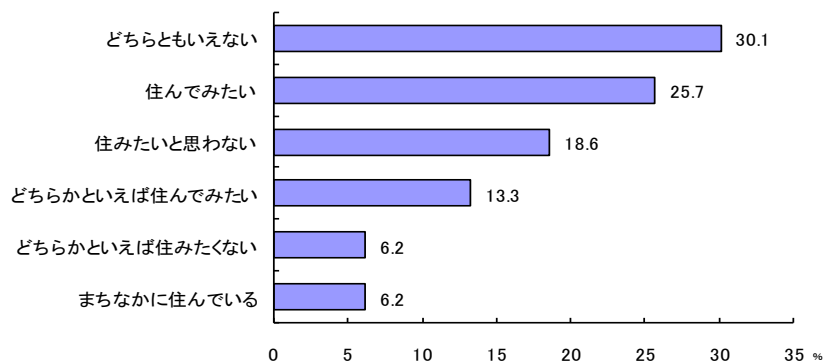
4割を越える今後も続けた方が良くとするイベントは、参加、利用したイベントと同じ傾向を示し、駅前通りやパセオ470の歩行者天国イベント(57.8%、49.2%)、まちなかコンサート(48.1%)、まちなかイベント広場(43.4%)、農産物フェア(42.2%)であった。



<活性化に必要なこと>



<街なかに住んでみたいか？>



調査結果にもとづく考察

利用者アンケート調査結果では突出して支持されたイベント等はなかったが、駅前通りやパセオ 470 の歩行者天国イベント、まちなかコンサートの利用が相対的に多かったことを踏まえ、多様化する個人嗜好に対応しながら、今後も多彩なイベントを企画・実行し、まちなかに多くの人を誘引することが重要と考えられる。



まちなか広場で開催されたイベントの様様

(6) これまでの中心市街地の活性化に向けた取り組み

福島市の中心市街地は、モータリゼーションの進行によりロードサイド型商業店舗の増加等による市街地の郊外への外延化及び空洞化、歩行者通行量の減少、中心市街地の高齢化の進行などを背景として、活性化が必要とされる状況であったため、平成 10 年 10 月に旧基本計画を策定し、中心市街地の活性化に取り組んできた。

その後、平成 18 年の中心市街地活性化法の改正を受け、「1. 拠点施設の整備や年間を通じた集客イベント等により魅力向上を図るとともに、楽しく回遊できる環境を整備することでの賑わいの創出」と「2. 高齢化社会に対応した高齢者住宅整備や福利・文化施設を整備することで、安心して快適な居住・交流環境の向上による、都心居住の促進」を目指す「福島市中心市街地活性化基本計画（前計画）」を策定し、平成 22 年 3 月に国の認定を受けた。

①旧基本計画における取り組み

<旧基本計画の概要>

項目	概要
策定期期	平成 10 年 10 月
区域面積	約 270ha
基本テーマ	従来のまちづくりの風が郊外部への外延化に向いていたことに対して、郊外からの農産物等の受け入れや活用、高齢者の都心居住への呼び戻し、交流人口の呼び込み等、郊外部の情報や蓄積を受信し、これをまちなかから発信していく風をおこしていくため、基本テーマを『新しい風ふくしま』とした。
中心市街地活性化の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな拠点づくり ○公共施設の適正配置によるまちづくり ○アメニティ（快適な）豊かな回遊のできる道づくりと界限づくり ○多様な人々が住み続けることができるまちづくり ○誰もが利用しやすい交通システムづくり ○投資を誘導し経済効率のよい市街地づくり ○環境に配慮したまちづくり ○市民・企業と行政の連携（パートナーシップ）によるまちづくり ○時間をかけて成長するまちづくり ○災害に強い中心市街地づくり ○国際化に対応した中心市街地づくり
計画事業	96 事業
取り組みの評価（総括）	<p>公共施設や大学・専門学校などの施設整備が進められ、これらの施設利用者や通学する学生数は増加しているが、商店街の魅力低下や休憩する場所の不足から、まちなかを回遊する歩行者数の増加につながっていない。</p> <p>商業の活性化については各種イベントの実施により、一時的に来街者は増加しているが、定常的な来街者増加に結びついていないため、今後はイベント参加者等が、まちに滞留できるような仕組みづくりが求められる。</p> <p>借上り営住宅の施策や民間マンションの供給等により、中心市街地の居住人口は微増となってきたが、近年の人口動態・民間マンションの供給減等から、今後は人口減少が考えられるため、高齢化社会にも対応した居住環境等の整備により人口の増加を図る必要がある。</p>

＜旧基本計画における事業及び実施状況 1 市街地の整備改善事業＞

	事業名	事業内容	実施状況
1	福島栄町北土地区画整理事業 福島栄町北地区優良建築物等整備事業	福島駅周辺地区計画内の基盤整備 商住複合施設の整備	完了
2	福島中町地区優良建築物等整備事業	借上市営住宅制度の活用による都心居住促進	完了
3	平和通り地下駐車場の整備	都心南地区と中央地区を繋ぐ地下歩道及び地下駐 輪場と一体的に整備	完了
4	栄町五月町線街路事業	矢剣町渡利線と福島駅東口を結ぶ道路整備	完了
5	市道野田・森合線整備事業	道路幅員狭隘部の整備	完了
6	森合町緑地整備事業	保健福祉センター隣接地での都市緑地整備	完了
7	西口公園整備事業	福島駅西口の産業支援施設隣接地での修景整備	完了
8	新町緑地公園整備事業	ベンチの設置や植栽、公衆トイレの改修	完了
9	御倉町地区公園整備事業	阿武隈川と一体となった市民のふれあい交流拠点 整備	完了
10	県庁前公園整備事業	入口の段差解消等	完了
11	子どもの夢を育む施設緑化整備事業	子どもの夢を育む施設敷地内の緑化	完了
12	阿武隈川水辺の楽校整備事業	遊びの場、環境教育の場として活用する身近な水辺 の整備	完了
13	阿武隈川平成の大改修事業	舟運の歴史を再現する水辺を整備	完了
14	景観整備、案内サインの整備等	歩行者案内板等の整備	完了
15	電線共同溝整備事業	並木通り等における電線類の地中化	完了
16	ふれあいスクール整備事業	学校敷地内のブロック塀を植栽等に改修整備	完了



電線類が地中化された並木通り

＜旧基本計画における事業及び実施状況 2 商業等の活性化事業＞

	事業名	事業内容	実施状況
17	福島駅西口複合施設「コラッセふくしま」整備事業	コンベンション機能ほか、企業間交流・ビジネスゾーン等を備えた施設の整備	完了
18	中心市街地商店街整備等支援事業（ラヴィバレー番丁）	商業拠点・集会機能・住宅を有する複合施設の整備	完了
19	大型空き店舗対策事業	大型空き店舗に移転する際の賃借料を補助する事業	完了
20	中心市街地共通バスサービス券事業	バス利用の来街者への共通バスサービス券の発行と一定の買い物に対してのバス料金の一部サービスによる集客力向上の促進	完了
21	（旧）商工会館利活用事業	（旧）商工会館を活用してチャレンジショップやフリースペースでの展示・イベント開催	完了
22	TMO支援事業	TMO構想に位置付けのある事業推進のための支援	完了
23	商店街宅配サービス強化事業	FAX等を通じた商品の宅配サービスの加盟店と利用者の増強と拡大を推進	完了
24	商業人材育成事業	販売技術等の強化と商業リーダーの育成、講習会や商店経営等のセミナーの開催	完了
25	街なか広場活用推進事業	商店街イベントと連携して各種イベントを実施	完了
26	都心居住推進事業	都市型住宅の供給を図るための相談・指導及び調達を実施	完了
27	市民まちづくり活動連携事業	市民活動の支援やインキュベータの育成を推進	完了
28	商店街空き店舗対策事業	空き店舗賃借料補助、空き店舗改装費補助	実施中
29	中心市街地共通駐車場サービス券強化事業	中心市街地の加盟店舗による共通駐車サービス券事業	実施中
30	中心市街地広域イベント事業	各商店街のイベントの連携を図り、イベントの魅力向上も併せて図り、中心市街地の全体イベントを実施	実施中
31	中心市街地共通ポイントカード強化事業	中心市街地の加盟店舗による共通ポイントサービス券事業	実施中
32	商店街商品力強化事業	事業加盟店の逸品をPRし、一店逸品運動を展開するための情報誌「いいみせ大図鑑（保存版）」を発行	実施中
33	福島ブランド開発事業	福島ブランドの「MOMONOKI FACTORY」の立ち上げを行い、吾妻の雪うさぎをモチーフにポストカードを作成	実施中
34	中心市街地にぎわい事業	街なか広場を会場としたイベント開催	実施中
35	商店街イベント事業に対する補助（中小企業振興助成事業）	商店街が開催するイベントに対する補助	実施中
36	福島駅周辺街路樹電飾事業	福島駅周辺街路樹の電飾を実施	実施中

＜旧基本計画における事業及び実施状況 3 一体的に推進する事業＞

	事業名	事業内容	実施状況
37	子どもの夢を育む施設整備事業	交流活動を推進する教育文化複合施設として、NHK放送会館と一体的に整備	完了
38	福島市行政サービスコーナーの設置	福島駅周辺に設置することにより利便性を高め、新たな交流・賑わい拠点を創出	完了
39	中心市街地活性化交通支援事業	市内循環バスの100円バス運行を実施	実施中
40	交通バリアフリー基本構想の策定	誰もが安心して快適に移動できる都市空間づくり計画を策定	完了
41	公共交通利用促進による交通円滑化実証実験	コミュニティバス等の導入やバス路線網の再編等に向けた社会実験の実施	完了
42	自転車利用総合環境整備事業	県庁前通りの自転車利用における走行空間、駐輪施設、レンタサイクルなど総合的な自転車利用環境の整備	実施中
43	精神障がい者地域生活支援センター設置整備事業	精神障がい者の日常生活支援、相談窓口、地域活動拠点機能を有する施設整備への補助	完了
44	福島駅西口北自転車駐車場整備事業	敷地面積1,086㎡、駐車台数603台の駐輪施設の整備	完了
45	福島駅構内バリアフリー化事業	段差解消やエレベーター、エスカレーター設置等によるバリアフリー化	完了
46	ゆうせい情報プラザの利活用	各種情報発信機能、小会議室、郵便業務サービス機能等の利用促進	完了
47	障がい者コミュニティサロン支援事業	授産品等の製造、販売、パン工房、ふれあい喫茶、講座、文化活動の開催などへの支援	完了
48	ふくしま情報ステーションの設置	生活に密着した情報を受信・発信し、「人とまち」「人と人」をつなぐ参加型情報ステーションの整備	完了
49	福島市男女共同参画センターの設置	男女共同参画推進グループ活動の場の提供、情報提供の実施	完了
50	新庁舎建設事業	街の魅力向上と中心市街地の活性化に複合的に寄与できる新庁舎の整備	実施中
51	レンタサイクル事業	貸出所4箇所（駅東口・西口、本町、地下駐）レンタサイクル56台	実施中
52	産学官連携による新事業の創出、技術革新	産学連携推進室、産学連携コーディネーターの設置、「福島市産業振興基金」の設置、産学官連携による地域企業の技術革新、新事業の創出	実施中

＜旧基本計画における事業及び実施状況 4 その他の事業＞

	事業名	事業内容	実施状況
53	福島学院大学福島駅前キャンパス誘致	中心市街地の空き店舗に大学を誘致し、校舎として再生	完了
54	福島看護専門学校誘致	中心市街地において多くの学生が集まり、若者が活動するとともに、各種研修会や講座・講演の開催など、広く市民が利用でき、街なかの賑わい創出につながる施設として整備	完了
55	都市型高齢者福祉施設の誘致（まちなか宝生園）	介護が必要になっても住み慣れた“街の中”で住み続けたいというニーズに応えるため街なかに都市型高齢者福祉施設を誘致	完了
56	歩いて暮らせるまちづくり 福島地区社会実験	各種イベント等の賑わい実験と、まちなか循環バスやトランジットモールなどの交通実験を実施	完了

②前計画における取り組み

前計画では、「ふくしまの個性と魅力を発信する生活都市づくり」をコンセプトに、集客拠点づくりと回遊環境の向上のため「賑わいの創出」と、人が暮らし交流できる生活環境の向上のため「快適居住の促進」を目標として設定した。

前計画で掲げた 65 事業のうち、62 事業は完了又は実施中であるが、3 事業が未着手となっており、事業進捗率は 95%である（平成 26 年 6 月現在）。

<前計画の概要>

項 目	概 要
計画期間	平成 22 年 3 月から平成 27 年 3 月まで（5 年 1 ヶ月）
区域面積	約 280ha
基本コンセプト	～ふくしまの個性と魅力を発信する生活都市づくり～
基本方針	基本方針 1：集客拠点づくりと回遊環境の向上 ①拠点施設の整備 ②魅力の向上 ③回遊環境の整備 ④イベントの連携・情報発信 基本方針 2：人が暮らし交流できる生活環境の向上 ①居住の推進 ②居住環境の整備 ③交流環境の整備
計画事業	65 事業

<目標指標と目標値>

基本方針	目標	目標指標	基準値	目標値	最新値
集客拠点づくりと回遊環境の向上	賑わいの創出	歩行者・自転車通行量 [人/日]	33,276 (H21)	36,100 (H26)	34,918 (H26)
人が暮らし交流できる生活環境の向上	快適居住の促進	居住人口 [人]	15,417 (H21)	15,550 (H26)	14,840 (H26)

※1 期計画に係る目標値

＜前計画における事業及び実施状況 1 市街地の整備改善事業＞ 17 事業

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
1	栄町置賜町線道路事業	福島駅前から国道 13 号までの都心中央地区の東西方向のアクセス強化	H18～H22	福島市	完了
2	矢剣町渡利線道路事業	福島駅南地区で鉄道を挟んだ東西地区における円滑な移動の強化	H18～H22	福島市	完了
3	腰浜町町庭坂線道路事業	福島駅東地域における東西方向交通の流動強化	H18～H27	福島市	実施中
4	高質空間形成施設	電線類地中化、高質舗装、ポケットパーク、街なかサイン、歩行者支援施設	H19～H27	福島市	実施中
5	地域創造支援事業	上下水道整備	H21～H26	福島市	完了
6	旧米沢藩米蔵復元事業	阿武隈川で行われていた「舟運」で使われた旧米沢藩米蔵の利活用	H21～H22	福島市	完了
7	信夫山公園整備	既存公園における広場、噴水、トイレ等の整備	H23～H26	福島市	完了
8	舟場町山下町線道路事業	回遊性の向上に寄与する道路整備事業	H23～H26	福島市	完了
9	曾根田町桜木町線道路事業 (宮下町工区)	一方通行による混雑緩和を図る道路整備事業	H23～H29	福島市	実施中
10	太平寺岡部線道路事業 (御山町工区)	中心市街地に流入する通過交通を分散し、渋滞緩和等を図る道路整備事業	H23～H29	福島市	実施中
11	福島駅前通り等整備検討会設置	整備計画の検討、利活用の検討	H20～H26	中心市街地活性化協議会分科会	実施中
12	街なか広場整備検討会設置	整備計画の検討、利活用の検討	H21～H26	中心市街地活性化協議会分科会	実施中
13	福島都心中央土地区画整理事業	賑わい空間の創出、土地の高次利用促進を総合的に行う基盤整備事業	H10～H26	福島市	実施中
14	中央学習センター等整備計画策定事業	各種公共施設の再配置整備計画の検討	H20～H22	福島市	完了
15	小規模緑地整備事業	休憩施設整備	H20～H26	福島市	完了
16	太平寺岡部線道路事業 (太田町工区)	福島駅南地区で鉄道を挟んだ東西地区における円滑な移動の強化	H23～H26	福島市	未着手
17	矢剣町渡利線道路事業 (矢剣町工区)	福島駅南地区で鉄道を挟んだ東西地区における円滑な移動の強化	H23～H26	福島市	未着手



広場、噴水、トイレ等が整備された信夫山公園

＜前計画における事業及び実施状況 2 都市福利施設を整備する事業＞ 11 事業

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
18	五老内町地区 暮らし・にぎわい再生事業	市役所新庁舎西棟内に市民が利用できる多目的ホール及び託児スペースを設ける	H22～H31	福島市	実施中
19	曾根田西地区 暮らし・にぎわい再生事業	中心市街地の空きビル等を新たな集客施設として再整備する	H21～H22	(株)福島まちづくりセンター 福島市	完了
20	早稲町地区 暮らし・にぎわい再生事業	病院、透析センター、有料老人ホーム、分譲住宅、立体駐車場、店舗の複合施設の整備	H22～H28	(株)グリーンアカデミー	実施中
21	仲間町地区 暮らし・にぎわい再生事業	多目的ホール、金融機関等の整備	H22～H26	(社)福島県労働者福祉基金協会	完了
22	上町地区 暮らし・にぎわい再生事業	立体駐車場、供給処理施設、外構整備	H24～H29	(一財)大原総合病院	実施中
23	児童公園周辺整備事業	駐車場整備、トイレ整備、管理棟整備等	H23～H31	福島市	実施中
24	児童公園遊具整備事業	児童公園整備事業に伴う遊具の更新	H24	福島市	完了
25	中心市街地の医療施設の支援検討	老朽化した総合病院の移転・建替えに伴う支援	H21～	福島市	完了
26	市民文化祭の開催事業	中心市街地を会場とした地域の生涯学習の成果の発表会開催	H20～	福島市	実施中
27	市民生涯学習 「市民ステージ」支援事業	中心市街地にある有料の民間会場を利用した際の使用料に対する補助を行う	H20～H23	福島市	完了
28	「こむこむ館」運営事業	青少年の多様な活動支援、子どもライブラリー運営	H17～	福島市	実施中

＜前計画における事業及び実施状況 3 街なか居住の推進のための事業＞ 4 事業

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
29	栄町南地区 高齢者住宅整備事業	高齢者対応賃貸住宅、クリニック、デイ・ケア施設を一体的に整備	H23～H25	医療法人湖山荘福島松ヶ丘病院	完了
30	太田町東地区 高齢者住宅整備事業	高齢者対応賃貸住宅、店舗、クリニックを一体的に整備	H25～H26	(有)アスク	未着手
31	家賃助成制度等の導入	家賃に対する助成制度等の導入	H21～	福島市	実施中
32	借上市営住宅供給促進事業	借上げ市営住宅の提供	H14～	福島市	実施中

＜前計画における事業及び実施状況 4 商業の活性化のための事業＞ 23 事業

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
33	仲見世整備事業	老舗飲食店街の老朽化に伴う再生整備 (テナントミックス店舗の配置、市民が利用できる広場等)	H22	(株)仲見世	完了
-	曾根田ショッピングセンター整備事業 【再掲】	空きビル等を新たな集客施設として再整備する	H22	(株)福島まちづくりセンター	完了
-	中心市街地内の商業施設に対する税制支援	認定特定民間事業計画に係る商業基盤施設に対する税の軽減措置	H23～	福島県	実施中
-	置賜町地区暮らし・にぎわい再生事業 【再掲】	老舗飲食店街の老朽化に伴う再生整備 (テナントミックス店舗の配置、市民が利用できる広場等)	H21～H22	(株)仲見世	完了
34	中心市街地イルミネーション事業	福島駅東口駅前広場周辺及びパセオ470・並木通りでイルミネーションを実施	H20～	福島駅周辺街路樹電飾事業実行委員会 光のしずく事業実行委員会 並木通り商店街振興組合	実施中
35	山車フェスティバル・わらじまつり開催事業	中心市街地において市内各地区の山車を集結させるイベントとわらじまつりの実施	S45～	ふくしま山車フェスタ実行委員会	実施中
36	まちなかコンサート開催事業	街なかの空き地等を利用したコンサートの開催	H20～H24	光のしずく事業実行委員会	完了
37	商店街「朝市」開催事業	中心市街地における朝市の開催	H20～	福島の商業再発見実行委員会	実施中
38	ふくしま花のまち推進事業	春の花見シーズンに観光客を中心市街地に誘致するイベント等の実施	H15～	ふくしま花のまちフェスティバル実行委員会ほか	実施中
39	福島の商業再発見イベント事業	福島の歴史に関連したイベントの実施	H14～H23	同事業実行委員会	完了
40	ふくしまウェルカムチケット事業	花見シーズンに街なかの飲食店で使用できる優待食事券を発行	H20～	福島商工会議所 JR東日本	実施中
41	福島市まちなかイベント情報事業	①イベント等の情報の収集・発信 ②まちなかイベントカレンダー作成・配布	H16～	新しい風ふくしま懇談会	実施中
42	中心市街地にぎわい事業	地元商店街のイベントと連携開催	H11～	(株)福島まちづくりセンター	実施中
43	新規創業者等支援事業	新規創業者に対する経営指導や出店の場の提供	H18～	(株)福島まちづくりセンター	実施中
44	街なかにぎわい創出事業	フリースペースでのイベント開催	H16～	(株)福島まちづくりセンター	実施中

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
45	福島市観光案内所、 認定観光圏案内所運営事業	観光コンベンション協会案内所の運営	H21～	(社)福島市観光コンベンション協会	実施中
46	ふくしま中心街区ぶらっと WebTV運営事業	店舗情報を発信するサイトの運営	H20～	(株)ぶらっとWeb放送	実施中
47	ブラッとショップ運営事業	地元の特産品やキャラクター商品の販売	H19～	(株)エスケーコーポレーション	実施中
48	福島ブランド開発事業	福島のキャラクター「ももりん」菓子の販売	H19～	福島観光開発(株) 福島菓子協同組合加盟店	実施中
49	ふくしま屋台村運営事業	地産地消の促進及び若手経営者の起業支援を目的とした屋台村の運営	H17～	ふくしま屋台村(株)	実施中
50	御倉邸運営事業	①旧日本銀行役宅と一体となった公園整備 ②「おぐら茶屋」の運営、イベント開催	H15～	福島市御倉町かいわいまちづくり協議会	実施中
51	福島城下まちづくり事業	城下町であった地域特性を生かしたもてなし・やすらぎ空間の創出	H14～	福島城下まちづくり協議会	実施中
52	商店街空き店舗対策事業	空き店舗への出店者への家賃補助	H12～	(株)福島まちづくりセンター	実施中
53	街なか広場イベント活用事業	街なかで行うイベントに対し広場を提供	H11～	福島市	実施中
54	中心市街地 共通ポイントカード事業	ポイントカードの発行	H9～	(株)福島まちづくりセンター	実施中
55	中心市街地 共通駐車サービス券事業	大型店・商店街等の共通駐車券の発行	H7～	(株)福島まちづくりセンター	実施中



御倉邸

＜前計画における事業及び実施状況 5 一体的に推進する事業＞ 10 事業

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
56	福島駅西口駅前広場再整備事業	バスプール、タクシープール、一般駐車場の再整備 歩行者・自転車の動線整備、自転車駐車場整備	H23～H26	福島市	完了
57	高質空間形成施設・福島駅東口バスプール	バス乗降所改良、バス乗降所上屋設置、歩行支援施設	H24～H26	福島市	実施中
58	まちなか循環周遊バス社会実験	周遊バスの社会実験	H24～H26	福島市	実施中
59	まちなか自転車利用促進事業	①自転車駐車場の配置の検討 ②新レンタサイクルシステム社会実験 ③レンタサイクルHP開設	H24～H26	福島市	完了
-	レンタサイクル貸出所利用環境整備事業	レンタサイクル貸出所整備	H26	福島市	実施中
60	福島市中心市街地地区事業効果分析	歩行者・自転車通行量調査	H26	福島市	実施中
61	自転車利用環境総合整備事業	自転車専用レーンの設置	H19～	国 福島県 福島市	実施中
62	レンタサイクル事業	レンタサイクル貸出所	H14～ H23～	福島市	実施中
63	市役所新庁舎（東棟）整備事業	市役所新庁舎の整備	H20～H23	福島市	完了
64	「福島バスまつり」開催事業	バス利用促進イベントの開催	H20～	福島バスまつり実行委員会	実施中
65	中心市街地活性化交通支援事業	街なか循環バス運行に対する助成	H16～	福島市 (株)福島交通	実施中

＜主な事業の成果 1 目標 1：賑わいの創出に寄与する事業＞

○曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業、曾根田ショッピングセンター整備事業
(実施主体：(株)福島まちづくりセンター・福島市)

項目	概要
事業実施期間	平成 21 年度から平成 22 年 11 月（完了）
事業概要	中心市街地の空きビル等を新たな集客施設として再整備し、集客拠点づくりによる賑わいの創出を行う。 1～3 階：商業施設（1 階 7,200 m ² 、2 階 7,200 m ² 、3 階 7,200 m ² ） 4 階：公共施設「アクティブシニアセンター A・O・Z（アオウゼ）」
事業効果及び評価	空きビルを再生し地元企業がキーテナントとして入居した「MAXふくしま」への来場者はオープンから 1 年間で 560 万人を超え、その 4 階に市の生涯学習関連施設として入居したアクティブシニアセンター「A・O・Z」は東日本大震災の影響で約 2 か月間休館したものの、年間 60 万人が来館し、交流人口増加による新たな賑わいを見せている。また、相乗効果により周辺駐車場の利用者や周辺道路の通行車数も増加している。

○置賜地区暮らし・にぎわい再生事業、仲見世整備事業（実施主体：(株)仲見世）

項目	概要
事業実施期間	平成 21 年度から平成 23 年 2 月（完了）
事業概要	中心市街地にあるパセオ 470 に面した老舗飲食店街の老朽化に伴い、屋型飲食店や物販・交流スペースを中心としたテナントミックス施設として再生し、歩行者通行量の増加によって商店街の活性化に寄与する。
事業効果及び評価	テナント名称を「パセナカ M i s s e（ミッセ）」として平成 23 年 2 月にオープンした。オープンから約 2 週間後に東日本大震災に見舞われたが、年間 57 万人が来場し、当初予測 1,118 人/日を上回る 1,642 人/日となっている。

○旧米沢藩米蔵復原事業（実施主体：福島市、御倉町かいわいまちづくり協議会）

項目	概要
事業実施期間	平 21 年度から平成 23 年 2 月（完了）
事業概要	江戸時代に阿武隈川で行われていた「舟運」で使われ解体保存していた旧米沢藩米蔵を、市民が利用できる施設に復原し、都市景観の魅力向上と回遊性の向上を図る。
事業効果及び評価	旧米沢藩の米蔵は、阿武隈川の舟運、福島河岸の歴史を伝える蔵として、また文化交流の新たな拠点として、旧日本銀行役宅である「御倉邸」と「おぐら茶屋」を一体的に整備した御倉町地区公園内に復原した。このことにより、阿武隈川を背景とした日本庭園の美しい景観が見どころの「御倉邸」に歴史、文化施設が加わり、イベント開催時等に活用する機会も増加したことで、公園には年間 2 万 3 千人の来場者が訪れている。

○栄町置賜町線道路事業（実施主体：福島市）

項目	概要
事業実施期間	平 18 年度から平成 22 年度（完了）
事業概要	福島駅前から国道 13 号までの都心中央地区内のアクセス強化と歩行者・自転車の安全性を確保し回遊性の向上を図る。 整備延長 L=220m、幅員 W=22m
事業効果及び評価	従来的一方通行から対面通行に整備するとともに、歩道及び自転車走行レーンを整備したことにより通行者の安全性が確保され、都心中央地区内のアクセス強化と回遊性が向上している。

○福島駅西口駅前広場再整備事業（実施主体：福島市）

項目	概要
事業実施期間	平 23 年度から平成 26 年度
事業概要	バスプールに一般車両が進入し、バスの運行に支障をきたしている現状を踏まえ、公共交通エリアと自転車駐車を含む一般車両エリアへ住み分けする再整備を行う。 バスプール、一般駐車場、自転車駐車場等の整備
事業効果及び評価	福島駅西口駅前広場を再整備することにより、バスの安全な運行を確保するとともに、一般車両及び自転車利用者の利便性を向上させ、公共交通機関の利用促進を図ることで活性化が見込まれる。

○高質空間形成施設・福島駅東口バスプール（実施主体：福島市）

項目	概要
事業実施期間	平成 24 年度から平成 26 年度
事業概要	ロータリーとなっている福島駅東口バスプールについて、バス利用者の安全な乗降環境を確保するため、バス乗降所改良及び上屋設置、歩行支援設備整備を行う。
事業効果及び評価	福島駅東口バスプールは、乗降所とバスプールの段差が大きく、バス利用者の乗降に支障をきたしているほか、バスの低床化により停車時のバス寄せにも支障をきたしているため、乗降所の段差解消及び上屋設置等により乗降環境を改善するとともに、バスの走行安全性を確保し、公共交通機関の利用促進を図ることで中心市街地の回遊性の向上を図る。

○まちなか自転車利用促進事業（実施主体：福島市）

項目	概要
事業実施期間	平成 24 年度から平成 26 年度
事業概要	平坦な地形的特長から、端末交通手段として機動性の高い自転車が市民等の足として定着している現状から、レンタサイクル貸出所の増設や乗り捨てシステムの導入、貸出時間の延長等、システムの見直しをしていくほか、駅前通りのリニューアルを見据え、新たな路上駐輪施設の可能性を社会実験により検証する。 自転車駐車場の配置の検討、新レンタサイクルシステム社会実験、レンタサイクルHP開設
事業効果及び評価	自転車による中心市街地回遊のための利便性向上を図ることにより、賑わいの創出が見込まれる。



福島駅東口バスプール



福島駅東口のレンタサイクル

<主な事業の成果 2 目標 2：快適居住の促進に寄与する事業>

○五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業（実施主体：福島市）

項目	概要
事業実施期間	平成 22 年度から令和元年度
事業概要	市役所新庁舎西棟内に市民が利用できる多目的ホール及び託児スペースを設ける。 西棟 RC造地上6階建 多目的ホール、託児スペース
事業効果及び評価	都市福利施設の充実と交流環境の整備により都心居住を快適にするとともに賑わいの創出が見込まれる。 平成 23 年度に旧庁舎除却工事が完了し、平成 25 年度から平成 26 年度に建築工事を計画していたが、東日本大震災の影響により建築工事の着手時期が不透明となっている。

○早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業（実施主体：株グリーンアカデミー）

項目	概要
事業実施期間	平成 22 年度から平成 28 年度
事業概要	医療施設を整備するとともに、併設して有料老人ホーム、分譲住宅、立体駐車場、店舗等の複合施設を整備する。 分譲住宅 44 戸、有料老人ホーム 46 戸
事業効果及び評価	医療や福祉の充実を図り、雇用の創出と居住環境の向上による賑わいの創出が見込まれる。 平成 24 年度から平成 26 年度に建築工事を計画していたが、既存建物の補償及び地元調整に時間を要したため、事業スケジュールの見直しが必要となっている。

○仲間町地区暮らし・にぎわい再生事業（実施主体：社福島県労働者福祉基金協会）

項目	概要
事業実施期間	平成 22 年度から平成 26 年度（完了）
事業概要	多目的ホール、金融機関等を整備し、文化・交流機能の充実を図る。 金融機関、高齢者福祉施設等の整備
事業効果及び評価	公募により愛称を「ラコパふくしま」として平成 26 年 5 月にオープンした。文化・交流機能の充実による街の魅力向上と賑わいの創出が見込まれる。

○上町地区暮らし・にぎわい再生事業（実施主体：（一財）大原総合病院）

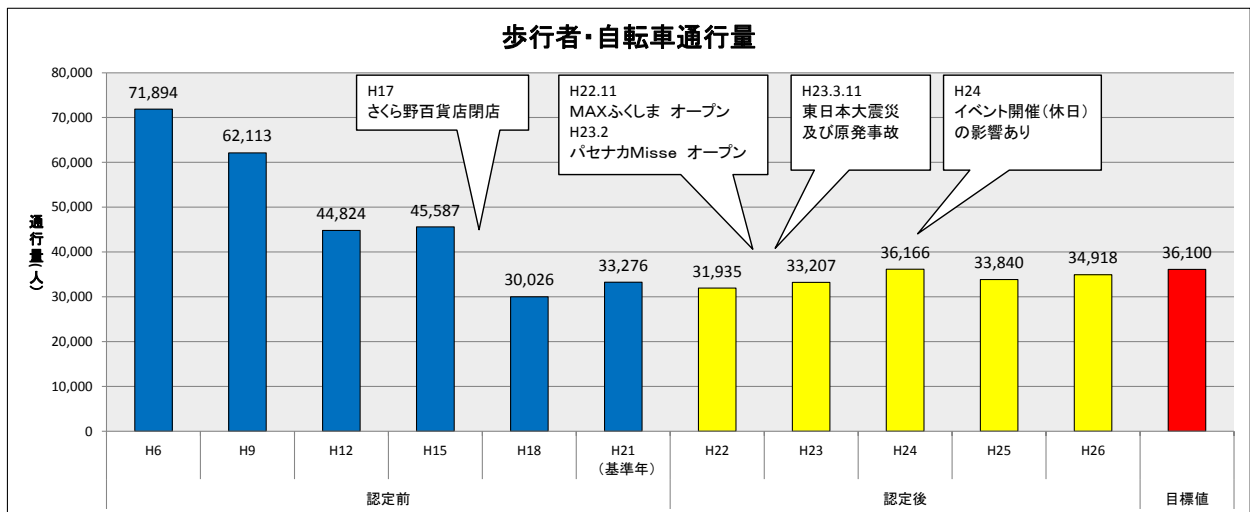
項目	概要
事業実施期間	平成 24 年度から平成 29 年度
事業概要	中心市街地内にある総合病院を新築移転として整備を行う。 立体駐車場、供給処理施設、外構整備、地上 10 階建、病床数 350 床
事業効果及び評価	都市機能の基盤強化を図り、まちなか居住環境の向上と賑わいの創出が見込まれる。 平成 24 年度から平成 25 年度は基本設計等を実施し、平成 27 年度に建築工事着工を目指している。

○栄町南地区高齢者住宅整備事業（実施主体：医療法人湖山荘福島松ヶ丘病院）

項目	概要
事業実施期間	平成 23 年度から平成 25 年度（完了）
事業概要	高齢者対応賃貸住宅、クリニック、デイ・ケア施設を一体的に整備する。 地上 10 階建 賃貸住宅 43 戸 1～4 階：クリニック、デイ・ケア施設
事業効果及び評価	施設名称を「羽山ヒルズ」として平成 25 年 11 月にオープンし、平成 26 年 11 月現在の入居率はほぼ 100%となっている。高齢社会に対応するための医療・介護施設及び住宅を整備し、高齢者が安心して居住できる環境づくりを行い、中心市街地の定住人口の増加が期待される。

<前計画の目標の達成状況>

目標 1：賑わいの創出							
目標指標	基準値 H21	H22	H23	H24	H25	最新値 H26	目標値 H26
歩行者・自転車 通行量 [人/日]	33,276	31,935	33,207	36,166	33,840	34,918	36,100



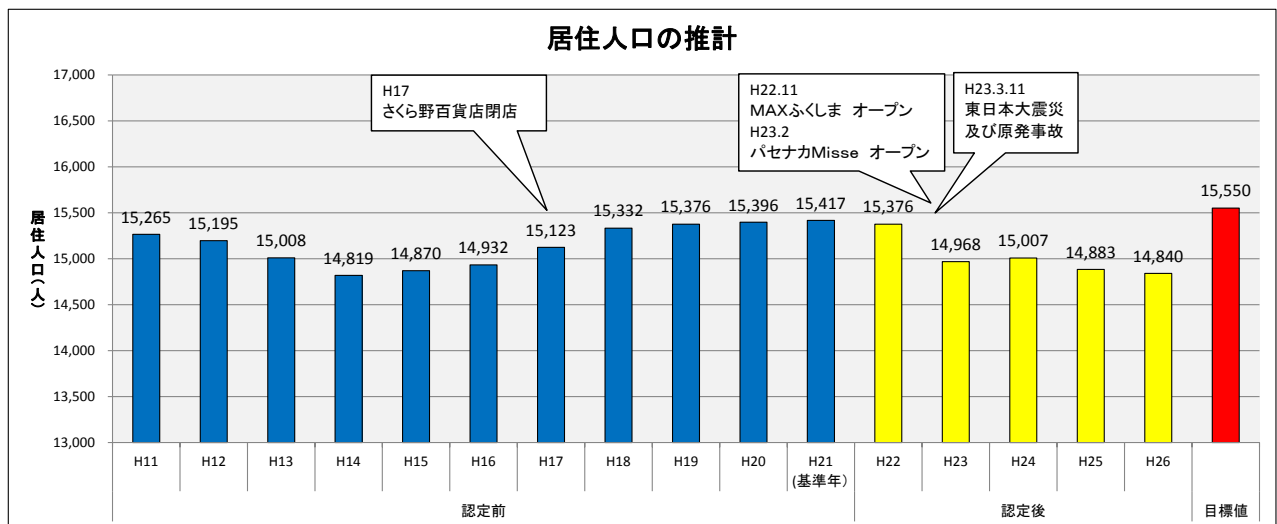
○状況

歩行者・自転車通行量の取り組みの進捗状況は概ね予定通りであり、中心市街地内の9地点で実施している歩行者・自転車通行量調査の推移は、基準年値と比較して4.9%の伸びとなっているが、東日本大震災及び原発事故の影響もあり、計画期間内の目標達成が困難な見通しとなっている。

○主な要因

- 曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業により商業施設と公共施設が入居する複合施設として整備された「MAX ふくしま」付近ではオープン前と平成25年を比較すると88.6%増加、「仲見世整備事業」により整備された「パセナカ Misse」付近でも当初の見込みを上回る結果となっており、事業実施による効果発現が顕著に見受けられる。
- その他の調査地点の通行量は、東日本大震災による放射性物質問題などが影響し、横ばい若しくはマイナスとなっていることから、全体の歩行者・自転車通行量は4.9%の伸びに留まっている。
- 整備を行った集客施設周辺の通行量が増加しているにも拘わらず、中心市街地全体に通行量の増加が波及していないことは、来街者が中心市街地内を回遊せずに帰宅している傾向があると思われる。

目標2：快適居住の促進							
目標指標	基準値 H21	H22	H23	H24	H25	最新値 H26	目標値 H26
居住人口 [人]	15,417	15,376	14,968	15,007	14,883	14,840	15,550



○状況

居住人口については、長引く景気低迷から地価の下落や経済状況の悪化等による事業内容の見直し、東日本大震災の影響、物価上昇に伴う事業費高騰からスケジュールの見直しを余儀なくされる民間事業もあり、快適居住促進の受け皿となる事業の進捗に支障をきたしており、目標達成が困難な見通しとなっている。

○主な要因

- 東日本大震災に起因した原発事故による放射性物質問題に関連したと思われる人口流出が平成 23 年度末までに－526 人（3.4%）、震災後に最小人口となった平成 24 年 6 月末では－552 人（3.6%）となっており、特に子供を持つ世帯（20 代後半から 40 代前半の年代層）を中心に、自主避難のため放射線量の低い郊外又は市外・県外へ流出し定住している一面もみられる。
- 「早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業」は、平成 26 年度の完成を目指していたが、建物補償及び事業の見直しに時間を要し、事業が完了していない。
- 「太田町東地区高齢者住宅整備事業」は、東日本大震災により運営母体である民間企業が被災を受け、事業の着手が困難となっている。
- 「栄町南地区高齢者住宅整備事業」は、平成 25 年 11 月にオープンし、平成 26 年 11 月現在の入居率はほぼ 100%となっている。また、事業途中において採算性から事業計画の見直しを行っており、当初計画していた分譲住宅を廃止したため当初の見込みと比較して下回っている。

(7) 新たな中心市街地活性化基本計画の必要性

①前計画の総括

前計画の事業の進捗と効果、中心市街地の現況や市民の意識やニーズなどを踏まえ取りまとめると、以下の通りとなる。

<前計画の効果>

○中心市街地の定住促進につながる都市福利施設を整備

前計画では、福島駅北側に位置する「MAX ふくしま」、昼型飲食店や物販・交流スペースを中心にテナントミックス施設として整備した「パセナカ Misse」が完成し、中心市街地の定住促進につながる都市福利施設の整備により、周辺道路では歩行者・自転車通行量が増加しており、周辺商店街からは、賑わいが増したという声が聞かれた。

○福島駅周辺の南北軸で新たな賑わいを創出

前計画で、福島駅の南側にある子どもの夢を育む施設「こむこむ館」と駅北側の「MAX ふくしま」を結ぶ南北の回遊軸が形成され、拠点施設を結ぶ新たな賑わいが創出された。

また、交通の流動強化として、福島駅前から国道13号線を結ぶ栄町置賜町線、福島駅南地区で鉄道を挟んだ東西地区を結ぶ矢剣町渡利線が開通し、快適性や利便性の向上が図られた。

○回遊環境と交通基盤の整備

主要な公共公益施設が中心市街地外周部にまで分布し、駅や中心商店街から離れている施設もあることから、快適かつ気軽にこれらを回遊することができるような移動手段の確保として「まちなか自転車利用促進事業」や「まちなか循環周遊バス社会実験」などにより回遊環境の整備が進んでいる。

また、「福島駅西口駅前広場再整備事業」等の実施により、歩行者や自転車、自動車など、多様な交通手段による移動が安全かつ快適に行われるよう、それぞれの交通の空間的な分離や体系的なネットワーク化が図られた。

○集客イベントの連携及び情報発信

中心市街地のイベントは年々来場者が増えており、平成25年の調査では、買い物以外での中心市街地への来街目的としても重要なウエイトを占めてきていることから、年間を通じて開催されるイベントや催しの連携で集客効果が表れている。

○生涯学習のための文化・交流機能の充実

中心市街地が、市民生活に彩りを与える文化・交流活動の中心となるよう、「曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業」等の実施により、文化施設・集会施設等の充実が図られた。

<前計画の課題>

○歩行者・自転車通行量が未達

前計画で整備を行った集客施設周辺の歩行者・自転車通行量が増加しているにも拘わらず、中心市街地全体に通行量の増加が波及していないことは、来街者が中心市街地内を回遊せずに帰宅している傾向があると思われる。

そのため、部分的に増加した来街者を点から面に分散させて回遊を促すことで、中

心市街地全体に賑わいを広げていくことが必要であり、新計画においては、現在実施している各事業を計画的に推進しながら集客拠点づくりと回遊環境の向上を図り、ソフト事業と連携した取り組みによる相乗効果により、更に賑わいを広げていく必要がある。

集客施設に訪れた来街者の回遊を促す

○居住人口が未達

居住人口については、前計画で「栄町南地区高齢者住宅整備事業」による「羽山ヒルズ」を整備しある程度の効果が得られたが、事業計画の見直しなどにより当初計画していた分譲住宅を廃止したことなどが影響し、目標に未達の状況となっている。

また、東日本大震災等の影響等により、「早稲町地区・暮らしにぎわい再生事業」、「太田町東地区高齢者住宅整備事業」、「上町地区暮らし・にぎわい再生事業」による大原総合病院の移転新築計画などが完了できず、これらの都心居住の受け皿となる施設整備が完了していないことが、当初の目標を達成できなかった主な要因として挙げられる。

このため、新計画では、前計画で整備した「ラコパふくしま」等の都心居住の促進と交流人口の拡大による快適居住の促進が図られ、徐々に効果が発現されることに期待するとともに、現在実施中となっている都市福利施設や居住施設の整備を進め、流出した居住人口の回帰を図るため震災後に策定した福島市復興計画に引き続き全力で取り組み推進していく必要がある。

完了できなかった事業の完了

②新たな計画を策定する理由及び必要性

前計画に掲載している65事業については、一部にスケジュールの遅れや未着手の民間事業があるものの概ね順調に進捗しているが、指標とした歩行者・自転車通行量及び居住人口の数値目標は達成していない状況にある。

本市の中心市街地は、前計画において「MAXふくしま」を始め、官民一体となって取り組んだ事業の効果により、目標は達成していないものの、歩行者・自転車通行量の減少に歯止めが掛かり増加傾向にある。しかし、東日本大震災による原発事故の風評が深刻な影響を及ぼしており、快適居住の促進に関する事業のスケジュール見直し等により、居住人口の増加には結びついていない状況となっていることから、流出した居住人口の回帰を図るため震災後に策定した福島市復興計画を引き続き全力で取り組み推進していく必要がある。

また、本市においても本格的な人口減少・少子高齢化を迎えている中、中心市街地活性化へ向けた取り組みを止めることなく、回遊性の広がり高め、更なる民間開発の誘引を図るとともに、中心市街地における各種施策を展開することで、力強い震災

復興と併せまちなか再生を持続的かつ確実なものとするため、平成 27 年度からの新計画の策定を目指す必要がある。

震災からの力強い復興と併せまちなか再生を継続的かつ確実なものとする



パセナカ Misse (テナントミックス施設)



大原総合病院 (上町地区暮らし・にぎわい再生事業)

(8) 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

福島市の中心市街地の特性は、城下町福島として養蚕・生糸・織物が中心の商業のまちとして発展してきた歴史、また行政・司法・交通・教育・文化などの中核管理機能が集中・集積し、人・物・情報・文化などの出会いを生み出し、県都として、また広域的拠点としての役割を担っており、今後も伝統文化の継承、新たな文化の創造、県都としての都市機能の維持や活力の再生が必要となっていることから、新計画においても前計画の基本コンセプトを継承する。

基本コンセプト

～ ふくしまの個性と魅力を発信する生活都心づくり ～

ふくしまの個性 とは

福島県の県都である県庁所在地であり、県北地方の中心都市でもある福島市は、中心市街地に商業・健康・医療・福祉・教育・居住・公共施設等の基盤がバランスよく配置され、身近に歴史、文化、自然に親しむ環境を備えた都心での生活ができる街である。

ふくしまの魅力 とは

県都の玄関口としての福島駅を中心とする東西軸をシンボルストリートとし、福島市特有の歩いて楽しむ回遊、平坦な地形的特性を利用した自転車での回遊、循環バスを利用した回遊により、中心市街地の集客拠点施設、医療・福祉施設、公共施設を結びつけた回遊性向上による賑わいの創出と、都市福利施設の充実による定住促進を通して中心市街地の活性化を図る。

基本方針1：集客拠点づくりと回遊環境の向上

集客拠点づくりと回遊環境の向上に係る具体的方針については、県都の顔ともなる駅正面の駅前通りのアーケードが老朽化していることから、福島県が行う道路整備と連動させ、アーケードの撤去及びファサード整備を行いイメージ刷新による魅力と快適性の向上を図る。

また、駅前通りにある駐輪施設では、買い物客以外が駐車し本来駐車すべき買い物客が離れた駐輪施設へ駐車している実態があることから、買い物に訪れる来街者の利便性向上を図る「駅前通り買い物客自転車駐車場整備事業」により駐輪施設の整備を行うとともに、駅周辺の駐輪施設不足を解消するため「福島駅周辺自転車駐車場整備促進事業」により整備計画の策定を行う。

更に道路事業についても、未整備となっている区間について、快適性や利便性を向上させることにより歩行者・自動車通行量を増やし、中心市街地活性化を図るうえで必要な事業であることから、腰浜町町庭坂線道路事業（3工区）を始め、交通の流動強化を図るうえで必要な区間の道路整備を行う。

ソフト事業については、前計画からの事業を継続していくものとし、空き店舗に出店を希望する商業者に対して家賃補助を行う「空き店舗対策事業」や中心市街地の魅力あるまちづくりの一環として、中心市街地での買い物の際にポイントサービスを行う「中心市街地共通ポイントカード事業」、加盟店で買い物・飲食・契約等をした際に金額に応じて共通駐車券を発行する「中心市街地共通駐車券事業」、新規創業者に対する経営指導や出店の場を提供する「新規創業者等支援事業」などを引き続き実施していく。

①拠点施設の整備

震災からの力強い復興が感じられる集客拠点施設の整備により、中心市街地の商業環境を改善し魅力向上を図る。

②魅力の向上

既存施設のリニューアルや空き店舗対策事業などにより、まちなかの魅力の向上と賑わいの創出を図る。

③回遊環境の整備

安全・安心な道路整備と、防災と円滑な交通流動を図る交通環境ネットワークの形成により回遊性の向上を図る。

④イベントの連携・情報発信

年間を通じた集客イベントによる賑わいを醸成し、観光・イベント情報を市内外に発信し集客を図る。

⑤まちなか観光の推進

既存資源を活用して、まちなか観光を創出し、市内外の観光地との連携により中心市街地の集客力を図る。

基本方針2：人が暮らし交流できる生活環境の向上

人が暮らし交流できる生活環境の向上に係る具体的方針については、上町地区暮らし・にぎわい再生事業による大原総合病院の移転新築計画を完了させ、交流人口の拡大と都市機能の基盤強化による「まちなか」居住環境の促進を図るとともに、中心市街地での医療・福祉の充実を図り雇用の創出・高齢者に対する居住環境の向上を目指す「早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業」を推進する。

ソフト事業では、高齢者に対応した優良賃貸住宅への入居に伴い、所得に応じた家賃助成を行う「家賃助成制度」、土地所有者が中心市街地に建設した賃貸住宅を市営住宅として借上げることにより、定住人口の確保と賑わいに寄与する「借上げ市営住宅供給促進事業」に引き続き取り組み、まちなか居住を推進する。

①居住の推進

都心居住に伴う施設整備及び支援制度の確立を図る。

②医療・福祉施設の整備

都心居住を支える生活関連施設、都心の復興・再生を図る医療・福祉施設の充実を図る。

③交流環境の整備

市民にとって、コミュニケーションの場となるよう、文化・交流施設等の充実を図る。

<カテゴリ別基本方針図>

===== 基本計画における基本方針・目標指標と活性化事業 =====

基本コンセプト
 ……ふくしまの個性と魅力を発信する生活都心づくり……

【活性化基本方針】

集客拠点づくりと回遊環境の向上

● 拠点施設の整備

- 五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 上町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 上町地区都市機能立地支援事業
- 露町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 八島町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 福島体育館整備事業
- 文化交流施設整備事業（花の写真館）
- 駅前通り地区再開発の検討
- 駅周辺賑わい交流施設整備検討会設置検討会設置
- フラットショップ運営事業
- ふくしま屋台村運営事業
- 福島市観光案内所、観光圏案内所運営事業
- 児童公園周辺整備事業
- 福島都心中央地区街なか広場整備事業
- 街なか広場整備検討会設置
- 福島都心中央地区区画整理事業

● 回遊環境の整備

- 腰浜町町庭坂線道路事業
- 高質空間形成施設事業
- 杉妻町早稲町線道路事業
- 菅原町桜木町線道路事業（宮下町工区）
- 太平寺岡部線道路事業（御山町工区）
- 上町地区周辺道路整備事業
- 仲間町春日町線道路事業
- 入江町桜木町線道路整備事業
- 入江町8号線道路整備事業
- 福島駅新東西自由通路整備検討会設置
- 福島駅前通り等整備検討会設置
- 駅前通り買い物客自転車駐車場整備事業
- 中心市街地活性化支援バス社会実験
- 福島駅周辺自転車駐車場整備促進事業
- 自転車利用環境総合整備事業
- レンタサイクル事業
- 中心市街地活性化交通支援事業

● 魅力の向上

- 栄町地区商業施設整備事業
- 福島駅前通り商店街リニューアル整備事業
- 御倉邸運営事業
- 福島城下まちづくり事業
- 商店街空き店舗対策事業
- 中心市街地共通駐車サービス券事業
- 中心市街地共通ポイントカード事業
- 新規創業者等支援事業
- 創業応援利子補給事業

● まちなか観光の推進

- 文化交流施設整備事業（花の写真館）
- 福島市観光案内所、観光圏案内所運営事業
- 御倉邸運営事業
- 福島城下まちづくり事業
- 山車フェスティバル・わらしじまつり開催事業
- ふくしま中心街区ぶらっとWebTV運営事業
- 中心市街地イルミネーション事業
- ふくしま花のまち推進事業
- ふくしま街なかイベント情報発信事業
- 中心市街地活性化イベント開催事業

人が暮らし交流できる生活環境の向上

● 居住の推進

- 早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 家賃助成事業
- 借上り市営住宅供給促進事業

● 医療・福祉施設の整備

- 早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 上町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 上町地区都市機能立地支援事業
- 八島町地区暮らし・にぎわい再生事業



● 交流環境の整備

- 早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 上町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 露町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 八島町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 文化交流施設整備事業（花の写真館）
- 「こむこむ館」運営事業

※指標算出に係る事業

目標1：賑わいの創出

目標指標①
 歩行者・自転車通行量

目標指標②
 新規出店舗数

※再掲事業

目標2：快適居住の促進

目標指標③
 居住人口

目標指標④
 文化・交流施設利用者 参考

(9) 中心市街地活性化の主な事業

福島を中心市街地活性化に向け、官民協働で各事業を展開し、互いに連携させることでまちの活性化を図っていく。

上町地区暮らし・にぎわい再生事業（都市機能立地支援事業）

当地区は周辺に福島県庁や福島警察署などの公共施設を始め、銀行や小売店が立ち並ぶ商業地域となっているが、商業施設や病院、バスターミナル等の移転により、空き店舗・低未利用地が増加しており商店街の衰退化がみられる。また、大原総合病院は、中心市街地内にある総合病院として地域医療を支えているが、老朽化に加え東日本大震災により被災を受け、早急な建替えが必要な状況となっており、先進医療を導入した拠点病院として期待されている。

本事業は、中心市街地内での新築移転により医療の充実や交流人口の増加など、都市機能の基盤強化を図り、まちなか居住環境の促進と賑わいの創出に寄与する事業である。

【整備概要】

構造・階数：S造（免震構造）
地上10階建て
施設規模等：延床面積 約26,000㎡
病床数：353床
完成目標：平成30年度



早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業

当地区は中心部の南側に位置し、県庁・こむこむ館などと近接し、一番丁商店街として小売店や飲食店が立ち並んでいる。また、古くから住宅がある一方、近年はマンションが多く建設されるなど世帯数の多い地域であるが、住民の高齢化や老朽化した店舗併用住宅があり、空き家・空き店舗または解体され駐車場になるなど低未利用地の増加が見られる。

本事業により、中心市街地での医療並びに救急医療の充実や介護福祉の充実を図るとともに、雇用の創出・高齢者に対する居住環境の向上につながり、賑わいの創出に寄与する事業である。

【整備概要】

構造・階数：RC造
地上14階建て
施設規模等：延床面積 約14,304㎡
分譲住宅45戸
立体駐車場200台
店舗、有料老人ホーム等
完成目標：平成29年度



腰浜町町庭坂線道路事業

本市の内環状道路に位置付けられる都市計画道路の太平寺岡部線に接続し、福島駅東地域における東西方向交通の流動強化を図る。

また、自転車の安全な走行環境を整備するため、歩道と並列する自転車道を整備することで、回遊性の向上に寄与する事業である。

【整備概要】1 工区

整備延長：L=366m、W=25m

第2工区：L=101m、W=20m

完成目標：平成29年度



栄町地区商業施設整備事業

(株)中合は JR 福島駅前に位置する中心市街地の中でも最も中核的な店舗であり、中心市街地の百貨店として地域経済をけん引する重要な役割を担っている。

中心市街地では相次ぐ大型店の閉店等をきっかけに魅力の低下が進んでいることから、集客力の強化を通じた活性化が求められており、消費者ニーズに対応し且つ周辺商店街等の地域経済が便益を享受できる商業施設の整備を行うことで、福島のシンボルストリートの形成と商業活性化に寄与する事業である。

【整備概要】

整備内容：福島駅前地区の賑わいの創出と安全安心なまちづくりのための調査及び施設整備

完成目標：令和元年度

福島駅前通りリニューアル整備事業（修景まちづくり事業）

駅前通りでは、アーケードの老朽化により安全面の問題や来街者・観光客に暗いイメージを抱かせているため、歩行者最優先の「笑顔と賑わい」を育むシンボルストリートを目指し、安全・快適でゆとりのある人に優しい歩行環境の形成と、沿道店舗等と道路空間が一体となって賑わいの創出を目指していく。

【整備概要】

整備内容：アーケード撤去、ファサード整備

整備区間：L=265m

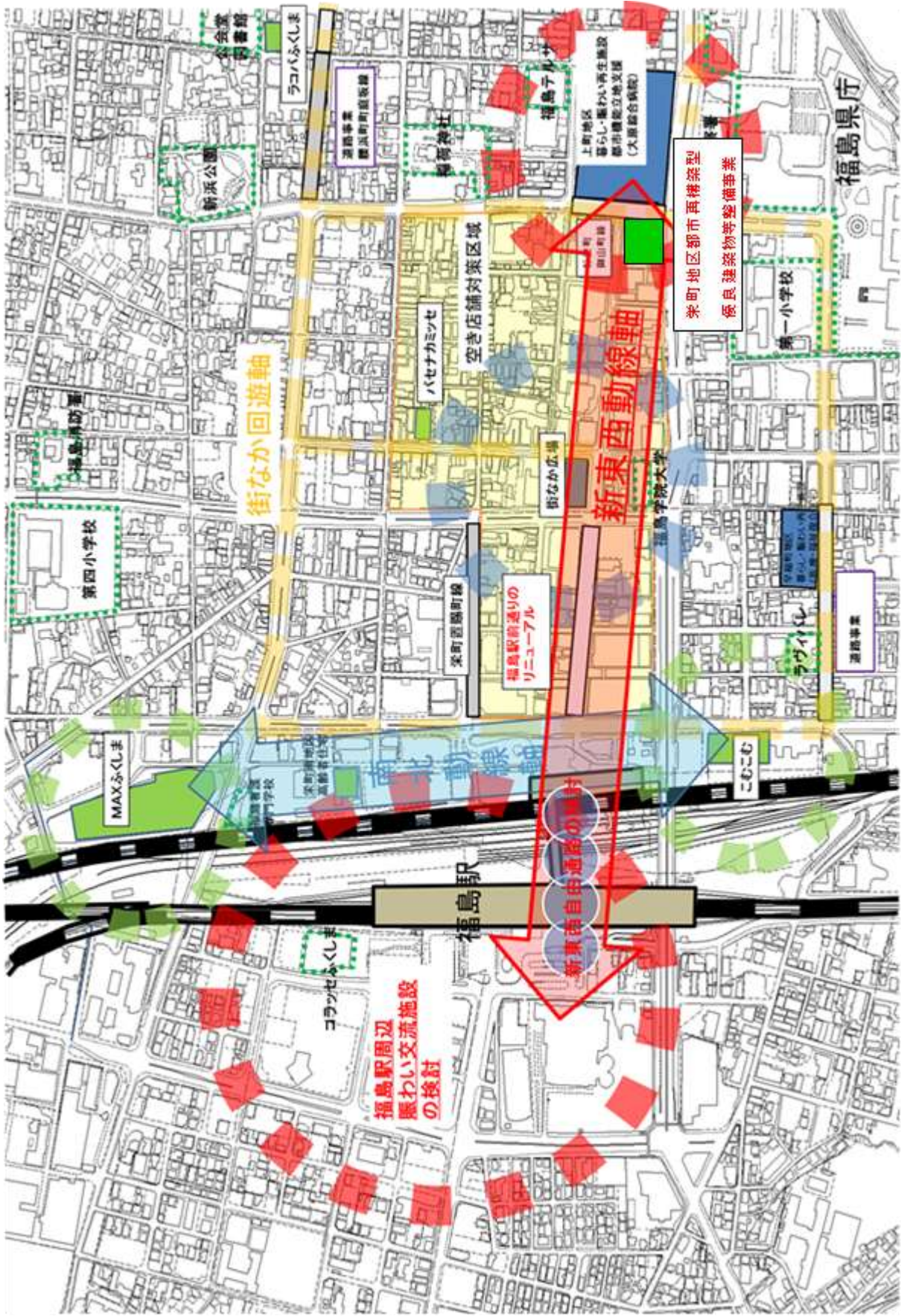
完成目標：平成30年度



<計画事業一覧>

分類	No.	事業名	事業種別				実施年度	事業実施期間						実施状況									
			A-1	A-2	B	C		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計画	実績							
市街地の整備改善のための事業	1	横浜町町屋地区再開発事業(2工区)R4まで	●	◎	◎	◎	21-1	H19~H29															
	2	高層空間形成施設・横浜町町屋改修	●	◎	◎	◎	21-1	H26~H29															
	3	形数百年町屋 酒造事業	●	◎	◎	◎	21-2	H27~R3															
	4	横浜町町屋本町地区再開発事業(地下1工区)	●	◎	◎	◎	21-2	H23~R6															
	5	大平町町屋再開発事業(地下1工区)	●	◎	◎	◎	21-2	H23~R6															
	6	上町地区町屋再開発事業	●	◎	◎	◎	21-2	H26~R1															
	7	新町町屋町屋再開発事業	●	◎	◎	◎	21-2	H27~R3															
	8	入江町町屋町屋再開発事業	●	◎	◎	◎	21-2	H28~R5															
	9	入江町町屋町屋再開発事業	●	◎	◎	◎	21-2	H27~H30															
	10	横浜駅前新市街地再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	4)	H27~R2															
	11	横浜駅前中央土地区画整理事業	●	◎	◎	◎	4)	H19~R1															
	12	横浜駅前通り再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	4)	H20~R1															
	13	みなと町再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	4)	H21~R2															
	61	横浜駅前広場再開発事業	●	◎	◎	◎	21-2	H30~R1															
	62	横浜駅前広場再開発事業	●	◎	◎	◎	21-2	R1~R8															
	63	横浜駅前広場再開発事業	●	◎	◎	◎	21-2	H30~R1															
	64	横浜駅前広場再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	4)	H30~R1															
	67	みなと町再開発事業	●	◎	◎	◎	21-2	R1~R3															
	68	横浜駅前広場再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	21-2	R1															
	69	みなと町再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	4)	R1~R2															
	71	みなと町再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	R1~															
71	横浜駅前広場再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	R2~																
第4章 小計			18	4	19	4													15	7			
都市環境整備を推進する事業	14	若葉町地区暮らし・にぎわい再生事業	●	◎	◎	◎	21-1	H22~R6															
	15	望月町地区暮らし・にぎわい再生事業	●	◎	◎	◎	21-1	H22~H29															
	16	上町地区暮らし・にぎわい再生事業	●	◎	◎	◎	21-1	H24~R1															
	17	新町地区暮らし・にぎわい再生事業	●	◎	◎	◎	21-1	H27~H30															
	18	八雲町地区暮らし・にぎわい再生事業	●	◎	◎	◎	21-1	H29~H30															
	22	横浜体育館再開発事業	●	◎	◎	◎	21-1	H27~H30															
	19	上町地区都市環境再生支援事業	●	◎	◎	◎	21-2	H27~H29															
	20	文化施設再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	3)	H27~R3															
	21	「このこ」運営事業	●	◎	◎	◎	3)	H17~															
	再掲	横浜体育館再開発事業	●	◎	◎	◎	3)	H27~H30															
	59	横浜駅前都市環境再生支援事業	●	◎	◎	◎	21-2	H28~R2															
23	新町通り地区再開発の検討	●	◎	◎	◎	4)	H27~H30																
24	新町通り地区再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	4)	H27~R1																
25	行政公開再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H27~R1																
第5章 小計			10	3	9	5													8	5			
みなと町地区の再開発のための事業	60	大田地区再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	11)	H30~R1															
	再掲	望月町地区暮らし・にぎわい再生事業	●	◎	◎	◎	21-1	H22~H29															
	26	香通町再開発事業	●	◎	◎	◎	3)	H26~															
	27	望月町地区再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H14~															
65	新町通り地区再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	21-2	R1~R3																
第6章 小計			2	2	2	2													2	2			
商業の活性化のための事業	28	横浜駅前通りリニューアル事業	●	◎	◎	◎	21-1	H27~H28															
	29	中心市街地子店舗再生事業	●	◎	◎	◎	21-1	H20~															
	30	ふくしま山手通り・わらじまつり祭典事業	●	◎	◎	◎	21-1	S45~															
	31	ふくしま花のまち祭典事業	●	◎	◎	◎	21-1	H15~															
	32	ふくしまみなとイベント再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H16~															
	33	みなとにぎわい再生事業	●	◎	◎	◎	21-1	H16~															
	34	みなとにぎわい再生支援事業	●	◎	◎	◎	21-1	H18~															
	35	新町通り通り再開発事業	●	◎	◎	◎	21-1	H27~															
	36	横浜町町屋再生事業(仮称)	●	◎	◎	◎	4)	H23~															
	37	新町通り再開発事業	●	◎	◎	◎	21-1	H27															
	再掲	横浜駅前通りリニューアル事業	●	◎	◎	◎	3)	H27~H30															
	38	商店街「新市」再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H20~															
	39	新町通り通り再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H21~															
	40	ふくしま中心市街地再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H20~															
	41	フラットショップ再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H19~															
	42	ふくしま原町再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H17~															
	43	新町通り再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H15~															
	44	横浜町町屋再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H14~															
	45	横浜町町屋再開発事業	●	◎	◎	◎	21-1	H12~															
	46	みなとにぎわいイベント再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H11~															
	47	中心市街地再開発イベント再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H9~															
	48	中心市街地再開発サービス再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H7~															
	49	みなとにぎわい再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H26~															
	50	中心市街地再開発イベント再開発事業	●	◎	◎	◎	21-1	H23~															
	66	みなとにぎわい再開発事業	●	◎	◎	◎	21-1	H30~															
72	横浜町町屋再生事業(仮称)	●	◎	◎	◎	121-1	R1																
73	横浜町町屋再生事業(仮称)	●	◎	◎	◎	21-1	R2																
74	「若手経営者支援」みなとにぎわい再開発事業	●	◎	◎	◎	121-1	R2~																
75	みなとにぎわい再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	121-1	R2~																
第7章 小計			2	26	11	21													11	17			
一体的に推進する事業	51	横浜駅前通り再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	21-1	H27~H29															
	53	横浜町町屋再生事業(仮称)	●	◎	◎	◎	21-1	R2															
	54	白根町再開発事業	●	◎	◎	◎	3)	H19~															
	52	中心市街地再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	3)	H27~R3															
	55	新町通り通り再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H27~H29															
	56	レンタサイクル事業	●	◎	◎	◎	4)	H14~															
	57	「横浜バスまつり」開催事業	●	◎	◎	◎	4)	H20~															
58	中心市街地再開発事業	●	◎	◎	◎	4)	H16~																
76	みなとにぎわい再開発事業(仮称)	●	◎	◎	◎	4)	R1~R2																
第8章 小計			3	6	8	2													5	4			
合計			35	41	49	34																	

＜福島市中心部（コア）の回遊イメージ図＞



[2] 区域

区域設定の考え方

新計画においては、福島駅から東側の繁華街へ伸びる駅前通りのイメージ刷新により魅力を向上させるとともに、総合病院の移転新築計画を東西軸線上に完了させることにより、前計画で福島駅を中心に形成された南北軸の新たな賑わいを東西軸へと拡大させ、商業活性化へつなげていく必要がある。更には、東西軸線の賑わいを駅西口方面へ延伸させ、連携を強化するため「福島駅新東西自由通路」や「駅周辺賑わい交流施設」の整備検討も進めていく。

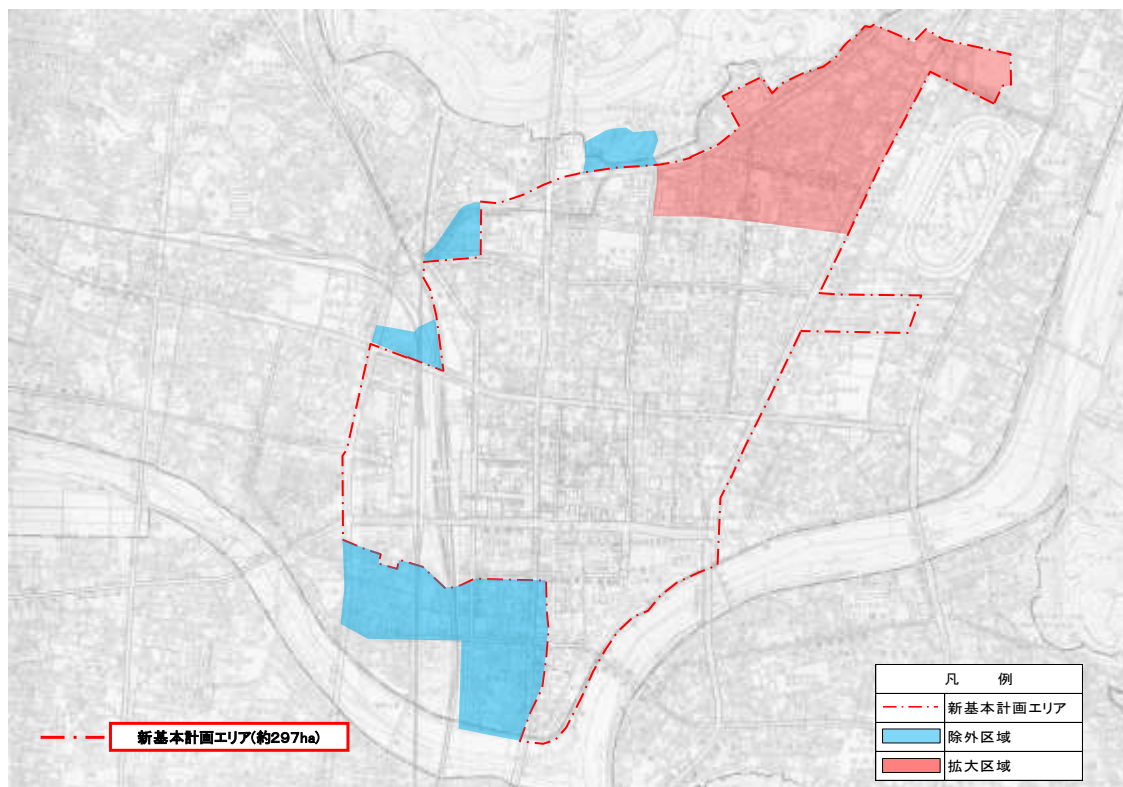
また、新計画区域設定の基本的な方針は以下の3点となる。

- ①コンパクトシティの観点から「選択と集中」による重点整備
- ②人口減少や高齢化の進展に対応した「持続可能なまちづくり」の推進
- ③都市機能の増進及び経済活動の向上を「総合的かつ一体的」に推進

以上により、前計画区域を基本としながらも、新計画においては前計画の区域を再検証し、活性化への寄与に関連性の低い地域を除外するとともに、一方では活性化に寄与する区域を拡大し、特に中核医療施設の更なる充実を図り、中心市街地の定住促進と中心市街地に多く立地する集客性のある魅力的な公共施設と連携を図るなど、効果的な取り組みによる都市機能の基盤強化と経済活動の向上を総合的かつ一体的に推進すべき区域として、297haを中心市街地活性化区域として位置付ける。

(前計画区域：280ha)

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明																				
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>(1) 公共公益施設の集積</p> <p>中心市街地内には、福島県庁や市役所、地方裁判所などを始めとする行政司法施設の他、市立図書館、公会堂、保健福祉センターなどの公共施設が集積している。また、地域医療の中核を担う大原総合病院や、災害拠点病院である福島赤十字病院を始めとした医療機関や福島学院大学の駅前キャンパスなど、主要な公益施設が集積している。</p> <p>(2) 商業の集積</p> <p>平成19年商業統計では、市内に43の商店街があり、組合として法人組織となっているのは8商店街である。この内、16商店街と、8法人組織商店街が中心市街地内にある。</p> <p>中心市街地297haは、市全体面積の0.39%であるが、平成24年の経済センサスによると、小売業事業所数では市全域の29.3%、売り場面積では21.1%、従業者数では21.7%、年間販売額では16.1%を占めている。</p> <p><商業の集積状況></p> <table border="1" data-bbox="486 1093 1385 1265"> <thead> <tr> <th></th> <th>市全域</th> <th>うち中心市街地</th> <th>シェア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売店数</td> <td>1,980事業所</td> <td>580事業所</td> <td>29.3%</td> </tr> <tr> <td>売り場面積</td> <td>351,326㎡</td> <td>73,961㎡</td> <td>21.1%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td>14,255人</td> <td>3,091人</td> <td>21.7%</td> </tr> <tr> <td>年間販売額</td> <td>277,920百万円</td> <td>43,086百万円</td> <td>16.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料) 平成24年経済センサス</p> <p>(3) 公共交通機関の集積</p> <p>中心市街地内には東北新幹線・山形新幹線、JR東北本線・奥羽本線、阿武隈急行、福島交通飯坂線の乗降駅である福島駅があり、1日当たりの平均乗降客数が各線の合計で24千人になる。</p> <p>JR福島駅周辺は、市内路線バスの起終点や他都市と連絡する高速バスが発着し、1日当たりの平均乗降客数が合計16千人であり、福島駅は市内における公共交通の主要な交通結節点である。</p> <p>(4) 歴史的な位置付け</p> <p>戦国時代以降、江戸時代まで城下町が形成され、この頃から養蚕業を中心とする商業で栄え、明治以降は県庁などの行政施設や日本銀行の東北第1号の支店、師範学校の開設により、県北地域における政治経済、教育等の拠点となり、中心的な位置付けにある。</p>		市全域	うち中心市街地	シェア	小売店数	1,980事業所	580事業所	29.3%	売り場面積	351,326㎡	73,961㎡	21.1%	従業者数	14,255人	3,091人	21.7%	年間販売額	277,920百万円	43,086百万円	16.1%
	市全域	うち中心市街地	シェア																		
小売店数	1,980事業所	580事業所	29.3%																		
売り場面積	351,326㎡	73,961㎡	21.1%																		
従業者数	14,255人	3,091人	21.7%																		
年間販売額	277,920百万円	43,086百万円	16.1%																		

<p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずる恐れがあると認められる市街地であること</p>	<p>(1) 商業活動の停滞</p> <p>小売業事業所数は、市全体で平成16年から24年までに30.4%減少しているが、中心市街地内は26.1%の減少となっている。</p> <p>売り場面積は市全体で9.7%減少しているが、中心市街地内は30.1%減少している。なお、市全体に占める中心市街地内の売り場面積割合は27.2%から21.1%に減少している。</p> <p>従業者数は、市全体で26.9%減少しているが、中心市街地内は34.2%減少している。</p> <p>年間商品販売額は、市全体で19.6%減少しているが、中心市街地内では43.5%減となっており、中心市街地での商業活動が停滞している。</p> <p>(2) 空洞化の進行</p> <p>中心市街地内の主だった地区（中心部6地区）における空き店舗数は、平成18年度の86店舗から減少し、平成26年度では77店舗となっているが、地区によりばらつきがみられる。</p> <p>空き店舗数が多い置賜町、新町ではテナントビルが立ち並ぶ栄町や本町などに比べ小規模な店舗が多く、これらが地区によるばらつきの要因と想定される。</p> <p>また、東日本大震災後に建物を取壊し駐車場や更地になった箇所が24箇所あり、中心市街地内の中心部6地区では空き店舗や駐車場が目立ち空洞化が進行している。</p> <p>(3) 伸び悩む歩行者・自転車通行量</p> <p>中心市街地内の歩行者・自転車通行量は、平成15年以降、平成21年まで平日・休日のいずれも減少傾向にあった。</p> <p>しかし、平日については、平成21年以降は減少傾向に歯止めがかかり概ね増加傾向にある。なお、休日については、平成22年及び23年の商業施設の開店などの影響により平成24年までは概ね増加傾向にあったが、近年は減少傾向にある。</p> <p>(4) 人口減少と高齢化の進行</p> <p>中心市街地の人口は平成14年に底を打ち、平成20年までは借上市営住宅の整備やマンション建設などにより微増となっていたが、平成21年以降は減少に転じた。</p> <p>さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災に起因する居住人口の流出が一時的に大幅に進行し、平成25年には社会動態の人口が僅かに増加したものの減少は続いている。</p> <p>また、中心市街地の65歳以上の人口比率は、平成17年から5年間で2.2ポイント増加し、高齢化率は26.0%となっており、市全体の23.7%を上回っている。</p>
--	--

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

(1) 既往計画との整合性

「福島市総合計画基本構想（平成22年6月）」では、中心市街地の活性化として、都市機能の郊外拡散を抑え、中心市街地活性を推進し、コンパクトで効率的なまちづくりと賑わいの回復を図るとし、中心市街地において、教育・文化・医療・福祉・情報・商業・交通・行政・居住など、様々な都市機能について、民間と行政が連携を図りながら整備・誘導に努めるとしている。

また、信夫山や阿武隈川などの身近な自然環境や歴史・文化資源などを生かし、奥行きと広がりがあり回遊性の高い、県都に相応しい風格と賑わいのある中心市街地の創出に努めるとしている。

「福島市総合計画前期基本計画 2011-2015」では、中心市街地における都市機能の充実と郊外部の既存市街地との連携と共生を図り、コンパクトで効率的なまちづくりと賑わいの回復が必要であるとし、「福島市中心市街地活性化基本計画」の実施により「賑わいのあるまちづくり」を実現するとしている。

更に、市街地の郊外化に加え都市間競争の激化などにより、昔からある中心市街地や地域の身近な商店街の衰退が続いていることから商店街の活力の維持と、中心市街地からの大型店の撤退や郊外への大型店の進出などにより、低下している中心市街地の吸引力を高める必要があるとし、「福島市中心市街地活性化基本計画」及び「福島市商業まちづくり基本構想」の実施により「活力あるまち」を実現するとしている。

更に、本市の中心市街地は、県北地域における政治経済、教育等の拠点であり、また城下町としての歴史的・文化的な資源が集中しており、これらの資源を有効に活用することにより、県都としてまた県北地域を代表する市として、文化・社会活動の発展や観光誘客などに寄与することとなる。

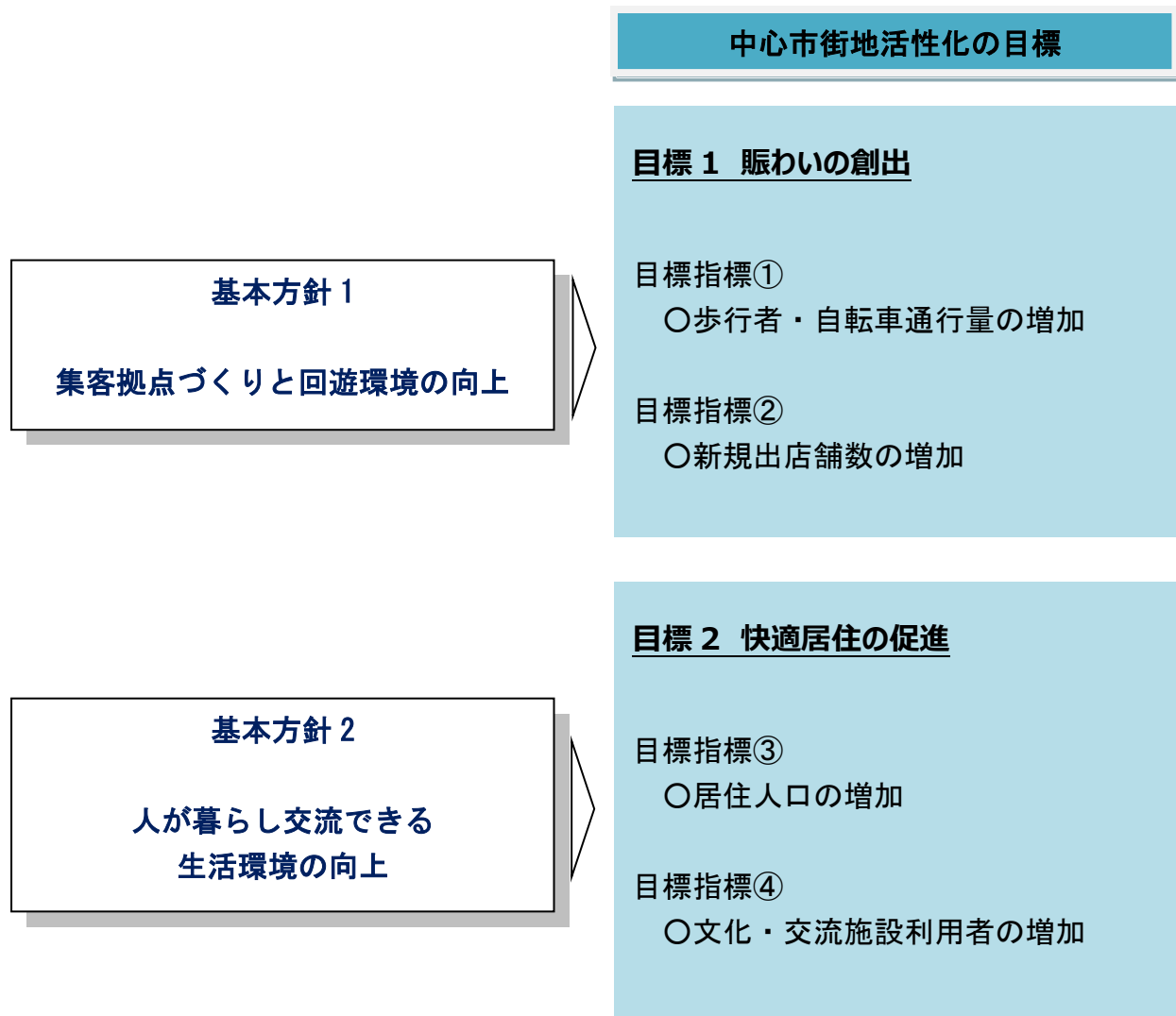
加えて、平成23年に発生した東日本大震災及び原子力事故により、本市及び周辺地域も甚大な被害を受け、1日も早い復興のため「福島市復興計画」が策定され除染作業や復興関連イベント等を鋭意推進しており、「賑わいの創出」と「快適居住の促進」を目標とする中心市街地の活性化に向けた取組みは本市の確かな復興に寄与するものである。

(2) 商圏の状況

「第14回消費購買動向調査結果（平成21年度）」によると、福島市の商圏人口は352千人になる。また、商圏構造は、「背広・スーツ」等の買回性や「家族連れの外食」が近隣の13市町村に及び、広域商圏都市である福島市への集中度が高い。

3. 中心市街地の活性化の目標

基本方針に基づく取り組みの結果として、その実現を目指す目標と目標値を以下に設定する。



■目標指標と目標値（数値はまるめ）

目標	目標指標	現況値 (H26)	目標値 (R2)
目標 1 賑わいの創出	①歩行者・自転車通行量	34,918 人/日	35,970 人/日
	②新規出店舗数	22 店舗	25 店舗
目標 2 快適居住の促進	③居住人口	16,750 人	16,820 人
	④文化・交流施設利用者数	2,330,327 人/年	2,524,700 人/年

(1) 目標年次の考え方

本計画の計画期間は、平成27年度から事業実施の効果が現れると見込まれる令和元年度までとし、その最終年度である令和元年度を目標年次とする。

(2) 目標（数値指標）の設定とその考え方

【目標1 賑わいの創出】

空き店舗対策やテナントミックス、拠点となる医療施設のリニューアルや文化・交流施設の整備を推進し、中心市街地の集客力を高める。これによって来街者やイベント来場者の増加などの波及効果が期待でき、中心市街地全体の賑わい創出につなげる。

中心市街地の外からのアクセス性、中心市街地内での移動性の確保に加え、商店街における商業環境整備の推進やイベント、文化・交流施設との連携による回遊環境の整備等の相乗効果で来街者の増加を図り、まちの賑わいを創出する。

①歩行者・自転車通行量

a. 目標指標の設定

目標指標①：中心市街地9ヶ所の歩行者・自転車通行量の増加

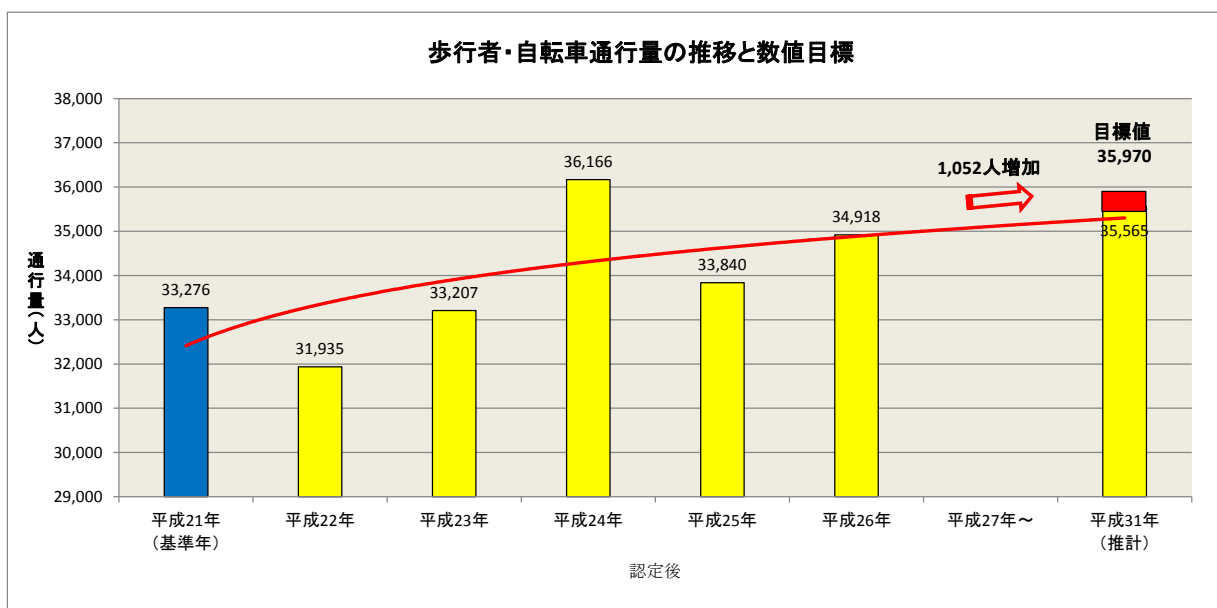
中心市街地外からのアクセスと中心市街地内での回遊性向上の実態を把握するための指標として最適であり、市民にとっても分かりやすい指標であることから、中心市街地9ヶ所の歩行者・自転車通行量を目標指標として設定する。

b. 具体的な目標値の考え方

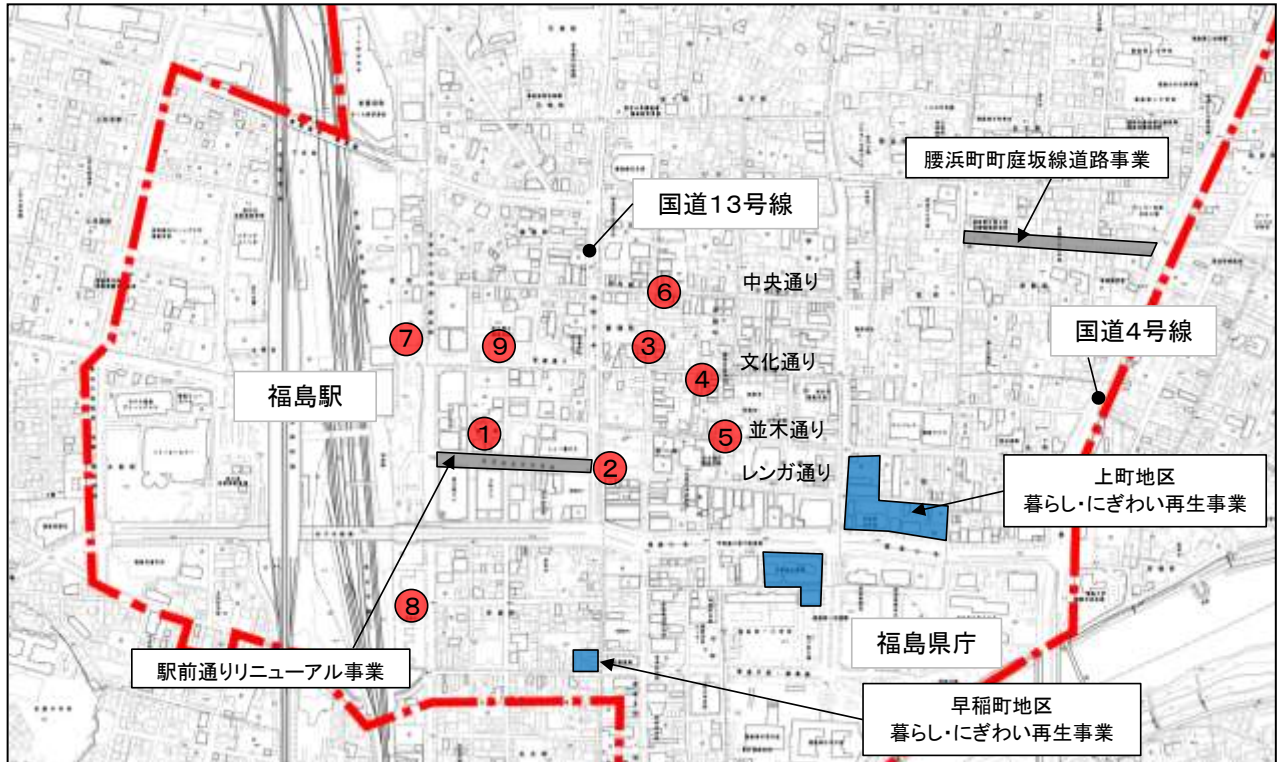
前計画から継続している上町地区暮らし・にぎわい再生事業及び早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業を引き続き実施し、新計画期間内の完成を目指す。

○目標指標 中心市街地9ヶ所の歩行者・自転車通行量の増加

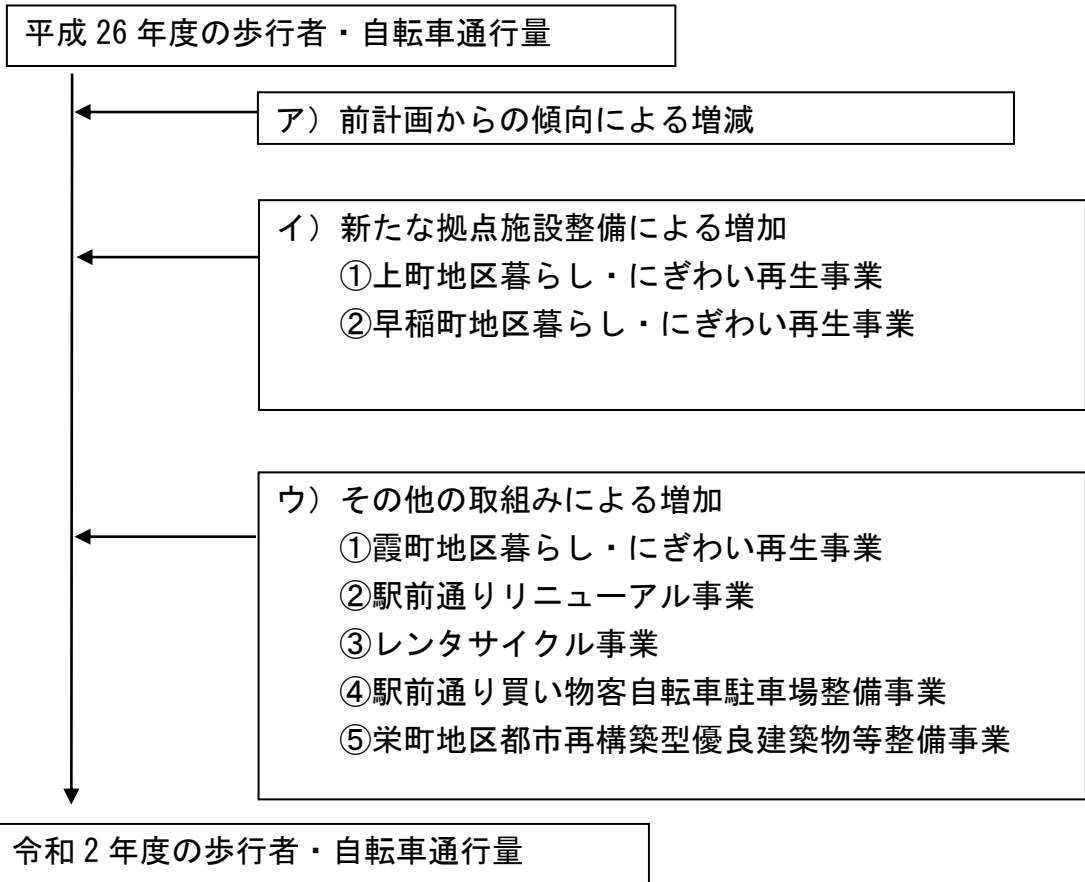
○主な事業 上町地区暮らし・にぎわい再生事業 実施時期 H24～H29、事業効果 321人/日
早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業、実施時期 H22～H28、事業効果 83人/日



<調査地点の位置図>



c. 設定の方法



ア) 前計画からの傾向による増減

9 調査地点における歩行者・自転車通行量に回帰式を当てはめ、目標年次である令和元年の平日・休日の通行量を算出すると、平成 26 年から 647 人増加する見込みとなり下表の通り 35,565 人となる。

<9 調査地点における平日・休日の歩行者・自転車通行量の推移及び加重平均値>

9 調査地点合計	調査実施年						推計値
	平成 21 年 基準年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	令和元年
平日	36,329	34,828	34,832	36,333	36,338	39,291	35,565
休日	25,644	24,703	29,143	35,748	27,596	23,985	
加重平均値	33,276	31,935	33,207	36,166	33,840	34,918	

イ) 新たな拠点施設整備による増加

○上町地区暮らし・にぎわい再生事業による歩行者・自転車通行量の算出

上町地区暮らし・にぎわい再生事業により、道路はす向かいへ新築移転する大原総合病院新築移転計画において、目標指標に影響を与える数値として病院へ訪れる外来者数が挙げられる。事業計画では現在の 600 人/日から計画では 820 人/日としていることから、この値を基準として下記により通行量を算出する。

道路はす向かいへ移転新築することで、現在の外来者数の 2 割の患者が動線を変更することを想定する。また、調査地点①（笑笑前）及び調査地点②（街なか広場前）の通行量に影響を及ぼすことを想定し、各調査地点を通過する歩行者・自転車通行量を算出する。

平成 19 年 7 月から 8 月に経済産業省が実施した来街者アンケート調査によると、中心市街地までの交通手段として、自動車、鉄道、バス、自転車、徒歩等を選択した割合は、それぞれ下表のとおりである。

<来街者アンケート調査による中心市街地への交通手段>

	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	バイク	その他	合計
割合	29%	19%	18%	16%	15%	1%	2%	100%

資料：「平成 19 年度立ち上がり支援・助言事業<中心市街地来街者アンケート>」

(経済産業省:平成 19 年 7 月、8 月実施)

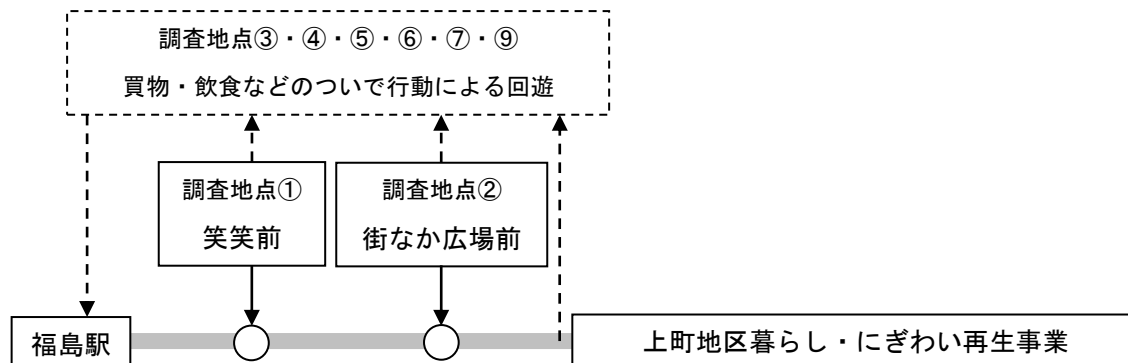
新病院を整備することになり、計画では外来者数が 820 人となることから、上表の来街者アンケート調査による中心市街地への交通手段別の割合を乗じて、交通手段別の利用者数を算出すると、次表のとおりとなる。その際、その他については、タクシーとみなし自動車に合算する。

<交通手段別の事業地区利用者数>

単位：人/日

	自動車	鉄道	バス	自転車	徒歩	バイク	合計
新病院への外来者数	254	156	148	131	123	8	820

<歩行者・自転車通行量調査地点と新たな施設整備拠点の概略位置図>



新大原総合病院の整備に伴う来街者の動線の変更とともに、行き帰りにおける買物や飲食などのついで行動の発生による商店街への回遊の増加が見込まれる。歩行者・自転車通行量については、それらのついで行動に伴う調査地点③・④・⑤・⑥・⑦・⑨への重複通行量としてのカウントも想定されるが、調査地点①及び②を代表調査地点として算定する。

【鉄道利用者】

新大原総合病院への鉄道利用による増加見込み来街者数は 156 人/日であるが、その内の 2 割 (31 人/日) の人が福島駅からの往復 2 回を徒歩で調査地点① (笑笑前) 及び調査地点② (街なか広場前) を通過することが想定されるため、124 人/日となる。

鉄道利用者による増加

$$31 \text{ 人/日} \times 2 \text{ (往復)} \times 2 \text{ (地点)} = 124 \text{ 人/日}$$

【バス利用者】

バス利用による増加見込み来街者数は 148 人/日であり、その内の 2 割 (30 人/日) が福島駅東口利用者からの往復 2 回を徒歩で調査地点① (笑笑前) 及び調査地点② (街なか広場前) を通過することが想定されるため、120 人/日となる。

バス利用者による増加

$$30 \text{ 人/日} \times 2 \text{ (往復)} \times 2 \text{ (地点)} = 120 \text{ 人/日}$$

【自転車・徒歩】

自転車及び徒歩による増加見込み来街者数は 254 人/日であり、通行経路を考慮し 2 割 (51 人/日) の人が往復 2 回を徒歩又は自転車で調査地点① (笑笑前) 及び

調査地点②（街なか広場前）を通過することを想定し、204 人/日となる。

自転車・徒歩による増加

$$51 \text{ 人/日} \times 2 \text{ (往復)} \times 2 \text{ (地点)} = 204 \text{ 人/日}$$

これにより、上町地区暮らし・にぎわい再生事業における調査地点①（笑笑前）及び調査地点②（街なか広場前）の歩行者自転車通行量は平日 448 人/日が増加する。

○上町地区暮らし・にぎわい再生事業による自転車・歩行者の通行量の増加分
（平日のみ）

$$\begin{aligned} &= \text{鉄道利用者} + \text{バス利用者} + \text{自転車・徒歩} \\ &= 124 \text{ 人/日} + 120 \text{ 人/日} + 204 \text{ 人/日} \\ &= 448 \text{ 人/日 (平日)} \end{aligned}$$

<調査地点の歩行者・自転車通行量の増加数>

単位：人/日

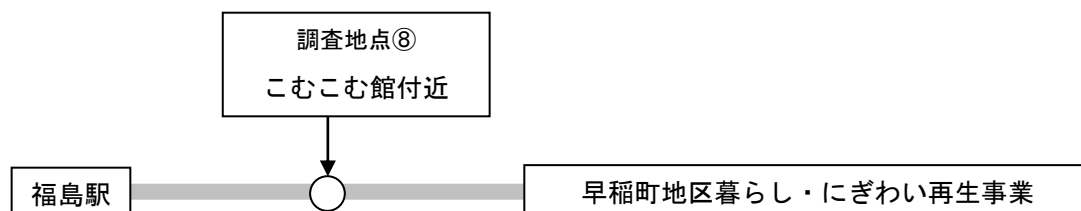
	鉄道	バス	自転車・徒歩	自動車	合計
①笑笑前	124	120	204	-	448
②街なか広場前					

○早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業による歩行者・自転車通行量の算出

早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業により、目標指標に影響を与える数値として中心市街地の居住人口の増加が挙げられる。事業計画では居住人口の想定を136名としていることから、この値を基準として下記により通行量を算出する。

事業計画では、供給される居室の間取りが2LDK・3LDK・4LDKあり、そのうち、3LDK・4LDKについてはファミリー世帯の居住が想定されることから、3LDK・4LDKの想定居住人口103人の2割が通勤・通学に福島駅を利用することを想定する。また、調査地点⑧（こむこむ館付近）の通行量に影響を及ぼすことを想定し、調査地点を通過する歩行者・自転車通行量を算出する。

<歩行者・自転車通行量調査地点と新たな施設整備拠点の概略位置図>



【平日】

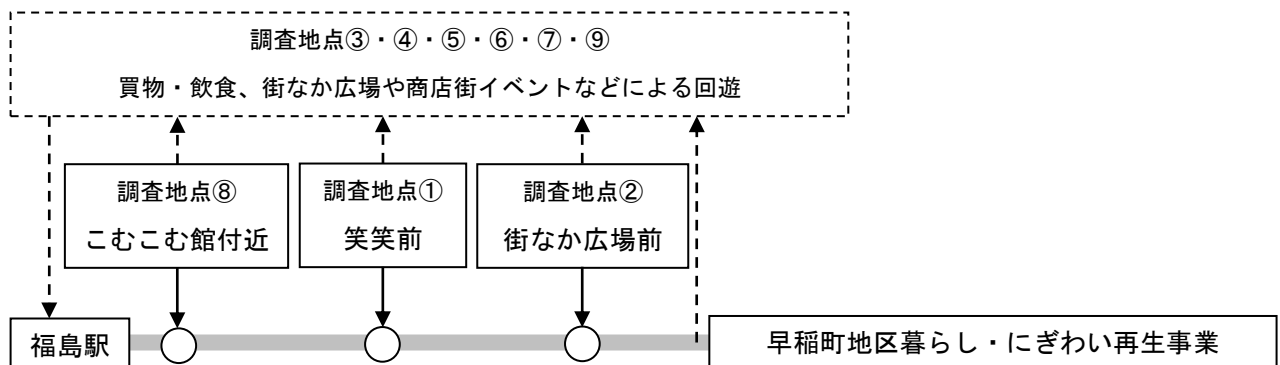
平日の自転車及び徒歩による増加見込み数は、想定居住人口136人のうちのファミリー世帯103人の通勤・通学手段を考慮し、その内の2割（21人/日）の人が

往復 2 回を徒歩又は自転車で調査地点⑧（こむこむ館付近）を通過することを想定し、42 人/日となる。

○早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業による自転車・歩行者の通行量の増加分
 （平日のみ）
 = 想定居住人口のうちファミリー世帯×通勤通学で福島駅利用率×往復×調査地点
 = 21 人/日 × 2(往復) × 1(地点) = 42 人/日（平日）

休日における買い物等の利用については、前述の「消費購買動向調査結果」における中心市街地の商店街に対する要望で、イベントに関心のある人が約 3 割となっていることから、想定居住人口の 3 割と想定する。また、調査地点①（笑笑前）、調査地点②（街なか広場前）、調査地点⑧（こむこむ館付近）の通行量に影響を及ぼすことを想定し、各調査地点を通過する歩行者・自転車通行量を算出する。

<歩行者・自転車通行量調査地点と新たな施設整備拠点の概略位置図>



新たな居住者の週末・休日におけるライフスタイルとしては、街なか広場でのイベントや商店街イベントなどへの参加とともに、商店街や駅周辺での買物・飲食行動が見込まれる。歩行者・自転車通行量については、それらの行動に伴う調査地点③・④・⑤・⑥・⑦・⑨への重複通行量としてのカウントも想定されるが、調査地点①②⑧の 3 点を代表調査地点として算定する。

【休日】

休日の自転車及び徒歩による増加見込み数は、ファミリー世帯の想定居住人口 103 人の 3 割 (31 人/日) の人が往復 2 回を徒歩又は自転車で調査地点①（笑笑前）、調査地点②（街なか広場前）、調査地点⑧（こむこむ館付近）を通過することを想定し、186 人/日となる。

○早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業による自転車・歩行者の通行量の増加分
 （休日のみ）
 = 想定居住人口 × 自転車・徒歩利用率 × 往復 × 調査地点
 = 31 人/日 × 2(往復) × 3(地点) = 186 人/日（休日）

ウ) その他の取組みによる増加

霞町地区暮らし・にぎわい再生事業は既存施設の再整備であり、また、福島県立医科大学保健科学部が令和3年4月に開校と期間内に完了できないため、歩行者・自転車通行量の大幅な増加は想定できないが、駅前通りリニューアル整備事業やレンタサイクル事業、駅前通り買い物客自転車駐車場整備事業等により、回遊環境の向上を図り、相対的に歩行者・自転車通行量の増加を図る。ただし、目標値には含めない。

これにより、上町地区及び早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業における加重平均値は404人/日が増加する。

○上町地区及び早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業により増加する加重平均値

$$= [\text{平日の増加分} \times 5 \text{ 日} + \text{休日の増加分} \times 2 \text{ 日}] \div 7 \text{ 日}$$

$$= [(448+42) \text{ 人/日} \times 5 \text{ 日} + 186 \text{ 人/日} \times 2 \text{ 日}] \div 7 \text{ 日}$$

$$= 404 \text{ 人/日}$$

ア) とイ) の推計値から、令和2年度における9地点の歩行者・自転車通行量を算出すると、次のとおりとなる。

<令和2年度における歩行者・自転車通行量>

平成26年度の歩行者・自転車通行量		34,918人/日
ア) 前計画からの傾向による増減		647人/日
イ) 新たな拠点施設整備による増加	上町地区 暮らし・にぎわい再生事業 早稲町地区 暮らし・にぎわい再生事業	404人/日
ウ) その他の取組みによる増加	霞町地区 暮らし・にぎわい再生事業 駅前通りリニューアル整備事業 栄町地区都市再構築型優良建築物等整備事業 まちなか交流スペース事業 古関裕而ストリート整備事業 街なか等古関裕而誘客事業	—
令和2年度の歩行者・自転車通行量の調査箇所9地点の合計(平日+休日の加重平均)		35,969人/日

これにより、令和2年度の歩行者・自転車通行量は35,969人となるため、目標指標値として35,970人を設定し、平成26年度の歩行者・自転車通行量から1,052人の増加を見込む。

【令和2年3月変更時の状況】

平成30年度フォローアップでは、目標指標①歩行者・自転車通行量の目標値に対し、最新値34,012人の状況であり、基準値を下回っている。基準値を下回った要因は福島県立医科大学保健科学部と上町地区周辺道路整備事業の周辺道路工事の影響や中合と中合式番館の連絡通路撤去工事でツイン広場を使用できなかったことが要因と考えられる。

基準値を下回った要因を補完するために以下の事業を追加し、計画期間を延長することで、目標指標①歩行者・自転車通行量の達成を目指す。

- ・ まちなか交流スペース事業
(事業内容 情報発信・交流・活動拠点や休憩スペースの提供)
- ・ 古閑裕而ストリート整備事業 (事業内容 ストリート楽曲再生装置等の整備)
- ・ 街なか等古閑裕而誘客事業
(事業内容 チラシ配布 (情報誌とタイアップ)、スタンプラリー)

d. フォローアップの考え方

交通の流動強化及び回遊性の向上に寄与する道路事業の効果が徐々に発現される、平成29年度より毎年フォローアップを実施し、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

②新規出店舗数

a. 目標指標の設定

目標指標②：新規出店舗数の増加

中心市街地における賑わいは、商業活動の盛衰に大きく影響される。空き店舗の発生に対しては、テナントリーシングによる対応が求められるが、商業施設・店舗の滅失による低未利用地化（相続対策への対応など、地権者意向の複雑さがあり、有効活用の誘導の困難性がある）も生じている。

その様な中では、新たな商業活動の担い手を誘発することが、賑わいづくりにおける急務の課題とされる。

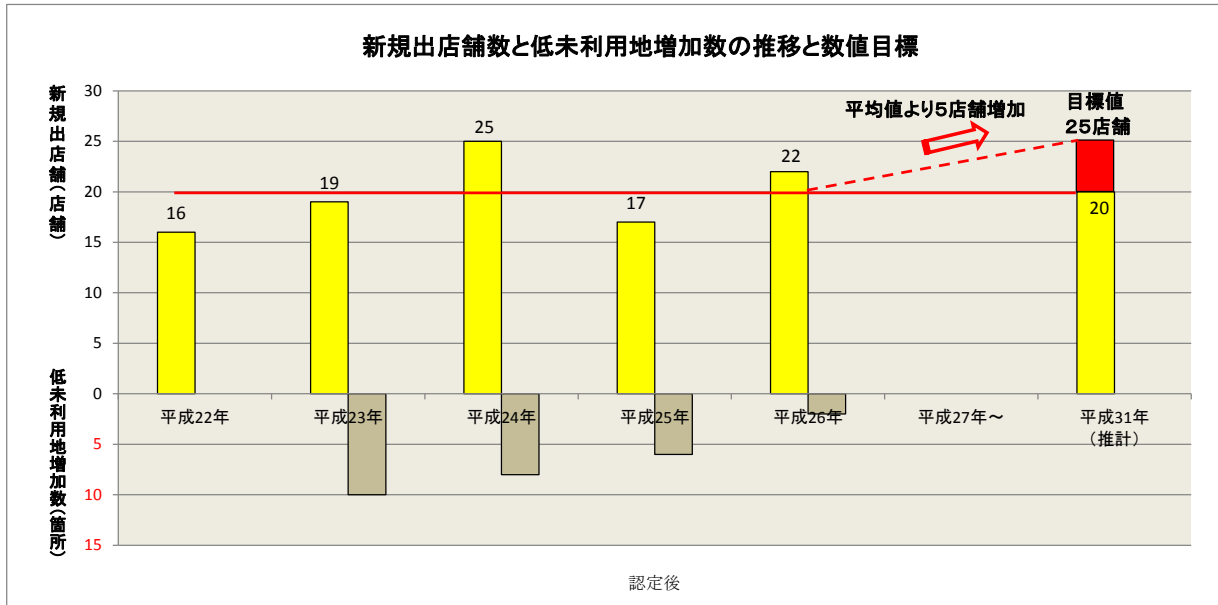
中心市街地における中心部（6地区：本町、大町、置賜町、新町、万世町、栄町）の新規出店の店舗数は中心市街地の賑わいづくりの発現をするための指標として適しており、市民にとっても分かりやすい指標であることから、中心部の新規出店舗数を目標指標として設定する。

b. 具体的な目標値の考え方

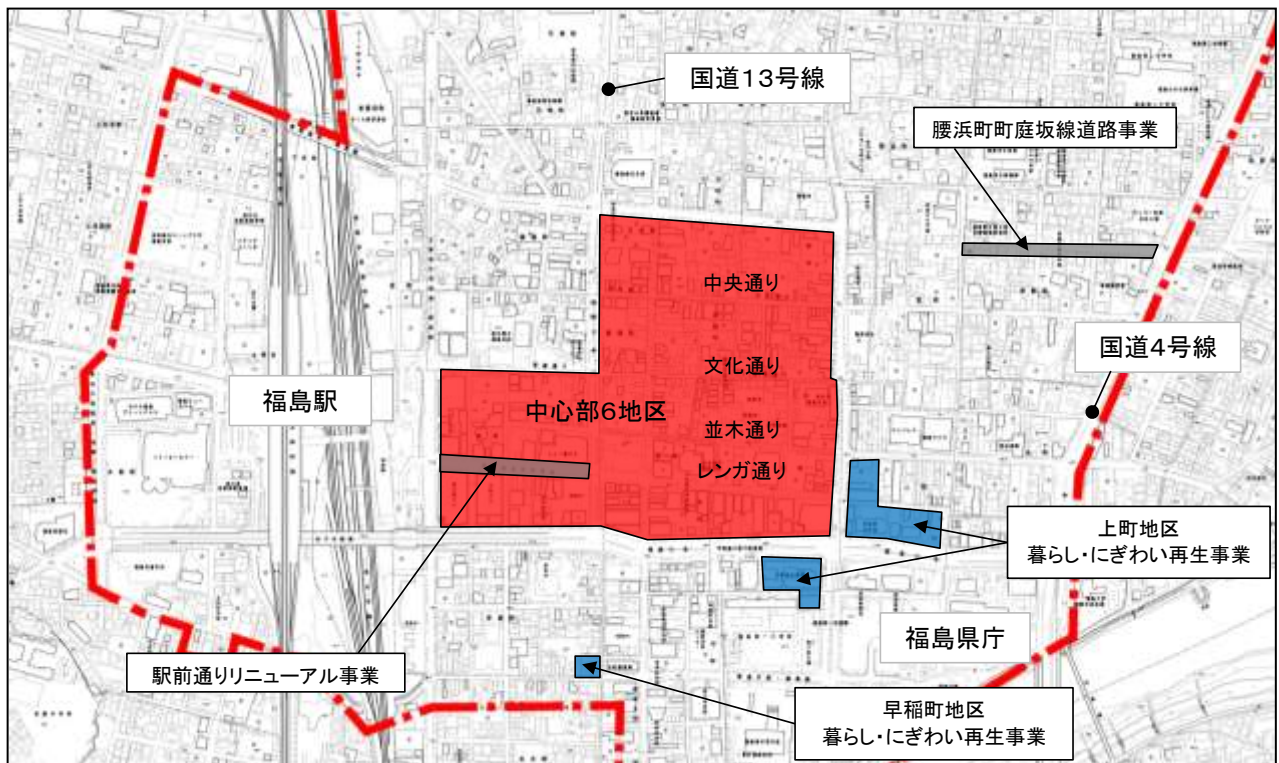
前計画から継続している空き店舗対策に加え、商業魅力の向上や回遊環境の向上を図り、中心部から賑わいと活気のあるイメージを発信することで中心市街地の更なる魅力に繋げるため、これまでの実績を踏まえながら新規出店舗を増やしていく。なお、令和元年度の目標値は、過去5年間の平均値から5店舗増の25店舗とする。

○目標指標 中心市街地中心部6地区の新規出店舗の増加

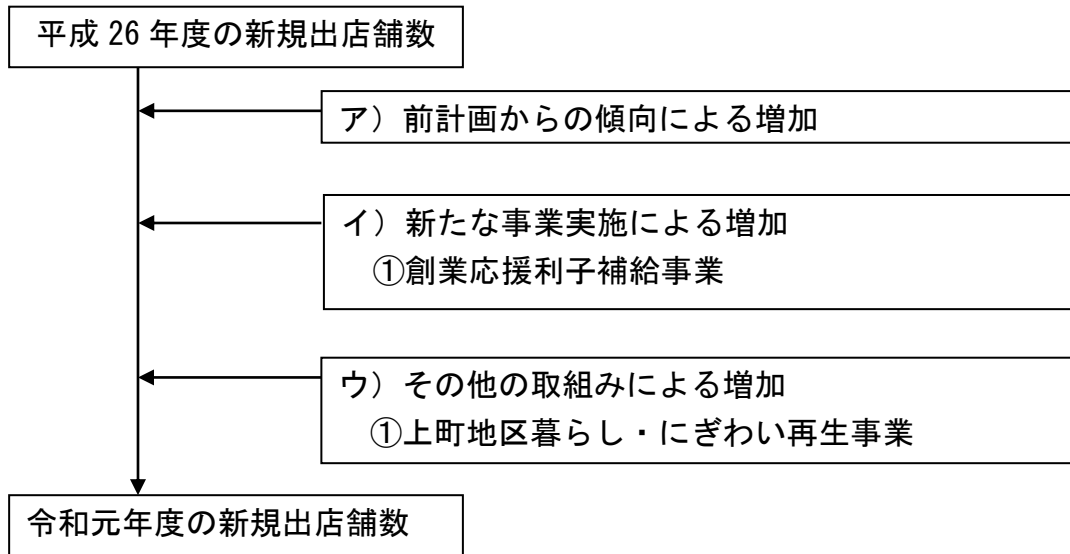
○主な事業 創業応援利子補給事業、実施時期 H27～H31、事業効果1店舗/年



<中心市街地中心部6地区の位置図>



c. 設定の方法



ア) 前計画からの傾向による増加

中心市街地における中心部6地区の過去5年間の新規出店舗数の平均値を算定すると下表の通り19.8店舗となるため、平成18年から事業実施している新規創業者等支援事業の継続・強化を図り、前計画からの傾向による目標年次の令和元年の新規出店舗数の推計値は20店舗となる。

<中心市街地中心部における新規出店舗数>

	調査実施年					平均値	推計値
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年		令和元年
新規出店舗数	16店	19店	25店	17店	22店	19.8店	20店

イ) 新たな事業実施による増加

新規創業者の設備投資などの開業資金調達を支援するために、創業応援利子補給事業を創設することにより、新規出店舗数については、目標年次までの5年間に毎年1店舗の出店を誘発する。

ウ) その他の取組みによる増加

上町地区暮らし・にぎわい再生事業で整備される大型医療施設の波及効果により新規出店舗数の増加を図る。ただし、目標値には含めない。

ア) とイ) の合計から、令和元年度における新規出店舗を算出すると、次のとおりとなる。

<令和元年度における新規出店舗数>

平成 26 年度の新規出店舗		22 店舗
ア) 前計画からの傾向による増加		20 店舗
イ) 新たな事業実施による増加	創業応援利子補給事業	5 店舗
ウ) その他の取組みによる増加	上町地区暮らし・にぎわい再生事業	—
令和元年度の中心市街地中心部 6 地区新規出店舗数		25 店舗

d. フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年確認するが、新規事業である利子補給事業が市民又は新規創業者に定着するまでに時間を要することが想定されるため、事業が定着すると見込まれる平成 29 年度から毎年フォローアップを実施するとともに、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

【目標 2 快適居住の促進】

高齢者等にも配慮した居住環境を形成し、多様な市民のニーズに応える生活環境や文化交流機能の充実を図りながら、快適に暮らせるまちづくりを目指す。

③居住人口

a. 目標指標の設定

目標指標③：居住人口の増加

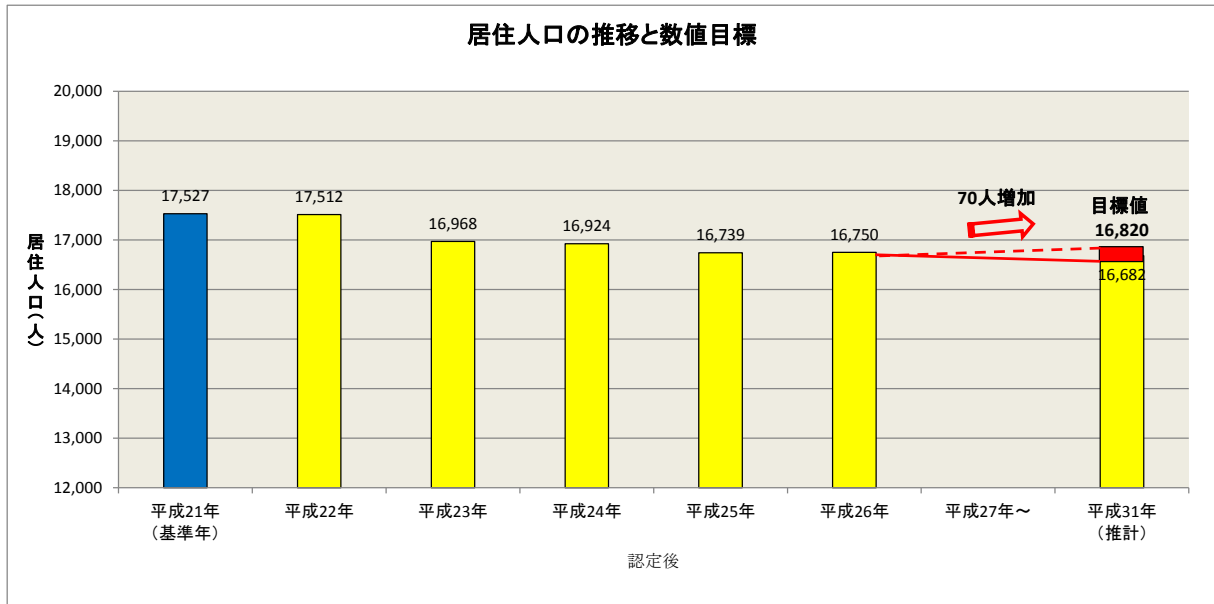
中心市街地における居住人口は、中心市街地の活性を定量的に把握する一番身近な目安であり、その効果が最も現れやすい指標であることから、中心市街地内の居住人口の増加を目標指標として設定する。

b. 具体的な目標値の考え方

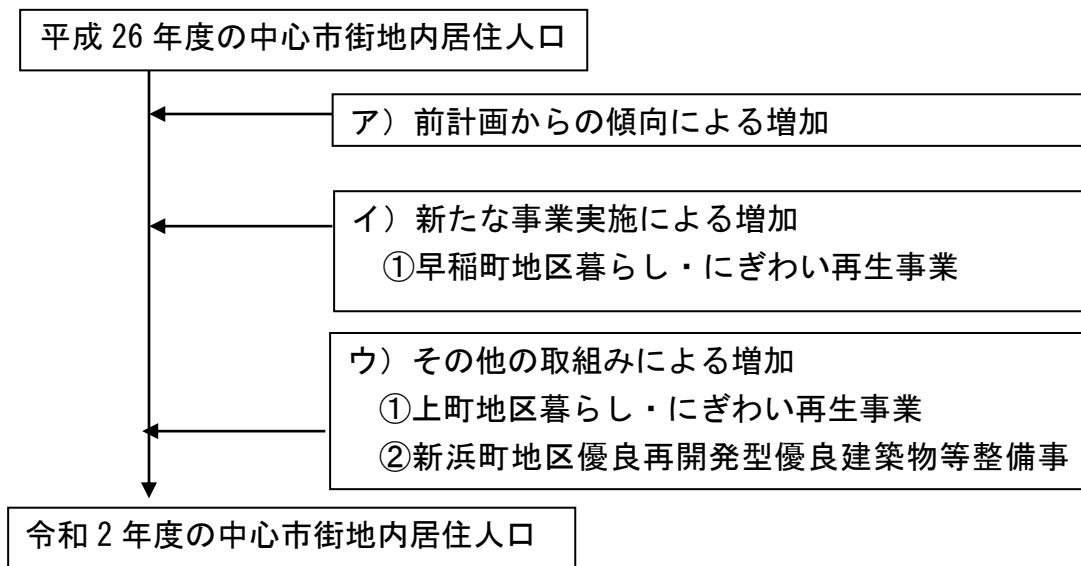
前計画から継続している早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業を引き続き実施し新計画期間内の完成を目指す。更に大型医療施設の刷新に伴い周辺地区に民間開発による定住促進を目指す。なお、令和元年度の目標値は、平成 26 年度の 16,750 人から、70 人増の 16,820 人とする。

○目標指標 中心市街地内居住人口の増加

○主な事業 早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業、実施時期 H22～H28、
事業効果 136 人



c. 設定の方法



ア) 前計画からの傾向による増加

前計画からの傾向が続いた場合の増減を算出するにあたり、震災後のデータを反映した推計値では急激な人口変動により実態に即しない結果となることから、下記に示す現計画で使用した係数により令和元年度までの推計居住人口を算出する。

なお、目標年次の令和元年度の中心市街地居住人口を算出すると、68 人減少する見込みとなり、令和元年度の推計居住人口は 16,682 人となる。

<中央地区の人口動態と人口推移>

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平均値	平成 26 年	推計値
中央地区人口	41,375	41,452	41,723	41,888			
中央地区自然動態	-40	2	-67	-30			
人口に占める増減の割合 (%)	-0.096	0.004	-0.160	-0.071	-0.081		
中心市街地居住人口						16,750	16,682

○令和元年度の中心市街地における居住人口の推計値
 =平成 26 年度居住人口 × {1 - (0.081/100) × 5 年}
 =16,750 × {1 - (0.081/100) × 5 年}
 =16,682.16 人

イ) 新たな事業実施による増加

早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業により 44 戸の賃貸住宅が整備されることにより見込まれる居住人口は、現在計画されている居室面積及び供給戸数を基に、「供給戸数に対する入居率」及び「一部屋あたりの入居見込み人員」については前計画での原単位を用いて算出すると 136 人となる。

<早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業における想定居住人口>

居室の間取り	供給戸数	居室面積	25 m ² 当たり人員	入居率	想定居住人口
2LDK	13 戸	70 m ²	2.8 人	0.90	32.76 人
3LDK	18 戸	80 m ²	3.2 人		51.84 人
4LDK	13 戸	110 m ²	4.4 人		51.48 人
合計	44 戸	-	-	-	136.08 人

資料：福島市住宅マスタープラン

(共同住宅における最低居住面積水準 (単身者：25 m²、賃貸住宅入居率：0.90)

ウ) その他の取組みによる増加

上町地区暮らし・にぎわい再生事業により、中心市街地に医療施設が刷新されることに伴う民間開発の促進が見込まれるが目標指標には含めないものとする。中心市街地における低未利用地の有効活用へ向けて、(株)福島まちづくりセンターなどとの連携による民間住宅供給事業の推進を図る。

また、住宅マスタープランや市営住宅長寿命化計画との調整に基づく街なか住宅の整備に努める。

【令和 2 年 3 月変更時の状況】

平成 30 年度フォローアップでは、目標指標③居住人口の目標値に対し、最新値 16,20 人の状況であり、基準値を下回っている。基準値を下回った要因は東日本大震災の原発事故等によって市外へ避難者が多数いたことによるもの。

基準値を下回った要因を補完するために以下の事業を追加し、計画期間を延長するこ

とで、目標指標③居住人口の達成を目指す。

- ・新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業
(事業内容 分譲住宅、クリニック、立体駐車場整備)

ア) とイ) の推計値から、令和元年度における中心市街地居住人口を算出すると、次のとおりとなる。

<令和2年度における中心市街地居住人口>

平成26年度の中心市街地居住人口		16,750人
ア) 前計画からの傾向による増加		-68人
イ) 新たな事業実施による増加	早稲町地区 暮らし・にぎわい再生事業	136人
ウ) その他の取組みによる増加	上町地区 暮らし・にぎわい再生事業 新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業	-
令和2年度の中心市街地居住人口		16,818人

これにより、令和2年度の中心市街地における居住人口を求めると16,818人となるため、目標数値として16,820人を設定し、平成26年度の16,750人から70人の増加を見込む。

d. フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年確認し、居住人口に大きく寄与する事業が平成28年度に完成することから、効果が発現される平成29年度より毎年フォローアップを実施するとともに、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

④文化・交流施設利用者

a. 目標指標の設定

目標指標④：文化・交流施設利用者の増加

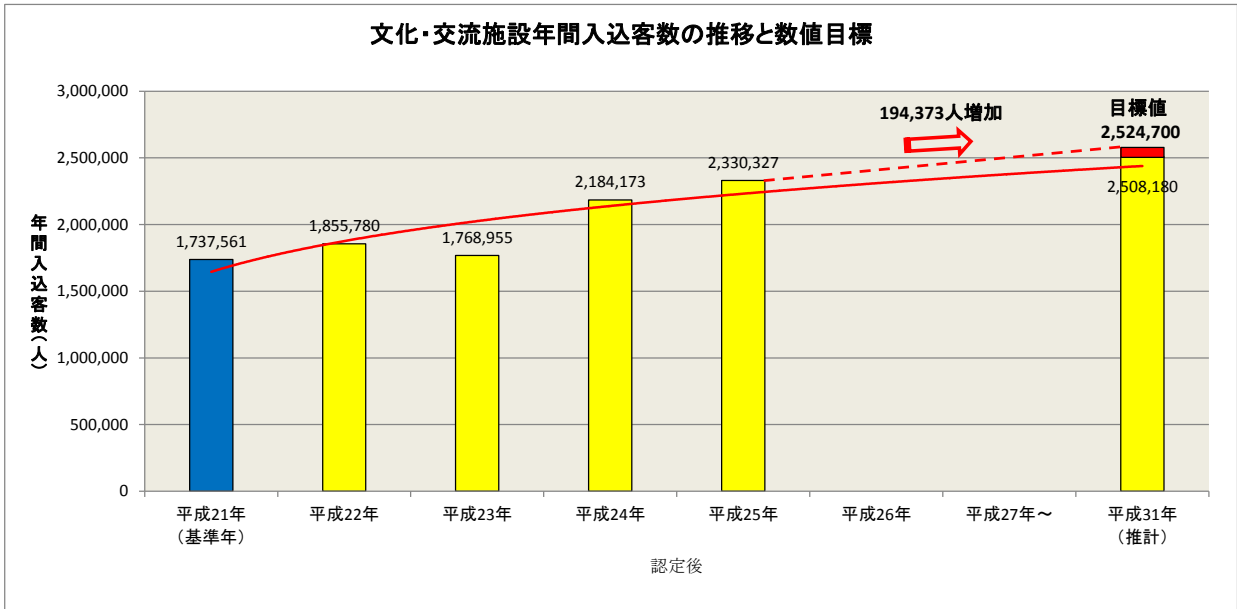
快適居住の促進を実現するためには、様々な活動に柔軟に対応できる施設を整備し、交流できる環境を充実する必要がある。来街者の増加は、中心市街地の賑わいを促進することから、文化・交流施設の年間入込客数を目標指標として設定する。

b. 具体的な目標値の考え方

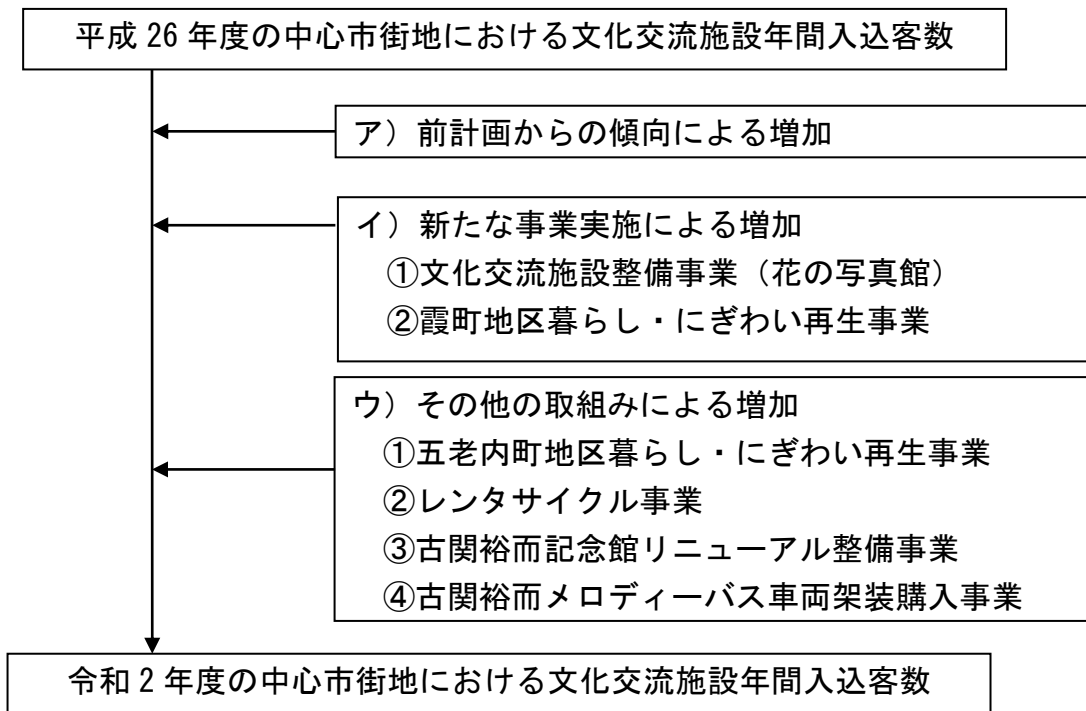
中心市街地における生活利便性や魅力の向上を図るとともに、賑わいを創出するために、文化・交流施設整備を進め、施設の年間入込客数の増加を図る。

なお、令和元年度の目標値は、平成25年度の2,330,327人から、約194,373人増の2,524,700人とする。

- 目標指標 中心市街地内の文化・交流施設年間入込客数の増加
- 主な事業 文化交流施設整備事業（花の写真館）、実施時期 H27～H30、事業効果入込客数 13,150 人/年
霞町地区暮らし・にぎわい再生事業、実施時期 H27～H30、事業効果入込客数 3,360 人/年



c. 設定の方法



ア) 前計画からの傾向による増加

平成 21 年度から平成 25 年度までの中心市街地における文化・交流施設年間入込客数に回帰式を当てはめ、将来の年間入込客数を推計すると、以下のとおり令和元年度には、約 2,508,180 人となる。

<文化・交流施設の年間入込客数の推移>

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	推計値
こむこむ館	287,092	278,237	169,597	257,067	263,518	
福島市公会堂	67,335	57,451	54,022	84,093	66,762	
福島テルサ	246,066	239,997	212,152	246,053	231,510	
御倉邸	24,366	23,729	11,243	14,888	21,604	
市民会館	194,903	183,555	113,671	166,597	202,744	
福島市図書館（市全体）	296,092	276,220	251,975	248,598	241,759	
中央学習センター（館外含む）	117,191	109,227	84,770	102,008	142,350	
市民ギャラリー	13,838	11,027	4,729	13,508	7,969	
アクティブシニアセンター	-	214,566	592,688	658,577	638,906	
パセナカM i s s e	-	-	9,657	6,817	5,597	
福島県文化センター	316,534	302,301	59,999	205,248	338,835	
福島県歴史資料館	14,210	12,103	2,930	5,792	8,038	
福島市音楽堂	129,109	122,343	190,710	159,090	144,999	
古関裕而記念館	30,825	25,024	10,812	15,837	15,736	
合 計	1,737,561	1,855,780	1,768,955	2,184,173	2,330,327	2,508,180

イ) 新たな事業実施による増加

新たな事業として実施する①文化交流施設整備事業（花の写真館）、②霞町地区暮らし・にぎわい再生事業による増加分については既存施設の入込客数の実績値（原単位の設定）を用いて算出すると約 16,510 人となる。

なお、原単位設定については、市の既存施設の主な機能毎に面積当たりの年間入込客数を算定し、新たに整備される施設の機能に応じて平均値を用いる。

<新たな施設整備の年間入込客数原単位>

	平成 25 年 年間入込 客数	延床 面積 (㎡)	面積当たり 年間入込客数 (年・人/㎡)	施設の 主な機能	①文化交流 施設整備事業 (花の写真館)	②霞町地区 暮らし・にぎわ い再生事業
こむこむ館	263,518	9,886	26.7	学習・図書		
福島市公会堂	66,762	4,259	15.7	発表		
福島テルサ	231,510	9,649	24.0	集会・学習		
御倉邸	21,604	556	38.9	集会・展示		
市民会館	202,744	6,500	31.2	集会		
福島市図書館（市全体）	142,350	2,000	71.2	展示		71.2
市民ギャラリー	7,969	844	9.4	展示		9.4
花の写真館*	13,147	654	20.1	展示	20.1	20.1
アクティブシニアセンター	638,906	4,845	131.9	展示・学習		
パセナカM i s s e	5,597	127	44.1	集会・展示		

福島県文化センター	338,835	9,826	34.5	発表		
福島県歴史資料館	8,038	1,612	5.0	展示		5.0
福島市音楽堂	144,999	6,023	24.1	発表		
古関裕而記念館	15,736	657	24.0	展示・発表		
平均値			35.8		20.1	26.4

※花の写真館については震災前のH22の値を採用

①文化交流施設整備事業（花の写真館）により見込まれる増分

文化交流施設整備事業により新たに整備される「花の写真館」（延べ床面積 654 m²）により見込まれる年間入込み客数は、約 13,150 人となる。

$$\begin{aligned}
 & \text{○文化交流施設整備事業（花の写真館）の文化交流施設想定年間入込客数} \\
 & = \text{文化交流施設整備事業の文化交流施設延床面積（654 m}^2\text{）} \\
 & \quad \times \text{年間入込客数原単位（20.1 年・人/m}^2\text{）} \\
 & = 13,145 \text{ 人/年}
 \end{aligned}$$

②霞町地区暮らし・にぎわい再生事業により見込まれる増分

霞町地区暮らし・にぎわい再生事業により新たに整備される「福島体育館」の複合施設内の文化施設に見込まれる年間入込み客数は、約 3,360 人となる。

$$\begin{aligned}
 & \text{○霞町地区暮らし・にぎわい再生事業の文化施設来客数} = \\
 & = \text{霞町地区暮らし・にぎわい再生事業文化施設延床面積（127 m}^2\text{）} \\
 & \quad \times \text{年間入込客数原単位（26.4 年・人/m}^2\text{）} \\
 & = 3,356 \text{ 人/年}
 \end{aligned}$$

※現段階では施設計画が未定のため近年整備したパセナカ Misse と同規模と想定する。

ウ) その他の取組みによる増加

五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業やレンタサイクル事業・古関裕而記念館リニューアル整備事業や令和2年10月からの古関裕而メロディーバス運行開始により中心市街地内の文化・交流施設の年間入込客数の量の増加を図る。ただし、目標値には含めない。

【令和2年3月変更時の状況】

平成30年度フォローアップでは、目標指標④文化・交流施設利用者数の目標値に対し、最新値 2,165,803 人の状況であり、基準値を下回っている。基準値を下回った要因は文化交流施設整備事業（花の写真館）の再整備が遅れていることによるもの。

基準値を下回った要因を補完するために以下の事業を追加し、計画期間を延長することで、目標指標④文化・交流施設年間入込客数の達成を目指す。

・古関裕而記念館リニューアル事業

（事業内容 展示計画の策定、企画展示・常設展示整備）

・古関裕而メロディーバス車両架装購入事業（事業内容 メロディーバス車両架装購入）

ア) とイ) の推計値から、令和 2 年度における中心市街地内の文化・交流施設年間入込客数を算出すると、次のとおりとなる。

<令和 2 年度における中心市街地内の文化・交流施設年間入込客数>

平成 25 年度の文化・交流施設年間入込客数		2,330,327 人
ア) 前計画からの傾向による増加		177,853 人
イ) 新たな事業実施による増加	文化交流施設整備事業 霞町地区 暮らし・にぎわい再生事業	16,510 人
ウ) その他の取組みによる増加	五老内町地区 暮らし・にぎわい再生事業 レンタサイクル事業 古関裕而記念館リニューアル事業 古関裕而メロディーバス車両架装 購入事業	—
令和 2 年度の文化・交流施設年間入込客数		2,524,690 人

これにより、令和 2 年度の年間入込客数は 2,524,690 人となるため、目標数値として 2,524,700 人を設定し、平成 25 年度の年間入込客数から 194,373 人の増加を見込む。

d. フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年確認し、今回、新たに目標指標として設定した「文化・交流施設利用者数」は、目標数値の積上げ対象事業の完成にかかわらず、他の指標と併せ計画全体としての効果発現が見込まれる平成 29 年度より毎年フォローアップを実施するとともに、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

現状分析

中心市街地の面的整備は、効率的かつ有効的な土地利用による中心市街地の活性化を目指して事業の推進を行っており、福島都心中央土地区画整理事業が施行中である。

都市計画道路は、中心市街地における段階的道路体系の構築や、また福島駅東西地区を結ぶ東西連絡の利便性や快適性の向上に向け事業を展開中である。

公園は、中心市街地を中心に小規模緑地整備を実施しており、中心市街地に不足がちな緑を増やすことにより、住民や来街者たちへの潤いと憩いの場を提供している。

事業の必要性

現在、事業推進中である福島都心中央土地区画整理事業は、中心市街地において更なる賑わいの誘発と中心市街地活性化を支援する施設として期待されており、今後継続して事業を推進する必要がある。

道路については、未整備になっている都市計画道路の整備は、快適性や利便性を向上させ、歩行者・自動車通行量を増やし、中心市街地の回遊性の創出に基づく活性化を図る上で必要な事業である。そのため、新規に5路線の道路整備を図るとともに、福島駅新東西自由通路整備の具体化を推進する。

公園整備については、市民のシンボルとなっている信夫山公園周辺を整備するとともに、レンタサイクル等による自転車での回遊性の向上を図っている。また、小規模緑地整備は、中心市街地に不足がちな緑や休憩の場を増やすことにより、住民や来街者への潤いと憩いの場を提供する施設として整備するとともに、阿武隈川隈畔や福島城址の紅葉山公園、旧日銀支店長役宅等の歴史・文化資源とのネットワークを形成させ、中心市街地における回遊性と賑わいを創出する事業として整備を推進している。

中心市街地における道路整備などを推進し、街なかの公園や歴史的資源や中心市街地外縁部の観光・自然資源との回遊性の形成に基づく賑わいと多様な交流を誘発することが求められる。

フォローアップ


年に一回、基本計画で位置付けた取組の進捗状況についての調査を行い、目標指標への到達状況を把握しながら、必要に応じて適切な措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

- ・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 1 腰浜町町庭坂線 道路事業 内容 整備延長 L=189 m W=25m 実施時期 平成18年度～ 平成29年度</p>	<p>福島市</p>	<p>本市の内環状道路に位置付けられる都市計画道路の太平寺岡部線に接続し、福島駅東地域における東西方向交通の流動強化を図る。 また、自転車の安全な走行環境を整備するため、歩道と並列する自転車道を整備することで、回遊性の向上に寄与する事業である。</p>  <p>イメージパース</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区(第2期))) 実施時期 平成27年度</p>	
<p>事業名 2 高質空間形成施設・腰浜町町庭坂線 内容 植栽・緑化施設等整備 実施時期 平成26年度～ 平成29年度</p>	<p>福島市</p>	<p>緑化施設等により街なか景観に配慮し、アメニティ環境の向上を図ることで回遊性の向上に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区(第2期))) 実施時期 平成27年度</p>	

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 3 杉妻町早稲町線 道路事業 内容 整備延長L=240 m W=15m 実施時期 平成27年度～ 令和3年度</p>	<p>福島市</p>	<p>福島駅南地区で未整備区間となっている本路線を整備することにより、街なか回遊軸を形成し、市内循環バス路線として医療施設や公共施設等への円滑な交通流動の確保による回遊環境の向上を図る。 また、歩道整備を行うことにより、自転車・歩行者の安全な交通環境が確保され、街なか回遊の向上に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備 総合交付金 (道路事業(街路)) 実施時期 平成27年度～ 平成28年度 支援措置 防災・安全交付金(道路事業(街路)) 実施時期 平成29年度～ 令和2年度</p>	
<p>事業名 4 曾根田町桜木町線 道路事業(宮下町工区) 内容 整備延長L=346m W=15m 実施時期 平成23年度～ 令和6年度</p>	<p>福島市</p>	<p>市役所新庁舎建設に伴い、現在の一方通行による混雑緩和を図り、中心市街地北部における市役所と駅方面とのアクセス強化と回遊性の向上に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備 総合交付金 (道路事業(街路)) 実施時期 平成25年度～ 平成27年度 支援措置 防災・安全交付金(道路事業(街路)) 実施時期 平成28年度～ 令和2年度</p>	
<p>事業名 5 太平寺岡部線道路 事業(御山町工区) 内容</p>	<p>福島市</p>	<p>中心市街地に流入する通過交通を分散し、渋滞緩和を図るとともに、信夫山地区の文教ゾーンと駅方面とのアクセス強化を図り回遊性向上に</p>	<p>支援措置 社会資本整備 総合交付金 (道路事業(街</p>	

<p>整備延長L=450m W=25m</p> <p><u>実施時期</u> 平成23年度～ 令和6年度</p>		<p>寄与する事業である。</p>	<p>路))</p> <p><u>実施時期</u> 平成25年度～ 令和2年度</p>	
<p><u>事業名</u> 6 上町地区周辺道路 整備事業</p> <p><u>内容</u> ・市道杉妻町御山線 整備延長L=120m W=20m ・市道舟場町山下町 線 整備延長L=140m W=9.5m</p> <p><u>実施時期</u> 平成26年度～ 令和元年度</p>	福島市	<p>第一小学校が近郊にあり、通学路として利用されていること、更に今後、大原総合病院が当該沿線に移転する計画があり、来院者の交通集中により交通量が増加することが想定される。</p> <p>このため、円滑な交通処理と快適で安全な歩行空間を確保するため整備するもので、回遊性の向上に寄与する事業である。</p>	<p><u>支援措置</u> 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p><u>実施時期</u> 平成26年度～ 平成30年度</p>	
<p><u>事業名</u> 7 仲間町春日町線 道路事業</p> <p><u>内容</u> 整備延長L=180m W=10.8m</p> <p><u>実施時期</u> 平成27年度～ 令和3年度</p>	福島市	<p>(都)腰浜町町庭坂線と市役所を結ぶ重要な路線であるとともに、第二小学校の通学路に指定されている本路線を整備することにより、都心東地区の交通ネットワーク機能が強化され、周辺道路の混雑緩和、安全な歩行空間が確保されることで、回遊性の向上に寄与する事業である。</p>	<p><u>支援措置</u> 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p><u>実施時期</u> 平成27年度～ 令和2年度</p>	
<p><u>事業名</u> 8 入江町桜木町線道 路整備事業</p> <p><u>内容</u> 整備延長L=500m W=12m</p> <p><u>実施時期</u> 平成26年度～ 令和5年度</p>	福島市	<p>国道4号と(都)渡利本内線を結ぶ道路であり、終点付近には、福島交通(株)本社が立地し、日当たり約170台の路線バスが通行する。また、第三小学校が近郊にあり、通学路として利用されていること、更に沿線にある福島競馬場が開催される週末は、多くの入場者が利用し混雑している。今後においても、福島赤十字病院の移転計画があり、更に交通量が増加することが想定される。</p> <p>このため、円滑な交通処理と快適</p>	<p><u>支援措置</u> 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p><u>実施時期</u> 平成26年度～ 令和2年度</p>	

		で安全な歩行空間を確保するため整備するものである。	
<u>事業名</u> 9 入江町8号線道路整備事業 <u>内容</u> 整備延長L=40m W=15m <u>実施時期</u> 平成27年度～ 平成30年度	福島市	平成31年1月に新病院の開院を予定している福島赤十字病院と国道4号を結ぶ路線である。福島赤十字病院は、福島市内の中核病院として救急医療など、地域医療に密着した病院であり、現在日平均約950人の外来患者が訪れているため、新病院の開院後は、周辺道路に慢性的な渋滞を引き起こし、周辺住民の安全な通行に支障をきたす恐れがある。また、福島競馬場が近隣に立地しており、更に交通量が増加することが考えられる。このため、周辺道路の交通混雑の緩和を図るとともに安全で円滑な通行を確保するため整備するものである。	<u>支援措置</u> 防災・安全交付金（道路事業） <u>実施時期</u> 平成27年度～ 平成30年度
<u>事業名</u> 61 福島駅前広場情報板設置事業 <u>内容</u> 大型マルチビジョン デジタルサイネージ <u>実施時期</u> 平成30年度～ 令和元年度	福島市	国内外からの観光客をターゲットとして、観光・イベント情報等を発信するマルチ情報を大型マルチビジョンやデジタルサイネージを設け、多言語化と多種多様な情報を発信し、中心市街地の活性化と回遊性の向上を図るため、情報板を整備するものである。	<u>支援措置</u> 社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業（中心市街地地区（第2期））） <u>実施時期</u> 平成30年度～ 令和元年度
<u>事業名</u> 62 福島駅東口地区市街地再開発事業 <u>内容</u> 商業、オフィス、ホテル、マンション、公益施設、公共空間、立体駐車場等	福島駅東口市街地再開発準備組合	当該計画地は、商業、業務、行政等の都市機能が集積する福島駅東口の駅前に位置しており、交通と賑わいの拠点、行政の中心としての立地特性を有している。 本事業では、都市基盤の整備や土地の高度利用を促進し、官民連携による再開発事業により、都市機能の充実、賑わいの創出などを図り、県都	<u>支援措置</u> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） <u>実施時期</u> 令和元年度～ 令和2年度

実施時期 令和元年度～ 令和8年度		ふくしまの顔となる市街地再開発事業を目指す。		
事業名 63 福島駅西口大庇美装化事業 内容 西口駅舎出入り口ひさしの改修 実施期間 平成30年度～ 令和元年度	福島市	東京オリンピック・パラリンピックに向け、訪れる国内外の来訪者に対し「震災からの復興」を強くアピールするとともに「元気な福島の今」を演出するため、当該大庇を耐震対策に併せ美装化のリニューアル整備を行う。	支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(中心市街地地区(第2期))) 実施時期 令和元年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 67 新まちなか広場整備事業 内容 広場の整備 屋根、トイレ、ステージ兼倉庫、人工芝仕上げ(予定) 実施期間 令和元年度～ 令和3年度	福島市	中心市街地の貴重な公共空地である「まちなか広場」を多様なイベントによる賑わい創出や市民交流の拠点とするため、「新まちなか広場」として整備を行う。	支援措置 防災・安全交付金 (都市防災推進事業) 実施時期 令和2年度	
事業名 68 福島駅前公衆無線LAN環境整備事業 内容 Wi-Fi設備 実施期間 令和元年度	福島市	外国人旅行者の増加や2020年オリンピックの福島開催等を踏まえ、福島駅東口及び西口に快適な通信環境を整備するため、駅前広場に高機能なWi-Fi設備を設置する。	支援措置 東北観光復興対策交付金 実施時期 令和元年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 10 福島駅新東西自由通路整備検討会設置 内容 実現化に向けた検討、協議 実施時期 平成 27 年度～ 令和 2 年度</p>	福島市	<p>福島駅東口地区と西口地区の歩行者の利便性、安全性、回遊性の向上を図り、快適な歩行者空間を創出し、中心市街地の活性化、まちなかの賑わいの回復の基盤とするため、新東西自由通路のあり方について、JR等関係機関と協議・検討を行う。</p>		
<p>事業名 11 福島都心中央土地区画整理事業 内容 施行面積 0.7ha 実施期間 平成 10 年度～ 令和元年度</p>	福島市	<p>福島を中心とする商業業務街区であり、賑わい空間の創出、土地の高次利用の促進を総合的に行う基盤として活性化に寄与する事業である。</p>		
<p>事業名 12 福島駅前通り等整備推進会設置 内容 整備計画の検討、利活用の検討 実施期間 平成 20 年度～ 令和元年度</p>	中心市街地活性化協議会分科会	<p>福島駅と国道 13 号を結ぶ福島市の中心商業地を代表する通りと位置付け、栄町置賜町線(吾妻通り)・街なか広場・パセオ 470 等を回遊の軸として、快適で魅力的な整備を図るため、利活用を含めた検討を行う。また、アーケードの老朽化が進み美観を損ねていることから、道路整備計画に合せ撤去等も検討し、イメージアップによる回遊性及び賑わい創出に寄与させる。</p>		

<p>事業名 13 街なか広場整備検討 会設置 内容 整備計画の検討、 利活用の検討 実施期間 平成21年度～ 令和元年度</p>	<p>中心市 街地活 性化協 議会分 科会</p>	<p>これまで様々なイベント会場として利用されてきた街なか広場について、中心市街地の賑わいを生み出す貴重な空間資源としてより有効に活用するための整備計画や利活用方策について検討を行う。</p>	
<p>事業名 64 案内サイン整備事業 (多言語化) 内容 案内板の改修 実施期間 平成30年度～ 令和元年度</p>	<p>福島市</p>	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック(野球・ソフトボール競技)の開催に合わせてインバウドに対応した主要観光ポイント・駅周辺の施設案内をするため、多言語化を取り入れた案内サイン整備を行う。</p>	
<p>事業名 69 古関裕而を活かした まちづくり事業 内容 ①古関裕而記念館リ ニューアル整備事業 展示内容の策定 企画展示 常設展示整備 実施期間 令和元年度～ 令和2年度 ②古関裕而ストリー ト整備事業 ・ストリート楽曲再 生装置の整備 ・レンガ通り車止め 装飾 ・ストリート名称サ</p>	<p>福島市</p>	<p>古関裕而氏をモデルとした連続テレビ小説「エール」の放映を契機として、氏を活かしたまちづくり事業を展開することで賑わいの創出の向上を図る事業である。 ①古関裕而氏を活かしたまちづくり事業の一環として、古関裕而記念館の展示設備等のリニューアル整備を行う。 ②古関裕而氏を活かしたまちづくり事業の一環として、駅前通りからレンガ通りを「古関裕而ストリート(仮称)」として各種整備を行う。</p>	

<p>イン看板装置整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東口駅前広場モニユメント生誕の地記念碑・音響設備更新 ・ロゴフラッグ、のぼり旗制作設置 <p><u>実施期間</u> 令和元年度～ 令和2年度</p>				
<p><u>事業名</u> 70 まちなか交流スペース事業</p> <p><u>内容</u> 情報発信・交流・活動拠点や休憩スペースの提供</p> <p><u>実施期間</u> 令和元年度～</p>	福島市	<p>「旧東口行政サービスコーナー」を「まちなか交流スペース」として市民活動団体、ボランティア団体、学生等の情報発信・交流・活動拠点とするとともに、買い物などで中心市街地を訪れた方の休憩スペースを提供する事業である。また、「まちなか交流スペース運営協議会」において市民とともに施設の運営を協議しながら施設を育てていく。このことは中心市街地への集客と回遊性向上に寄与する事業である。</p>		
<p><u>事業名</u>71 福島駅前広場情報板運営事業</p> <p><u>内容</u> 情報発信</p> <p><u>実施期間</u> 令和2年度～</p>	福島市	<p>大型マルチビジョンとデジタルサイネージを活用し、国内外からの観光客をターゲットに観光・イベント情報等を発信し、中心市街地の活性化と回遊性の向上を図る。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

現状分析

中心市街地には、対象学区である中学校はないが、福島市立第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、清明小学校、福島大学附属小学校、学校法人松韻学園福島高等学校、福島県立福島高等学校、橘高等学校、桜の聖母短期大学、福島学院大学駅前キャンパス、福島看護専門学校、福島県立盲学校、聾学校等があり、教育施設は充実している。

文化施設は、福島市民会館、福島市立図書館、福島市公会堂、中央学習センター、こむこむ館、花の写真館、コラッセふくしま、市民ギャラリー、御倉邸、男女共同参画センター等が立地している。

中心市街地内では、福島県立医大附属病院及び済生会福島総合病院が郊外へ移転し、現在、総合病院は大原総合病院と福島赤十字病院しかなくどちらも老朽化している。他に、外科、内科、歯科、産婦人科等の医院がある。

福島市保健福祉センター、福島県中央児童相談所、福島市青少年センター等があるが、高齢者社会福祉施設の立地は少ない。

前計画に位置付けた曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業と仲間町地区暮らし・にぎわい再生事業が完了し、新たな集客施設や市民サービス機能の向上に寄与した。

事業の必要性

高齢者の居住環境向上を図るために高齢者向け住宅とセットになった医療施設を充実させ、高齢者が安心して暮らせる環境整備を図る必要がある。

既存の医療施設については、老朽化に伴う建替え時に中心市街地内への整備を誘導、誘致に取り組み、支援を検討する。

また、福島体育館の老朽化や福島赤十字病院の老朽化と東日本大震災による被災など、広域的に機能すべき主要施設の建替え整備が求められる。

そのため、上町地区暮らし・にぎわい再生事業や八島町地区暮らし・にぎわい再生事業による高次医療施設の整備を図る。

更に、早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業や五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業、霞町地区暮らし・にぎわい再生事業の推進を図り、多様な市民サービス施設の立地強化により、集客拠点の整備と人が暮らし交流できる生活環境の向上を推進する。

フォローアップ


年に一回、基本計画で位置付けた取組の進捗状況についての調査を行い、目標指標への到達状況を把握しながら、必要に応じて適切な措置を講ずる。

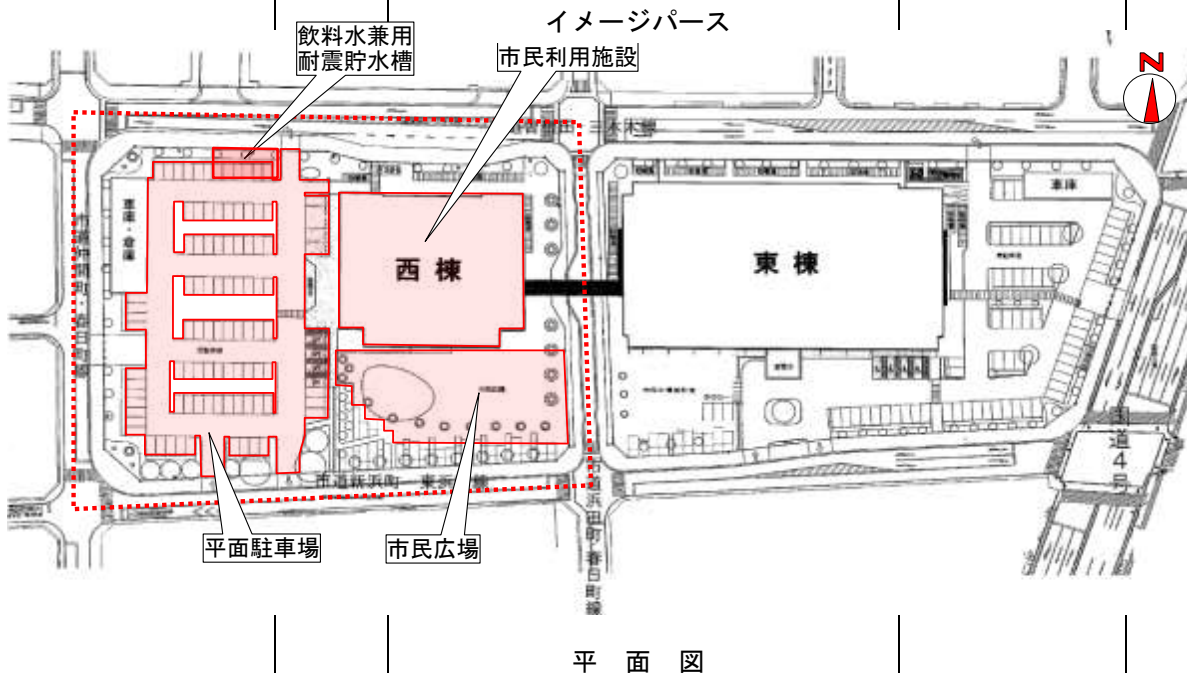
[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

- ・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 14 五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業</p> <p>内容 市役所新庁舎西棟内に市民が利用できる多目的ホール及び託児スペースを設ける 西棟RC地上6階建多目的ホール、託児スペース</p> <p>実施時期 平成22年度～令和6年度</p>	<p>福島市</p>	<p>市役所庁舎は建設から50年以上が経ち、老朽化していることから、市民利用施設等懇談会を始め、地域の方々とまちづくりの視点で広く意見を聞き、「まちづくりの重要な核」のひとつとして、新庁舎の建設を進めてきた。新庁舎西棟の1階には交流の場となる会議室やホール、託児スペースを整備し、賑わいの創出に寄与する事業である。</p>  <p>イメージパース</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（五老内町地区））</p> <p>実施時期 平成22年度～令和2年度</p>	



<p>事業名 15 早稲町地区 暮らし・にぎわい 再生事業</p> <p>内容 クリニック、透析センター、有料老人ホーム、分譲住宅、店舗、立体駐車場の複合施設整備 RC造、 地上14階建 分譲住宅 45戸 有料老人ホーム 46戸</p> <p>実施時期 平成22年度～ 平成29年度</p>	<p>(株) グリーンアカデミー 医療法人社団 敬愛会</p>	<p>当地区は中心部の南側に位置し、県庁・こむこむ館などと近接し、一番丁商店街として小売店や飲食店が立ち並んでいる。</p> <p>また、古くから住宅がある一方、近年はマンションが多く建設されるなど世帯数の多い地域であるが、住民の高齢化や老朽化した店舗併用住宅があり、空き家・空き店舗または解体され駐車場になるなど低未利用地の増加がみられる。</p> <p>本事業により、中心市街地での医療や福祉の充実を図るとともに、雇用の創出・高齢者に対する居住環境の向上につながり、賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備 総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業 (早稲町地区))</p> <p>実施時期 平成22年度～ 平成29年度</p>	 <p>イメージパース</p>
<p>事業名 16 上町地区 暮らし・にぎわい 再生事業</p> <p>内容 立体駐車場、供給処理施設、外構整備 S造、免震構造 地上10階建 病床数 353床</p> <p>実施時期 平成24年度～ 令和元年度</p>	<p>(一財) 大原記念財団</p>	<p>当地区は周辺に福島県庁や福島警察署などの公共施設を始め、銀行や小売店が立ち並ぶ商業地域となっているが、商業施設や病院、バスターミナル等の移転により、空き店舗・低未利用地が増加しており商店街の衰退化がみられる。</p> <p>また、大原総合病院は、中心市街地内にある総合病院として地域医療を支えているが、老朽化に加え東日本大震災により被災を受け、早急な建替えが必要な状況となっており、先進医療を導入した拠点病院として期待されている。</p> <p>本事業は、中心市街地内での新築移転により医療の充実や交流人口の増加など、都市機能の基盤強化を図り、まちなか居住環境の促進と賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備 総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業 (上町地区))</p> <p>実施時期 平成24年度～ 平成30年度</p>	 <p>イメージパース</p>

<p>事業名 17 霞町地区 暮らし・にぎわい 再生事業 内容 福島体育館複合施設 の整備 実施時期 平成27年度～ 平成30年度</p>	<p>福島市</p>	<p>福島体育館は、昭和39年建築で築50年と施設全体の老朽化が進み、また、東日本大震災の被害により、施設の一部で利用制限が生じ利用者への影響が出ていることから、利用者の健康増進及びスポーツを通じての地域のコミュニケーションの場として建替え整備を行う。建替えにあたっては、交流の場となる多目的スペース等を整備し、交流人口の増加による賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備 総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業 (霞町地区)) 実施時期 平成27年度～ 平成30年度</p>	
<p>事業名 18 八島町地区暮らし・にぎわい再生事業 内容 医療施設の整備 S造、免震構造 地上7階建 病床数 296床 実施時期 平成29年度～ 平成30年度</p>	<p>福島 赤十字 病院</p>	<p>当地区は周辺に音楽堂や福島競馬場などの公共施設を始め、高校や小学校といった教育施設、また住宅や個人商店が混在している居住地域となっている。計画地の一部は露天駐車場として利用されているが、低未利用地である。また、福島赤十字病院は、県北地域の救急医療施設として、地域医療を支えているが、老朽化に加え東日本大震災により被災を受け、早急な建替えが必要な状況となっており、先進医療を導入した拠点病院として期待されている。</p> <p>本事業は、中心市街地内での新築移転により医療の充実や交流人口の増加など、都市機能の基盤強化により医療の充実や交流人口の増加など、都市機能の基盤強化を図り、まちなか居住環境の促進と賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備 総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業 (八島町地区)) 実施時期 平成29年度～ 平成30年度</p>	
<p>事業名 22 福島体育館整備事業</p>	<p>福島市</p>	<p>福島体育館は、昭和39年建築で築50年と施設全体の老朽化が進んでいる。また、東日本大震災の被害により、施設の一部で利用制限</p>	<p>支援措置 中心市街地再 活性化特別対 策事業</p>	

<p><u>内容</u> 福島体育館の整備</p> <p><u>実施時期</u> 平成27年度～ 平成30年度</p>	<p>が生じ利用者への影響が出ている。利用者の健康増進及びスポーツを通じての地域のコミュニケーションの場として建替え整備することで、交流人口の増加による賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	<p><u>実施時期</u> 平成29年度～ 平成30年度</p>
---	---	---

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 19 上町地区都市機能立地支援事業</p> <p>内容 医療施設の整備 S造、免震構造 地上10階建 病床数 353床</p> <p>実施時期 平成27年度～ 平成29年度</p>	<p>(一財) 大原記念財団</p>	<p>中心市街地にある総合病院を拠点となるエリアに新築移転し、医療サービスを持続することで、中心市街地の活力の維持・増進（都市再生）、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。</p> <p>本事業を実施するにあたり経過措置が設けられており、平成30年度末までに立地適正化計画を策定する必要がある。</p> <p>新病院への来院者の増加が見込まれ、JR福島駅から上町方面への人の流れの増加により東西の都市軸の形成が期待できるとともに、県庁通り周辺や中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 都市機能立地支援事業(上町地区)</p> <p>実施時期 平成27年度～ 平成29年度</p>	
<p>事業名 59 栄町地区都市再構築型優良建築物等整備事業</p> <p>内容 教育施設の整備 地上8階、地下1階建 オープンスペースの整備</p> <p>実施時期 平成28年度～ 令和2年度</p>	<p>福島県 福島市</p>	<p>当地区はJR福島駅から国道13号線を結ぶ福島市の玄関口となる福島駅前通りの隣接地であり、中心市街地における重要な役割を担う都市福利施設として期待されている。</p> <p>本事業は、中心市街地内に福島県立医科大学保健科学部を誘致し、学生等の若者を中心とした交流人口の増加、回遊性の向上等により賑わいの創出を図る。また、建築物周囲を市民交流の場として環境整備を図り、交流拠点を創出する交流人口の増加等と賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金 (優良建築物等整備事業(栄町地区))</p> <p>実施時期 平成29年度～ 令和2年度</p>	


(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 20 文化交流施設整備事業(福島市写真美術館)</p> <p>内容 福島市写真美術館の復旧整備</p> <p>実施時期 平成27年度～令和3年度</p>	<p>福島市</p>	<p>東日本大震災で被災した「福島市写真美術館」の既存建物の復旧を行う。</p> <p>なお、文化交流施設として再生することで、集客拠点づくりによる魅力の向上と中心市街地内の回遊性向上に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 公立社会教育施設災害復旧費補助金</p> <p>実施時期 平成27年度～令和2年度</p>	
<p>事業名 21 「こむこむ館」運営事業</p> <p>内容 こむこむ館学習、プラネタリウム、イベントワークショップ、地域連携事業等の開催</p> <p>実施時期 平成17年度～</p>	<p>福島市</p>	<p>都心南地区に位置し、「子どもの夢」を基本テーマとして市民参加型のプログラム展開による多様な世代の交流拠点であり、中心市街地の賑わいを創出する拠点施設として、隣接するNHK福島放送局と一体的な整備を行い平成17年7月にオープンした。</p> <p>多くの利用者により、中心市街地の賑わいの創出に寄与している。年間を通したイベント等を充実させ、交流の場を提供し更なる賑わいの創出に寄与する事業である。</p> <div data-bbox="577 1503 1043 1812" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="735 1821 868 1850">こむこむ館</p>	<p>支援措置 電源立地地域対策交付金</p> <p>実施時期 平成17年度～</p>	

<p>事業名 22 福島体育館整備事業（再掲）</p> <p>内容 福島体育館の整備</p> <p>実施時期 平成27年度～ 平成30年度</p>	<p>福島市</p>	<p>福島体育館は、昭和39年建築で築50年と施設全体の老朽化が進んでいる。また、東日本大震災の被害により、施設の一部で利用制限が生じ利用者への影響が出ている。利用者の健康増進及びスポーツを通じての地域のコミュニケーションの場として建替え整備することで、交流人口の増加による賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 学校施設環境改善交付金 中心市街地再活性化特別対策事業</p> <p>実施時期 平成27年度～ 平成30年度</p>	
---	------------	--	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

<p>事業名、内容及び実施時期</p>	<p>実施主体</p>	<p>目標達成のための位置付け及び必要性</p>	<p>国以外の支援措置の内容及び実施時期</p>	<p>その他の事項</p>
<p>事業名 23 駅前通り地区再開発の検討</p> <p>内容 再開発事業計画の検討</p> <p>実施時期 平成27年度～ 平成30年度</p>	<p>福島市</p>	<p>駅周辺の活性化に寄与する複合施設の整備を行い、中心市街地での回遊性の向上や集客の拠点となる重要な位置にあることから、駅前通りリニューアル検討委員会と調整を行い、歩行者通行量の増加や駅前の賑わいを図ることを目的とするものである。</p> <p>福島駅前通り地区再開発準備組合において、再開発事業計画の検討を行う。</p>		

<p>事業名 24 駅周辺賑わい交流 施設整備検討会 設置 <u>内容</u> <u>実施時期</u> 平成27年度～ 令和元年度</p>	<p>福島市</p>	<p>福島駅及びその東西の地区計画区域を中心としたエリアを対象として、官民連携の観点を踏まえた都市機能の整理や都市施設の配置方針、施設関連の検討と並行した公共サービスの提供と民間の事業機会の創出などについて、行政（国、県の関係機関）、東日本旅客鉄道(株)、福島商工会議所等が設置を予定している協議会と連携し検討を行う。</p>	
<p>事業名 25 児童公園周辺整備 事業 <u>内容</u> 駐車場整備、トイレ 整備、管理棟整備等 <u>実施時期</u> 平成27年度～ 令和元年度</p>	<p>福島市</p>	<p>福島市児童公園は、中心部から東側に位置し、市役所や福島競馬場等と近接している。しかし、開園から50年余が経過し、老朽化に伴う遊具の安全性、駐車・駐輪スペースの不備など問題があり、整備検討委員会において再整備検討を行った。市民の憩いの場所として親しまれているため、既存公園について、隣接する旧児童文化センター跡地やせんだん公園と一体的に再整備し、回遊拠点とすると共に、来街者の増加や賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	 <p>イメージパース</p>

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

現状分析

借上市営住宅の施策や民間マンションの供給等により、中心市街地の居住人口は微増と増えてきたが、近年の人口動態・民間マンションの供給減等から、今後は人口減少が考えられるため、これからの少子高齢社会にも対応した居住環境の整備により人口の増加を図る必要がある。

市域全域を対象にしたアンケート調査によると、都心居住に興味や関心があるのが全体のほぼ1/3にのぼり、幅広い年代層から中心市街地における公益施設の充実度や公共交通機関利用の利便性、生活空間としての快適性や立地性で評価を得ている。

また、歩いて暮らせるまちづくり福島地区社会実験におけるアンケート調査でも、住んでみたい25.7%、どちらかといえば住んでみたい13.3%と、両者合わせて39%が街なか居住を志向している。

一方、平成23年及び24年には、東日本大震災に起因する居住人口の大幅な流出が生じたが、平成25年には人口の社会動態が増加に転じ、人口動態は落ち着きつつある。

事業の必要性

中心市街地は、道路や下水道などの都市基盤施設が充実していることから、将来的な市の財政状況の厳しさを踏まえると、中心市街地内に定住人口を更に誘導することが、社会資本ストック活用の観点からも財政的負担を軽減させることにつながる。

このため、これらの現状を踏まえた都心居住の推進・居住環境の向上に関する事業として、前計画から継続して実施している早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業に引き続き取り組む。

一方、中心市街地に残存する低未利用地については、(株)福島まちづくりセンターなどと連携し、土地の有効活用へ向けての地権者意向の調整などを行い、街なか居住の種地としての事業化誘発に努める。

フォローアップ

年に一回、基本計画で位置付けた取組の進捗状況についての調査を行い、目標指標への到達状況を把握しながら、必要に応じて適切な措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><u>事業名</u> 60 太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業</p> <p><u>内容</u> 店舗、飲食店、賃貸住宅 19戸 地上5階建</p> <p><u>実施時期</u> 平成30年度～令和元年度</p>	(有)アスク	<p>当地区は中心部の西側に位置し、福島駅西口と近接し、太田町商店街として小売店や飲食店が立ち並んでいる。</p> <p>また、古くから住宅がある一方、近年はマンションが多く建設されるなど世帯数の多い地域であるが、住民の高齢化や老朽化した店舗併用住宅があり、空き家・空き店舗が解体され駐車場になるなど低未利用地の増加がみられる。</p> <p>本事業により、中心市街地での居住環境の向上につながり、賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	<p><u>支援措置</u> 中心市街地共同住宅供給事業</p> <p><u>実施時期</u> 平成30年度～令和元年度</p>	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><u>事業名</u> 再掲 早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業【再掲】</p> <p><u>内容</u> クリニック、透析センター、有料老人ホーム、分譲住宅、店舗、立体駐車場の複合施設整備 RC造、地上14階建 分譲住宅 45戸 有料老人ホーム 46戸</p>	(株)グリーンアカデミー 医療法人社団敬愛会	<p>当地区は中心部の南側に位置し、県庁・こむこむ館などと近接し、一番丁商店街として小売店や飲食店が立ち並んでいる。</p> <p>また、古くから住宅がある一方、近年はマンションが多く建設されるなど世帯数の多い地域であるが、住民の高齢化や老朽化した店舗併用住宅があり、空き家・空き店舗または解体され駐車場になるなど低未利用地の増加がみられる。</p> <p>本事業により、中心市街地での医療や福祉の充実を図るとともに、雇用の創出・高齢者に対する</p>	<p><u>支援措置</u> 社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業(早稲町地区))</p> <p><u>実施時期</u> 平成22年度～平成29年度</p>	

実施時期 平成22年度～ 平成29年度		居住環境の向上につながり、賑わいの創出に寄与する事業である。		
---------------------------	--	--------------------------------	--	--

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 65 新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業 <u>内容</u> 分譲住宅（3LDK、87戸）、クリニック、立体駐車場 RC造、地上19階建 <u>実施時期</u> 令和元年度～ 令和3年度	新浜町地区再開発ビル建設協議会	当該計画地はJR福島駅より北東に約1.1kmの戸建て住宅やマンション、アパートが混在する住宅街に位置しており、周辺には市役所、市立図書館、学校など公共施設が多い地域である。人口減少や高齢化による衰退を背景に店舗の減少や空き地増加が課題となっている。 本事業は、バリアフリーの分譲マンション及び都市福利施設を整備することにより、中心市街地の住環境の向上に大きく寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 社会資本整備総合交付金（優良再開発型優良建築物等整備事業 共同化タイプ（新浜町地区）） <u>実施時期</u> 令和元年度～ 令和2年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 26 家賃助成事業 <u>内容</u> 家賃に対する助成制度等の導入 <u>実施時期</u> 平成26年度～	福島市	地域優良賃貸住宅制度や優良建築物等整備事業の導入、既存民間賃貸住宅の活用、居住施設と業務施設の複合化により、若者、中堅所得層から高齢者に至る多様な年代の人々の街なかへの居住を促進する。特に高齢者に対する地域優良賃貸住宅（高齢者型）の助成による民間事業促進や家賃助成制度等により、街なか居住人口の増加に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）公的賃貸住宅家賃低廉化事業 <u>実施時期</u> 平成26年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 27 借上市営住宅供給促進事業 内容 借上げ市営住宅の提供 実施時期 平成14年度～</p>	<p>福島市</p>	<p>利便性の高い街なかでの生活の場を確保し、若者から高齢者に至る多くの人が住い、住み続けることができる「まちづくり」の一環として、土地所有者等が中心市街地に建設した賃貸住宅を市営住宅として借上げることにより、定住人口の確保と賑わいに寄与する事業である。 今後は、民間活力を導入した住宅供給手法なども検討する。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

現状分析

中心市街地では、商業者・商店数ともに減少傾向が進み、市域全域の年間商品販売額に占める中心市街地の割合は、平成16年の22.9%から平成24年の16.1%と大幅に落ち込んでいる。

消費購買動向調査結果（平成21年度）によると、福島市の商圈は近隣の13市町に及び、商圈人口は約35万2千人（10品目の平均）で前回調査に比べて4%減少しているものの、近隣市町の商業中心地である。購買品目では「背広・スーツ」や「家電製品」、「靴・バッグ」が多く、「食料品」や「日用品」などは少ない。

中心市街地内（主だった6地区）における空き店舗数は、平成26年現在で77店舗あり、平成18年に比べて減少となっているが、実態は商業施設以外（廃業による空き地化、駐車場化、マンション建設等）への土地利用転換が進むなど、商業活動が停滞しているものと考えられる。これは店舗自体の老朽化と再投資に対する低いポテンシャルの要因が考えられる。

中心市街地内の一部のアーケードは老朽化し、来街者や観光客に暗いイメージを抱かせ、中心市街地の印象に悪影響を与えている。

アンケート調査による中心市街地への主な要望には、空き地・空き店舗対策、商業業種や品揃えの多様化、魅力ある店舗の誘致などのほか、街並み・景観のイメージアップ、散策環境や情報提供などがあり、多岐にわたっている。

中心市街地内では、祭りやイベントが開催されているが、毎週又は毎月などの通年ものは少ない。

中心市街地内には、時間貸駐車場が多数設けられており、そのうち54箇所が共通駐車サービス券システム加盟店駐車場（加盟店272店）として、自家用車利用来街の利便性と買物行動の誘発を目指した取り組みを行っている。

前計画に基づき、空きビル等を新たな集客施設として再整備した曾根田ショッピングセンター整備事業（MAXふくしま）、老舗飲食店街の老朽化に伴う再生整備によるテナントミックス店舗などを事業化した仲見世整備事業などを実施するとともに、幅広い活性化ソフト事業を展開している。

事業の必要性

これらの現状を踏まえた商業の活性化に関する事業の必要性は、以下の様になる。

県都の表玄関口に位置する福島駅前通りについては、アーケードの老朽化により安全面の問題や来街者・観光客に暗いイメージを抱かせている。歩行者最優先の“笑顔と賑わい”を育むシンボルストリートを目指し、快適・安全でゆとりある人に優しい歩行環境の形成と、沿道店舗等と道路空間が一体となって賑わいの創出を目指した福島駅前通りリニューアル整備事業の実施が求められる。その事業実施により、魅力的な景観の形成を図ることで、駅

から降り立った観光客や来街歩行者に対し好印象を抱かせ、まちなか回遊の誘発に貢献することが期待される。

駅前立地の百貨店の建物改修・修景整備などを行い、広域集客拠点としての機能強化を目指した栄町地区商業施設整備事業の実施が求められる。

中心市街地の空き店舗を活用して出店する経営者に対して、家賃等の補助や経営指導等の支援とともに、創業応援利子補給事業を創設し、新規創業者への支援・担い手育成を行い、商店街の活性化と中心市街地の賑わいの創出への対応が求められる。

ふくしまウェルカムチケット事業により、大規模な飲食店が無い中心市街地において、点在する飲食店をひとつの飲食施設と捉えて、ＪＲ東日本の格安切符とタイアップしてセットで優待食事券を発行し、消費拡大と賑わいの創出に寄与することが期待される。

また、街なか観光の創出及び文化・集客施設との連携事業の継続的な事業実施を図り、独自の商品開発等を推進し中心部の魅力向上を図るとともに、域外観光地に訪れる観光客等を中心部に誘導させる取組を実施し、集客力を向上させ商店街等の活性化が求められる。

その他、中心市街地の賑わい創出のためのイベント事業や既存集客施設の魅力づくりを目指した施設運営の適正化など、継続的な事業展開による魅力と活力の強化に努める必要がある。

フォローアップ

年に一回、基本計画で位置付けた取組の進捗状況についての調査を行い、目標指標への到達状況を把握しながら、必要に応じて適切な措置を講ずる。



福島駅東口駅前通り



[2] 具体的事業等の内容



(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

- ・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 28 福島駅前通りリニューアル整備事業</p> <p>内容 アーケード撤去 ファサード整備 整備区間L=265m</p> <p>実施時期 平成27年度～ 平成28年度</p>	<p>福島駅前通り商店街振興組合</p> <p>福島駅前通りリニューアル推進会</p> <p>民間事業者</p> <p>福島市</p>	<p>駅前通りでは、アーケードの老朽化により安全面の問題や来街者・観光客に暗いイメージを抱かせている。歩行者最優先の“笑顔と賑わい”を育むシンボルストリートを目指し、快適・安全でゆとりある人に優しい歩行環境の形成と、沿道店舗等と道路空間が一体となって賑わいの創出を目指していく。</p>  <p>イメージパース</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区(第2期))と一体の効果促進事業)</p> <p>実施時期 平成27年度～ 平成28年度</p>	
<p>事業名 29 中心市街地イルミネーション事業</p> <p>内容 福島駅東口駅前広場周辺及びパセオ470でイルミネーションを実施</p> <p>実施時期 平成20年度～</p>	<p>光のしずく事業実行委員会</p>	<p>福島駅東口駅前広場周辺において、パセオ470イルミネーションと連携し、回遊性向上を図る。</p> <p>パセオ470のイルミネーションは「光のしずく事業」として位置付け、平成19年度から規模を拡大し、通り全体の街路樹に約20万個の電球を取付け幻想的な空間を創出している。</p> <p>来街者の増加並びに賑わいの創出・商業の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 平成21年12月～令和3年1月</p>  <p>福島駅東口のイルミネーション</p>	<p>区域内</p>

<p>事業名 30 ふくしま山車祭り・わらじまつり 開催事業 内容 中心市街地において市内各地区の山車を集結させるイベントとわらじまつりの実施 実施時期 ① 平成19年度～ ② 昭和45年度～</p>	<p>①ふくしま山車祭り実行委員会 ②福島のみつり運営委員会</p>	<p>① ふくしま山車祭り 市内各地の伝統あるお祭りの山車38台が駅前に一同に集結して練り歩く勇壮な祭りとして、地域文化の継承とインバウンドを含めた交流人口の拡大を図り、賑わいの創出に寄与する事業である。 ②わらじまつり 江戸時代から300余年の伝統を有する「信夫三山暁まいり」に由来する伝統ある福島の祭りである。長さ12m重さ2tの日本一の大わらじを約100人の担ぎ手が勇壮に会場を練り歩く。また、令和元年には、福島市出身の音楽家である大友良英氏の総合プロデュースにり、「わらじおどり」をリニューアルした。フィナーレでは、踊りの飛び入り参加を実施し、踊り手と観客の一体感、高揚感を高める取り組みを行っている。 さらに、近年は首都圏におけるイベントへ参加するなど、県外での認知も広まり、観光客の増加や交流人口の拡大を図り、賑わい創出に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 平成21年8月～ 令和2年8月</p>  <p>山車フェスティバル</p>  <p>わらじまつり</p>	<p>区域内</p>
<p>事業名 31 ふくしま花のまち推進事業 内容 春の花見シーズンに観光客を中心市街地に誘導するイ</p>	<p>① 福島商工会議所</p>	<p>①ふくしま花のまちフェスティバル 福島市の春の観光名所である「花見山」には、毎年4月の1ヶ月間で全国から25万人を越える観光客が来福しており、その大半は花見山観光のみで帰ってい</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 平成21年4月～ 令和2年5月</p>	<p>区域内</p>

<p>ベント等の実施 実施時期</p>		<p>る状況にある。これらの観光客を 中心市街地へ誘導するため、 企業、商店街、各種団体などの 関係機関が一体となり、花をテ ーマとしたイベントを展開し、 中心市街地の交流人口の拡大を 図るとともに、賑わいの創出に も寄与する事業である。</p>	
<p>①平成15年度～</p>			<p>福島駅東口花時計</p>
<p>②平成19年度～</p>	<p>② 福島市 福島交 通(株)</p>	<p>②まちなか周遊バス運行事業 「花見山」には、毎年4月の1ヶ月 間で全国から25万人を越える観 光客が来福していることから、福 島駅を発着所とし中心市街地の 観光施設を取り込んだコースと することで、更なる観光情報の発 信と賑わいの創出を図り、活性化 に寄与する事業である。</p>	 <p>ももりん号</p>
<p>③平成19年度～</p>	<p>③ 福島市 福島市 商店街 組合</p>	<p>③フラワーバスケット事業 JR福島駅東口・西口駅前広 場・福島駅前通りなど中心市街 地の各通りの街路灯やアーケー ドの支柱等に市と地元団体が協 力して花かごやプランターを設 置し、来街者や観光客に「花の まちふくしま」をPRする。通 りの魅力向上により、来街者の 増加や回遊性の向上に寄与する 事業である。</p>	 <p>フラワーバスケット</p>
<p>④平成20年度～</p>	<p>④ 福島商 工会議 所 JR東日 本</p>	<p>④ふくしまウェルカムチケット 事業 大規模な飲食店が無い中心市 街地において、点在する飲食店 をひとつの飲食施設と捉えて、 JR東日本の東京ー福島、仙台 ー福島間の格安切符とタイアッ プしてセットで優待食事券（額 面1,000円）を発行し、消費拡大</p>	

<p>⑤令和元年度～</p>	<p>⑤ 福島市</p>	<p>と賑わいの創出に寄与する事業である。</p> <p>⑤街なか商業誘客事業 「花見山」には、毎年4月の1ヶ月間で全国から25万人を越える観光客が来福していることから、「花見山」をはじめとする花観光スポットを訪れた観光客に、中心市街地や市内小売店等のPRをすることで市内観光の推進を図り、中心市街地への来街者の増加と活性化に寄与する事業である。</p>		
<p><u>事業名</u> 33 街なかにぎわい創出事業 <u>内容</u> 「チェンバおおまち」におけるチャレンジショップ出店者への経営指導及び街なかへの出店誘導、年3回のイベント開催 <u>実施時期</u> 平成16年度～</p>	<p>(株)福島 まちづくりセンター</p>	<p>中心市街地の交流・情報拠点として「チェンバおおまち」を位置づけ、チャレンジショップ出店者への経営指導及び中心市街地への出店誘導、年3回のイベント開催により中心市街地の賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	<p><u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 平成21年4月～ 令和3年3月</p>	<p>区域内</p>
<p><u>事業名</u> 34 まちなか店舗経営力向上支援事業 <u>内容</u> 新規創業者などのまちなかの店舗に対する経営指導 <u>実施時期</u> 平成18年度～</p>	<p>福島市</p>	<p>中心市街地の新規創業者などの商業店舗に経営指導を実施することで、創業者が中心市街地へ出店しやすい環境を整備し、賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	<p><u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 平成21年4月～ 令和3年3月</p>	<p>区域内</p>



チェンバおおまち

<p>事業名 35 創業応援利子補給事業</p> <p>内容 融資利子への補助</p> <p>実施時期 平成27年度～</p>	<p>福島市</p>	<p>国の政策に併せ新規創業者を3倍に増やすことで、中心市街地への魅力ある店舗の進出を増進させ、賑わいの創出を図る事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 平成27年4月～ 令和3年3月</p>	<p>区域内</p>
<p>事業名 45 商店街空き店舗対策事業</p> <p>内容 空き店舗への出店者への家賃補助</p> <p>実施時期 平成12年度～</p>	<p>(株)福島 まちづくりセンター</p>	<p>商店街にある空き店舗に出店を希望する商業者に対し、家賃補助を行い、出店しやすい環境の整備を行うとともに、空き店舗の減少と商店街の賑わいに寄与する事業である</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 平成21年4月～ 令和3年3月</p>	<p>区域内</p>
<p>事業名 50 中心市街地活性化イベント開催事業</p> <p>内容 中心市街地内の回遊性向上を図るイベント等の実施</p> <p>実施時期 ①平成23年度～ ②平成25年度～</p>	<p>① 福コン実行委員会</p> <p>② 福島駅前元気プロジェクト委</p>	<p>①福コン開催事業 中心市街地の飲食店を会場に、新しい出会いを見つける合コン、いわゆる街コンであり、賑わいの創出に寄与し中心市街地の活性化を図る事業である。</p> <p>②福島駅前元気プロジェクト開催事業 福島の人々の「笑顔」「活気」で地元を元気にする”をスローガンとして、四季に合わせた中心市街地のイベントを年4回開催することで、賑わいの創出に</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 平成31年4月～ 令和3年2月</p>	<p>区域内</p>

<p>③平成26年度～</p> <p>④平成26年度～</p> <p>⑤令和2年度～</p>	<p>員会</p> <p>③ 福島市商店街連合会</p> <p>④ 福島市商店街連合会</p> <p>⑤ ふくしま情熱通り実行委員会</p>	<p>寄与し中心市街地の活性化を図る事業である。</p> <p>③ふくしま逸品アカデミー開催事業 街なかの店主が中心となり、拘りの商品・おススメの商品を“逸品”と定め、百貨店やコンビニにはない本当の意味での専門店を目指したイベントであり、中心市街地商店街利用客への訴求力を高める事業である。</p> <p>④ハロウィンふくしま開催事業 「秋の収穫を祝い、悪霊を追い出す祭り」を原発風評に苦しむ福島市で開催し、祭りの主役であり、今後の地域コミュニティの柱でもある子供達にハロウィン装飾で雰囲気演出する商店街は「楽しい」といった来街契機となるイメージ醸成を図る事業である。</p> <p>⑤ふくしま情熱通り運営事業 駅前通り周辺のエリア一帯を「ふくしま情熱通り」と名付け、月1回定期的に歩行者天国を実施。青空市場等のイベントや市民ワークショップ、地元企業のPR等を通じて、市内外の人と人の交流・つながりを創出する。</p>		
<p>事業名 66 商業者等売上増加・販路拡大支援事業 内容 売上増加を図る取組への補助</p>	<p>福島市</p>	<p>商業者の売上増加や販路拡大への取組に係る経費を補助することで、中心市街地の魅力的な店舗を増やし、来街者の増加や回遊性の向上に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 平成30年4月～ 令和3年3月</p>	<p>区域内外</p>

<p><u>実施時期</u> 平成30年度～</p>				
<p><u>事業名</u> 73 震災復興パネル展 開催事業 <u>内容</u> 中心市街地における震災復興パネル展及びイベントの開催 <u>実施時期</u> 令和2年度</p>	<p>福島市</p>	<p>令和2年度は、東日本大震災から10年目という節目を迎えることから、震災の記憶や復興の軌跡、新たなまちづくりの方向性を国内外に発信するとともに、これまでの支援に対する感謝を伝えることを目的に、震災復興パネル展及び関連イベントを中心市街地（駅周辺の公共施設など）で開催する。</p> <p>県外の方にも何度も足を運んでいただけるように2～3ヶ月程度で会場及び展示内容を変更し、インバウンドの観点も踏まえた展示内容とするため、説明文についても英語等多言語化にも対応する。</p> <p>さらに、パネル展開催会場は古関裕而メロディバスの運行路線上に設定することで多くの方にパネル展に足を運んで頂けることに繋がることになり、本来の目的の達成や古関裕而メロディバスとまちなかイベント等の相乗効果を図り、中心市街地への来訪者の増加、賑わい創出、商業の活性化にも寄与する事業である。</p>	<p><u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和2年7月～ 令和3年3月</p>	<p>区域内</p>
<p><u>事業名</u> 74 「若手事業者対象」街なか空き店舗リノベーション支援事業 <u>内容</u> 中心市街地の空き店舗に出店する「若手事業者」へのリノベーション</p>	<p>福島市</p>	<p>中心市街地の空き店舗に出店する方へのリノベーション費用の補助により、中心市街地の商店街における空き店舗の解消とリノベーションによる建物価値の向上につなげるとともに、「若手事業者」を対象とすることで、街づくりの中心となる人材を確保していく事業である。</p>	<p><u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和2年4月～ 令和3年3月</p>	<p>区域内</p>

<p>費用の補助 実施時期 令和2年度～</p>				
<p>事業名 75 古関裕而を活かしたまちづくり事業</p> <p><u>内容</u> ③街なか等古関裕而誘客事業 ・チラシ配布（情報誌とタイアップ） ・スタンプラリー</p> <p><u>実施時期</u> 令和2年度～</p> <p>④「古関裕而のまち・ふくしま」まちなか回遊事業</p> <p><u>内容</u> ・商店街各店舗の装飾 ・資料展示、商品販売 ・ロケ地紹介等</p>	<p>福島市</p>	<p>古関裕而氏をモデルとしたNHK朝ドラ「エール」の放映を契機として、氏を活かしたまちづくり事業を展開することで賑わいの創出の向上を図る事業である。</p> <p>③古関裕而氏を中心とした観光コンテンツの創出により中心市街地や市内小売店等のPRをすることで市内商業の振興を図るとともに、花観光スタンプラリーを活用した取組みの連携を図ることで、中心市街地への来街者の増加と活性化に寄与する事業である。</p> <p>④古関裕而ストリートの周辺に回遊の拠点となる「(仮称)古関裕而まちなか交流館」を設置し、周辺商店街において、統一装飾、展示を行うことでまち全体を盛り上げ、来街者の回遊を促進し中心市街地の活性化を図る。</p>	<p><u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和2年4月～ 令和3年3月</p>	<p>区域内</p>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名37</u> 栄町地区商業施設整備事業 <u>内容</u> 福島駅前地区の賑わいの創出と安全安心なまちづくりのための調査及び施設整備 <u>実施時期</u> 平成27年度	(株)中合	(株)中合はJR福島駅前に位置する中心市街地の中でも最も中核的な店舗であり、中心市街地の百貨店として地域経済をけん引する重要な役割を担っている。 中心市街地では相次ぐ大型店の閉店等をきっかけに魅力の低下が進んでいることから、集客力の強化を通じた活性化が求められており、消費者ニーズに対応し且つ周辺商店街等の地域経済が便益を享受できる商業施設の整備を行うことで、福島のシンボルストリートの形成と商業活性化に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地再興戦略事業費補助金（調査事業） <u>実施時期</u> 平成27年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 再掲 福島駅前通りリニューアル整備事業 <u>内容</u> アーケード撤去 ファサード整備 整備区間L=265m <u>実施時期</u> 平成27年度～ 平成30年度	福島駅前通り商店街振興組合 福島駅前通りリニューアル推進会 民間事業者 福島市	駅前通りでは、アーケードの老朽化により安全面の問題や来街者・観光客に暗いイメージを抱かせている。歩行者最優先の“笑顔と賑わい”を育むシンボルストリートを目指し、快適・安全でゆとりある人に優しい歩行環境の形成と、沿道店舗等と道路空間が一体となって賑わいの創出を目指していく。	<u>支援措置</u> 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業（栄町地区）） <u>実施時期</u> 平成29年度～ 平成30年度	







イメージパース



<p>事業名 72 福島の食を買って・食べて・楽しむ 太田町マルシェストリート事業 内容 インバウンドを見据えたマルシェ事業 実施時期 令和元年度</p>	<p>福島市 太田町 商店街 株式会社 追分</p>	<p>地域資源でもある果物などを買える、味わえるマルシェとして生産者と商店街が連携した取り組みを行うことで国内外から観光客の集客を図り、商店街の活性化、賑わい創出を支援する。</p>	<p>支援措置 商店街活性化・観光消費創出事業 実施時期 令和元年度</p>	
---	--	---	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 38 商店街「朝市」 開催事業 内容 中心市街地における朝市の開催 実施時期 平成20年度～</p>	<p>福島市の商業再発見実行委員会</p>	<p>平成19年度に実施した「歩いて暮らせるまちづくり社会実験」において、中心市街地での買回品の販売を「朝市」形式で実施したところ、多くの買物客が訪れ好評であった。商店街専門店の逸品や目玉商品販売を定例的な催しとし各店舗のPRによる販売力の向上と来街者の増加に寄与する事業である。</p>	 <p>ふくしま復興商店街朝市</p>	
<p>事業名 39 福島市観光案内所、観光圏案内所運営事業 内容 観光コンベンション協会案内所の運営 実施時期 平成21年度～</p>	<p>(社) 福島市観光コンベンション協会</p>	<p>「また来たくなる『花もみもある』ふくしま」をテーマに、観光客や市民に情報を発信する「おもてなし」の拠点としてJR福島駅構内の新幹線改札口前に観光案内所と事務所を設置した。これまでお土産を展示販売する場所が少なかったが、福島市の玄関口に設置・運営することにより、多くの人々に対するアンテナショップとして賑わいの創出に寄与する事業である。</p>	 <p>JR福島駅西口観光案内</p>	

<p>事業名 40 ふくしま中心街区 ぶらっとWebTV 運営事業 内容 店舗情報を発信するサイトの運営 実施時期 平成20年度～</p>	<p>(株) ぶらっ とWeb放 送</p>	<p>中心市街地にある飲食店や雑貨屋・時計店・旅館などの店舗の情報をインターネットの動画で発信するほか、イベントやセールなどの最新情報も提供し市民や観光客が回遊する街づくりを図る。現在、100を超える店舗が登録しており、生中継やメールマガジンを配信し、魅力ある商店街の活性化に寄与する事業である。</p>		
<p>事業名 41 ブラットショップ 運営事業 内容 地元の特産品やキャラクター商品の販売 実施時期 平成19年度～</p>	<p>民間事 業者</p>	<p>空き店舗を利用し、地元の特産品や福島のキャラクターの「ももりん」をモチーフにした「ももりん焼き」など食べ物を中心に気軽に利用できる店舗を運営し、販売商品については郊外店との差別化を図るなど独自の取組を行い中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>		
<p>事業名 42 ふくしま屋台村 運営事業 内容 地産地消の促進及び若手経営者の起業支援を目的とした屋台村の運営 実施時期 平成17年度～</p>	<p>ふくし ま屋台 村(株)</p>	<p>福島の食材に拘ったメニューを提供することで地産地消を促進するとともに、新たに飲食店を営むことを夢見る情熱ある若手経営者のための起業支援に取り組むことで、中心市街地に新しい魅力を作り出し、賑わいや活性化を図る。期間により店舗の入替えを行い、“卒業生”を中心市街地内に店舗をオープンさせることや福島競馬場との連携したイベントなど、年間を通じて様々なイベントを実施し来街者の増加と魅力・回遊性向上に寄与する事業である。</p>		<p>屋台村の現況</p>
<p>事業名 43 御倉邸運営事業 内容 ①旧日本銀行役宅と一体となった公園整備</p>	<p>福島市 御倉町 かいわ いまち づくり</p>	<p>福島都心南地区は江戸時代から阿武隈川の舟運が盛んに行われ、福島の経済発展に重要な役割を果たした地区であった。ここには日本銀行福島支店の前身である福島出張所が明治32年に東北</p>		

<p>②「おぐら茶屋」の運営、イベント開催</p> <p>実施時期 平成15年度～</p>	<p>協議会</p>	<p>で初めて開設され、昭和2年には瓦葺平屋の支店長役宅が建てられた。平成12年に市が買収し、御倉町地区公園として整備し一般に開放している。その公園には、地域住民が中心となって軽食や土産物などを販売する「おぐら茶屋」の運営、様々なイベントを開催しており、中心市街地における来街者の増加、回遊性の向上に寄与する事業である。</p>	
<p>事業名 44 福島城下まちづくり事業</p> <p>内容 城下町であった地域特性を生かしたもてなし・やすらぎ空間の創出</p> <p>実施時期 平成14年度～</p>	<p>福島城下まちづくり協議会</p>	<p>中心部の南地区は江戸時代に福島城が築かれた地区であり、奥州街道の南の玄関口として今も尚、多くの土蔵・米蔵や町家などが現存するなど、阿武隈川の舟運を中心に発展した城下町の趣を色濃く残している地区である。このような地区の特性を生かし地区内の老舗や歴史資源を活用して、地区住民や市内外から訪れる人たちが見て、歩き楽しめるまちづくりを図り、賑わいの創出に寄与する事業である。主な取組として、ガイドマップ作成・案内看板の設置・統一デザインによる暖簾のシンボル化・店先もてなし木札設置・お休み処（ベンチ）の設置・ポイントラリーの開催等がある。</p>	 <p>お休み処</p>
<p>事業名 46 街なか広場イベント活用事業</p> <p>内容 街なかで行うイベントに対し広場を提供</p> <p>実施時期 平成11年度～</p>	<p>福島市</p>	<p>中心市街地のほぼ中央にある「街なか広場」は、福島都心中央土地区画整理事業地であるが、事業終了までの暫定利用として平成11年度から、各団体等のイベント実施の場として貸し出している。フリーマーケット、演奏会、スポーツイベント、お祭りなど多彩なイベントが実施されており、</p>	 <p>街なか広場イベント</p>

		年間の利用56件78日（平成25年度）と多く、中心市街地への集客を増加させるとともに交流の場、賑わいの創出に寄与する事業である。		
<u>事業名</u> 47 中心市街地共通ポイントカード事業 <u>内容</u> ポイントカードの発行 <u>実施時期</u> 平成9年度～	(株)福島 まちづくりセンター	中心市街地の魅力あるまちづくりの一環として、共通ポイントカード（ももりんカード）を発行し、中心市街地での買物の際にポイントサービスを行い、割引サービスやイベント参加などの付加価値を与えることで商業の活性化を図る。平成26年9月現在での加盟店は108店舗を数え、地域還元型クレジットカード事業（ももりんハートパス）も開始した。また、抽選会や商店街と連動しながら各種イベントを開催し、カードの利用促進を図り賑わいの創出に寄与する事業である。	 ももりんハートパスカード	
<u>事業名</u> 48 中心市街地共通駐車サービス券事業 <u>内容</u> 大型店・商店街等の共通駐車券の発行 <u>実施時期</u> 平成7年度～	(株)福島 まちづくりセンター	中心市街地に車で訪れる人々のために、大型店・商店街等の共通の駐車サービス券システムを運営する。平成26年3月現在、加盟店舗は266店・駐車場は53箇所サービスを実施している。加盟店で買物・飲食・契約等をした際に金額に応じて共通駐車券をもらえることで、様々な目的の来街者の利便性を向上させ、賑わいの創出に寄与する事業である。	 共通サービス券ロゴ	
<u>事業名</u> 49 女性が輝くまちづくり推進事業 <u>内容</u> 講座の開催 <u>実施時期</u> 平成26年度～	福島市	「女性が活躍できるまち」の実現を目指して、その実現のための課題や地域の課題等について、女性がそれぞれの知識や経験を生かし、具体的な取り組みを政策提言できるスキルを身に付け、市へ政策提言書を提出することにより、女性の声を市政に反映できる		

		仕組みづくり、女性が活躍できる環境づくりを推進する。		
<p>事業名 32 ふくしま街なか イベント情報発信 事業</p> <p>内容 ① イベント等の情 報の収集・発信 ② まちなかイベン トカレンダー等の 作成・配布</p> <p>実施時期 平成16年度～</p>	<p>新しい 風ふく しま懇 談会</p>	<p>① 中心市街地等におけるイベ ント等の情報を収集し、ホームペ ージにより情報を発信し、街なか の賑わいの創出と回遊性の向上 及び活性化を図る。</p> <p>② イベントカレンダー等を作 成し、主な公共施設に配置するだ けでなく「市政だより」と併せて 配布を行い、情報を広く発信し来 街者の増加を図ることで、商店街 の活性化に寄与する事業である。</p>		
<p>事業名 36 福島市男女共生セ ミナー開催事業</p> <p>内容 外部講師を招いて の男女共生セミナ ーやアトラクショ ン等の開催</p> <p>実施時期 平成23年度～</p>	<p>島市 ふくし ま市女 性団体 連絡協 議会</p> <p>男女共 同参画 センタ ー使用 団体連 絡協議 会</p>	<p>広く市民を対象に男女共同参 画意識の醸成を図るとともに、男 女が様々な分野においていきい きと活躍できる地域社会の実現 を目指す。</p>		

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

現状分析

中心市街地内にある福島駅は、東北新幹線及び山形新幹線、JR東北本線及び奥羽本線、阿武隈急行、福島交通飯坂線の乗降あるいは乗り継ぎとなる結節駅であるが、乗車人員の推移は平成12年以降JRの在来線及び他2線（私鉄）とも毎年減少傾向にある。

福島駅を起点・終点とする路線バスが運行されているが、利用者は減少傾向にある。

近年におけるモータリゼーションの進展によるバス利用離れにより、不採算路線は廃止の方向にあるため、郊外の住民やお年寄り等の移動手段の確保が喫緊の課題になっている。

市民アンケート調査によると、中心市街地への来街者の交通手段は、自家用車（33.8%）と電車・バス（33.2%）がほぼ同率で、自家用車は30歳代から50歳代が利用し、電車・バスは10歳代から30歳代の若年層と60歳代から70歳代以上の高齢者層が利用し、公共交通機関利用は1/3にすぎない。

事業の必要性

これらの現状を踏まえた、「1から4までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業」の必要性は、以下の様になる。

【公共交通機関の利便性の増進を図るための事業】

バス交通の充実と路線バスの利便性、快適性の向上を図るため、これまで取り組んできた事業に対して継続的かつ発展的に取り組むことを目標に、社会実験を実施・検証し、事業を総合的に推進する。

また、公共交通との連携や公共施設等の回遊を向上させるため、レンタサイクルの貸出所の増設及びシステムについて検討する。

また、公共交通との連携や商店街と公共施設等の回遊を向上させるため、福島駅周辺自転車駐車場整備促進事業や駅前通り買い物客自転車駐車場整備事業による利便性の向上と、自転車利用環境総合整備事業などによる安全で快適な環境整備やネットワーク形成が求められる。

フォローアップ

年に一回、基本計画で位置付けた取組の進捗状況についての調査を行い、目標指標への到達状況を把握しながら、必要に応じて適切な措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

- ・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 51 福島駅周辺自転車駐車場整備促進事業</p> <p>内容 整備計画の策定</p> <p>実施時期 平成27年度～ 平成29年度</p>	福島市	<p>福島駅近隣の自転車駐車場については、常に利用率が高く駐輪に支障をきたしている状態である。また、バイクが混在する駐輪場も多いことから課題等を整理し、駐輪需要を詳細に把握することにより、利用者が安全に安心して利用できる恒久的な施設整備の方向性を検証する必要がある。</p> <p>また、平成25年12月の道路交通法の改正などにより、自転車利用環境が変化しており、交通事故全体に占める自転車関連の事故等に割合が高い傾向にあるため、利用実態の把握と課題等を整理し、駐輪場と各拠点施設を結ぶ一体的な自転車ネットワーク計画の策定等を図り、利便性と回遊性、安全性を向上させ、活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区(第2期))と一体の効果促進事業)</p> <p>実施時期 平成27年度～ 平成29年度</p>	
<p>事業名 53 福島市中心市街地地区事業効果分析</p> <p>内容 歩行者・自転車通行量調査</p> <p>調査地点数 9地点</p> <p>実施時期 令和2年度</p>	福島市	<p>歩行者・自転車通行量の目標を定量化する指標とその数値目標の達成状況等を把握するとともに要因分析を行い、交付金事業の成果を踏まえた今後のまちづくり方策を策定していく。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区(第2期))と一体の効果促進事業)</p> <p>実施時期 令和2年度</p>	

- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業
・該当なし


(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 54 自転車利用環境総合整備事業 内容 自転車専用レーンの設置 実施時期 平成19年度～</p>	<p>国 福島県 福島市</p>	<p>福島駅東側中心市街地において、県立・私立高校などが集中したエリアをモデル地区として、福島河川国道事務所・福島警察署・県北建設事務所・福島市が実施主体となり、安全な自転車走行空間の構築を図り、通勤・通学・買物等で自転車を利用する市民の安全性・回遊性の向上に寄与する事業である。</p> <p>また、平成25年12月の道路交通法の改正などにより、自転車利用環境が変化し、交通事故全体に占める自転車関連事故等の割合が高い傾向にあるため、利用実態と課題等を把握・整理し、駐輪場と各拠点施設を結ぶ一体的な自転車ネットワーク計画の策定等を図り、利便性と回遊性、安全性を向上させ、活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 交通安全施設等整備事業 実施時期 平成19年度～</p>	
<p>事業名 52 中心市街地活性化支援バス社会実験 内容 周遊バスの社会実験 実施時期 平成27年度～ 令和3年度</p>	<p>福島市</p>	<p>平成24年度からの第1期計画においては、市内循環線を中心とした中心市街地における医療施設や公共施設へのアクセス向上を含めた路線について再検討を行っている。</p> <p>この検討結果を受けて、第2期計画においては、社会実験により周辺部に位置する人口集中地区からの中心市街地へのアクセス性の向上についての検討を行い、中心市街地への集客数を増加させ</p>	<p>支援措置 地方創生推進交付金 実施時期 平成28年度～ 令和2年度</p>	

		ることにより活性化に寄与する事業である。		
--	--	----------------------	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名</u> 55 駅前通り買い物客自転車駐車場整備事業 <u>内容</u> 自転車駐車場の再配置 <u>実施時期</u> 平成27年度～平成29年度	福島市	福島駅前通り（県道福島停車場線）のリニューアルに合わせて駅前通り買い物客自転車駐車場を再配置し、買い物客の利便性を確保するとともに、利用時間・利用方法等について周知徹底を図ることで買い物客自転車駐車場の利用環境を向上させる事業である。		
<u>事業名</u> 56 レンタサイクル事業 <u>内容</u> レンタサイクル貸出所 5箇所 <u>実施時期</u> 平成14年度～	福島市	自転車による中心市街地回遊の利便性向上を図るため、レンタサイクル貸出所を5箇所設けている。平成25年度には貸出所の増設や返却方法の仕組みを検討するため社会実験を実施した。この結果を踏まえ、更に需要に対応するため事業を継続し、回遊性の向上に寄与する事業である。		レンタサイクル貸出所
<u>事業名</u> 57 「福島バスまつり」開催事業 <u>内容</u> バス利用促進イベントの開催 <u>実施時期</u> 平成20年度～	福島バスまつり実行委員会	バス等の公共交通機関の利用促進や交通安全などの普及啓発、中心市街地の活性化を目的に（社）福島県バス協会を事務局とし県・市・商工会議所・商店街連合会・交通事業者で構成した実行委員会が「福島バスまつり」を開催し多くの来場者で賑わっている。今後も継続して事業を開催することにより、公共交通機関の利用促進や中心市街地の歩行者数の増加・活性化に寄与するものである。		福島バスまつり

<p>事業名 58 中心市街地活性化 交通支援事業 内容 街なか循環バス運 行に対する助成 実施時期 平成16年度～</p>	<p>福島市 福島 交通(株)</p>	<p>市内循環100円バスについては、定額100円運賃の実施から10年以上が経過しており、市民の間には気軽に利用できる公共交通機関として定着し、通勤や通学、買い物等に幅広い年代層が利用しており、欠かせない日常生活の移動手段である。</p> <p>また、本市における公共交通網の中で二次交通として大きな役割を果たしており、市全体の公共交通機関の利便性確保のために必要不可欠な路線であるとともに、中心市街地の「集客拠点づくりと回遊環境の向上」を図るうえで重要な路線であるため、運行に対し支援を行い、定額100円運賃を継続することで、活性化の向上に寄与している事業である。</p> <p>また、燃料の一部にBDFを使用し環境にも配慮している。</p>		
				
<p>市内循環100円バスももりん</p>				
<p>事業名 76 古関裕而を活かした まちづくり事業 内容 メロディーバス車 両架装購入事業 （車両架装（外装・ 内装を改造）N=1式 メロディーバス車 両購入</p>	<p>福島市</p>	<p>古関裕而氏をモデルとした連続テレビ小説の放映を契機に推進する、氏を活かしたまちづくり事業の一環として、古関裕而記念館とバス運行の連携により回遊性の向上を図るため、メロディーバス（架装バス）を購入する。</p>		

車両購入N=1式 実施期間 令和元年度～ 令和2年度				
-------------------------------------	--	--	--	--

9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内における体制整備

本市では、まちづくり計画や中心市街地活性化協議会との調整等については、都市政策部都市計画課、再開発事業等については市街地整備課において、商業活性化事業等については商工観光部商業労政課において推進し、3課が連携を図り、中心市街地活性化基本計画の策定に関する業務に携わっている。

① 中心市街地整備庁内推進会議の設置

中心市街地活性化を推進するため、全庁的な検討組織として、部長級以上の職員（10名）で構成する「福島市中心市街地整備庁内推進会議」を設置し、基本計画の策定に係る検討会議を随時開催している。

役職	備考
副市長	委員長
政策調整部長	
総務部長	
財務部長	
商工観光部長	
市民・文化スポーツ部長	
健康福祉部長	
こども未来部長	
建設部長	
都市政策部長	

○福島市中心市街地整備庁内推進会議開催経過

前計画認定以降、これまでの開催状況は以下のとおり。

回数	開催日時	場所	内容
第5回	平成22年5月20日	庁議	地方税の不均一課税に伴う措置に伴う変更について (曾根田ショッピングセンター整備事業、仲見世整備事業)
第6回	平成23年11月24日	庁議	基本計画の変更申請について (大原総合病院新築移転計画)
第7回	平成26年8月18日	庁議	第二期福島市中心市街地活性化基本計画の策定方針(案)について 策定にあたっての推進組織について 策定スケジュールについて
第8回	平成26年11月17日	庁議	第二期福島市中心市街地活性化基本計画(素案)について パブリックコメントの実施について
第9回	平成27年2月2日	庁議	パブリックコメントの結果について 第二期福島市中心市街地活性化基本計画(案)について

② 中心市街地整備庁内推進会議幹事会の設置

中心市街地整備庁内推進会議の下部組織として、中心市街地活性化に資する各種事業を所管する各部の次長及び課長級職員（20名）で構成する「福島市中心市街地整備庁内推進会議幹事会」を設置し、各事業の調整及び関係機関との連絡調整に関すること等について検討会議を随時開催している。

所属	職名	備考
政策調整部	政策調整課長	
総務部	男女共同参画センター所長	
財務部	管財課長、財政課長、財産マネジメント推進室次長	
商工観光部	商業労政課長、観光コンベンション推進室次長	
市民安全部	生活課長	
健康福祉部	健康推進課長	
こども未来部	こども政策課長	
建設部	路政課長、建築住宅課長	
都市政策部	次長	
	都市計画課長、交通政策課長、公園緑地課長 開発建築指導課長、市街地整備課長	
市民・文化スポーツ部	文化振興課長、スポーツ振興課長	

○福島市中心市街地整備庁内推進会議幹事会開催経過

前計画認定以降、これまでの開催状況は以下のとおり。

回数	開催日時	場所	内容
第7回	平成22年5月17日	厚生ホール 和室	・ 中心市街地活性化基本計画の変更申請について (曾根田ショッピングセンター整備事業、仲見世整備事業)
第8回	平成23年11月22日	持ち回り	・ 中心市街地活性化基本計画の変更申請について (大原総合病院新築移転事業)
第9回	平成26年2月18日	本庁5階 501会議室	・ 中心市街地活性化基本計画第二期計画の策定について 1. 現計画の取り組み及び進捗状況について 2. 指標評価について 3. 第二期計画策定について 4. 第二期計画策定に向けた今後のスケジュールについて
第10回	平成26年8月27日	本庁9階 904会議室	中心市街地活性化基本計画第二期計画素案の概要について 1. 基本コンセプト及び基本的な方針（案）について 2. 第二期計画活性化事業（案）について 3. 計画区域設定の考え方について 4. 第二期計画による回遊イメージについて 5. 第二期計画（案）の目標及び指標について 6. 目標指標に関わる主な活性化事業について 7. 今後のスケジュールについて

第 11 回	平成 26 年 11 月 11 日	本庁 9 階 904 会議室	第二期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）について 1. 中心市街地の現状について 2. 福島市中心市街地活性化基本計画（前計画）の総括について 3. 新たな中心市街地活性化基本計画における基本方針について 4. 新たな中心市街地活性化基本計画の区域について 5. 拠点施設と回遊イメージについて 6. 中心市街地活性化個別事業（案）について 7. 福島市中心市街地活性化基本計画概要図（案）について 8. 新たな基本計画の目標及び指標について 9. 今後のスケジュールについて
第 12 回	平成 27 年 1 月 21 日	本庁 9 階 908 会議室	1. 第二期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について 2. 第二期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について 3. 今後のスケジュールについて
第 13 回	平成 29 年 6 月 20 日	本庁 5 階 501 会議室	[報告] ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の重要な変更について 中間年におけるフォローアップ報告について [議題] ・ 今後の中活事業の見通しについて
第 14 回	平成 30 年 6 月 22 日	—	[報告] ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画（第 2 回変更）について ・ 中間年における（平成 29 年度）フォローアップ報告について
第 15 回	令和元年 5 月 9 日	本庁 7 階 研修室	[報告] ・ 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（第 3 回）の認定について ・ 中間年における（平成 30 年度）フォローアップ報告について [議題] ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画策定の取組みについて
第 16 回	令和元年 11 月 18 日	本庁 7 階 701 会議室	[議題] ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画期間変更（延長）に伴う内閣府ヒアリング結果について ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の取組みについて

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 福島市中心市街地活性化協議会

平成19年10月19日に福島市中心市街地活性化協議会が設立され、以後定期的に運営委員会や全体会を開催し前計画の推進に取り組むとともに、新計画の策定に向けて議論を重ねてきた。

福島市中心市街地活性化協議会構成団体・委員（令和元年度現在）

団体等名	委員		摘要 (構成根拠)
	職	氏名	
福島商工会議所	会頭	渡邊 博美	会 長
福島商工会議所	副会頭	後藤 忠久	
(株)福島まちづくりセンター	代表取締役社長	小林 勇一	副会長
福島商工会議所	専務理事	石井 浩	
(株)福島まちづくりセンター	総務部長	鈴木 暁夫	
福島市	商工観光部長	西坂 邦仁	
福島市	都市政策部長	遠藤 徳良	
福島市商店街連合会	会長	小河 日出男	監 事
福島駅前通り商店街振興組合	理事長	大関 宏之	
パセオ協同組合	理事長	小関 庄兵	
(株)中合	代表取締役社長	黒崎 浩一	
仙台ターミナルビル(株)エスパル福島店	執行役員店長	千田 力	
東日本旅客鉄道(株)福島駅	福島駅長	佐藤 豪一	
福島交通(株)	執行役員福島支社長	茅原 稔	
阿武隈急行(株)	代表取締役専務	安海 好昭	
福島地区ハイヤータクシー協同組合	理事長	西條 勝敏	
(一財)大原記念財団	総務部長	松谷 治夫	
(株)東邦銀行	取締役頭取	北村 清士	
(株)福島銀行	取締役社長	加藤 容啓	
福島信用金庫	理事長	樋口 郁雄	
ふくしま未来農業協同組合	福島地区役員代表	永澤 信弘	
福島商工会議所 まちなかにぎわい委員会	委員長	小河 日出男	
〃	副委員長	黒崎 浩一	
〃	副委員長	草野 健	
福島商工会議所青年部	会長	加藤 淳志	
福島商工会議所女性会	会長	斎藤 可子	
福島市商店街連合会青年部	会長	菱沼 賢一	
(公社)福島青年会議所	理事長	後藤 洋孝	
ふくしま市女性団体連絡協議会	理事	櫻内 幸子	
(学)福島学院	理事長・学長	桜田 葉子	
ふくしまNPOネットワークセンター	常務理事	菅野 真	監 事
中央東地区自治振興協議会	会長	小野 國武	
中央西地区自治振興協議会	会長	清水 徹	
福島市老人クラブ連合会	副会長	湯上 要	
(福)福島市社会福祉協議会	常務理事	三浦 辰夫	

(2) 協議会開催状況

前計画認定以降、これまでの開催状況は以下のとおり。

<福島市中心市街地活性化協議会>

回数	開催日時	場所	内容
第8回	平成22年5月19日	福島商工会議所 8階会議室	<p>[協議事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度事業報告並びに収支決算(案)について ・平成22年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について <p>[報告事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心街区(重点エリア)における活性化プロジェクト支援事業報告について ・中心市街地活性化講演会来場者アンケートの結果について <p>[講演]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の認定計画の進捗状況及び効果について
第9回	平成22年11月12日	コラッセふくしま 5階特別会議室	<p>[説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)仲見世整備事業の概要及び進捗状況について」 ・「曾根田ショッピングセンター再生事業の概要及び進捗状況について」 ・「曾根田ショッピングセンター4階A・O・Z(ア・オウ・ゼ)の概要について」
第10回	平成23年11月21日	コラッセふくしま 5階特別会議室	<p>[説明]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大原総合病院の移転リニューアルについて」 <p>[報告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度事業報告について <p>[議題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員改選について ・平成23年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について ・福島市中心市街地活性化基本計画の変更について(大原総合病院)
第11回	平成24年11月22日	福島商工会議所 会議室	<p>[報告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度事業報告について <p>[議題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について ・福島市中心市街地活性化基本計画のフォローアップの報告について ・県庁通りリニューアル検討会の設置について <p>[講演]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の中心市街地の動向と課題
第12回	平成26年2月28日	福島商工会議所 8階会議室	<p>[議題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員改選について ・平成26年度事業計画(案)について ・第二期福島市中心市街地活性化基本計画について ・福島駅前通り整備計画について <p>[説明・講演]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化/商店街振興に係る補助事業について
第13回	平成26年8月29日	コラッセふくしま 5階特別会議室	<p>[議題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期福島市中心市街地活性化基本計画策定の考え方について ・今後のスケジュールについて
第14回	平成26年11月14日	コラッセふくしま 5階特別会議室	<p>[議題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期福島市中心市街地活性化基本計画素案及びその概要について

第15回	平成27年1月28日	コラッセふくしま 8階会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について ・意見書（案）について
第16回	平成27年6月29日	コラッセふくしま 5階特別会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の選任について ・規約の一部改正について ・平成26年度事業報告について ・平成27年度事業計画（案）について <p>[説 明]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島駅周辺まちづくり計画検討調査について ・福島駅前通りリニューアル整備計画について ・大原総合病院移転リニューアル計画の現状について ・経済産業省の支援施策 中心市街地活性化及び商業支援について
第17回	平成28年5月31日	コラッセふくしま 8階会議室	<p>[報 告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップ報告について <p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度事業報告について ・平成28年度事業計画（案）について <p>[説 明]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島駅前通りリニューアル整備の現状について ・保健医療従事者の新たな養成施設に係る基本計画の概要について ・立地適正化計画について ・大原総合病院移転リニューアル整備の現状について ・福島市コンベンション基礎調査について ・商店街・まちなかインバウンド促進支援事業について
第18回	平成28年12月21日	コラッセふくしま 5階特別会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期中心市街地活性化基本計画の変更について ・変更スケジュールについて ・変更に関する意見書について <p>[説 明]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島駅前通りリニューアル整備事業の現状について ・福島市立地適正化計画の策定状況について ・暮らしにぎわい再生事業「早稲町地区」の進捗状況について ・地域商業活性化関連予算について
第19回	平成29年6月26日	福島商工会議所 会議室	<p>[報 告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の変更認定について ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて <p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度事業報告について ・平成29年度事業計画（案）について ・役員の選任について <p>[説 明]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画における各種事業の状況について

第20回	平成30年6月27日	福島商工会議所 会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業報告について ・平成30年度事業計画（案）について <p>[報 告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の変更認定について ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
第21回	平成31年1月21日	福島商工会議所 会議室	<p>[報 告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー就任について ・「風格ある県都を目指すまちづくり構想」について <p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島市中心市街地活性化基本計画の変更について
第22回	令和元年6月18日	福島商工会議所 会議室	<p>[報 告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の計画変更（第3回）認定について ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップ報告について <p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度事業報告について ・令和元年度事業計画（案）について ・役員改選について <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を踏まえた取り組みについて ・（第2期 福島市中心市街地活性化基本計画の期間延長について） ・（第3期 福島市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた取り組みについて）

<福島市中心市街地活性化協議会 運営会議>

回数	開催日時	場所	内容
第14回	平成22年5月17日	福島商工会議所 8階会議室	<p>[協議事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度事業報告並びに収支決算（案）について ・平成22年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・認定福島市中心市街地活性化基本計画について <p>[報告事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心街区（重点エリア）における活性化プロジェクト支援事業報告について ・中心市街地活性化講演会来場者アンケートの結果について
第15回	平成26年5月15日	福島商工会議所 8階会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一期基本計画のフォローアップの報告について ・第二期基本計画の概要について ・福島駅前通りリニューアルに向けたアーケード撤去手法について
第16回	平成26年6月26日	福島商工会議所 8階会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府ヒアリング結果について（計画エリア、目標指標、活性化事業、計画案全般について） ・第二期計画区域の設定について ・目標指標について ・第二期計画活性化事業について
第17回	平成26年7月23日	福島商工会議所 8階会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期計画概要案について
第18回	平成26年10月27日	福島商工会議所 8階会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期基本計画の区域設定の変更について

			<ul style="list-style-type: none"> ・第二期基本計画活性化事業の個別事業について ・今後のスケジュールについて
第19回	平成26年11月6日	福島商工会議所 8階会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期基本計画（素案）について
第20回	平成27年1月19日	福島商工会議所 8階会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・第二期基本計画（案）について ・意見書（案）について
第21回	平成27年4月17日	チェンバおおま ち3階会議室	<p>[報 告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の認定について <p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期基本計画の最終フォローアップについて ・福島市中心市街地活性化協議会会長の取り扱いについて ・次回の福島市中心市街地活性化協議会の開催について
第22回	平成27年5月26日	コラッセふくし ま 8階会議室	<p>[協議事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期基本計画の最終フォローアップ報告について <p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度福島市中心市街地活性化協議会の開催について ・平成26年度事業報告及び収支決算（案）について ・平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・規約の一部改正について ・委員の改選について ・役員の選任について
第23回	平成28年4月27日	福島商工会議所 会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度事業報告及び収支決算について ・平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・第2期基本計画の定期フォローアップ報告について ・平成28年度福島市中心市街地活性化協議会の開催について
第24回	平成28年11月30日	コラッセふくし ま 8階会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画の変更について ・変更に伴うスケジュール及び協議会の開催について ・協議会での話題紹介について
第25回	平成29年4月28日	福島商工会議所 会議室	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度事業報告及び収支決算について ・平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・第2期基本計画の変更認定について ・第2期基本計画の定期フォローアップ報告について ・平成29年度福島市中心市街地活性化協議会の開催について
第26回	平成30年2月21日	—	<p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期中心市街地活性化基本計画の一部変更について
第27回	平成30年4月26日	福島商工会議所 会議室	<p>[報 告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の変更認定について <p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業報告及び収支決算について ・平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
第28回	平成30年11月29日	福島商工会議所 会議室	<p>[報 告]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島市の2つの委員会（公共施設再編整備、中心市街地将来ビジョン）の現状と今後の予定について <p>[議 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福島駅東口再開発における参加型まちづくり」の開催について ・中活協議会の視察について

第 29 回	平成 30 年 12 月 26 日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・ 風格ある県都を目指すまちづくり構想（青写真）について [議 題] ・ 第 2 期計画変更内容（第 3 回）について ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の考え方について ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画のスケジュール について
第 30 回	平成 31 年 4 月 23 日		[報 告] ・ 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（第 3 変更）認定 について [議 題] ・ 平成 30 年度事業計画（案）及び収支決算について ・ 平成 31 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・ 役員改選について ・ 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の取組みにつ いて ・ 平成 31 年度福島市中心市街地活性化協議会の開催につ いて [その他] ・ 「ふくしまの顔づくり事業」について ・ 「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を踏まえた取り 組みについて
第 31 回	令和元年 8 月 9 日		[議 題] ・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画策定に向けた「ワーキン ググループ」の設置について ・ 先進地視察会の開催について ・ まちづくり講演会の開催について

(3) 様々な主体との懇談会開催

中心市街地活性化に向け、各団体等との懇談会を以下の通り開催し、課題や問題点、要望等について意見交換を行い、本計画策定の参考とした。

月 日	団体名等	出席者数
平成 19 年 12 月 13 日	中心市街地商業者(1 部)	20 名
平成 19 年 12 月 17 日	中心市街地商業者(2 部)	24 名
平成 20 年 1 月 11 日	まちづくり団体	21 名
〃	交通事業者	20 名
平成 20 年 1 月 23 日	中心市街地大型店	16 名
平成 20 年 2 月 4 日	大学等	17 名
平成 20 年 2 月 14 日	駐車場経営者	28 名
〃	都市プランナー(建築士)	20 名
平成 20 年 2 月 21 日	商店街連合会青年部	25 名
平成 20 年 5 月 22 日	中心市街地商店会	26 名
平成 21 年 1 月 20 日	商店街連合会	12 名
平成 21 年 7 月 2 日	商店街振興組合	13 名
平成 22 年 2 月 26 日	商店街振興組合	17 名
平成 22 年 3 月 5 日	商店街振興組合	14 名

平成 22 年 3 月 26 日	商店街振興組合	16 名
平成 22 年 4 月 22 日	商店街振興組合	16 名
平成 22 年 6 月 17 日	商工振興会	20 名
平成 22 年 7 月 7 日	商工振興会	20 名
平成 22 年 7 月 21 日	商工振興会	12 名
平成 23 年 2 月 23 日	商店街振興組合	19 名
平成 23 年 2 月 24 日	商工振興会	15 名
平成 23 年 3 月 10 日	商工振興会	32 名
平成 24 年 2 月 16 日	商店街連合会・商店街振興組合	40 名
平成 24 年 6 月 5 日	商店街振興組合	12 名
平成 24 年 6 月 20 日	商店街振興組合	16 名
平成 24 年 7 月 19 日	商店街振興組合	12 名
平成 24 年 9 月 27 日	商店街振興組合	12 名
平成 24 年 11 月 13 日	商店街振興組合	11 名
平成 25 年 3 月 11 日	商店街振興組合	8 名
平成 26 年 11 月 27 日	まちづくり団体	23 名
平成 27 年 1 月 20 日	まちづくり団体	24 名

(4) 協議会からの意見書

平成 27 年 1 月 30 日

福島市長 小林 香 様

福島市中心市街地活性化協議会
会 長 鈴木 浩

第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、下記により第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書を提出します。

記

1. はじめに

福島市は、平成 22 年 3 月に福島市中心市街地活性化基本計画（以下、「第 1 期計画」）を策定され、『ふくしまの個性と魅力を発信する生活都心づくり』を基本コンセプトに、中心市街地の賑わいを再生するための総合的な取り組みを展開されております。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び原発事故の影響により、人口の流出や来街者の減少が見受けられ、一日も早い復興・再生が強く求められております。

このような状況を踏まえ、福島市は中心市街地のまちづくりの考え方と将来像を示すべく、第 1 期計画に引き続き、第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画案（以下、「第 2 期計画案」）を策定されました。

福島市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」）は、この第 2 期計画案について、行政及び幅広い団体等の構成による委員により、協働による計画づくりの観点から協議を行い、これまでの審議過程を踏まえ、第 2 期計画案に掲げる事項について、以下のとおり意見を提出いたします。

2. 本協議会の意見

第 2 期計画案は、第 1 期計画を継承し、『ふくしまの個性と魅力を発信する生活都心づくり』を基本コンセプトに「集客拠点づくりと回遊環境の向上」「人が暮らし交流できる生活環境の向上」の 2 つを基本方針として定められております。

本市においても本格的な人口減少・少子高齢化を迎えている中、中心市街地活性化へ向けた取り組みを止めることなく、回遊性の広がり高め、更なる民間開発の誘引を図るとともに、中心市街地における各種施策を展開することで、力強い震災復興と併せ、まちなか再生を持続的かつ確実なものとするのが喫緊の課題であります。

この中で策定された第 2 期計画案は、福島駅から東側の繁華街へ伸びる駅前通りのイメージ刷新により魅力を向上させるとともに、総合病院の移転新築計画を東西軸線上で推進させることにより、第 1 期計画において形成された南北軸の新たな賑わいを東西軸へと拡大さ

せ、商業活性化へ繋げていくものとなっており、歩いて楽しむ回遊、自転車による回遊、公共交通での回遊によるネットワークを形成し、中心市街地全体の回遊性を高める計画となっております。また、東西軸線の賑わいを駅西口方面へ延伸させ、連携を強化するため「福島駅新東西自由通路」や「駅周辺賑わい交流施設」の整備検討も進めていくものとなっており、ハード・ソフト両面の事業を官民一体となって継続的に実施することとしており、中心市街地の具体的活性化に繋がるものと考えます。

更に、中心市街地に中核医療施設が新しく生まれ変わるにより、最新医療の充実による定住促進が図られることが期待できると思われまます。

これらのことから、協議会においては、第2期計画案の内容について妥当であると判断いたします。

なお、第2期計画案の推進にあたりましては、次の事項について十分配慮いただくことを望むものであります。

3. 配慮を望む事項

①スピード感をもった対応について

第2期計画案に記載された事業は、目標指標の達成はもちろん、中心市街地全体の賑わい創出に大きな影響を与えるものであることから、スピード感をもって実行されることを望みます。

②記載事業の進捗状況管理及び協議会への報告について

第2期計画案に記載された事業の進捗状況や目標指標の達成状況等を把握することは、関係者全員の意識統一を図る観点からも重要と思われまます。必要な情報の収集やデータの分析はもちろんのこと、定期的な確認・検証・フォローアップを行いながら、事業の推進を図られることを望みます。

また、協議会としても、基本計画案の推進や中心市街地の活性化策について、今後も引き続き、各界・各層の関係者と連携を図りながら協議を行ってまいりますが、協議会に対し事業の進捗状況等について、都度ご報告を行って頂くことを望みます。

③活性化事業の追加・変更に対する迅速な計画の見直しについて

第2期計画案にできるだけ多くの民間事業が掲載されるよう意見の集約に努めてまいりましたが、事業内容の熟度不足や実施主体の未調整等の理由から掲載されなかったものもありません。これらの事業の熟度が高まり掲載可能なものになりしだい、迅速に第2期計画に追加いただき、計画の更なる充実を図っていただくことが望まれます。

また、県都の顔とも言える福島駅前通りを「歩行者最優先の“笑顔と賑わい”を育むシンボリストリート」として再生するとともに、更なる活性化を図るため「街なか広場の利活用」や「福島駅新東西自由通路整備」「駅周辺賑わい交流施設」等に関しては、事業の前進が図られるよう引き続きご検討いただくとともに、事業の熟度が高まった場合には、迅速に計画の追加・変更・見直しが柔軟に行われることを望みます。

④まちづくり団体等への支援について

第2期計画の推進にあたっては、商工会議所やまちづくりセンター、地域住民、商店街、NPO、関係団体などが一丸となって取り組むことが重要であります。

今後も、関係機関団体等のまちづくり活動や事業に対するご支援をお願いするとともに、引き続き協議会の運営や活動に対するご支援を賜りますよう望みます。

⑤ 県北地域の中心都市としての役割について

福島市は、県庁や市役所をはじめとする行政機能、工業団地等の産業基盤機能、教育・文化・医療・商業等の都市機能が集積しており、県北地域の中心としての役割を果たしております。今回の第2期計画案を足掛かりとして、広域的な土地利用や公共交通機関の連携・強化を図るなど、更なる都市機能の強化を図り、民間投資を促進することで「県北地域の中心都市」としての役割を果たされることを望みます。

以上

平成27年1月30日に、福島市中心市街地活性化協議会から福島市長にあて、「第2期福島市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書」が提出された。



[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

前基本計画作成後、中心市街地内において定住促進につながる都市福利施設の整備等、これまでの諸施策による効果は現れつつあるが、いまだ多くの空き店舗や低未利用地が存在し、商業活動の停滞や歩行者・自転車の通行量の伸び悩みなど、中心市街地全体の活力低下が続いている。

前基本計画では、商業活性化と市街地の整備改善に向け事業に取り組んできたが、今後「ふくしまの個性と魅力を発信する生活都心づくり」を基本コンセプトに、「集客拠点づくりと回遊環境の向上」「人が暮らし交流できる生活環境の向上」を基本方針とし、平成23年3月に発生した東日本大震災からの力強い復興と併せ、まちなか再生を継続的かつ確実なものとしていく必要がある。

この様な事業実施においては、行政、商工会議所、事業者等のそれぞれが当事者意識と危機感を共有し、十分な連携の基に取り組んでいくことが重要である。

まちづくりに関する民間団体とは、中心市街地活性化協議会を始め、地域に関する協議会に、委員等として参加・協議をしていただき、各方面においての連携を進めている。

①旧基本計画に基づく事業の実施状況及び評価

中心市街地の活性化に関する基本的な方針〔(6) これまでの中心市街地活性化に向けた取り組み〕に記載している（P51～P65）。

②客観的現状分析

中心市街地の活性化に関する基本的な方針〔(4) 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握〕に記載している（P6～P36）。

(2) 地域住民のニーズ等の把握と現状分析

①市民・事業者の意向調査

中心市街地の活性化に関する基本的な方針〔(5) 地域住民のニーズ等の把握・分析〕に記載している（P37～P50）。

②パブリックコメントの実施

「福島市中心市街地活性化基本計画（素案）」について、計画作成の参考に資するため、平成26年12月8日から平成27年1月7日までの31日間、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取した。

なお、寄せられた意見は、福島市ホームページ上に公表するとともに、分類して回答したものを別途公表している。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針

【福島市総合計画 前期基本計画（平成23年6月）[抜粋]】

<重点施策>

基本構想で定めた将来都市像「ときめきとやすらぎ 希望にみちた人間尊重のまち 福島市」の実現に向けて、5つの分野ごとの施策展開を行っているが、特に、戦略的・重点的に推進すべき4つの施策を「重点施策」として位置付け、集中的・横断的に施策を推進する。

- 子育て支援の推進
- 産業振興、交流人口拡大による雇用機会の創出
- 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりの総合的推進
- 環境にやさしい美しいまちづくりの推進

<中心市街地の活性化>

○目指す姿

ふくしまの個性と魅力があふれる、にぎわいのあるまちに住んでいます。

○施策の基本方針

1. 集客拠点づくりと回遊環境の向上に努める
2. 人が暮らし交流できる生活環境の向上に努める

○施策の体系

1. 集客拠点づくりと回遊環境の向上

(1) 拠点施設の整備

- ・ 信夫山公園整備事業
- ・ 児童公園再整備事業
- ・ 街なか広場等の整備検討

(2) 魅力の向上

- ・ 商店街空き店舗対策事業
- ・ 新規創業者支援事業

(3) 回遊環境の整備

- ・ 都市計画道路街路事業（4路線）
- ・ まちなか循環周遊バス社会実験
- ・ まちなか自転車利用促進事業
- ・ 福島駅西口駅前広場再整備事業

(4) イベントの連携・情報発信

- ・ ふくしま花のまち推進事業
- ・ まちなかイベント情報事業

2. 人が暮らし交流できる生活環境の向上

(1) 街なか居住の推進

- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進

(2) 街なか生活環境の整備

- ・ 暮らし・にぎわい再生事業

(3) 交流環境づくり

- ・ アクティブシニアセンター「A・O・Z」活用推進事業

(2) 福島市商業まちづくり基本構想について

まちづくり三法の見直しや福島県の商業まちづくりの推進に関する条例の制定に伴い、本市でも日常生活の利便性、中心市街地への商業施設の積極的な誘導と魅力向上、合理的な土地利用の促進を目指し、商業まちづくり基本構想を策定した。

基本構想では、地域で育まれた個性豊かな商業機能の活用と、本市に合ったコンパクトシティを目指し、中心市街地に集積された既存の都市機能を生かした効率的な商業の誘導や日常生活の利便性が確保される商業環境の実現、及び合理的な土地利用の促進を目指している。

○福島型コンパクトシティについて

交通の起点となるJR福島駅を中心として蓄積された都市機能を生かしながら、商業・サービス機能の集積を高め、自動車に過度に依存しなくても買物が出来るような商業環境の構築を目指す。

[2] 都市計画手法の活用

準工業地域における大規模集客施設の立地規制

本市における準工業地域は、21地区指定されており、総面積は366.0haである。

これら21地区は、幹線道路の沿線や交通利便性の高い地区に分散されているが、土地利用状況としては、宅地系建築物の割合が全体の約65%を占め、そのほとんどが延床面積200㎡以下の小規模なものである。また、商業業務系建築物と工業系建築物の割合はそれぞれ約12%~13%であり、郊外北部に商業業務系、郊外南部に工業系が多い傾向がある。この内、郊外北部に大規模集客施設が立地されているものの、その他の地区については、周辺の状況や区域の形状等から大規模集客施設立地の可能性は少ない状況であるが、中心市街地への都市機能の集積を促進するため、1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の都市計画決定と建築条例を施行する。

【大規模集客施設立地規制に関する経過等】

①都市計画決定の経過

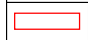
- | | |
|------------------|--------------|
| ・平成21年5月～ | 庁内協議 |
| ・平成22年1月5日～1月19日 | 都市計画変更(案)の縦覧 |
| ・平成22年1月27日 | 都市計画公聴会 |
| ・平成22年2月23日 | 都市計画審議会 |
| ・平成22年3月16日 | 都市計画変更告示 |

②建築条例施行の経過

- | | |
|-------------|-----------|
| ・平成22年3月16日 | 建築条例公布・施行 |
|-------------|-----------|

特別用途地区の指定区域図

用途	色	備考
第一種用途地区	緑	第一種用途地区
第二種用途地区	黄緑	第二種用途地区
第三種用途地区	黄	第三種用途地区
第四種用途地区	赤	第四種用途地区
第五種用途地区	紫	第五種用途地区
第六種用途地区	青	第六種用途地区
第七種用途地区	黄緑	第七種用途地区
第八種用途地区	黄	第八種用途地区
第九種用途地区	赤	第九種用途地区
第十種用途地区	紫	第十種用途地区
第十一種用途地区	青	第十一種用途地区
第十二種用途地区	黄緑	第十二種用途地区
第十三種用途地区	黄	第十三種用途地区
第十四種用途地区	赤	第十四種用途地区
第十五種用途地区	紫	第十五種用途地区
第十六種用途地区	青	第十六種用途地区
第十七種用途地区	黄緑	第十七種用途地区
第十八種用途地区	黄	第十八種用途地区
第十九種用途地区	赤	第十九種用途地区
第二十種用途地区	紫	第二十種用途地区
第二十一種用途地区	青	第二十一種用途地区
第二十二種用途地区	黄緑	第二十二種用途地区
第二十三種用途地区	黄	第二十三種用途地区
第二十四種用途地区	赤	第二十四種用途地区
第二十五種用途地区	紫	第二十五種用途地区
第二十六種用途地区	青	第二十六種用途地区
第二十七種用途地区	黄緑	第二十七種用途地区
第二十八種用途地区	黄	第二十八種用途地区
第二十九種用途地区	赤	第二十九種用途地区
第三十種用途地区	紫	第三十種用途地区
第三十一種用途地区	青	第三十一種用途地区
第三十二種用途地区	黄緑	第三十二種用途地区
第三十三種用途地区	黄	第三十三種用途地区
第三十四種用途地区	赤	第三十四種用途地区
第三十五種用途地区	紫	第三十五種用途地区
第三十六種用途地区	青	第三十六種用途地区
第三十七種用途地区	黄緑	第三十七種用途地区
第三十八種用途地区	黄	第三十八種用途地区
第三十九種用途地区	赤	第三十九種用途地区
第四十種用途地区	紫	第四十種用途地区
第四十一種用途地区	青	第四十一種用途地区
第四十二種用途地区	黄緑	第四十二種用途地区
第四十三種用途地区	黄	第四十三種用途地区
第四十四種用途地区	赤	第四十四種用途地区
第四十五種用途地区	紫	第四十五種用途地区
第四十六種用途地区	青	第四十六種用途地区
第四十七種用途地区	黄緑	第四十七種用途地区
第四十八種用途地区	黄	第四十八種用途地区
第四十九種用途地区	赤	第四十九種用途地区
第五十種用途地区	紫	第五十種用途地区
第五十一種用途地区	青	第五十一種用途地区
第五十二種用途地区	黄緑	第五十二種用途地区
第五十三種用途地区	黄	第五十三種用途地区
第五十四種用途地区	赤	第五十四種用途地区
第五十五種用途地区	紫	第五十五種用途地区
第五十六種用途地区	青	第五十六種用途地区
第五十七種用途地区	黄緑	第五十七種用途地区
第五十八種用途地区	黄	第五十八種用途地区
第五十九種用途地区	赤	第五十九種用途地区
第六十種用途地区	紫	第六十種用途地区
第六十一種用途地区	青	第六十一種用途地区
第六十二種用途地区	黄緑	第六十二種用途地区
第六十三種用途地区	黄	第六十三種用途地区
第六十四種用途地区	赤	第六十四種用途地区
第六十五種用途地区	紫	第六十五種用途地区
第六十六種用途地区	青	第六十六種用途地区
第六十七種用途地区	黄緑	第六十七種用途地区
第六十八種用途地区	黄	第六十八種用途地区
第六十九種用途地区	赤	第六十九種用途地区
第七十種用途地区	紫	第七十種用途地区
第七十一種用途地区	青	第七十一種用途地区
第七十二種用途地区	黄緑	第七十二種用途地区
第七十三種用途地区	黄	第七十三種用途地区
第七十四種用途地区	赤	第七十四種用途地区
第七十五種用途地区	紫	第七十五種用途地区
第七十六種用途地区	青	第七十六種用途地区
第七十七種用途地区	黄緑	第七十七種用途地区
第七十八種用途地区	黄	第七十八種用途地区
第七十九種用途地区	赤	第七十九種用途地区
第八十種用途地区	紫	第八十種用途地区
第八十一種用途地区	青	第八十一種用途地区
第八十二種用途地区	黄緑	第八十二種用途地区
第八十三種用途地区	黄	第八十三種用途地区
第八十四種用途地区	赤	第八十四種用途地区
第八十五種用途地区	紫	第八十五種用途地区
第八十六種用途地区	青	第八十六種用途地区
第八十七種用途地区	黄緑	第八十七種用途地区
第八十八種用途地区	黄	第八十八種用途地区
第八十九種用途地区	赤	第八十九種用途地区
第九十種用途地区	紫	第九十種用途地区
第九十一種用途地区	青	第九十一種用途地区
第九十二種用途地区	黄緑	第九十二種用途地区
第九十三種用途地区	黄	第九十三種用途地区
第九十四種用途地区	赤	第九十四種用途地区
第九十五種用途地区	紫	第九十五種用途地区
第九十六種用途地区	青	第九十六種用途地区
第九十七種用途地区	黄緑	第九十七種用途地区
第九十八種用途地区	黄	第九十八種用途地区
第九十九種用途地区	赤	第九十九種用途地区
第一百種用途地区	紫	第一百種用途地区

凡	例
	指定区域

【地区名】	
1	大笹生地区
2	飯坂町平野地区
3	瀬上町地区
4	瀬上町地区
5	宮代・鎌田地区
6	北矢野目・南矢野目地区
7	鎌田・本内地区
8	岡部地区
9	堀河町地区
10	泉地区
11	曾根田町地区
12	中央地区
13	方木田地区
14	太平寺・大森地区
15	大森地区
16	大森地区
17	成川・上鳥渡地区
18	上名倉地区
19	蓬萊町・清水町地区
20	美郷三丁目地区
21	美郷四丁目地区

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における公共公益施設の立地状況

中心市街地内には、国や県、市関連の施設が多く立地している。今後整備される新たな施設とともに、これら既存施設を有効に活用し中心市街地の活性化を推進していく。

表 主要な公共公益施設

分類	設置主体	施設名
官公庁施設	国	福島地方裁判所、日本銀行福島支店、福島地方気象台 東北福島社会保険事務所、福島家庭裁判所 福島地方法務局、福島労働基準監督署、 東北農政局福島農政事務所
	県	福島県庁、福島警察署、福島県北保健所
	市	福島市役所（水道局）、福島消防署
福祉施設	市	福島市保健福祉センター
医療施設	財団法人	大原総合病院、福島赤十字病院
文化施設	県	福島県文化会館、福島県歴史資料館
	市	福島市公会堂、福島市市民会館、福島市立図書館、 福島市中央学習センター、こむこむ館、 福島市民ギャラリー、福島市音楽堂、花の写真館、 福島市古関裕而記念館、ウィズもとまち、 アクティブシニアセンターA・O・Z、福島体育館
	財団法人	福島テルサ
教育施設	国	福島大学附属小学校
	県	県立橘高校、県立盲学校、県立聾学校福島分校、県立 福島高校
	市	福島第一小学校、福島第二小学校、福島第三小学校、 福島第四小学校、清明小学校
	学校法人 社団法人	桜の聖母短期大学、福島学院大学駅前キャンパス 福島看護専門学校、松韻学園福島高等学校

(2) 中心市街地における主要施設の経緯

中心市街地内の福島駅北側に位置する曾根田地区の大型商業施設は、平成10年に5階建ての駐車場を完備し完成した。1～4階までが百貨店等、5階に映画館等が入居し賑わいを見せてきたが、平成17年に百貨店が撤退したことにより1～4階が空き店舗となり、中心市街地活性化に多大な影響を及ぼしていたため、前計画で中心市街地活性化の主要事業として位置付け、1～3階までを(株)福島まちづくりセンターがテナントを誘致し、4階部分には従前から要望が高かった高齢者が交流できる「アクティブシニアセンターA・O・Z」を福島市が整備し、「曾根田ショッピングセンター（MAX ふくしま）」として平成22年11月に再生した。新計画においては、被災により休館となっている花の写真館の再生や栄地町区商業施設整備事業の実施など、更なる既存ストックの有効活用等に積極的に取り組み、活性化の促進を図る。

[4] 都市機能の集積のための事業等

前項 4 から 8 に記載した事業のうち、都市機能の集積への寄与が特に大きいと考えられる事業は以下のとおりである。

4. 市街地の整備改善のための事業

- 腰浜町町庭坂線道路事業
- 高質空間形成施設・腰浜町町庭坂線
- 杉妻町早稲町線道路事業
- 曾根田町桜木町線道路事業（宮下町工区）
- 太平寺岡部線道路事業（御山町工区）
- 上町地区周辺道路整備事業
- 仲間町春日町線道路事業
- 入江町桜木町線道路整備事業
- 入江町 8 号線道路整備事業
- 福島駅新東西自由通路整備検討会設置
- 福島都心中央地区土地区画整理事業
- 駅前通り等整備推進会設置
- 街なか広場整備検討会設置

5. 都市福利施設を整備する事業

- 五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 上町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 霞町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 八島町地区暮らし・にぎわい再生事業
- 文化交流施設整備事業（花の写真館）
- 上町地区都市機能立地支援事業
- 「こむこむ館」運営事業
- 福島体育館整備事業
- 駅前通り地区再開発の検討
- 駅周辺賑わい交流施設整備検討会
- 児童公園周辺整備事業

6. 街なか居住の推進のための事業

- 早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業【再掲】
- 家賃助成事業
- 借上市営住宅供給促進事業

7. 商業の活性化のための事業

- 栄町地区商業施設整備事業
- 福島駅前通りリニューアル整備事業
- 新規創業者等支援事業
- 創業応援利子補給事業
- 福島市観光案内所、認定観光圏案内所運営事業
- ブラットショップ運営事業
- ふくしま屋台村運営事業
- 御倉邸運営事業
- 福島城下まちづくり事業
- 商店街空き店舗対策事業
- 中心市街地共通ポイントカード事業
- 中心市街地共通駐車サービス券事業

8. 4 から 7 までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- 福島駅周辺自転車駐車場整備促進事業
- 中心市街地活性化支援バス社会実験
- 自転車利用環境総合整備事業
- 駅前通り買い物客自転車駐車場整備事業
- レンタサイクル事業
- 「福島バスまつり」開催事業
- 中心市街地活性化交通支援事業



被災前の花の写真館（文化交流施設整備事業）

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

① レンタサイクル事業の実施

レンタサイクル社会実験（平成 24 年度）

福島市の市街地は、平坦な地形的特徴から自転車利用に適した都市構造であり、自転車は機動性の高い端末交通手段として市民等の足として定着している。

レンタサイクル事業は、中心市街地の利便性向上を図るため、平成 11 年 9 月 1 日より 2 箇所での貸出所で導入調査事業を開始し、平成 14 年 4 月より本格実施（当初は 4 箇所）され、現在に至っている。

また、年間の貸出台数は本格実施後 1.8 万台を前後していたが、ここ 2 年間は 1.5 万台に減少しており、利用者数の増加が課題となっていたため、身近な交通手段として、回遊性・利便性を向上するため、既存の 5 箇所の貸出所及び新設予定の 3 箇所の貸出所において、新レンタサイクルシステムの試行実験を実施した。

社会実験は、福島市役所、御倉邸、ヘルシーランドの 3 箇所に簡易貸出所を新設し、季節の貸出所と併せ 8 箇所の貸出所で実施した。また、2 か月間の期間中に利用者アンケート調査を行い、システムに関しては大半が好意的な評価であったが、近年の利用者数は伸び悩む傾向にある。新設の貸出所は、福島市役所貸出所の利用が最も多く、乗り捨て自由とした今回の社会実験において、異なる返却所への返却も多く見られた。既設の 5 箇所については、福島駅周辺に集中しており、福島市役所に貸出所を設置し、乗り捨て自由とすることにより、今後の利用者増加に期待がもてる。

② まちなか居住の促進に向けた先行的な取り組み

借上市営住宅制度の実施（平成 14 年 4 月～）

土地所有者等が中心市街地に建設した賃貸住宅を市が 20 年間借上げ、市営住宅として管理していくことにより、定住人口の確保と、賑わいのある中心市街地の実現を図る目的で実施。

団地名	曾根田団地	早稲町団地	中町団地	新町団地
戸数	25	40	40	18
構造	RC 造 7 階	S 造 10 階	SRC 一部 S 造 10 階	RC 造 9 階

これにより、中心市街地内において交通の便が良く、利便性の高い公営住宅に低廉な家賃で、安心して居住できる住宅が整備された。

③市内循環周遊バス事業

市内循環バス「ももりんバス」(平成16年度～)

本市では、平成16年度より市内循環バスを運行している。この市内循環バスは100円バス「ももりんバス」として市内循環の3コースの運行を実施し、市民に親しまれ利用されている。利用者数は平成23年に総利用者が約77万人程度まで減少したが、平成22年10月よりスタートしたICカードサービス(NORUCA)による利便性向上(各種割引や乗換サービス等)が市民に普及・定着したことなどにより、平成25年には約85万人と大幅に増加しているため、本計画においても、中心市街地中心部と周辺の拠点施設を結ぶ回遊環境の向上を図るため、更なる利便性の向上を図る必要がある。

以上の様なこれまでの取り組みの結果等を踏まえ、本計画に基づく事業を実施する。

[2] 都市計画との調和等

(1) 都市マスタープラン

平成12年1月に策定した福島市都市マスタープランにおいて、中心市街地活性化について以下の様に位置付けている。

○基本的な考え方

社会経済の動向や、国際化・情報化の発展、ライフスタイルの多様化等に配慮した、都市基盤の整備をもとに、商業・業務機能の活性化や、文化、情報等の都市機能の充実、整備を計画的に促進する。また、生活利便性の高さや歴史、文化、自然等の多様な資源特性を生かした住環境の整備、改善を図り、魅力的で賑わいのある、安全で安心して住み続けられるまちづくりの実現を目指す。

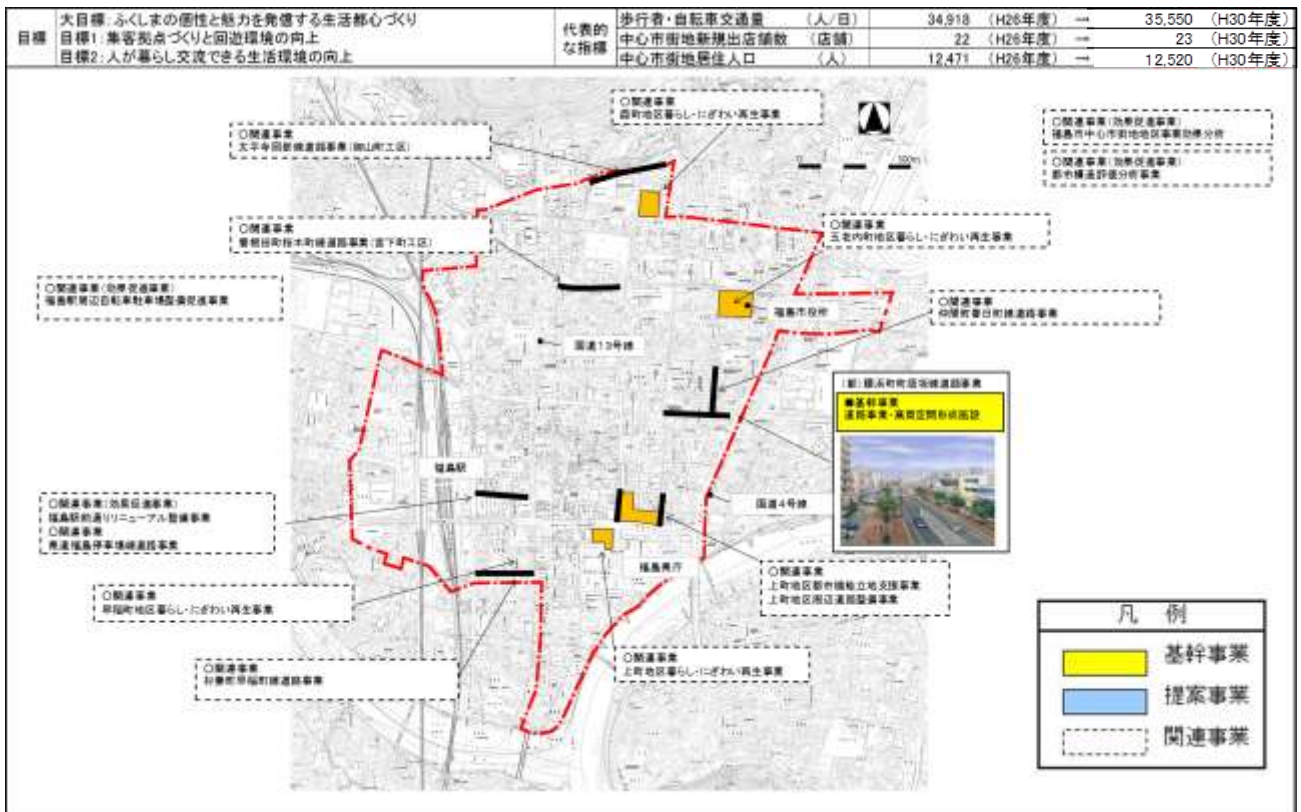
○基本方針

- ・ 中核都市の中心に相応しい土地利用の実現
- ・ 都市活動を支える道路、交通システムの整備
- ・ 商業、業務等都市機能の集積、充実と適正な配置
- ・ 多様な都市型住宅の供給による居住の促進
- ・ 住み続けられる安全、安心な住環境づくり
- ・ 水と緑の自然環境を生かした福島らしいまちづくり
- ・ 環境共生都市の核としての中心市街地づくり
- ・ 「福島市中心市街地活性化基本計画」に基づく重点的な施策展開

(2) 都市再生整備計画

都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画を策定し、社会資本整備総合交付金を活用した事業を実施している。

地区の名称	福島市中心市街地地区（第2期）
地区の面積	250ha
計画期間	平成27年度～平成30年度
目標	<p>○大目標</p> <p>ふくしまの個性と魅力を発信する生活都心づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標1 集客拠点づくりと回遊環境の向上 ・目標2 人が暮らし交流できる生活環境の向上



[3] その他の事項

福島県では、商業まちづくりの推進に関して、特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から調整することで、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を目的とする「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を平成17年10月18日に制定した(平成18年10月1日から施行)。

この条例では、小売商業施設の適正な配置として、一定の人口や都市機能が集積し、県民が公共交通機関を利用することで容易にアクセスできる場所に特定小売商業施設(店舗面積6,000㎡以上の小売商業施設)の集積を図るとしている。また、自然環境への負荷や自治体の財政負担を増大させることなどが無いよう、持続可能なまちづくりを推進するために郊外部への特定小売商業施設の立地を抑制している。

本市においても、条例の趣旨を踏まえて、市内全ての準工業地域を特別用途地区(大規模集客施設制限地区)に指定し、中心市街地の賑わいや活性化を促し、均衡のとれた都市構造の実現を図っていくものである。



パセオ470



古閑裕而記念館

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地活性化の目標」 (P. 83~100) に記載。
	認定の手續	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」 (P. 137~148) に記載。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」 (P. 78~82) に記載
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」 (P. 137~148) に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」 (P. 149~154) に記載。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他の中心市街地の活性化に関する重要な事項」 (P. 155~158) に記載。
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」 (P. 101~136) に記載。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	事業ごとに掲載した「目標達成のための位置付け及び必要性」 (P. 101~136) に記載。 * 4. ~8. を参照
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業ごとに掲載した「実施主体」 (P. 101~136) に記載。 * 4. ~8. を参照
	事業の実施スケジュールが明確であること	事業ごとに掲載した「実施時期」 (P. 101~136) に記載。 * 4. ~8. を参照